

令和6年度
食品循環資源の再生利用等の促進に関する
実施状況調査等業務報告書

令和7年3月
三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

目次

I. 地方公共団体の取組に関する調査.....	1
1. 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査.....	1
2. 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロスの発生量の推計.....	121
II. 地方公共団体の対策支援等.....	127
第1章 地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアル等の改訂等.....	127
1. 実施概要.....	127
2. 作成した事例紹介記事（画像）.....	128
第2章 地方公共団体担当者向け研修会の開催.....	129
1. 開催結果.....	129
第3章 地方公共団体における食品ロス削減推進計画策定等支援.....	139
1. 「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」の取りまとめ.....	139
III. 食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討.....	144
1. 手引きの作成に向けた論点の整理.....	144
2. 食品ロスの発生要因を踏まえた推進すべき施策の整理.....	146
3. ヒアリングの実施.....	153
IV. 食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討会の開催.....	154
1. 検討背景・目的.....	154
2. 開催概要.....	155
V. 食品循環資源の再生利用等に関する国際的な議論・動向の収集・整理等.....	157
1. 国際的な議論・動向に関する最新の情報の収集・整理.....	157
2. 海外に向けた情報発信の支援.....	162
VI. 登録再生利用事業者の取組に関する調査.....	163
1. 調査概要.....	163
2. 調査結果（概要）.....	165
3. 調査票等.....	167
VII. 食品リサイクル合同会合の開催支援.....	180
VIII. 食品循環資源の再生利用等に係る資料作成.....	181
1. 登録再生利用事業者及び食品リサイクルループに関する申請内容整理.....	181
2. 食品リサイクルループに関する実態調査・分析.....	182
3. 登録再生利用事業者の事例整理（5事例）.....	197
4. 防災時用備蓄食品の活用状況等について.....	200
5. 事業系食品ロスのうち削減が困難なものに関する検討.....	203
6. 登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング.....	205
7. その他.....	211

I. 地方公共団体の取組に関する調査

食品リサイクル法に基づく新たな基本方針の公表（令和元年 7 月）や、食品ロスの削減の推進に関する法律の施行（令和元年 10 月）を受けて、食品廃棄物の発生抑制及び再生利用に係る地方公共団体の役割は大きくなっている。

食品リサイクル法の新たな基本方針の中では、食品廃棄物の再生利用等の促進に向けて、市区町村においては、多量排出事業者への減量化指導の徹底、優良な登録再生利用事業者を認定する取組の活用、更には事業系一般廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の推進といった役割が求められている。食品ロスの削減の推進に関する法律では、地方公共団体は、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施する責務を有するとされており、本法律で定められた基本方針を基に、食品ロス削減推進計画を定めるよう努めることとされている。

これらを踏まえ、市区町村における家庭系の食品廃棄物及び食品ロスの発生量を含めた食品循環資源の再生利用等（発生抑制及び再生利用並びに熱回収及び減量）の実施状況に関する実態調査を行った。実態調査の結果を踏まえ、家庭から排出される食品廃棄物及び食品ロスの発生量の全国推計を行った。

1. 食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査

1.1 調査対象

家庭から発生した食品廃棄物・食品ロスの発生量及び処理状況、食品廃棄物・食品ロスの発生抑制や再生利用に関する取組の実施状況等を把握するため、全市区町村に対してアンケート調査を実施した。

1.2 調査項目

アンケート調査は、以下の項目について調査を行った。

図表 1 市区町村アンケートの調査項目

調査項目	
食品廃棄物・食品ロスの発生状況 （令和 5 年度の状況を調査）	➤ 食品廃棄物の収集方法 ➤ 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無 ➤ 家庭から排出された食品廃棄物の総量とその計算方法 ➤ 組成調査の実施方法 ➤ 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無 ➤ 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施方法及び結果 ➤ 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無 ➤ 家庭から排出された食品ロス量とその計算方法
食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組状況 （令和 6 年度の状況を調査）	【食品ロスに関する目標について】 ➤ 食品ロス量に関する目標策定の有無（家庭または事業系） ➤ 食品ロス量に関する目標について（家庭または事業系） 【食品ロスの組成調査について】 ➤ 家庭から排出された食品ロス量の組成調査の実施状況 ➤ 家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書について

調査項目	
	➤ 「家庭から排出された食品ロス量の組成調査」支援事業への参加意向 【食品ロス削減に向けた取組の概況について】 ➤ 食品ロス対策に関する取組実施状況 ➤ mottECO の推進に関する取組状況、今後の予定について ➤ mottECO の推進に関する具体的な取組について ➤ フードドライブの実施常用について ➤ 自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けている フードドライブの実施状況等について 【食品廃棄ゼロエリアの創出に向けた取組について】 ➤ 「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組 ➤ 「食品廃棄ゼロエリア」の取組事例について ➤ 地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向 【民間の排出事業者に対する支援・指導の状況について】 ➤ 食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知、市区町村別の 定期報告データの活用状況について ➤ 優良な再生利用事業者の認定制度の認知・活用状況について ➤ 食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の認知状況について ➤ 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等について ➤ 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための具体的な取組 ➤ 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進の実施・検討における課題等について 【一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理の実施状況について】 ➤ 一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況について ➤ 他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等について ➤ 他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等の 手続きの方法・手順について ➤ 他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等に要する 平均的な期間について ➤ 他の市区町村から登録再生利用事業者への食品廃棄物の 搬入時の事前協議について ➤ 再生利用事業計画における他の市区町村からの食品廃棄物の 搬入時の事前協議等について ➤ 他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の 手続きの方法・手順について 【家庭・学校・公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用実施状況について】 ➤ 家庭から排出される食品廃棄物の分別回収・再生利用の状況 ➤ 公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される 食品廃棄物の分別回収・再生利用の状況 ➤ 生ごみ処理機・生ごみ処理容器への購入補助について（家庭用・業務用） ➤ 補助対象となる生ごみ処理機・生ごみ処理容器の種類について ➤ 家庭用・業務用の生ごみ処理機・生ごみ処理容器への補助金の利用状況 【一般廃棄物処理基本計画等における食品廃棄物関連事項の記載について】 ➤ 一般廃棄物処理基本計画等における食品廃棄物関連事項記載有無 【防災備蓄品の管理・活用・廃棄状況等について】 ➤ 防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等について ➤ 防災備蓄食品の入替えについて ➤ 防災備蓄食品の入替え時の活用状況に関する情報公開の実施状況について 【その他について】 ➤ 自治体職員向けの情報発信（手引き・マニュアル等）の参照状況

1.3 調査方法

アンケート調査は、環境省から都道府県を通じて各市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施した。調査期間は、2024 年 10 月 18 日から 2024 年 11 月 29 日とし、市区町村からの回答を都道府県で回収・集計した後、環境省を通じてメールにて調査票の回収を行った。

また、調査の実施にあたっては専用の問い合わせ窓口を設置し、市区町村からの問い合わせへの対応を行った。具体的な問い合わせ内容と、それに対する回答の一部を以下の表に示す。

図表 2 市区町村アンケート調査に対する市区町村からの主な問合せと回答内容

該当箇所		問合せ内容	回答
設問概要	問番号		
調査票①について	-	令和6年5月に燃やせるごみの組成分析調査（生活系・事業系）を実施し、こちらで出た組成割合を基に、令和2年度から令和5年度の食品ロスの量を推計している。 こちらは令和5年度に実施したごみ組成分析調査ではないので、報告不要という認識でよろしいか。	令和5年度の食品ロス量等の推計を実施している場合、報告をお願いしたい。その際、計算根拠等に令和6年度の調査結果に基づく旨を明記いただきたい。
一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理の実施状況について	19	越境処理に関する設問について、こちらは再生利用のみを対象に回答するものか。焼却等は含まなくてよいのか。	処理方法の種別は問わず、食品廃棄物の越境処理を対象にご回答いただきたい。
	19	当市は、事務組合ではないが2市2町で他市に位置する処理施設へ廃棄物を搬入している。当市から当該処理施設へ運搬・搬入することが『越境処理「区域外で処理」』に該当するか。 また、当市は食品廃棄物の分別収集を行っていないため、元より搬入・搬出を行っていないという解釈でよいのか。	食品廃棄物の越境処理を実施していないということであれば、「3. 食品廃棄物の越境処理を実施していない」をご回答いただきたい。
	19	近隣の市町村から食品廃棄物としてではなく、可燃ごみを受け入れることがある。どのように回答すべきか。	本設問の趣旨は食品廃棄物を越境で運搬してリサイクルしている実態についての設問であり、ご回答は不要である。
	19	市内に登録再生利用事業者が立地しており、他市から受け入れているが、市施設では受入していない。また、市内排出事業者が他市に搬出しているケースもある。どのように回答すべきか。	選択肢「1. 他市区町村からの食品廃棄物の搬入を受入れている」「2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出を行っている（事業者からの搬出を含む）」を選択いただきたい。
	20-1	登録再生利用事業者での受け入れを回答すればよいのか。なお、登録再生利用事業者での受け入れについては、事前協議を行っていない。	貴市の場合には、問 20-1、問 20-4 が同様な回答となるが、いずれもご回答いただきたい。
防災備蓄品の備蓄及び発生状況について	21	①備蓄量は何日時点の情報を回答すれば良いか。毎年4月1日に国からの備蓄量調査に回答している。同内容を回答すればよいのか。 ②分かる範囲での回答で良いか。	①他にデータがないようであれば、4月1日時点のデータをご回答いただきたい。 ②分かる範囲でのご回答で問題ない。
公共施設から排出される食品廃棄物の分別回収・再生利用の状況	23	市区町村が主体となって実施をする分別回収事業を指しているという理解で良いか。	そのご認識で問題ない。
家庭・学校・公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用（リサイクル）実施状況について	23	調理の際に発生する野菜くずについては近隣の動物を扱う施設に提供、残飯については、ごみ処理場へ搬入している場合、どのように回答すべきか。	分別回収については、「5. その他」を選択いただき、ご状況を回答いただきたい。再生利用については、「①再生利用の実施有無について」にて「1. 再生利用を実施している」を選択いただき、続く設問についてもご回答いただきたい。

該当箇所		問合せ内容	回答
設問概要	問番号		
防災備蓄品の管理・活用・廃棄状況等について	27	防災備蓄食品として備蓄していない食品について、入替えの実施状況は、「1. 入替えを行った」「2. 入替えを行っていない」もしくは無回答の場合、どのように回答すべきか。	「2. 入替えを行っていない」とご回答いただきたい。
	27	防災備蓄食品としてクラッカー等の設問にない食品を備蓄している場合にどのように回答すればよいか。	設問の対象外の食品については回答不要であり、設問対象品目を備蓄していない場合は「2. 入替えを行っていない」とご回答いただきたい。なお、クラッカー等の主食を缶詰で備蓄している場合は「缶詰（主食）」で回答いただきたい。
	27	実際の災害（台風）対応のために防災備蓄品を使用した場合、活用したと考えてよいか。	令和5年度の状況を伺っており、当該年度内であれば活用と回答いただいて差し支えない。活用方法は「6. その他」を選択いただき、自由記述欄にその旨をご記載いただきたい。
	27	防災備蓄品のローリングストックとはどんな意味か。	賞味期限を迎えるものが一斉に発生しないように、順次入れ替えるという趣旨である。
	28	ホームページで公開はしていないが、問合せがあった場合には回答している。これは情報公開という扱いで良いか。	「3.その他」と回答いただき、その旨を自由記述にご回答いただきたい。

1.4 回収結果

総回答数は 1,712 件で、回収率は 98.3%であった。各都道府県における回収結果を下表に示す。

図表 3 回収結果（都道府県別）

都道府県		市区町村数	回答数	無回答数	回収率
北海道地方	北海道	179	151	28	84.4%
	東北地方				
	青森県	40	40	0	100.0%
	岩手県	33	33	0	100.0%
	宮城県	35	35	0	100.0%
	秋田県	25	25	0	100.0%
	山形県	35	35	0	100.0%
	福島県	59	59	0	100.0%
関東地方	茨城県	44	44	0	100.0%
	栃木県	25	25	0	100.0%
	群馬県	35	35	0	100.0%
	埼玉県	63	63	0	100.0%
	千葉県	54	54	0	100.0%
	東京都	62	62	0	100.0%
	神奈川県	33	33	0	100.0%
中部地方	新潟県	30	30	0	100.0%
	富山県	15	15	0	100.0%
	石川県	19	19	0	100.0%
	福井県	17	17	0	100.0%
	山梨県	27	27	0	100.0%
	長野県	77	77	0	100.0%
	岐阜県	42	42	0	100.0%
	静岡県	35	35	0	100.0%
近畿地方	愛知県	54	54	0	100.0%
	三重県	29	29	0	100.0%
	滋賀県	19	19	0	100.0%
	京都府	26	26	0	100.0%
	大阪府	43	43	0	100.0%
	兵庫県	41	41	0	100.0%
	奈良県	39	39	0	100.0%
中国地方	和歌山県	30	30	0	100.0%
	鳥取県	19	19	0	100.0%
	島根県	19	19	0	100.0%
	岡山県	27	27	0	100.0%
	広島県	23	23	0	100.0%
四国地方	山口県	19	19	0	100.0%
	徳島県	24	24	0	100.0%
	香川県	17	17	0	100.0%
	愛媛県	20	20	0	100.0%
九州・沖縄地方	高知県	34	34	0	100.0%
	福岡県	60	60	0	100.0%
	佐賀県	20	20	0	100.0%
	長崎県	21	21	0	100.0%
	熊本県	45	44	1	97.8%
	大分県	18	18	0	100.0%
	宮崎県	26	26	0	100.0%
	鹿児島県	43	43	0	100.0%
	沖縄県	41	41	0	100.0%
全体		1,741	1,712	29	98.3%

1.5 集計結果

回収した調査票の全てが有効回答であり、1,712 件を対象として集計を行った。

なお、「食品廃棄物・食品ロスの発生状況」については令和 5 年度、「食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組状況」については、直近（令和 6 年度）の状況を伺った。調査項目ごとの集計結果は以下のとおり¹である。

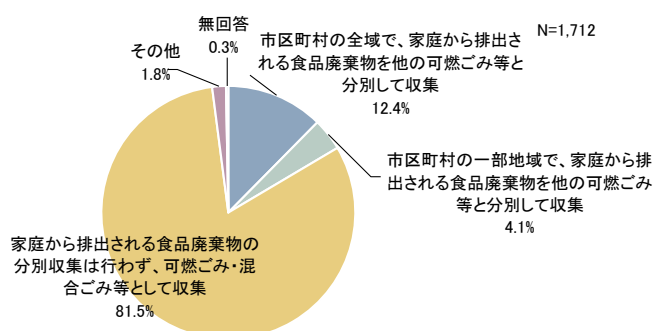
1.5.1 食品廃棄物・食品ロスの発生状況

(1) 【問 1】食品廃棄物の収集方法

令和 5 年度の家庭から排出される食品廃棄物の収集方法について伺ったところ、「1. 市区町村の全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集」は 212 件（12.4%）、
「2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集」は 70 件（4.1%）であり、分別収集を行っている市区町村は全体の 16.5%であった（一部地域・世帯での実施を含む）。

昨年度調査（調査対象年度：令和 4 年度）では、全域で実施が 217 件（12.7%）、一部地域でのみ実施が 78 件（4.6%）であり、分別収集を実施する市区町村数の合計は 295 件から 282 件へと減少している（昨年度調査の集計対象は、1,710 市区町村）。

図表 4 食品廃棄物の収集方法（令和 5 年度）



図表 5 食品廃棄物の収集方法（令和 5 年度）

	件数	割合
1. 市区町村の全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集	212	12.4%
2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集	70	4.1%
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集	1,395	81.5%
4. その他	30	1.8%
無回答	5	0.3%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

¹ 各調査項目の人口規模別の集計において、「1.5.1 食品廃棄物・食品ロスの発生状況」では令和 5 年度一般廃棄物処理実態調査、「1.5.2 食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組状況」では「令和 6 年住民基本台帳人口・世帯数、令和 5 年（1 月 1 日から同年 12 月 31 日まで）人口動態（市区町村別）」の人口に基づいて集計を実施している。

人口規模別にみると、分別収集を行っている市区町村は人口規模の小さな自治体に多く、人口5万人未満の自治体の約19%が全域又は一部地域で食品廃棄物の分別収集を行っていた。

「その他」の内容は、「一部の調理くず、貝殻、廃食用油のみ分別収集している」「拠点回収として食品残渣の回収を行っている」「生ごみ処理機で乾燥処理した物のみ可燃ごみとして収集」「各家庭において、コンポストや電動生ごみ処理機等を用いて堆肥化している」「生ごみを堆肥化する事業を行っており、自発的に参加している世帯の食品廃棄物を収集している」等であった。

図表 6 人口規模別、食品廃棄物の収集方法

	1) 50万人以上	2) 10万人以上	3) 5万人以上	4) 5万人未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 市区町村の全域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集。	0 (0)	12 (5)	16 (7)	184 (15)	212
2. 市区町村の一部地域で、家庭から排出される食品廃棄物を他の可燃ごみ等と分別して収集。	0 (0)	8 (3)	13 (5)	49 (4)	70
3. 家庭から排出される食品廃棄物の分別収集は行わず、可燃ごみ・混合ごみ等として収集。	35 (100)	222 (90)	207 (86)	931 (78)	1,395
4. その他	0 (0)	4 (2)	4 (2)	22 (2)	30
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0)	4 (0)	5

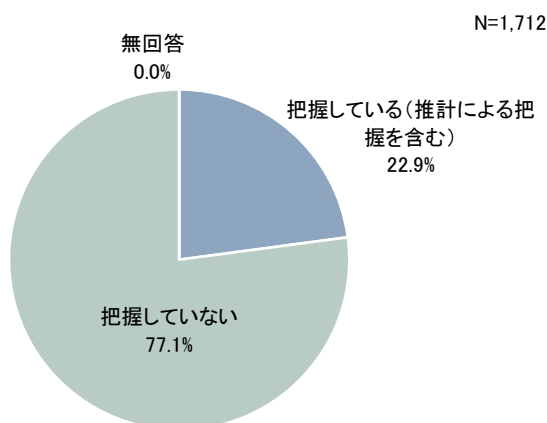
(注) () 内は人口規模別に集計した場合の割合を示す。

(注) 四捨五入の関係で、4)5万人未満の割合の合計が100%と一致しない。

(2) 【問 2-1】家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無

家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無については、「1. 把握している（推計による把握を含む）」が392件（22.9%）であった。把握又は推計をしている割合（回答1）を人口規模別にみると、50万人以上で80%、10万人以上で39%、5万人以上で27%、5万人未満の市区町村では17%であった。

図表 7 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無



図表 8 家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無

	件数	割合
1. 把握している（推計による把握を含む）	392	22.9%
2. 把握していない	1,320	77.1%
無回答	0	0.0%
合計	1,712	100.0%

図表 9 人口規模別、家庭から排出された食品廃棄物の総量の把握の有無

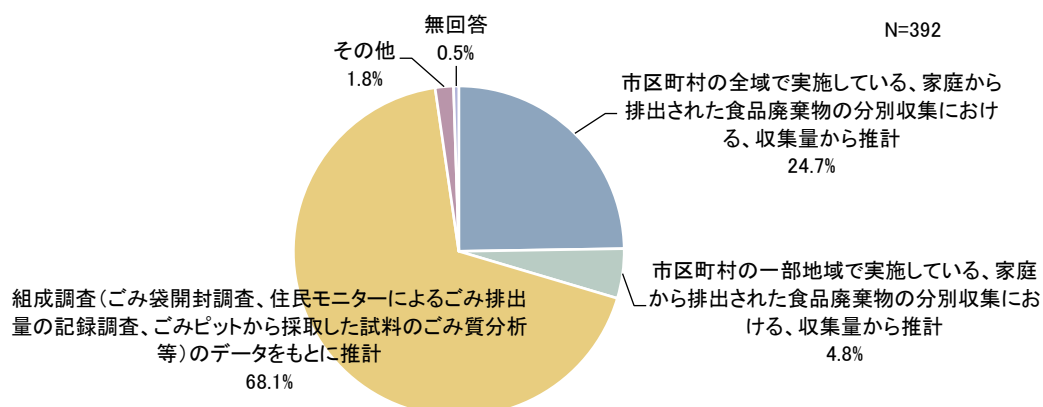
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 把握している （推計による把握を含む）	28 (80)	97 (39)	66 (27)	201 (17)	392
2. 把握していない	7 (20)	149 (61)	175 (73)	989 (83)	1,320
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

(3) 【問 2-2】家庭から排出された食品廃棄物の総量とその計算方法

問 2-1 で家庭から排出された食品廃棄物の総量を把握又は推計していると回答した市区町村（(2)の回答 1、n=392）を対象に、食品廃棄物の総量の計算方法について伺った。

食品廃棄物の総量の計算方法としては、「3. 組成調査（ごみ袋開封調査、住民モニターによるごみ排出量の記録調査、ごみピットから採取した試料のごみ質分析等）のデータをもとに推計」が 267 件（68.1%）と最も多く、次いで「1. 市区町村の全域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計」が 97 件（24.7%）であった。

図表 10 家庭から排出された食品廃棄物の総量の計算方法



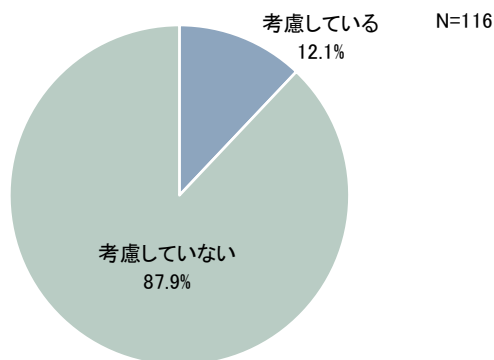
図表 11 家庭から排出された食品廃棄物の総量の計算方法

	件数	割合
1. 市区町村の全域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計	97	24.7%
2. 市区町村の一部地域で実施している、家庭から排出された食品廃棄物の分別収集における、収集量から推計	19	4.8%
3. 組成調査（ごみ袋開封調査、住民モニターによるごみ排出量の記録調査、ごみピットから採取した試料のごみ質分析等）のデータをもとに推計	267	68.1%
4. その他	7	1.8%
無回答	2	0.5%
合計	392	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

全域または一部地域で実施している分別収集の結果に基づいて推計を行っているとは回答した市区町村（回答 1 及び 2、n=116）に対し、可燃ごみ等への生ごみの混入量を総量の計算に考慮しているか伺ったところ、「2. 考慮していない」が、102 件（87.9%）であり、「1. 考慮している」と回答したのは、14 件（12.1%）であった。可燃ごみ等への生ごみの混入量を「2. 考慮していない」場合には、可燃ごみ等への生ごみの混入量が多い場合において、一部過小評価となっている可能性があると考えられる。

図表 12 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮



図表 13 可燃ごみ等への生ごみの混入量の考慮

	件数	割合
1. 考慮している	14	12.1%
2. 考慮していない	102	87.9%
合計	116	100.0%

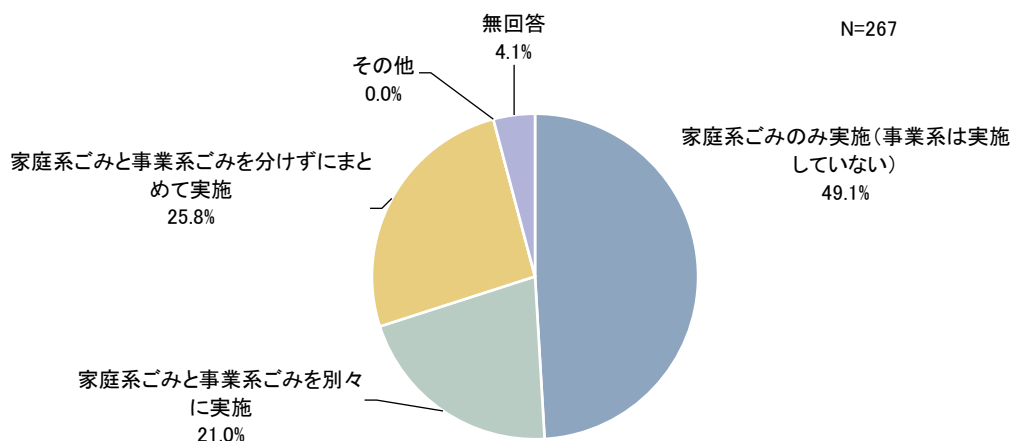
(4) 【問 2-3】組成調査の実施方法

問 2-2 で「3. 組成調査のデータをもとに（食品廃棄物の総量を）推計」と回答した市区町村（(3) の回答 3、n=267）に対し、組成調査における調査対象や調査方法等について伺った。

1) 調査対象の家庭系・事業系の別

組成調査の対象としては、「1. 家庭系ごみのみ実施（事業系は実施していない）」が 131 件（49.1%）と最も多く、次いで「3. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて実施」が 69 件（25.8%）であった。

図表 14 調査対象の家庭系・事業系の別



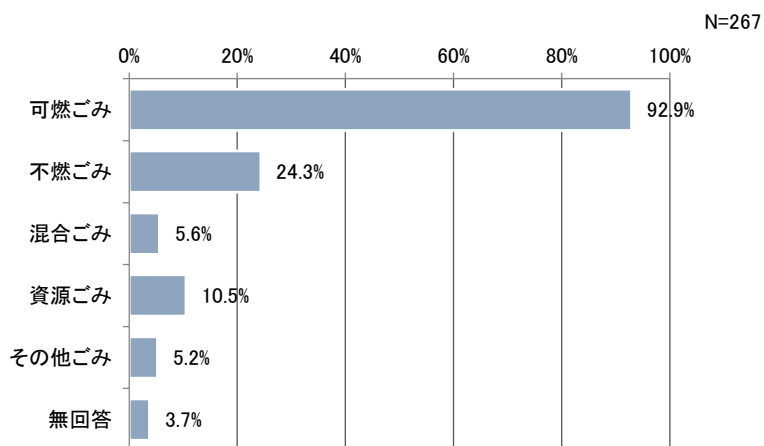
図表 15 調査対象の家庭系・事業系の別

	件数	割合
1. 家庭系ごみのみ実施（事業系は実施していない）	131	49.1%
2. 家庭系ごみと事業系ごみを別々に実施	56	21.0%
3. 家庭系ごみと事業系ごみを分けずにまとめて実施	69	25.8%
4. その他	0	0.0%
無回答	11	4.1%
合計	267	100.0%

2) 家庭系ごみの調査対象の収集区分

組成調査の対象とする収集区分は、「1. 可燃ごみ」を対象としている市区町村が 248 件 (92.9%) と最も多く、次いで、「2. 不燃ごみ」が 65 件 (24.3%)、「4. 資源ごみ」が 28 件 (10.5%) であった。

図表 16 調査対象の収集区分（複数回答）



図表 17 調査対象の収集区分（複数回答）

	件数	割合
1. 可燃ごみ	248	92.9%
2. 不燃ごみ	65	24.3%
3. 混合ごみ	15	5.6%
4. 資源ごみ	28	10.5%
5. その他ごみ	14	5.2%
無回答	10	3.7%
回答市区町村数	267	—

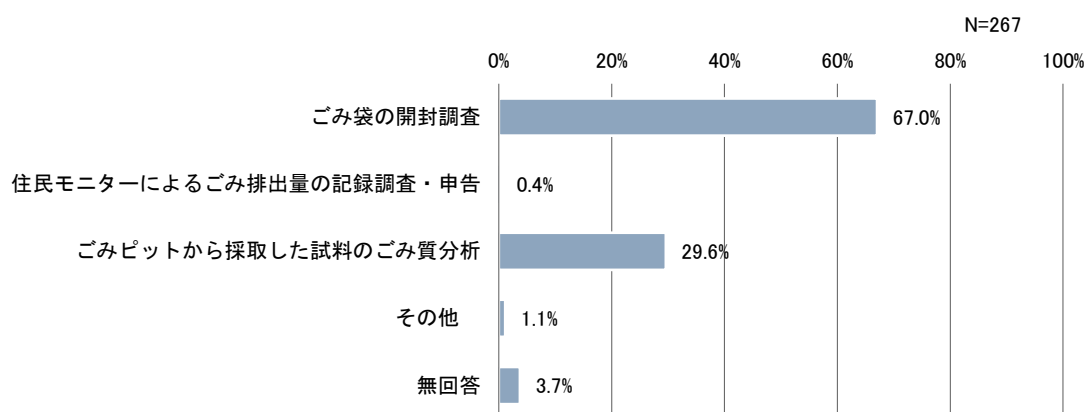
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

3) 家庭系ごみの調査方法

組成調査の調査方法は、「1. ごみ袋の開封調査」が 179 件（67.0%）と最も多く、「3. ごみピットから採取した試料のごみ質分析」が 79 件（29.6%）であった。

「その他」の内容は、「可燃ごみは一定量のごみ袋を開封調査し、不燃ごみは特定の集積場に排出された廃棄物の全量調査を実施している」等であった。

図表 18 組成調査の調査方法（複数回答）



図表 19 組成調査の調査方法（複数回答）

	件数	割合
1. ごみ袋の開封調査	179	67.0%
2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告	1	0.4%
3. ごみピットから採取した試料のごみ質分析	79	29.6%
4. その他	3	1.1%
無回答	10	3.7%
回答市区町村数	267	—

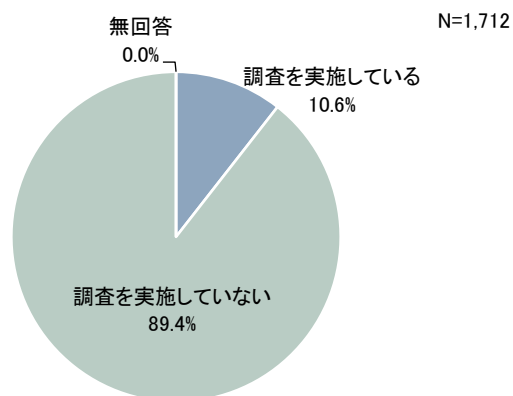
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

(5) 【問 3-1】家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無については、「1. 調査を実施している」が、181 件（10.6%）であった。なお、食品ロス量の調査を実施している市区町村の合計人口は約 5,321 万人であり、日本の人口の約 4 割（42.4%）に相当した。

「1. 調査を実施している」と回答した割合を人口規模別にみると、50 万人以上で 74%、10 万人以上で 33%、5 万人以上で 12%、5 万人未満は 4%であった。

図表 20 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無



図表 21 家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無

	件数	割合
1. 調査を実施している	181	10.6%
2. 調査を実施していない	1,531	89.4%
無回答	0	0.0%
合計	1,712	100.0%

図表 22 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施の有無

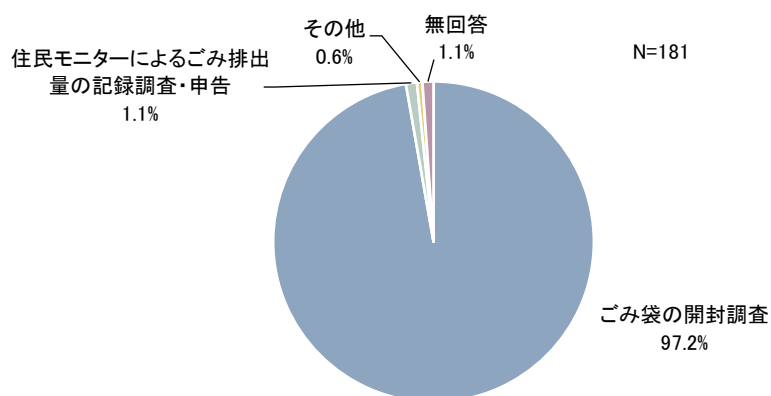
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 調査を実施している	26 (74)	82 (33)	30 (12)	43 (4)	181
2. 調査を実施していない	9 (26)	164 (67)	211 (88)	1,147 (96)	1,531
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0

(6) 【問 3-2】家庭から排出された食品ロス量（または割合）の調査の実施方法及び結果

1) 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

問 3-1 で家庭から排出された食品ロス量の「1. 調査を実施している」と回答した市区町村（(5) の回答 1、n=181）に対し、調査の実施方法を伺った。「1. ごみ袋の開封調査」は 176 件（97.2%）と最も多く、「2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告」は 2 件（1.1%）であった。「その他」の内容は、「一部事務組合実施のごみ質検査の結果より試算」であった。

図表 23 家庭から排出された食品ロス量の調査方法



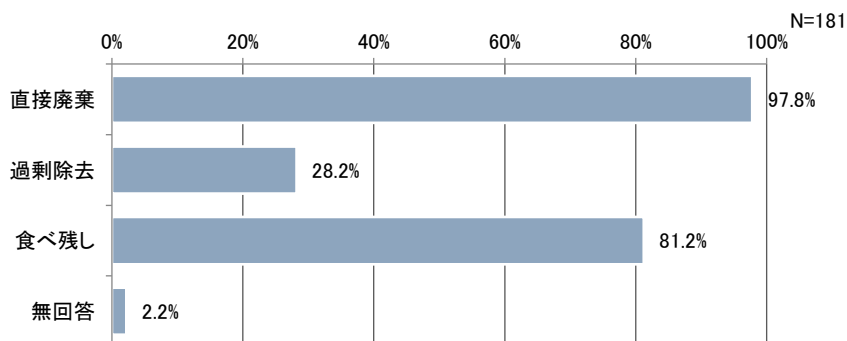
図表 24 家庭から排出された食品ロス量の調査方法

	件数	割合
1. ごみ袋の開封調査	176	97.2%
2. 住民モニターによるごみ排出量の記録調査・申告	2	1.1%
3. その他	1	0.6%
無回答	2	1.1%
合計	181	100.0%

2) 調査対象（食品ロスの内訳）

調査対象（食品ロスの内訳）としては、「1. 直接廃棄」を調査対象としている市区町村が 177 件 (97.8%) と最も多い。次いで「3. 食べ残し」が 147 件 (81.2%)、「2. 過剰除去」が 51 件 (28.2%) であった。

図表 25 調査対象（食品ロスの内訳）（複数回答）



図表 26 調査対象（食品ロスの内訳）（複数回答）

	件数	割合
1. 直接廃棄	177	97.8%
2. 過剰除去	51	28.2%
3. 食べ残し	147	81.2%
無回答	4	2.2%
回答市区町村数	181	—

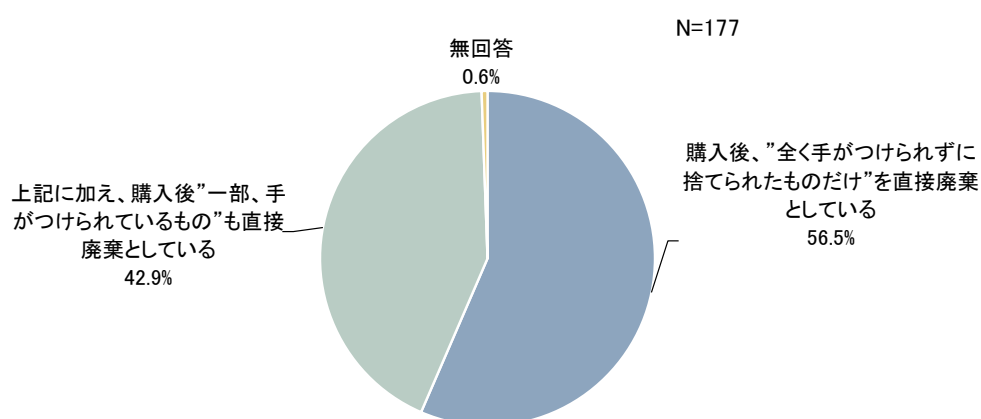
(注) 過剰除去と食べ残しを合わせて調査している等、2つの区分を合わせて実施している場合も含まれる。

(注) 複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

3) 直接廃棄の対象範囲

直接廃棄を調査対象としている市区町村 ((6)2)の回答 1、n=177) に対し、その対象範囲を伺った。「1. 購入後、“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている」は 100 件 (56.5%) であった。「2. 上記に加え、購入後“一部、手がつけられているもの”も直接廃棄としている」は 76 件 (42.9%) であった。“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている場合は、“全く手がつけられずに捨てられたもの”と“一部、手がつけられているもの”を合わせて直接廃棄としている場合に比べて、直接廃棄の発生量が過小評価されている可能性がある。

図表 27 直接廃棄の対象範囲



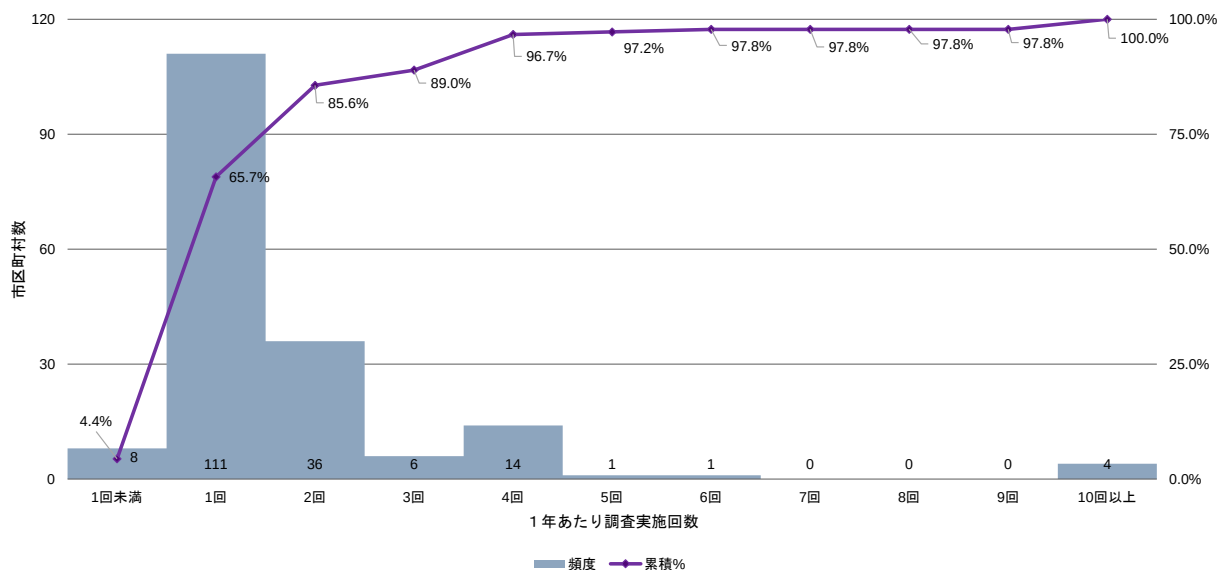
図表 28 直接廃棄の対象範囲

	件数	割合
1. 購入後、“全く手がつけられずに捨てられたものだけ”を直接廃棄としている	100	56.5%
2. 上記に加え、購入後“一部、手がつけられているもの”も直接廃棄としている	76	42.9%
無回答	1	0.6%
合計	177	100.0%

4) 調査の実施回数

1年あたりの調査の実施回数の分布は以下のとおりであり、1回が最も多い。

図表 29 1年あたりの調査実施回数

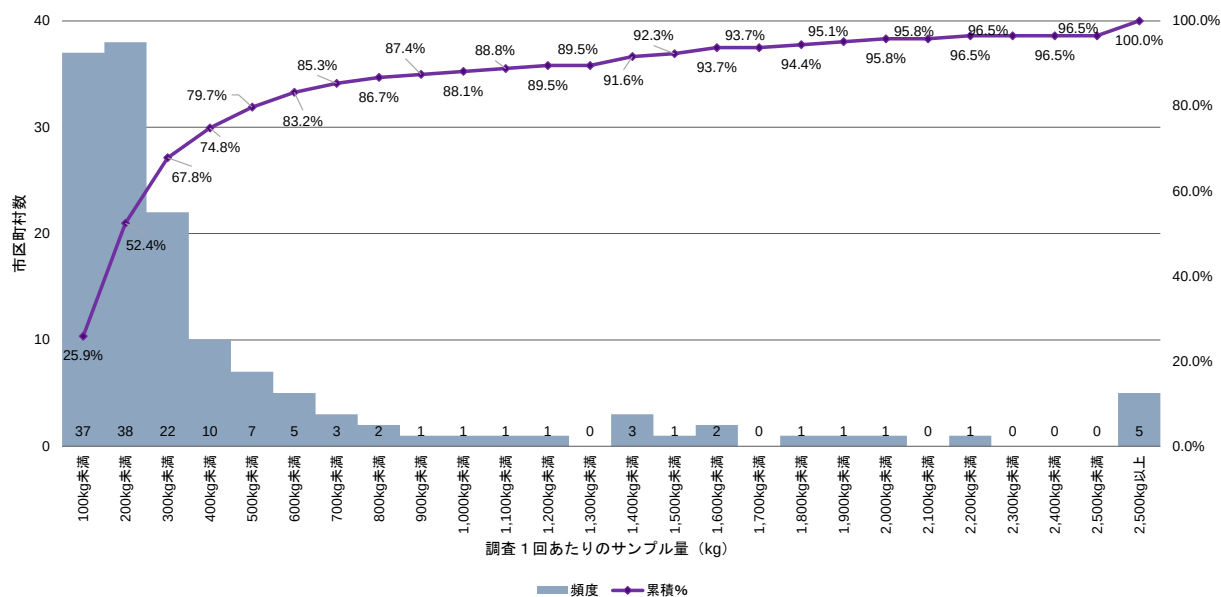


(注)「食品ロス量を把握するための調査を実施している」と回答した市区町村のうち、1年あたりの調査実施回数に回答があった市区町村(181件)の集計結果

5) 調査1回あたりのサンプル量

調査1回あたりのサンプル量の分布は、以下のとおりであり、300kg未満の市区町村が全体の約6割を占める。

図表 30 調査1回あたりのサンプル量



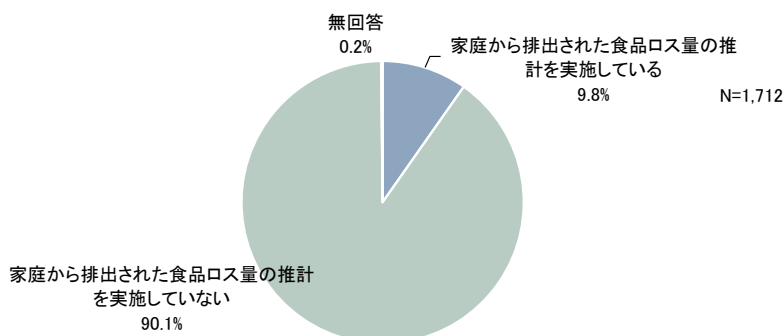
(注)「食品ロス量を把握するための調査を実施している」と回答した市区町村のうち、調査1回あたりのサンプル量をkgで回答した市区町村(143件)の集計結果

(7) 【問 4-1】家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

1) 推計の実施の有無

家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無について伺ったところ、「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している」が 167 件（9.8%）であった。また、食品ロス量の推計を実施している市区町村の合計人口は約 5,490 万人であり、日本の人口の約 4 割（43.7%）に相当した²。

図表 31 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無



図表 32 家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	件数	割合
1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している	167	9.8%
2. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施していない	1,542	90.1%
無回答	3	0.2%
合計	1,712	100.0%

(注) 四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

² 本結果は食品ロス量（または割合）の調査を実施している市区町村（(5)参照。181 件調査、約 5,321 万人に相当）とは一致しない。一部の市区町村では「1.（食品ロス量の）調査を実施している（(5)参照）」が、「2. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施していない（本設問）」という回答であり、調査結果を用いて食品ロス量の算出までは未実施であると考えられる。また、「2.（食品ロス量の）調査を実施していない（(5)参照）」が、「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している（本設問）」市区町村も一部あった。これらは過年度の食品ロス量の調査結果の割合を、令和 5 年度の家庭系ごみ量に乗算する等により、令和 5 年度の食品ロス量を推計している。

「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している」と回答した割合を人口規模別にみると、50 万人以上で 77%、10 万人以上で 35%、5 万人以上で 10%、5 万人未満は 3%であった。

図表 33 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量の推計の実施の有無

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	246 (100)	241 (100)	1,190 (100)	1,712
1. 家庭から排出された食品ロス 量の推計を実施している	27 (77)	86 (35)	24 (10)	30 (3)	167
2. 家庭から排出された食品ロス 量の推計を実施していない	8 (23)	160 (65)	217 (90)	1,157 (97)	1,542
無回答	0 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (0)	3

(8) 【問 4-2】家庭から排出された食品ロス量

問 4-1 で「1. 家庭から排出された食品ロス量の推計を実施している」と回答した市区町村((7)の回答 1、n=167) に対し、家庭から排出された食品ロス量について伺った。164 の市区町村から食品ロス量の回答があり、内訳として直接廃棄が 150 件、過剰除去が 35 件、食べ残し 129 件の回答であった。

図表 34 家庭から排出された食品ロス量の回答があった市区町村数

		回答数
食品ロス量		164
	直接廃棄	150
	過剰除去	35
	食べ残し	129

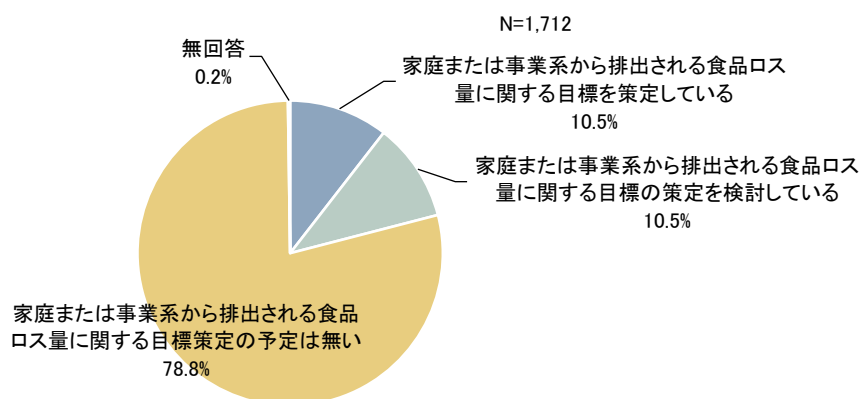
1.5.2 食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組状況

(1) 食品ロスに関する目標について³

1) 【問 5-1】食品ロス量に関する目標策定の有無（家庭または事業系）

食品ロス量に関する目標策定の有無（家庭または事業系）について伺ったところ、「3. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標策定の予定は無い」が 1,349 件（78.8%）と最も多く、「1. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標を策定している」が 180 件（10.5%）、「2. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標の策定を検討している」が 179 件（10.5%）であった。

図表 35 食品ロス量に関する目標策定の有無（家庭または事業系）



図表 36 食品ロス量に関する目標策定の有無（家庭または事業系）

	件数	割合
1. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標を策定している	180	10.5%
2. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標の策定を検討している	179	10.5%
3. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標策定の予定は無い	1,349	78.8%
無回答	4	0.2%
合計	1,712	100.0%

³ 問 5-2 「食品ロス量に関する目標について（家庭または事業系）」については、自由回答であることから、本集計上においては記載を省略している。（以下、欠番の設問についても同様に整理。）

「1. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標を策定している」の割合を人口規模別にみると、50 万人以上は 71%、10 万人以上は 31%であった。

図表 37 人口規模別、食品ロス量に関する目標策定の有無（家庭または事業系）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標を策定している	25 (71)	77 (31)	36 (15)	42 (4)	180
2. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標の策定を検討している	6 (17)	53 (22)	30 (13)	90 (8)	179
3. 家庭または事業系から排出される食品ロス量に関する目標策定の予定は無い	4 (11)	115 (47)	170 (72)	1,060 (89)	1,349
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0)	3 (0)	4

（注）（）内は人口規模別に集計した場合の割合を示す。

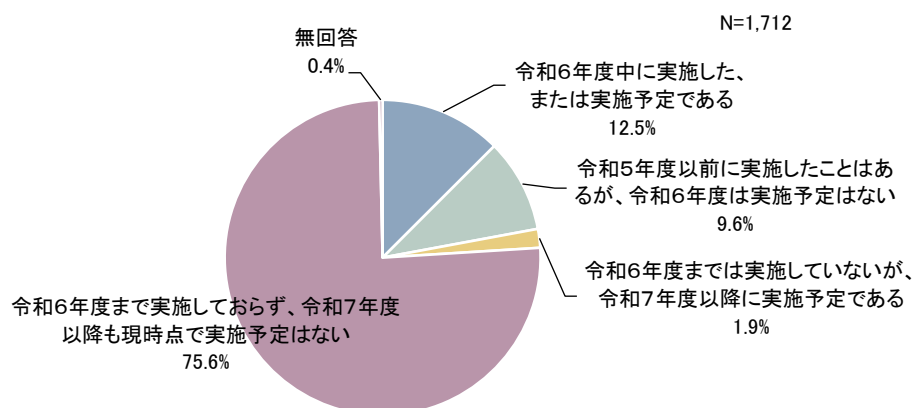
（注）四捨五入の関係で、1) 50 万人以上、4) 5 万人未満の割合の合計が 100%と一致しない。

(2) 食品ロスの組成調査について

1) 【問 6】家庭から排出された食品ロス量の組成調査の実施状況

家庭から排出された食品ロス量の組成調査の今年度の実施状況について伺ったところ、「4.令和6年度まで実施しておらず、令和7年度以降も現時点で実施予定はない」が1,295件(75.6%)と最も多く、次いで「1. 令和6年度中に実施した、または実施予定である」が214件(12.5%)、「2. 令和5年度以前に実施したことはあるが、令和6年度は実施予定はない」が164件(9.6%)であった。また、「3. 令和6年度までは実施していないが、令和7年度以降に実施予定である」は33件(1.9%)であった。

図表 38 家庭から排出された食品ロス量の組成調査の実施状況



図表 39 家庭から排出された食品ロス量の組成調査の実施状況

	件数	割合
1. 令和6年度中に実施した、または実施予定である	214	12.5%
2. 令和5年度以前に実施したことはあるが、令和6年度は実施予定はない	164	9.6%
3. 令和6年度までは実施していないが、令和7年度以降に実施予定である	33	1.9%
4. 令和6年度まで実施しておらず、令和7年度以降も現時点で実施予定はない	1,295	75.6%
無回答	6	0.4%
合計	1,712	100.0%

「1. 令和6年度中に実施した、または実施予定である」の割合を、人口規模別にみると、50万人以上は77%、10万人以上は42%であった。

図表 40 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量の組成調査の今年度の実施状況

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 令和6年度中に実施した、または実施予定である	27 (77)	103 (42)	34 (14)	50 (4)	214
2. 令和5年度以前に実施したことはあるが、令和6年度は実施予定はない	7 (20)	55 (22)	46 (19)	56 (5)	164
3. 令和6年度までは実施していないが、令和7年度以降に実施予定である	0 (0)	5 (2)	6 (3)	22 (2)	33
4. 令和6年度まで実施しておらず、令和7年度以降も現時点で実施予定はない	1 (3)	80 (33)	150 (63)	1,064 (89)	1,295
無回答	0 (0)	2 (1)	1 (0)	3 (0)	6

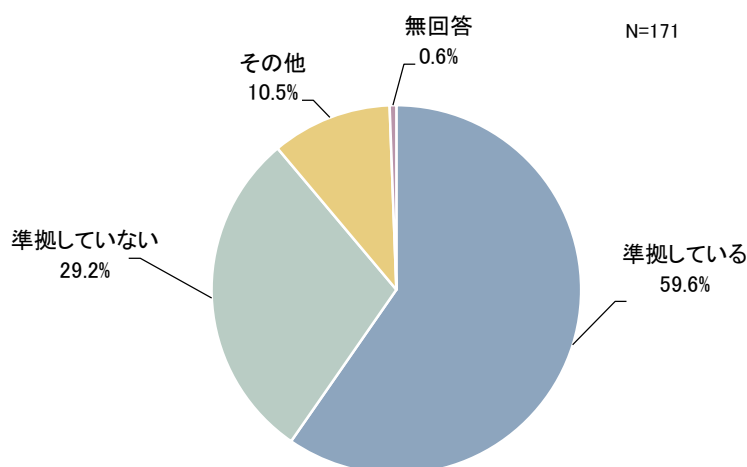
(注) 四捨五入の関係で、3)5万人以上の割合の合計が100%と一致しない。

2) 【問 7】家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書について⁴

家庭から排出された食品ロス量の組成調査を、令和 5 年度以前に実施した、または、令和 6 年度以降に実施予定のある市区町村のうち、令和 5 年度に調査を実施している市区町村（問 6 にて「1. 令和 6 年度中に実施した、または実施予定である」もしくは「2. 令和 5 年度以前に実施したことはあるが、令和 6 年度は実施予定はない」を回答、かつ、問 3-1 で「1. 調査を実施している」と回答し、問 3-2 の「1) 家庭から排出された食品ロス量の調査方法」で「1. ごみ袋の開封調査」を回答、n=171）に対し、家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書に準拠しているかを伺ったところ、「1. 準拠している」が 102 件（59.6%）、「2. 準拠していない」が 50 件（29.2%）であった。

「その他」の内容は、「国の手引きに準じて作成された県のマニュアルを参照」「参考にしているが、一部簡易化している」「委託業者が実施しているため不明」等であった。

図表 41 家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書について



図表 42 家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書について

	件数	割合
1. 準拠している	102	59.6%
2. 準拠していない	50	29.2%
3. その他	18	10.5%
無回答	1	0.6%
合計	171	100.0%

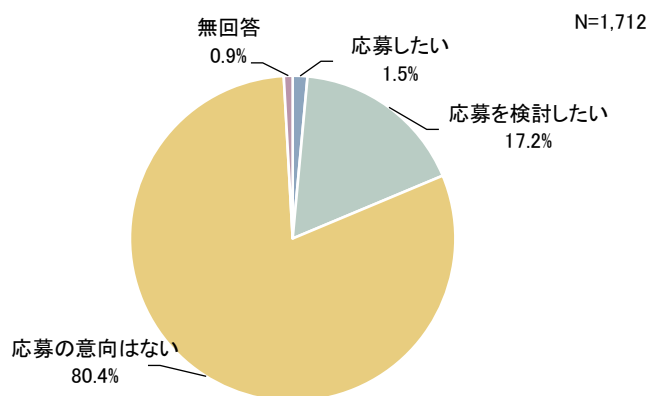
（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

⁴ 問 3-1 で「1. 調査を実施している」と回答し、問 3-2 の「1) 家庭から排出された食品ロス量の調査方法」で「1. ごみ袋の開封調査」を回答しているが、問 6 にて「1. 令和 6 年度中に実施した、または実施予定である」もしくは「2. 令和 5 年度以前に実施したことはあるが、令和 6 年度は実施予定はない」と回答していない自治体については、本設問では無効回答として扱った（5 件が該当）。

3) 【問 8】「家庭から排出された食品ロス量の組成調査」支援事業への参加意向

家庭から排出された食品ロス量の組成調査の支援事業（支援対象はこれまでの調査実施の有無に依らない）への参加意向について伺ったところ、「1. 応募したい」が 25 件（1.5%）であった。「2. 応募を検討したい」の 295 件（17.2%）と合わせて、320 件（18.7%）となっている。

図表 43 「家庭から排出された食品ロス量の組成調査」支援事業への参加意向



図表 44 「家庭から排出された食品ロス量の組成調査」支援事業への参加意向

	件数	割合
1. 応募したい	25	1.5%
2. 応募を検討したい	295	17.2%
3. 応募の意向はない	1,377	80.4%
無回答	15	0.9%
合計	1,712	100.0%

「1. 応募したい」の割合を、人口規模別にみると、5 万人以上が 4%と最も高い割合であった。

図表 45 人口規模別、家庭から排出された食品ロス量の組成調査の今年度の実施状況

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 応募したい	0 (0)	6 (2)	10 (4)	9 (1)	25
2. 応募を検討したい	9 (26)	77 (31)	67 (28)	142 (12)	295
3. 応募の意向はない	25 (71)	160 (65)	157 (66)	1,035 (87)	1,377
無回答	1 (3)	2 (1)	3 (1)	9 (1)	15

(注) 四捨五入の関係で、2) 10 万人以上、3) 5 万人以上、4) 5 万人未満の割合の合計が 100%と一致しない。

(3) 食品ロス削減に向けた取組の概況について

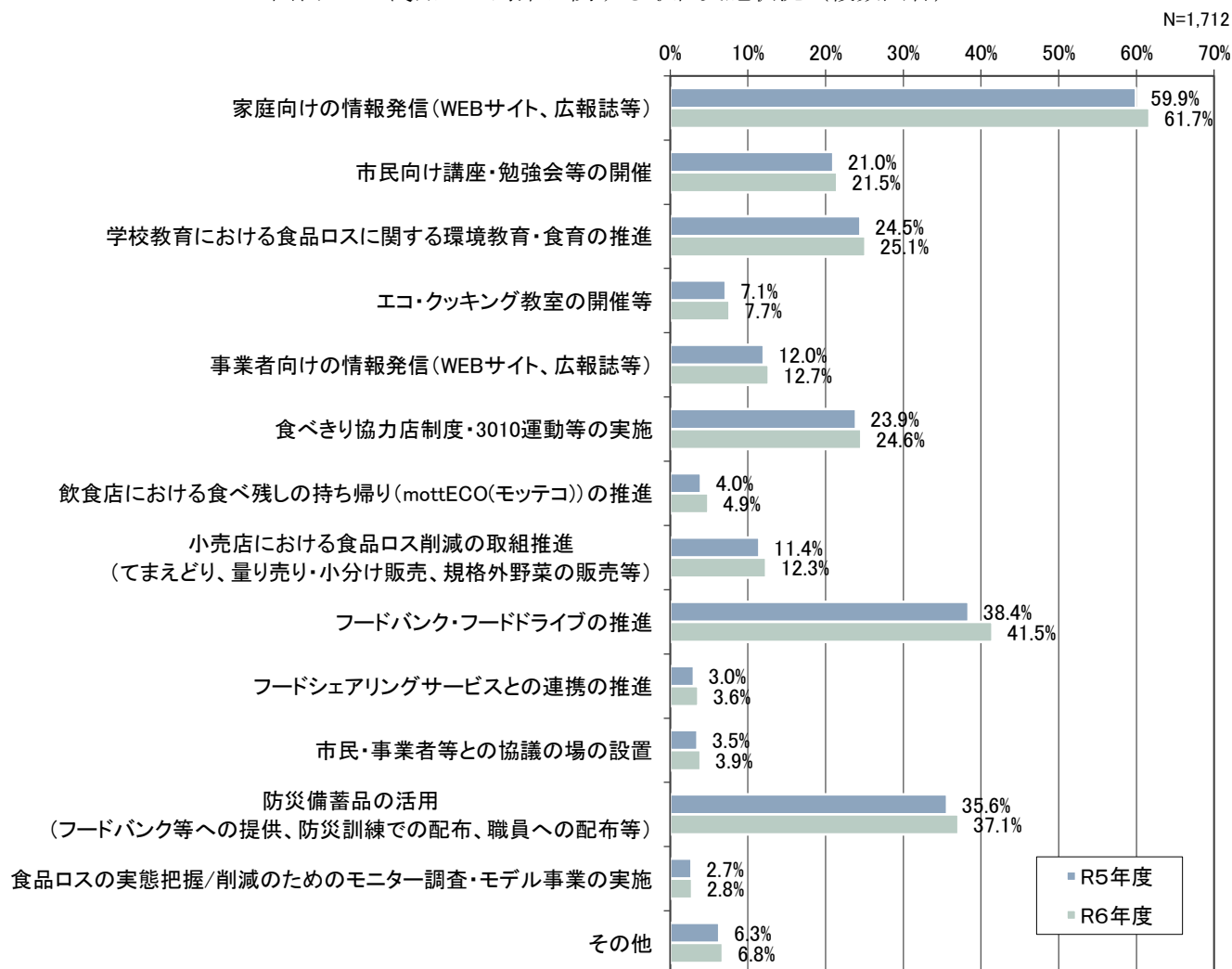
1) 【問 9】食品ロス対策に関する取組実施状況

食品ロス対策に関する取組の実施状況について伺ったところ、令和5年度、令和6年度ともに「1. 家庭向けの情報発信（WEB サイト、広報誌等）」が最も多く、それぞれ1,026 件（59.9%）、1,056 件（61.7%）であった。次いで、両年度ともに、「9. フードバンク・フードドライブの推進」となっており、それぞれ657 件（38.4%）、710 件（41.5%）であった。

「13. 食品ロスの実態把握／削減のためのモニター調査・モデル事業の実施」の具体的な内容としては、「食品ロスダイアリーのモニター調査」「食品ロスに関する住民の意識調査アンケートの実施」「家庭用生ごみ処理機のレンタル」等であった。

「その他」の内容は、「賞味・消費期限間近の商品に貼られた割引シールを景品と交換するキャンペーンを実施」「ダンボールコンポスト等の配布」等であった。

図表 46 食品ロス対策に関する取組実施状況（複数回答）



図表 47 食品ロス対策に関する取組実施状況（複数回答）

	令和 5 年度		令和 6 年度	
	件数	割合	件数	割合
1. 家庭向けの情報発信（WEBサイト、広報誌等）	1,026	59.9%	1,056	61.7%
2. 市民向け講座・勉強会等の開催	359	21.0%	368	21.5%
3. 学校教育における食品ロスに関する環境教育・食育の推進	419	24.5%	430	25.1%
4. エコ・クッキング教室の開催等	122	7.1%	131	7.7%
5. 事業者向けの情報発信（WEBサイト、広報誌等）	206	12.0%	217	12.7%
6. 食べきり協力店制度・3010運動等の実施	409	23.9%	421	24.6%
7. 飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO(モッテコ)）の推進	68	4.0%	84	4.9%
8. 小売店における食品ロス削減の取組推進（てまえどり、量り売り・小分け販売、規格外野菜の販売等）	196	11.4%	211	12.3%
9. フードバンク・フードドライブの推進	657	38.4%	710	41.5%
10. フードシェアリングサービスとの連携の推進	52	3.0%	62	3.6%
11. 市民・事業者等との協議の場の設置	60	3.5%	67	3.9%
12. 防災備蓄品の活用（フードバンク等への提供、防災訓練での配布、職員への配布等）	610	35.6%	635	37.1%
13. 食品ロスの実態把握/削減のためのモニター調査・モデル事業の実施	47	2.7%	48	2.8%
14. その他	108	6.3%	116	6.8%
無回答	317	18.5%	280	16.4%
回答市区町村数	1,712	—	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

令和6年度の取組実施状況を人口規模別にみると、いずれの取組についても人口規模が大きいほど実施率が高い傾向にある。

図表 48 人口規模別、食品ロス対策に関する取組実施状況（令和6年度）（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 家庭向けの情報発信（WEBサイト、広報誌等）	34 (97)	232 (95)	197 (83)	593 (50)	1,056
2. 市民向け講座・勉強会等の開催	30 (86)	129 (53)	76 (32)	133 (11)	368
3. 学校教育における食品ロスに関する環境教育・食育の推進	31 (89)	137 (56)	74 (31)	188 (16)	430
4. エコ・クッキング教室の開催等	18 (51)	61 (25)	21 (9)	31 (3)	131
5. 事業者向けの情報発信（WEBサイト、広報誌等）	24 (69)	97 (40)	40 (17)	56 (5)	217
6. 食べきり協力店制度・3010運動等の実施	31 (89)	149 (61)	72 (30)	169 (14)	421
7. 飲食店における食べ残しの持ち帰り（mottECO(モッテコ)）の推進	13 (37)	32 (13)	14 (6)	25 (2)	84
8. 小売店における食品ロス削減の取組推進 （てまえどり、量り売り・小分け販売、規格外野菜の販売等）	28 (80)	104 (42)	29 (12)	50 (4)	211
9. フードバンク・フードドライブの推進	33 (94)	193 (79)	154 (65)	330 (28)	710
10. フードシェアリングサービスとの連携の推進	20 (57)	30 (12)	7 (3)	5 (0)	62
11. 市民・事業者等との協議の場の設置	11 (31)	29 (12)	14 (6)	13 (1)	67
12. 防災備蓄品の活用（フードバンク等への提供、防災訓練での配布、 職員への配布等）	22 (63)	129 (53)	105 (44)	379 (32)	635
13. 食品ロスの実態把握/削減のためのモニター調査・モデル事業の実施	7 (20)	26 (11)	5 (2)	10 (1)	48
14. その他	11 (31)	14 (6)	19 (8)	72 (6)	116

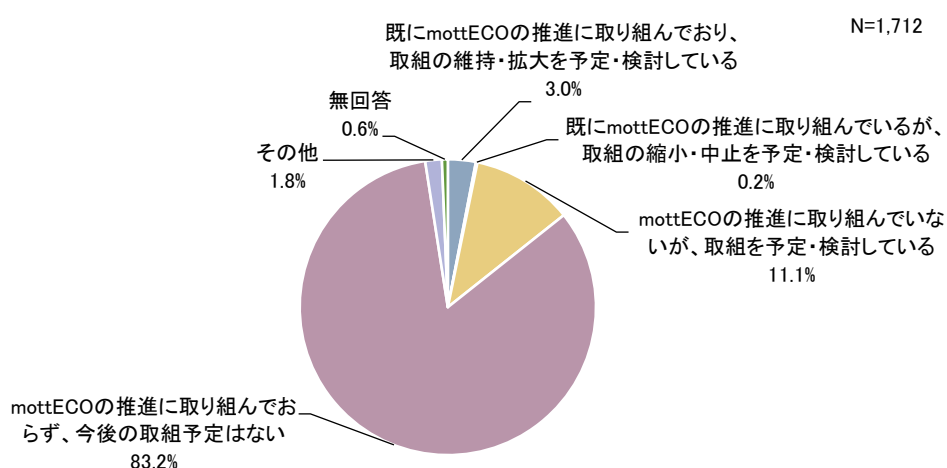
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

2) 【問 10-1】 mottECO の推進に関する取組状況、今後の予定について

mottECO の推進に関する取組状況・今後の取組予定について伺ったところ、「4. mottECO の推進に取り組んでおらず、今後の取組予定はない」が 1,425 件（83.2%）と最も多く、次いで、「3. mottECO の推進に取り組んでいないが、取組を予定・検討している」が 190 件（11.1%）であった。

「その他」の内容は、「mottECO という名称を用いていないが、食べ残しの持ち帰りについて啓発・告知している」「県が実施している取組に参画している」等であった。

図表 49 mottECO の推進に関する取組状況・今後の予定について



図表 50 mottECO の推進に関する取組状況、今後の予定について

	件数	割合
1. 既にmottECOの推進に取り組んでおり、取組の維持・拡大を予定・検討している	52	3.0%
2. 既にmottECOの推進に取り組んでいるが、取組の縮小・中止を予定・検討している	3	0.2%
3. mottECOの推進に取り組んでいないが、取組を予定・検討している	190	11.1%
4. mottECOの推進に取り組んでおらず、今後の取組予定はない	1,425	83.2%
5. その他	31	1.8%
無回答	11	0.6%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

人口規模別でみると、規模が大きい市区町村において mottECO の推進、予定または検討が取り組んでいる傾向がみられる。

図表 51 人口規模別、mottECO の推進に関する取組状況・今後の取組予定

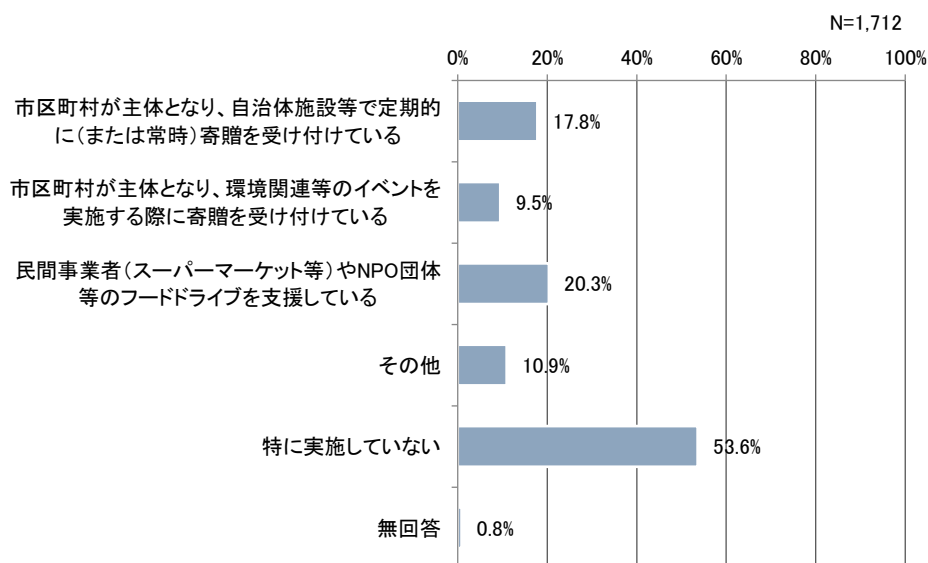
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 既にmottECOの推進に取り組んでおり、取組の維持・拡大を予定・検討している	12 (34)	21 (9)	7 (3)	12 (1)	52
2. 既にmottECOの推進に取り組んでいるが、取組の縮小・中止を予定・検討している	0 (0)	1 (0)	2 (1)	0 (0)	3
3. mottECOの推進に取り組んでいないが、取組を予定・検討している	7 (20)	48 (20)	35 (15)	100 (8)	190
4. mottECOの推進に取り組んでおらず、今後の取組予定はない	14 (40)	164 (67)	187 (79)	1,060 (89)	1,425
5. その他	2 (6)	10 (4)	5 (2)	14 (1)	31
無回答	0 (0)	1 (0)	1 (0)	9 (1)	11

3) 【問 11-1】フードドライブの実施状況について

フードドライブの実施状況について伺ったところ、「5. 特に実施していない」が 918 件(53.6%)と最も多く、「3. 民間事業者（スーパーマーケット等）や NPO 団体等のフードドライブを支援している」が 348 件（20.3%）、「1. 市区町村が主体となり、自治体施設等で定期的に（または常時）寄贈を受け付けている」が 304 件（17.8%）、「2. 市区町村が主体となり、環境関連等のイベントを実施する際に寄贈を受け付けている」が 162 件（9.5%）であった。

「その他」の内容は、「事業者等の取組の申し出に対して、フードバンクとの仲介を行っている」「社会福祉協議会が主となって実施している」等であった。

図表 52 フードドライブの実施状況（複数回答）



図表 53 フードドライブの実施状況（複数回答）

	件数	割合
1. 市区町村が主体となり、自治体施設等で定期的に（または常時）寄贈を受け付けている	304	17.8%
2. 市区町村が主体となり、環境関連等のイベントを実施する際に寄贈を受け付けている	162	9.5%
3. 民間事業者（スーパーマーケット等）やNPO団体等のフードドライブを支援している	348	20.3%
4. その他	187	10.9%
5. 特に実施していない	918	53.6%
無回答	14	0.8%
回答市区町村数	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

市区町村内で発生している食品ロスの発生状況の特徴の把握・整理状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど特徴が把握できている場合が多い。

図表 54 人口規模別、市区町村内で発生している食品ロスの発生状況の特徴の把握・整理（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 市区町村が主体となり、自治体施設等で定期的に（または常時）寄贈を受け付けている	24 (69)	102 (42)	69 (29)	109 (9)	304
2. 市区町村が主体となり、環境関連等のイベントを実施する際に寄贈を受け付けている	21 (60)	72 (29)	31 (13)	38 (3)	162
3. 民間事業者（スーパーマーケット等）やNPO団体等のフードドライブを支援している	25 (71)	102 (42)	75 (32)	146 (12)	348
4. その他	6 (17)	41 (17)	23 (10)	117 (10)	187
5. 特に実施していない	1 (3)	40 (16)	70 (30)	807 (68)	918

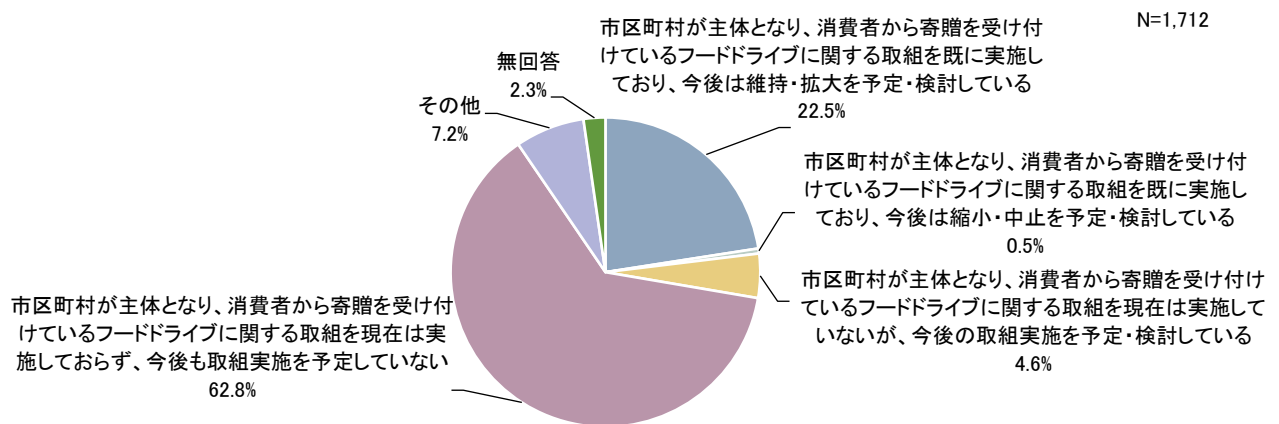
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

4) 【問 11-2】自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けている
フードドライブの実施状況等について

自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けているフードドライブの実施状況について伺ったところ、「4. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を現在は実施しておらず、今後も取組実施を予定していない」が 1,075 件 (62.8%) と最も多く、次いで、「1. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を既に実施しており、今後は維持・拡大を予定・検討している」が 386 件 (22.5%) であった。

「その他」の内容は、「社会福祉法人や NPO 法人等が主体となって実施しており、今後も協力を継続予定」等であった。

図表 55 自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けている
フードドライブの実施状況等について



図表 56 自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けている
フードドライブの実施状況等について

	件数	割合
1. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を既に実施しており、今後は維持・拡大を予定・検討している	386	22.5%
2. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を既に実施しており、今後は縮小・中止を予定・検討している	9	0.5%
3. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を現在は実施していないが、今後の取組実施を予定・検討している	79	4.6%
4. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を現在は実施しておらず、今後も取組実施を予定していない	1,075	62.8%
5. その他	124	7.2%
無回答	39	2.3%
回答市区町村数	1,712	100.0%

(注) 四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けているフードドライブの実施状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど実施・検討している割合が高い傾向にある。

図表 57 人口規模別、自治体施設等又はイベント等で寄贈を受け付けている
フードドライブの実施状況等について

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を既に実施しており、今後は維持・拡大を予定・検討している	27 (77)	127 (52)	94 (40)	138 (12)	386
2. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を既に実施しており、今後は縮小・中止を予定・検討している	0 (0)	5 (2)	1 (0)	3 (0)	9
3. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を現在は実施していないが、今後の取組実施を予定・検討している	0 (0)	9 (4)	16 (7)	54 (5)	79
4. 市区町村が主体となり、消費者から寄贈を受け付けているフードドライブに関する取組を現在は実施しておらず、今後も取組実施を予定していない	5 (14)	85 (35)	103 (43)	882 (74)	1,075
5. その他	3 (9)	18 (7)	17 (7)	86 (7)	124
無回答	0 (0)	1 (0)	6 (3)	32 (3)	39

(注) 四捨五入の関係で、4) 5 万人未満の割合の合計が 100%と一致しない。

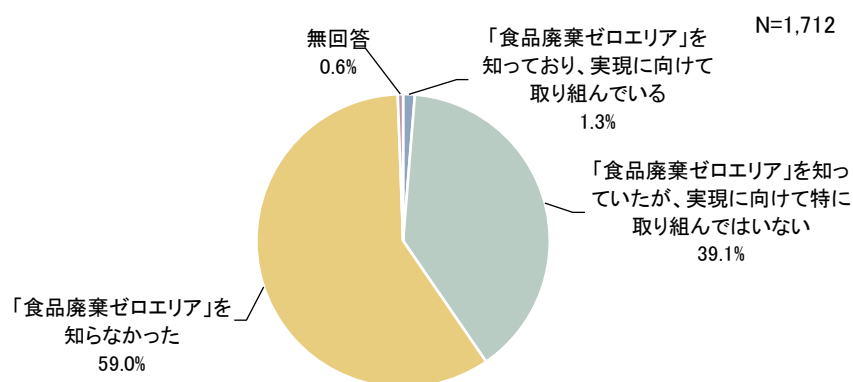
(4) 食品廃棄ゼロエリアの創出に向けた取組について

1) 【問 12】「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組

「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組状況について伺ったところ、「3.「食品廃棄ゼロエリア」を知らなかった」が最も多く、1,010 件（59.0%）であった。「1.「食品廃棄ゼロエリア」を知っており、実現に向けて取り組んでいる」が 22 件（1.3%）、「2.「食品廃棄ゼロエリア」を知っていたが、実現に向けて特に取り組んではない」が 670 件（39.1%）であった。

「1.「食品廃棄ゼロエリア」を知っており、実現に向けて取り組んでいる」と回答した自治体の具体的な取組内容は、「県の実施するモデル事業に協力している」「食べきり協力店事業、mottECO の推進」「量り売りの推進」等であった。

図表 58 「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組状況



図表 59 「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組状況

	件数	割合
1. 「食品廃棄ゼロエリア」を知っており、実現に向けて取り組んでいる	22	1.3%
2. 「食品廃棄ゼロエリア」を知っていたが、実現に向けて特に取り組んではない	670	39.1%
3. 「食品廃棄ゼロエリア」を知らなかった	1,010	59.0%
無回答	10	0.6%
回答市区町村数	1,712	100.0%

「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど「食品廃棄ゼロエリア」を知っている傾向にある。

図表 60 人口規模別、「食品廃棄ゼロエリア」の認知、実現に向けた取組状況

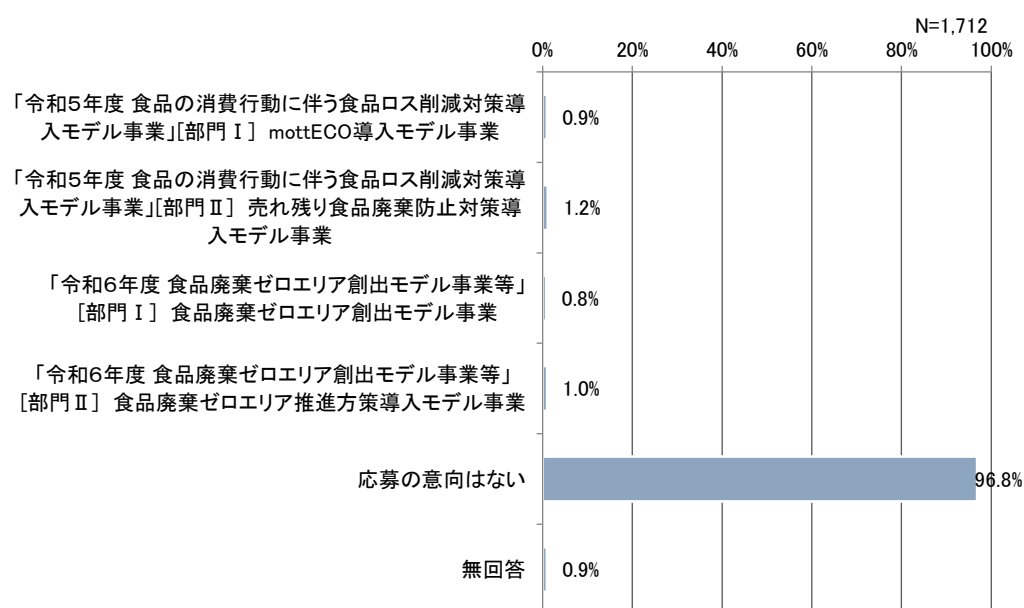
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 「食品廃棄ゼロエリア」を知っており、実現に向けて取り組んでいる	5 (14)	7 (3)	5 (2)	5 (0)	22
2. 「食品廃棄ゼロエリア」を知っていたが、実現に向けて特に取り組んではない	23 (66)	163 (67)	106 (45)	378 (32)	670
3. 「食品廃棄ゼロエリア」を知らなかった	7 (20)	75 (31)	125 (53)	803 (67)	1,010
無回答	0 (0)	0 (0)	1 (0)	9 (1)	10

(注) 四捨五入の関係で、2) 10 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

2) 【問 14】 地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向

地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向について伺ったところ、「1. 「令和5年度 食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」[部門Ⅰ] mottECO導入モデル事業」が16件(0.9%)、「2. 「令和5年度 食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」[部門Ⅱ] 売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業」が20件(1.2%)、「3. 「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」[部門Ⅰ] 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業」が14件(0.8%)、「4. 「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」[部門Ⅱ] 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業」が17件(1.0%)、「5. 応募の意向はない」が1,658件(96.8%)であった。

図表 61 地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向（複数回答）



図表 62 地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向（複数回答）

	件数	割合
1. 「令和5年度 食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」[部門Ⅰ] mottECO導入モデル事業	16	0.9%
2. 「令和5年度 食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」[部門Ⅱ] 売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業	20	1.2%
3. 「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」[部門Ⅰ] 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業	14	0.8%
4. 「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」[部門Ⅱ] 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業	17	1.0%
5. 応募の意向はない	1,658	96.8%
無回答	16	0.9%
合計	1,712	—

(注) 複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向を人口規模別にみると、人口規模による大きな差異はない。

図表 63 人口規模別、地域内での食品ロス削減に向けたモデル事業への参加意向（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 「令和5年度 食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」[部門Ⅰ] mottECO導入モデル事業	3 (9)	8 (3)	1 (0)	4 (0)	16
2. 「令和5年度 食品の消費行動に伴う食品ロス削減対策導入モデル事業」[部門Ⅱ] 売れ残り食品廃棄防止対策導入モデル事業	2 (6)	7 (3)	2 (1)	9 (1)	20
3. 「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」[部門Ⅰ] 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業	3 (9)	4 (2)	1 (0)	6 (1)	14
4. 「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」[部門Ⅱ] 食品廃棄ゼロエリア推進方策導入モデル事業	2 (6)	6 (2)	3 (1)	6 (1)	17
5. 応募の意向はない	29 (83)	229 (93)	228 (96)	1,172 (98)	1,658

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

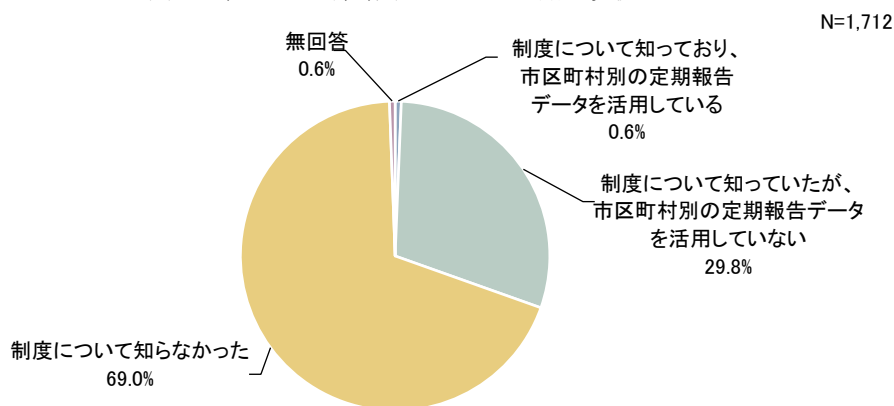
(5) 民間の排出事業者に対する支援・指導の状況について

1) 【問 15】食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知、市区町村別の定期報告データの活用状況について

食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知と、市区町村別の定期報告データの活用状況について伺ったところ、「3. 制度について知らなかった」が 1,181 件（69.0%）と最も多く、次いで、「2. 制度について知っていたが、市区町村別の定期報告データを活用していない」が 510 件（29.8%）であった。

「1. 制度について知っており、市区町村別の定期報告データを活用している」と回答した自治体の具体的な取組内容は、「事業系食品ロス発生量の推計に活用している」「多量排出事業者に対する廃棄物減量化指導に活用」等であった。

図表 64 食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知、
市区町村別の定期報告データの活用状況



図表 65 食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知、
市区町村別の定期報告データの活用状況

	件数	割合
1. 制度について知っており、市区町村別の定期報告データを活用している	11	0.6%
2. 制度について知っていたが、市区町村別の定期報告データを活用していない	510	29.8%
3. 制度について知らなかった	1,181	69.0%
無回答	10	0.6%
合計	1,712	100.0%

食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知と市区町村別の定期報告データの活用状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど認知が進んでいる傾向にある。

図表 66 人口規模別、食品リサイクル法に基づく定期報告制度の認知、
市区町村別の定期報告データの活用状況

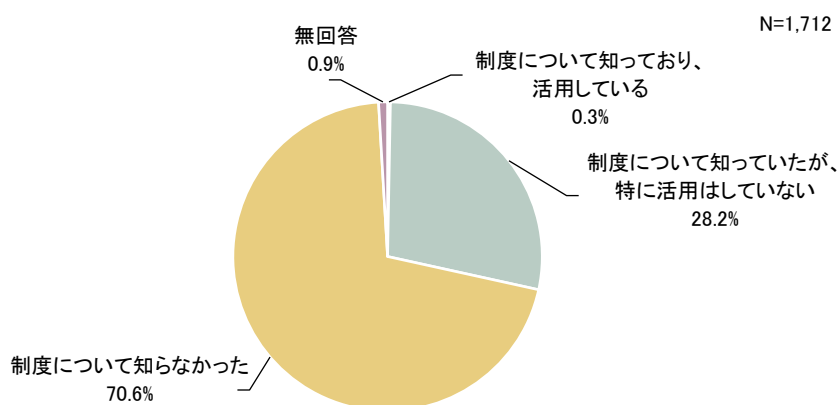
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 制度について知っており、市区町村別の定期報告データを活用している	1 (3)	5 (2)	4 (2)	1 (0)	11
2. 制度について知っていたが、市区町村別の定期報告データを活用していない	30 (86)	126 (51)	90 (38)	264 (22)	510
3. 制度について知らなかった	4 (11)	112 (46)	142 (60)	923 (77)	1,181
無回答	0 (0)	2 (1)	1 (0)	7 (1)	10

2) 【問 16】優良な再生利用事業者の認定制度の認知・活用状況について

一般社団法人全国食品リサイクル連合会による優良な再生利用事業者の認定制度の認知と活用状況について伺ったところ、「3. 制度について知らなかった」が 1,209 件（70.6%）と最も多く、次いで「2. 制度について知っていたが、特に活用はしていない」が 482 件（28.2%）、「1. 制度について知っており、活用している」は 5 件（0.3%）であった。

「1. 制度について知っており、活用している」と回答した自治体の具体的な活用方法は、「排出事業者に紹介」等であった。

図表 67 優良な再生利用事業者の認定制度の認知・活用状況



図表 68 優良な再生利用事業者の認定制度の認知・活用状況

	件数	割合
1. 制度について知っており、活用している	5	0.3%
2. 制度について知っていたが、特に活用はしていない	482	28.2%
3. 制度について知らなかった	1,209	70.6%
無回答	16	0.9%
合計	1,712	100.0%

優良な再生利用事業者の認定制度の認知・活用状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど認知が進んでいる傾向にある。

図表 69 人口規模別、優良な再生利用事業者の認定制度の認知・活用状況

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 制度について知っており、 活用している	0 (0)	2 (1)	0 (0)	3 (0)	5
2. 制度について知っていた が、特に活用はしていない	27 (77)	127 (52)	81 (34)	247 (21)	482
3. 制度について知らなかった	8 (23)	114 (47)	154 (65)	933 (78)	1,209
無回答	0 (0)	2 (1)	2 (1)	12 (1)	16

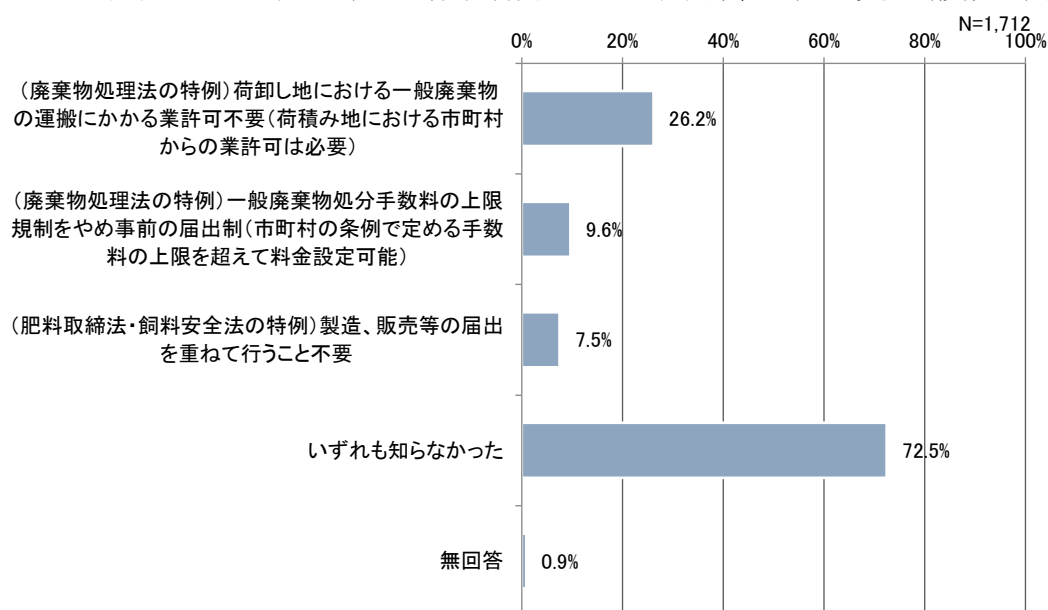
(注) 四捨五入の関係で、2) 10 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

3) 【問 17】食品リサイクル法における廃棄物処理法等の特例措置の認知状況について

① 登録再生利用事業者制度における特例措置の認知状況について

食品リサイクル法の登録再生利用事業者制度における特例措置の認知状況について伺ったところ、「1.（廃棄物処理法の特例）荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可不要（荷積み地における市町村からの業許可は必要）」が 448 件（26.2%）、「2.（廃棄物処理法の特例）一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）」が 165 件（9.6%）、「3.（肥料取締法・飼料安全法の特例）製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要」が 129 件（7.5%）、「4. いずれも知らなかった」は 1,241 件（72.5%）であった。

図表 70 登録再生利用事業者制度における特例措置の認知状況（複数回答）



図表 71 登録再生利用事業者制度における特例措置の認知状況（複数回答）

	件数	割合
1. （廃棄物処理法の特例）荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可不要（荷積み地における市町村からの業許可は必要）	448	26.2%
2. （廃棄物処理法の特例）一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）	165	9.6%
3. （肥料取締法・飼料安全法の特例）製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要	129	7.5%
4. いずれも知らなかった	1,241	72.5%
無回答	15	0.9%
合計	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

登録再生利用事業者制度における特例措置の認知状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど認知が進んでいる傾向にある。

図表 72 人口規模別、登録再生利用事業者制度における特例措置の認知状況（複数回答）

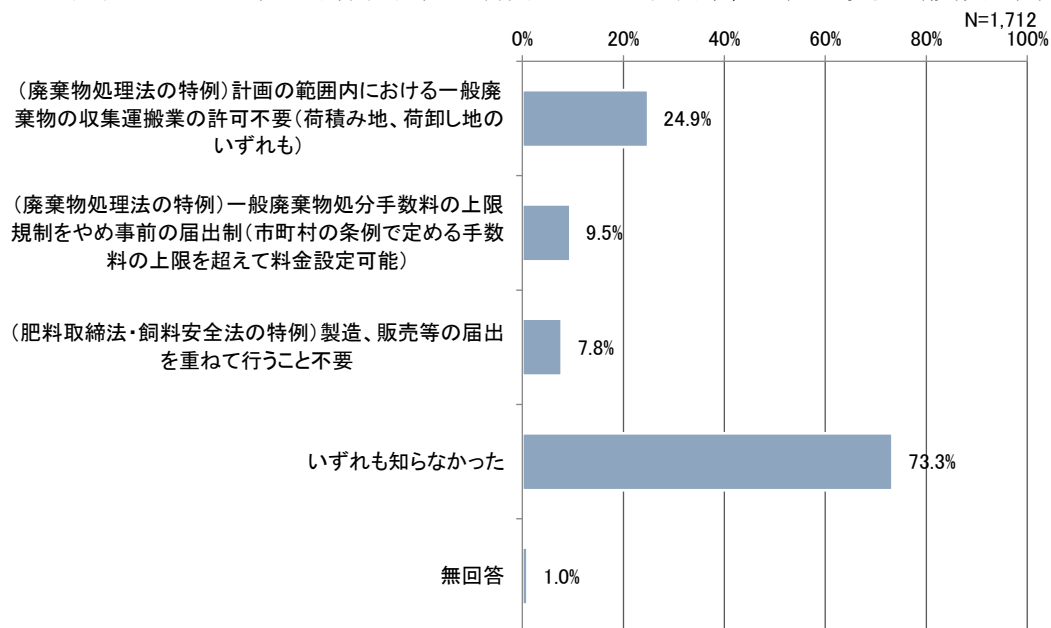
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. （廃棄物処理法の特例）荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可不要（荷積み地における市町村からの業許可は必要）	31 (89)	156 (64)	87 (37)	174 (15)	448
2. （廃棄物処理法の特例）一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）	19 (54)	66 (27)	25 (11)	55 (5)	165
3. （肥料取締法・飼料安全法の特例）製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要	11 (31)	45 (18)	19 (8)	54 (5)	129
4. いずれも知らなかった	4 (11)	87 (36)	147 (62)	1,003 (84)	1,241

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

② 再生利用事業計画認定制度における特例措置の認知状況について

食品リサイクル法の再生利用事業計画認定制度における特例措置の認知状況について伺ったところ、「1.（廃棄物処理法の特例）計画の範囲内における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要（荷積み地、荷卸し地のいずれも）」が 426 件（24.9%）、「2.（廃棄物処理法の特例）一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）」が 162 件（9.5%）、「3.（肥料取締法・飼料安全法の特例）製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要」が 133 件（7.8%）、「4. いずれも知らなかった」は 1,255 件（73.3%）であった。

図表 73 再生利用事業計画認定制度における特例措置の認知状況（複数回答）



図表 74 再生利用事業計画認定制度における特例措置の認知状況（複数回答）

	件数	割合
（廃棄物処理法の特例）計画の範囲内における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要（荷積み地、荷卸し地のいずれも）	426	24.9%
（廃棄物処理法の特例）一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）	162	9.5%
（肥料取締法・飼料安全法の特例）製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要	133	7.8%
いずれも知らなかった	1,255	73.3%
無回答	17	1.0%
回答市区町村数	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

再生利用事業計画認定制度における特例措置の認知状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど認知が進んでいる傾向にある。

図表 75 人口規模別、再生利用事業計画認定制度における特例措置の認知状況（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. （廃棄物処理法の特例）計画の範囲内における一般廃棄物の収集運搬業の許可不要（荷積み地、荷卸し地のいずれも）	31 (89)	143 (58)	88 (37)	164 (14)	426
2. （廃棄物処理法の特例）一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）	18 (51)	63 (26)	27 (11)	54 (5)	162
3. （肥料取締法・飼料安全法の特例）製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要	12 (34)	45 (18)	20 (8)	56 (5)	133
4. いずれも知らなかった	4 (11)	96 (39)	147 (62)	1,008 (84)	1,255

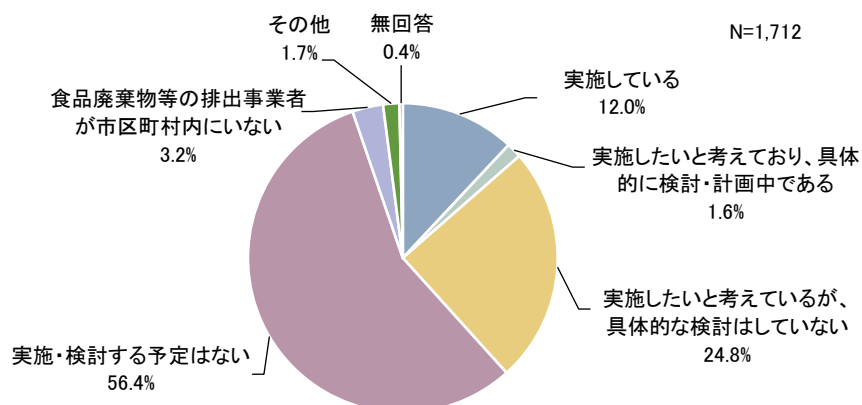
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

4) 【問 18-1】事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等について

事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等について伺ったところ、「4. 実施・検討する予定はない」が 966 件（56.4%）と最も多く、次いで、「3. 実施したいと考えているが、具体的な検討はしていない」が 424 件（24.8%）であった。

「その他」の内容は、「施設の更新にあわせて検討する」「総合的な廃棄物減量に関わる啓発冊子の配布やホームページへの掲載に留まっている」等であった。

図表 76 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等について



図表 77 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等について

	件数	割合
1. 実施している	205	12.0%
2. 実施したいと考えており、具体的に検討・計画中である	27	1.6%
3. 実施したいと考えているが、具体的な検討はしていない	424	24.8%
4. 実施・検討する予定はない	966	56.4%
5. 食品廃棄物等の排出事業者が市区町村内にいない	55	3.2%
6. その他	29	1.7%
無回答	6	0.4%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど実施・検討している割合が高い傾向にある。

図表 78 人口規模別、事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組の実施状況等

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 実施している	23 (66)	66 (27)	30 (13)	86 (7)	205
2. 実施したいと考えており、具体的に 検討・計画中である	1 (3)	8 (3)	9 (4)	9 (1)	27
3. 実施したいと考えているが、具体的 な検討はしていない	5 (14)	84 (34)	76 (32)	259 (22)	424
4. 実施・検討する予定はない	6 (17)	79 (32)	117 (49)	764 (64)	966
5. 食品廃棄物等の排出事業者が市区町 村内にいない	0 (0)	0 (0)	2 (1)	53 (4)	55
6. その他	0 (0)	7 (3)	2 (1)	20 (2)	29
無回答	0 (0)	1 (0)	1 (0)	4 (0)	6

(注) 四捨五入の関係で 2) 10 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

5) 【問 18-2】事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための具体的な取組

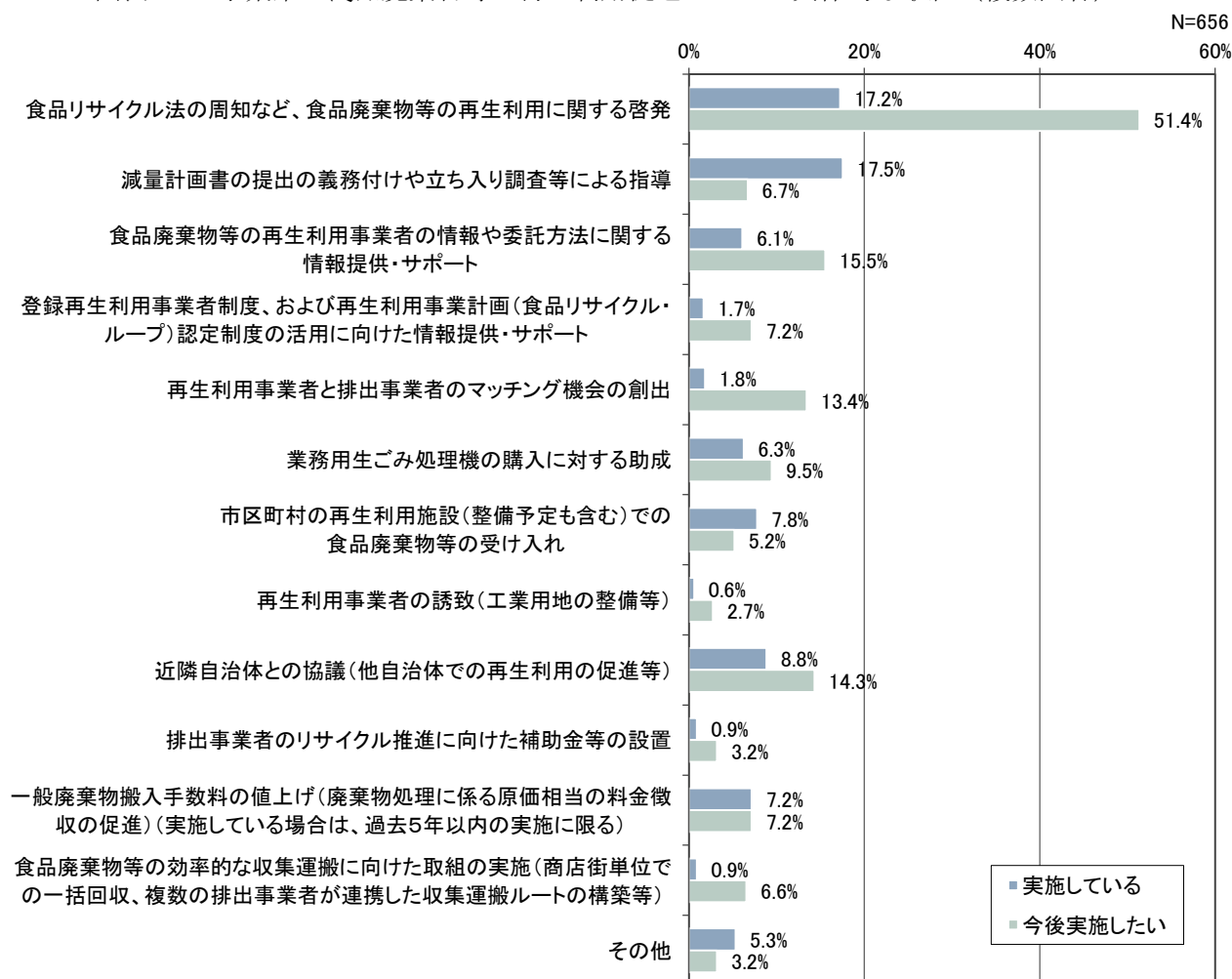
事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組を実施している、又は今後実施したいと考えている市区町村（問 18-1 で 1・2・3 と回答、n=656）に対し、事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための具体的な取組について伺った。

実施している取組については、「2. 減量計画書の提出の義務付けや立ち入り調査等による指導」が 115 件（17.5%）と最も多く、次いで、「1. 食品リサイクル法の周知など、食品廃棄物等の再生利用に関する啓発」が 113 件（17.2%）であった。

今後実施したい取組については、「1. 食品リサイクル法の周知など、食品廃棄物等の再生利用に関する啓発」が 337 件（51.4%）と最も多く、次いで、「3. 食品廃棄物等の再生利用事業者の情報や委託方法に関する情報提供・サポート」が 102 件（15.5%）、「9. 近隣自治体との協議（他自治体での再生利用の促進等）」が 94 件（14.3%）であった。

「その他」の内容は、「事業者、市民団体と連携協定を締結し、食品ロス削減を推進している」「廃食用油のリサイクル」「食品廃棄物の堆肥化に係る一般廃棄物の業許可・施設許可の新規許可を発出」等であった。

図表 79 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための具体的な取組（複数回答）



図表 80 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための具体的な取組（複数回答）

	実施している		今後実施したい	
	件数	割合	件数	割合
1. 食品リサイクル法の周知など、食品廃棄物等の再生利用に関する啓発	113	17.2%	337	51.4%
2. 減量計画書の提出の義務付けや立ち入り調査等による指導	115	17.5%	44	6.7%
3. 食品廃棄物等の再生利用事業者の情報や委託方法に関する情報提供・サポート	40	6.1%	102	15.5%
4. 登録再生利用事業者制度、および再生利用事業計画（食品リサイクル・ループ）認定制度の活用に向けた情報提供・サポート	11	1.7%	47	7.2%
5. 再生利用事業者と排出事業者のマッチング機会の創出	12	1.8%	88	13.4%
6. 業務用生ごみ処理機の購入に対する助成	41	6.3%	62	9.5%
7. 市区町村の再生利用施設（整備予定も含む）での食品廃棄物等の受け入れ	51	7.8%	34	5.2%
8. 再生利用事業者の誘致（工業用地の整備等）	4	0.6%	18	2.7%
9. 近隣自治体との協議（他自治体での再生利用の促進等）	58	8.8%	94	14.3%
10. 排出事業者のリサイクル推進に向けた補助金等の設置	6	0.9%	21	3.2%
11. 一般廃棄物搬入手数料の値上げ（廃棄物処理に係る原価相当の料金徴収の促進）（実施している場合は、過去5年以内の実施に限る）	47	7.2%	47	7.2%
12. 食品廃棄物等の効率的な収集運搬に向けた取組の実施（商店街単位での一括回収、複数の排出事業者が連携した収集運搬ルート構築等）	6	0.9%	43	6.6%
13. その他	35	5.3%	21	3.2%
無回答	345	52.6%	172	26.2%
回答市区町村数	656	—	656	—

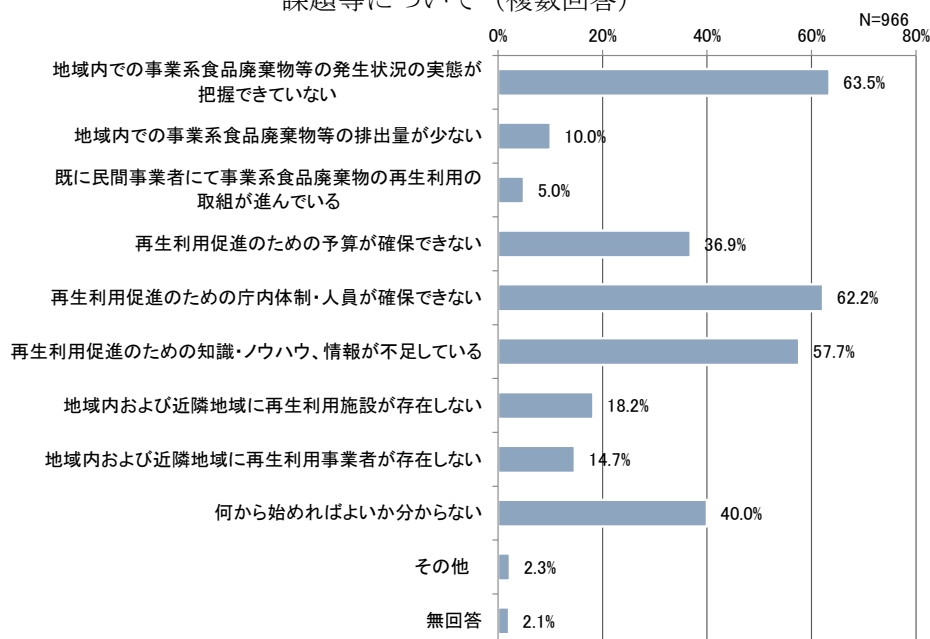
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

6) 【問 18-3】事業系の食品廃棄物等の再生利用促進の実施・検討における課題等について

事業系の食品廃棄物等の再生利用促進のための取組を実施・検討する予定はないと考えている市区町村（問 18-1 で 4 と回答、n=966）に対し、事業系の食品廃棄物等の再生利用促進の実施・検討における課題等について伺ったところ、「1. 地域内での事業系食品廃棄物等の発生状況の実態が把握できていない」が 613 件（63.5%）と最も多く、次いで「5. 再生利用促進のための庁内体制・人員が確保できない」601 件（62.2%）、「6. 再生利用促進のための知識・ノウハウ、情報が不足している」557 件（57.7%）であった。

「その他」の内容は、「再生利用施設、事業者の受入余力の把握が出来ていない」「再生利用施設に現在受け入れ枠がないため促進が困難」「焼却以上に効率的な処分が無い」等であった。

図表 81 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進の実施・検討における課題等について（複数回答）



図表 82 事業系の食品廃棄物等の再生利用促進の実施・検討における課題等について（複数回答）

	件数	割合
1. 地域内での事業系食品廃棄物等の発生状況の実態が把握できていない	613	63.5%
2. 地域内での事業系食品廃棄物等の排出量が少ない	97	10.0%
3. 既に民間事業者にて事業系食品廃棄物の再生利用の取組が進んでいる	48	5.0%
4. 再生利用促進のための予算が確保できない	356	36.9%
5. 再生利用促進のための庁内体制・人員が確保できない	601	62.2%
6. 再生利用促進のための知識・ノウハウ、情報が不足している	557	57.7%
7. 地域内および近隣地域に再生利用施設が存在しない	176	18.2%
8. 地域内および近隣地域に再生利用事業者が存在しない	142	14.7%
9. 何から始めればよいかわからない	386	40.0%
10. その他	22	2.3%
無回答	20	2.1%
回答市区町村数	966	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

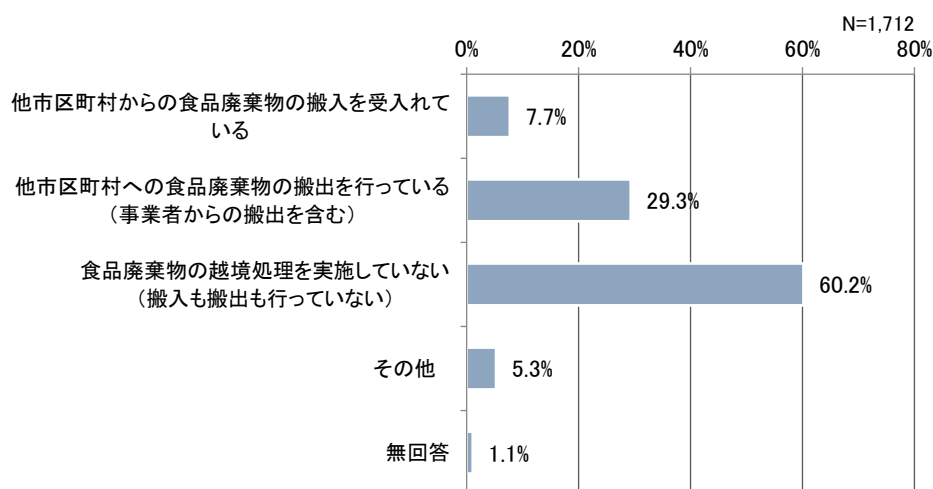
(6) 一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理の実施状況について

1) 【問 19】一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況について

他市区町村からの食品廃棄物の搬入、搬出（越境処理）の実施状況について伺ったところ、「3. 食品廃棄物の越境処理を実施していない（搬入も搬出も行っていない）」が1,030件（60.2%）と最も多く、次いで「2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出を行っている（事業者からの搬出を含む）」502件（29.3%）、「1. 他市区町村からの食品廃棄物の搬入を受入れている」132件（7.7%）であった。

「その他」の内容は、「搬入実績はないが、非常時に可燃物を受け入れる協議をしている自治体がある」「施設トラブルにより可燃ごみを他市町から受け入れる時がある」等であった。

図表 83 一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況（複数回答）



図表 84 一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況（複数回答）

	件数	割合
1. 他市区町村からの食品廃棄物の搬入を受入れている	132	7.7%
2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出を行っている（事業者からの搬出を含む）	502	29.3%
3. 食品廃棄物の越境処理を実施していない（搬入も搬出も行っていない）	1,030	60.2%
4. その他	90	5.3%
無回答	18	1.1%
合計	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況を人口規模別にみると、人口規模が大きいほど他市区町村への搬入・搬出を行っている割合が高い傾向にある。

図表 85 人口規模別、一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 他市区町村からの食品廃棄物の搬入を受入れている	10 (29)	44 (18)	26 (11)	52 (4)	132
2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出を行っている （事業者からの搬出を含む）	23 (66)	136 (56)	91 (38)	252 (21)	502
3. 食品廃棄物の越境処理を実施していない （搬入も搬出も行っていない）	9 (26)	81 (33)	123 (52)	817 (68)	1,030
4. その他	1 (3)	4 (2)	6 (3)	79 (7)	90

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

2) 【問 20-1】他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等について

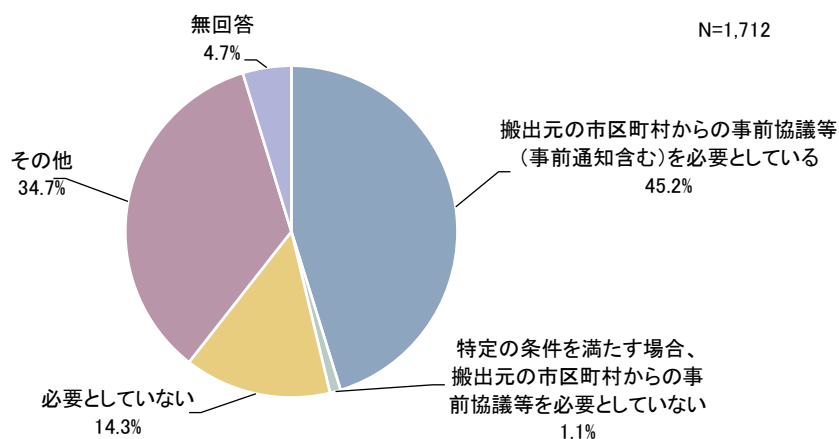
他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等について伺ったところ、「1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている」が 774 件（45.2%）と最も多く、「3. 必要としていない」245 件（14.3%）、「2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としていない」18 件（1.1%）であった。

特定の条件を満たす場合の具体的な条件の内容は、「広域処理の圏内であれば事前協議不要」「都道府県を通じて再生利用事業計画の認定通知があった場合」等であった。

必要としていない場合の具体的な理由は、「食品廃棄物の越境処理の実績がない」「食品廃棄物を処理できる施設が地域に存在しないため」「広域で処理しているため」等であった。

「その他」の内容は、「食品廃棄物の越境処理の実績がない」「食品廃棄物を処理できる施設が地域に存在しないため」「地域内で食品廃棄物を処理する事業者の有無を把握していない」「該当する事例がないため詳細を定めていない」等であった。

図表 86 他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等について



図表 87 他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等について

	件数	割合
1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている	774	45.2%
2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としていない	18	1.1%
3. 必要としていない	245	14.3%
4. その他	594	34.7%
無回答	81	4.7%
合計	1,712	100.0%

他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等について人口規模別にみると、人口規模別による大きな差異はない。

図表 88 人口規模別、一般廃棄物である食品廃棄物の越境処理（区域外で処理）の実施状況

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている	24 (69)	142 (58)	154 (65)	454 (38)	774
2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としていない	1 (3)	3 (1)	2 (1)	12 (1)	18
3. 必要としていない	1 (3)	18 (7)	16 (7)	210 (18)	245
4. その他	8 (23)	73 (30)	58 (24)	455 (38)	594
無回答	1 (3)	9 (4)	7 (3)	64 (5)	81

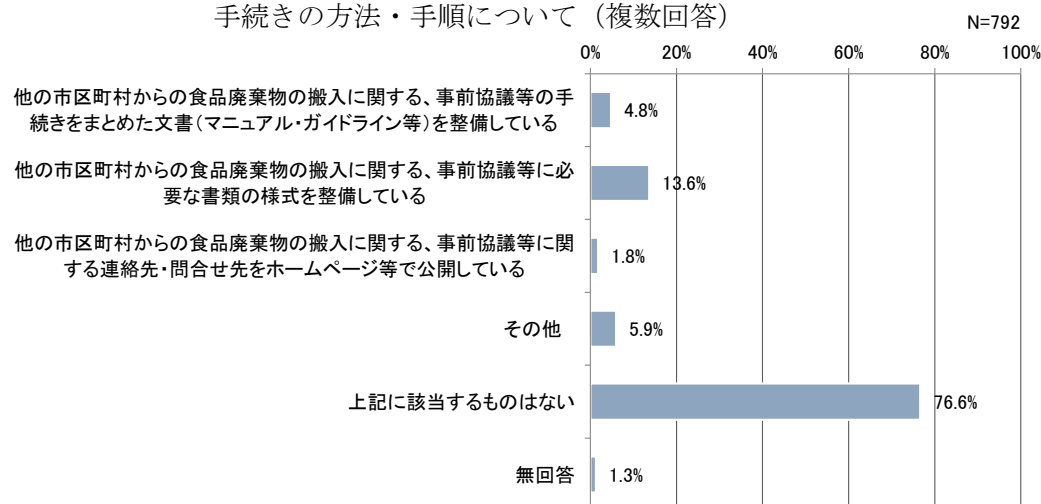
（注）四捨五入の関係で、1) 50 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

3) 【問 20-2】他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等の手続きの方法・手順について

問 20-1 で「1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている」「2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としていない」と回答した市区町村（n=792）に対し、他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等の手続きの方法・手順について伺ったところ、「上記に該当するものはない」が 607 件（76.6%）と最も多く、次いで「他の市区町村からの食品廃棄物の搬入に関する、事前協議等に必要な書類の様式を整備している」が 108 件（13.6%）、「他の市区町村からの食品廃棄物の搬入に関する、事前協議等の手続きをまとめた文書（マニュアル・ガイドライン等）を整備している」が 38 件（4.8%）、「他の市区町村からの食品廃棄物の搬入に関する、事前協議等に関する連絡先・問合せ先をホームページ等で公開している」が 14 件（1.8%）であった。

「その他」の内容は、「一部事務組合にて調整を実施している」「他市区町村と個別に連絡・調整している」「様式任意として事前通知の提出を求めている」等であった。

図表 89 他市区町村からの食品廃棄物搬入受入れ時の事前協議等の
手続きの方法・手順について（複数回答）



図表 90 他市区町村からの食品廃棄物搬入受入れ時の事前協議等の
手続きの方法・手順について（複数回答）

	件数	割合
1. 他の市区町村からの食品廃棄物の搬入に関する、事前協議等の手続きをまとめた文書（マニュアル・ガイドライン等）を整備している	38	4.8%
2. 他の市区町村からの食品廃棄物の搬入に関する、事前協議等に必要な書類の様式を整備している	108	13.6%
3. 他の市区町村からの食品廃棄物の搬入に関する、事前協議等に関する連絡先・問合せ先をホームページ等で公開している	14	1.8%
4. その他	47	5.9%
5. 上記に該当するものはない	607	76.6%
無回答	10	1.3%
合計	792	—

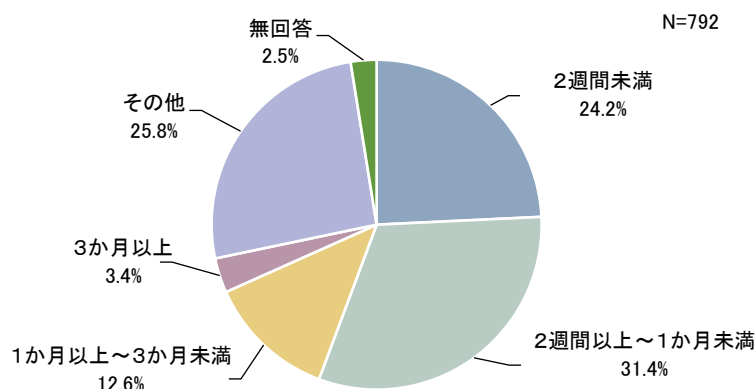
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

4) 【問 20-3】他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等に要する平均的な期間について

問 20-1 で「1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている」「2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としていない」と回答した市区町村（n=792）に対し、他市区町村からの食品廃棄物の搬入の受入れ時の事前協議等に要する平均的な期間について伺ったところ、「2. 2週間以上～1か月未満」が249件（31.4%）と最も多く、「1. 2週間未満」192件（24.2%）、「3. 1か月以上～3か月未満」100件（12.6%）であった。

「その他」の内容は、「該当事例がないため不明」「受入内容や協議書の提出時期によって異なる」等であった。

図表 91 他市区町村からの食品廃棄物搬入受入れ時の事前協議等に要する平均的な期間について



図表 92 他市区町村からの食品廃棄物搬入受入れ時の事前協議等に要する平均的な期間について

	件数	割合
1. 2週間未満	192	24.2%
2. 2週間以上～1か月未満	249	31.4%
3. 1か月以上～3か月未満	100	12.6%
4. 3か月以上	27	3.4%
5. その他	204	25.8%
無回答	20	2.5%
合計	792	100.0%

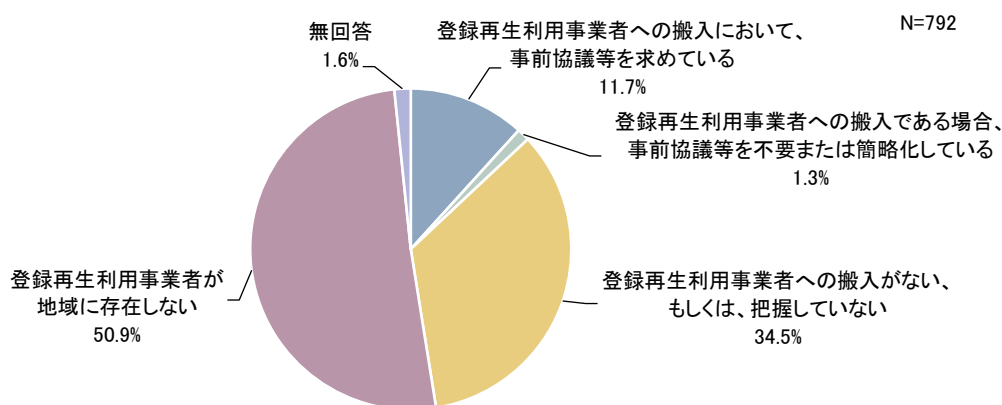
（注）四捨五入の関係で、割合の合計が100%と一致しない。

5) 【問 20-4】他の市区町村から登録再生利用事業者への食品廃棄物の搬入時の事前協議について

問 20-1 で「1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている」「2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としていない」と回答した市区町村（n=792）に対し、他の市区町村から登録再生利用事業者への食品廃棄物の搬入時の事前協議について伺ったところ、「4. 登録再生利用事業者が地域に存在しない」が 403 件（50.9%）と最も多く、「3. 登録再生利用事業者への搬入がない、もしくは、把握していない」273 件（34.5%）、「1. 登録再生利用事業者への搬入において、事前協議等を求めている」93 件（11.7%）であった。

「2. 登録再生利用事業者への搬入である場合、事前協議等を不要または簡略化している」と回答している場合、事前協議等を不要または簡略化している具体的な内容・理由としては、「廃棄物処理法の特例により市町村からの運搬にかかる業許可は不要としていることから」「自治体からの搬入ではないため不要としている」等であった。

図表 93 他の市区町村から登録再生利用事業者への食品廃棄物の搬入時の事前協議について



図表 94 他の市区町村から登録再生利用事業者への食品廃棄物の搬入時の事前協議について

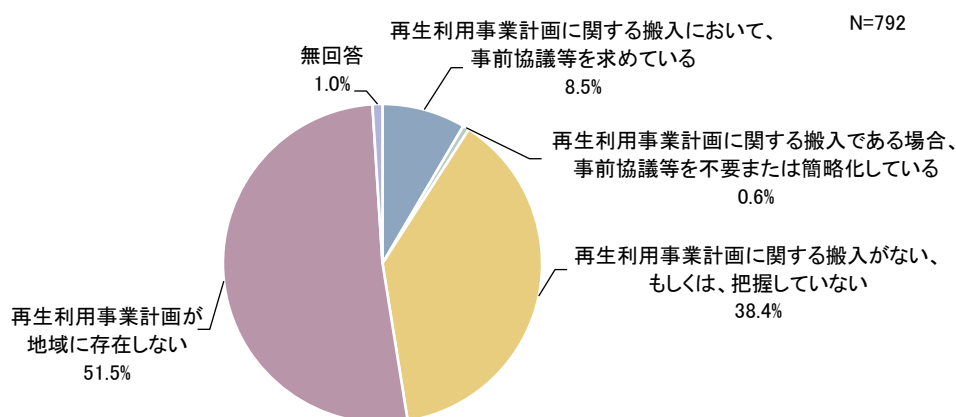
	件数	割合
1. 登録再生利用事業者への搬入において、事前協議等を求めている	93	11.7%
2. 登録再生利用事業者への搬入である場合、事前協議等を不要または簡略化している	10	1.3%
3. 登録再生利用事業者への搬入がない、もしくは、把握していない	273	34.5%
4. 登録再生利用事業者が地域に存在しない	403	50.9%
無回答	13	1.6%
合計	792	100.0%

6) 【問 20-5】再生利用事業計画における他の市区町村からの食品廃棄物の搬入時の事前協議等について

問 20-1 で「1. 搬出元の市区町村からの事前協議等（事前通知含む）を必要としている」「2. 特定の条件を満たす場合、搬出元の市区町村からの事前協議等を必要としない」と回答した市区町村（n=792）に対して、再生利用事業計画における他の市区町村からの食品廃棄物の搬入時の事前協議等について伺ったところ、「4. 再生利用事業計画が地域に存在しない」が 408 件（51.5%）と最も多く、「3. 再生利用事業計画に関する搬入がない、もしくは、把握していない」304 件（38.4%）、「1. 再生利用事業計画に関する搬入において、事前協議等を求めている」67 件（8.5%）であった。

「2. 再生利用事業計画に関する搬入である場合、事前協議等を不要または簡略化している」と回答している場合、事前協議等を不要または簡略化している具体的な内容・理由としては、「食品リサイクル法の登録再生事業者制度の趣旨から不要としている」等であった。

図表 95 再生利用事業計画における他の市区町村からの食品廃棄物搬入時の事前協議等について



図表 96 再生利用事業計画における他の市区町村からの食品廃棄物搬入時の事前協議等について

	件数	割合
1. 再生利用事業計画に関する搬入において、事前協議等を求めている	67	8.5%
2. 再生利用事業計画に関する搬入である場合、事前協議等を不要または簡略化している	5	0.6%
3. 再生利用事業計画に関する搬入がない、もしくは、把握していない	304	38.4%
4. 再生利用事業計画が地域に存在しない	408	51.5%
無回答	8	1.0%
合計	792	100.0%

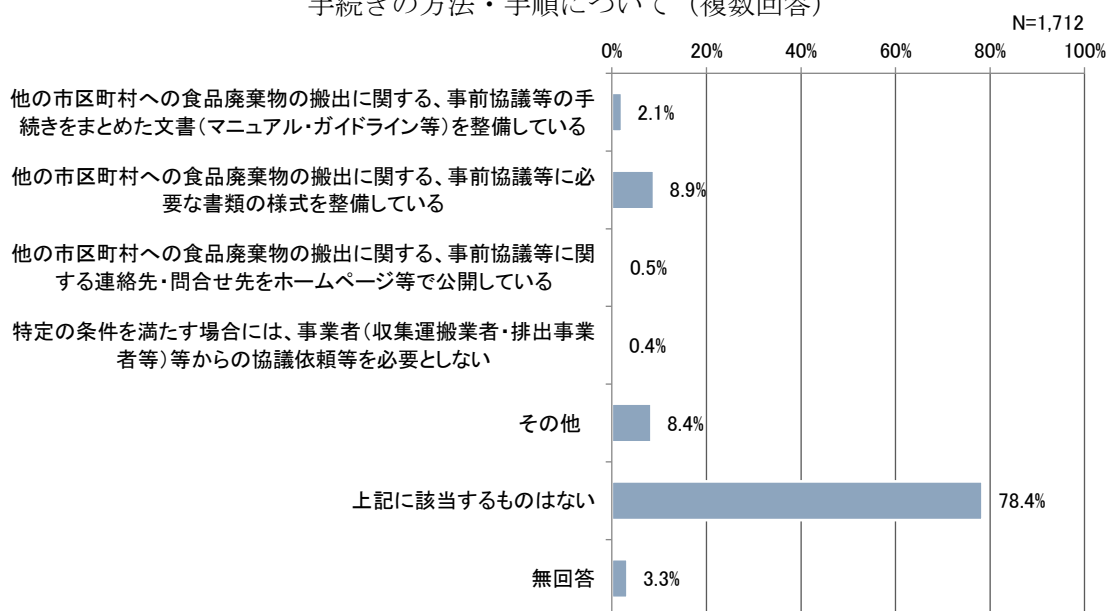
7) 【問 21】他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の手続きの方法・手順について

他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の手続きの方法・手順について伺ったところ、「6. 上記に該当するものはない」1,342 件（78.4%）、「2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等に必要な書類の様式を整備している」が 152 件（8.9%）、「5. その他」143 件（8.4%）であった。

「4. 特定の条件を満たす場合には、事業者（収集運搬業者・排出事業者等）等からの協議依頼等を必要としない」と回答している場合、協議依頼等を必要としない具体的な条件の内容としては、「搬出先市区町村で事前協議等を必要としない場合」等であった。

「その他」の内容は「収集運搬業者等と個別に協議している」「搬出先の市区町村が求める手続きに則って対応している」等であった。

図表 97 他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の
手続きの方法・手順について（複数回答）



図表 98 他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の
手続きの方法・手順について（複数回答）

	件数	割合
1. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等の手続きをまとめた文書（マニュアル・ガイドライン等）を整備している	36	2.1%
2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等に必要な書類の様式を整備している	152	8.9%
3. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等に関する連絡先・問合せ先をホームページ等で公開している	9	0.5%
4. 特定の条件を満たす場合には、事業者（収集運搬業者・排出事業者等）等からの協議依頼等を必要としない	6	0.4%
5. その他	143	8.4%
6. 上記に該当するものはない	1,342	78.4%
無回答	56	3.3%
合計	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の手続きの方法・手順について人口規模別にみると、人口規模別による大きな差異はない。

図表 99 人口規模別、他市区町村への食品廃棄物の搬出時の事前協議等の
手続きの方法・手順について（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等の手続きを まとめた文書（マニュアル・ガイドライン等）を整備している	7 (20)	11 (4)	6 (3)	12 (1)	36
2. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等に必要な書 類の様式を整備している	12 (34)	46 (19)	33 (14)	61 (5)	152
3. 他市区町村への食品廃棄物の搬出に関する、事前協議等に関する連 絡先・問合せ先をホームページ等で公開している	2 (6)	4 (2)	1 (0)	2 (0)	9
4. 特定の条件を満たす場合には、事業者（収集運搬業者・排出事業者 等）等からの協議依頼等を必要としない	0 (0)	3 (1)	0 (0)	3 (0)	6
5. その他	5 (14)	29 (12)	21 (9)	88 (7)	143
6. 上記に該当するものはない	16 (46)	158 (64)	177 (75)	991 (83)	1,342

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

(7) 家庭・学校・公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用（リサイクル）実施状況について

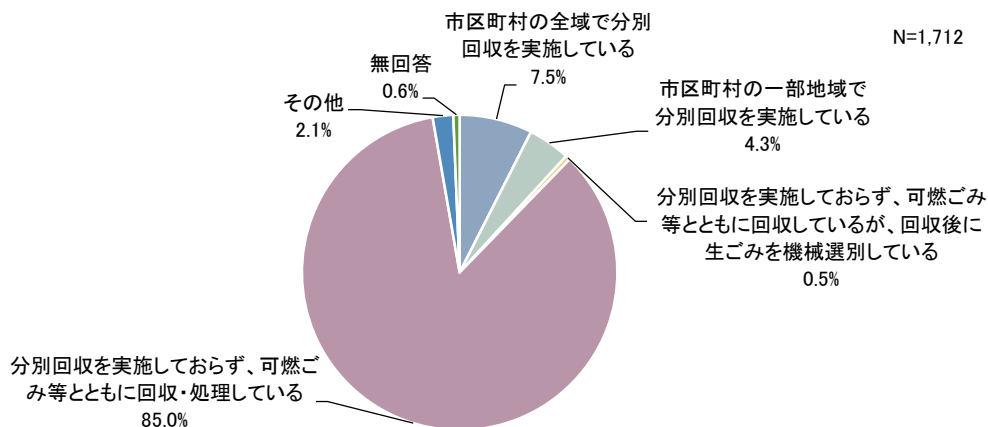
1) 【問 22】家庭から排出される食品廃棄物の分別回収・再生利用の状況

① 家庭から排出される食品廃棄物の分別回収の有無

家庭から排出される食品廃棄物の分別回収の有無について伺ったところ、「4. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収・処理している」が 1,455 件（85.0%）と最も多く、次いで「1. 市区町村の全域で分別回収を実施している」128 件（7.5%）、「2. 市区町村の一部地域で分別回収を実施している」74 件（4.3%）であった。

「その他」の内容は、「拠点等により廃食用油の回収を行っている」「燃やすごみとは別に、廃食油と乾燥生ごみの拠点回収を実施」「モニターを募集し、堆肥場に各自で持参いただいている」等であった。

図表 100 家庭から排出される食品廃棄物の分別回収の有無



図表 101 家庭から排出される食品廃棄物の分別回収の有無

	件数	割合
1. 市区町村の全域で分別回収を実施している	128	7.5%
2. 市区町村の一部地域で分別回収を実施している	74	4.3%
3. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収しているが、回収後に生ごみを機械選別している	8	0.5%
4. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収・処理している	1,455	85.0%
5. その他	36	2.1%
無回答	11	0.6%
合計	1,712	100.0%

家庭から排出される食品廃棄物の分別回収の有無について人口規模別にみると、人口規模が小さいほど分別回収を実施している割合が高い傾向にある。

図表 102 人口規模別、家庭から排出される食品廃棄物の分別回収の有無

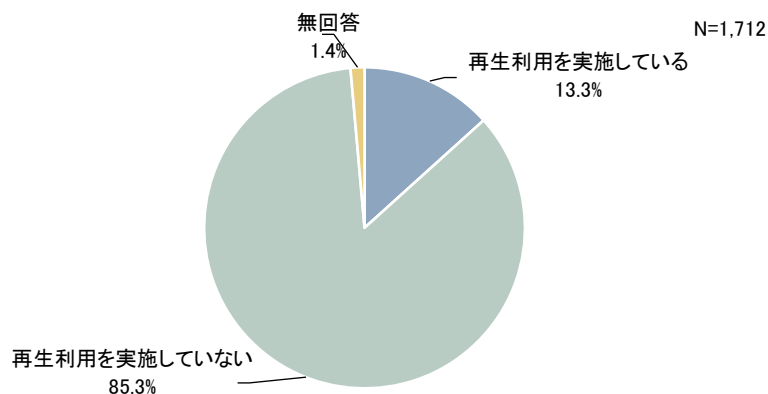
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 市区町村の全域で分別回収を実施している	1 (3)	6 (2)	5 (2)	116 (10)	128
2. 市区町村の一部地域で分別回収を実施している	1 (3)	9 (4)	14 (6)	50 (4)	74
3. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収しているが、回収後に生ごみを機械選別している	0 (0)	3 (1)	0 (0)	5 (0)	8
4. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収・処理している	31 (89)	220 (90)	209 (88)	995 (83)	1,455
5. その他	2 (6)	6 (2)	7 (3)	21 (2)	36
無回答	0 (0)	1 (0)	2 (1)	8 (1)	11

(注) 四捨五入の関係で、1) 50 万人以上、2) 10 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

② 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無について

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無について伺ったところ、「2. 再生利用を実施していない」が 1,460 件（85.3%）、「1. 再生利用を実施している」が 228 件（13.3%）であった。

図表 103 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無



図表 104 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無

	件数	割合
1. 再生利用を実施している	228	13.3%
2. 再生利用を実施していない	1,460	85.3%
無回答	24	1.4%
合計	1,712	100.0%

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無について人口規模別にみると、人口規模別による大きな差異はない。

図表 105 人口規模別、家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無

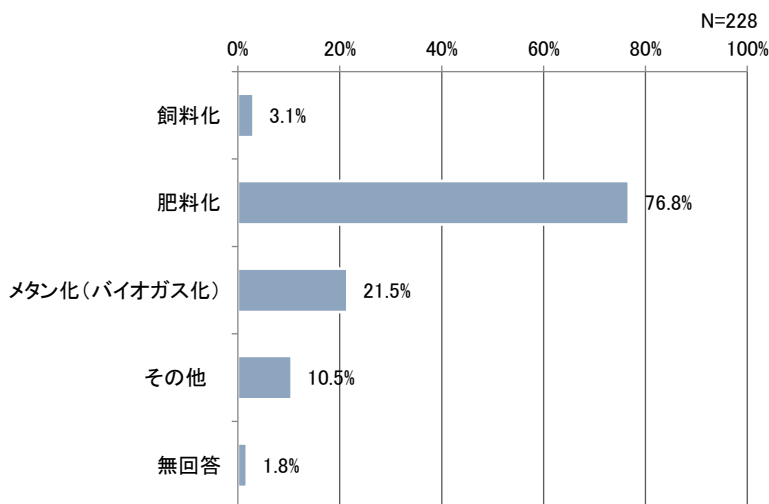
	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 再生利用を実施している	5 (14)	23 (9)	27 (11)	173 (14)	228
2. 再生利用を実施していない	30 (86)	220 (90)	206 (87)	1,004 (84)	1,460
無回答	0 (0)	2 (1)	4 (2)	18 (2)	24

③ 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用方法

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 22-②で 1.と回答（n=228））に対し、再生利用方法について伺ったところ、「2. 肥料化」が 175 件（76.8%）、「3. メタン化（バイオガス化）」49 件（21.5%）、「1. 飼料化」7 件（3.1%）であった。

「その他」の内容は、「食用油をバイオディーゼル燃料にしている」「印刷用インキ等の原料にしている」等であった。

図表 106 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用方法（複数回答）



図表 107 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 飼料化	7	3.1%
2. 肥料化	175	76.8%
3. メタン化（バイオガス化）	49	21.5%
4. その他	24	10.5%
無回答	4	1.8%
合計	228	—

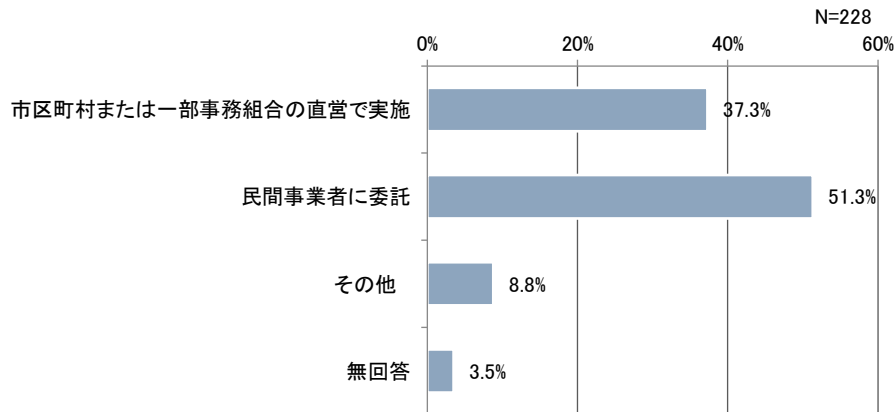
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用（処理）の運営主体

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 22-②で 1.と回答（n=228））に対し、再生利用（処理）の運営主体について伺ったところ、「2. 民間事業者へ委託」が 117 件（51.3%）、「1. 市区町村または一部事務組合の直営で実施」85 件（37.3%）であった。

「その他」の内容は、「他市区町村が主体となっている」「地域団体が自主的に取り組んでいる」等であった。

図表 108 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用（処理）の運営主体（複数回答）



図表 109 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用（処理）の運営主体（複数回答）

	件数	割合
1. 市区町村または一部事務組合の直営で実施	85	37.3%
2. 民間事業者へ委託	117	51.3%
3. その他	20	8.8%
無回答	8	3.5%
合計	228	—

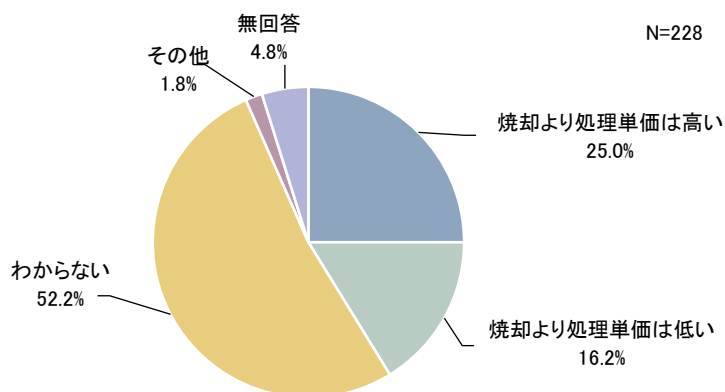
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

⑤ 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の処理単価（処理単価には収集工程を含む）

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 22-②で 1.と回答（n=228））に対し、再生利用の処理単価（処理単価には収集工程を含む）について伺ったところ、「3. わからない」が 119 件（52.2%）、「1. 焼却より処理単価は高い」57 件（25.0%）、「2. 焼却より処理単価は低い」37 件（16.2%）であった。

「その他」の内容は、「当初は焼却より処理単価は安価であったものの、施設の老朽化に伴い修繕費が増加し、現在は焼却より処理単価は高くなっている」「焼却していないため把握していない」等であった。

図表 110 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の処理単価（処理単価には収集工程を含む）



図表 111 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用の処理単価（処理単価には収集工程を含む）

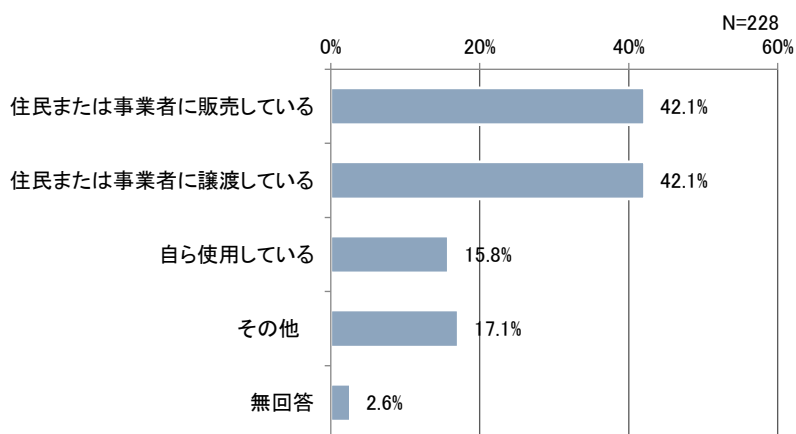
	件数	割合
1. 焼却より処理単価は高い	57	25.0%
2. 焼却より処理単価は低い	37	16.2%
3. わからない	119	52.2%
4. その他	4	1.8%
無回答	11	4.8%
合計	228	100.0%

⑥ 家庭から排出される食品廃棄物の再生品の活用方法

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 22-②で 1.と回答（n=228））に対し、再生品の活用方法について伺ったところ、「1. 住民または事業者に販売している」と「2. 住民または事業者に譲渡している」がいずれも 96 件（42.1%）、「3. 自ら使用している」が 36 件（15.8%）であった。

「その他」の内容は、「一部事務組合にて販売、譲渡、自ら使用している」「NPO 団体が生ごみ堆肥化事業の協力世帯に配布している」等であった。

図表 112 家庭から排出される食品廃棄物の再生品の活用方法（複数回答）



図表 113 家庭から排出される食品廃棄物の再生品の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 住民または事業者に販売している	96	42.1%
2. 住民または事業者に譲渡している	96	42.1%
3. 自ら使用している	36	15.8%
4. その他	39	17.1%
無回答	6	2.6%
合計	228	—

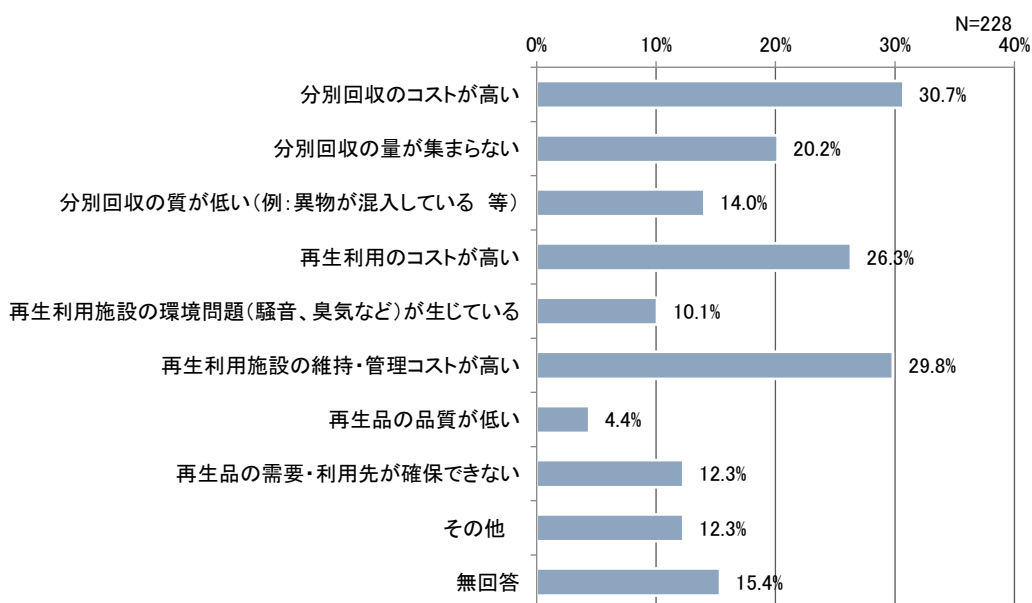
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

⑦ 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用における課題

家庭から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 22-②で 1.と回答（n=228））に対し、再生利用における課題について伺ったところ、「1. 分別回収のコストが高い」が最も多く 70 件（30.7%）、次いで「6. 再生利用施設の維持・管理コストが高い」が 68 件（29.8%）、「4. 再生利用のコストが高い」60 件（26.3%）、「2. 分別回収の量が集まらない」46 件（20.2%）であった。

「その他」の内容は、「生分解性の指定ごみ袋の取扱いが困難、また、製作料が高い」「住民の分別の負担が大きい」「再生利用の処理機材が古くなっているが、更新費用の捻出が困難」等であった。

図表 114 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用における課題（複数回答）



図表 115 家庭から排出される食品廃棄物の再生利用における課題（複数回答）

	件数	割合
1. 分別回収のコストが高い	70	30.7%
2. 分別回収の量が集まらない	46	20.2%
3. 分別回収の質が低い（例：異物が混入している 等）	32	14.0%
4. 再生利用のコストが高い	60	26.3%
5. 再生利用施設の環境問題（騒音、臭気など）が生じている	23	10.1%
6. 再生利用施設の維持・管理コストが高い	68	29.8%
7. 再生品の品質が低い	10	4.4%
8. 再生品の需要・利用先が確保できない	28	12.3%
9. その他	28	12.3%
無回答	35	15.4%
合計	228	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

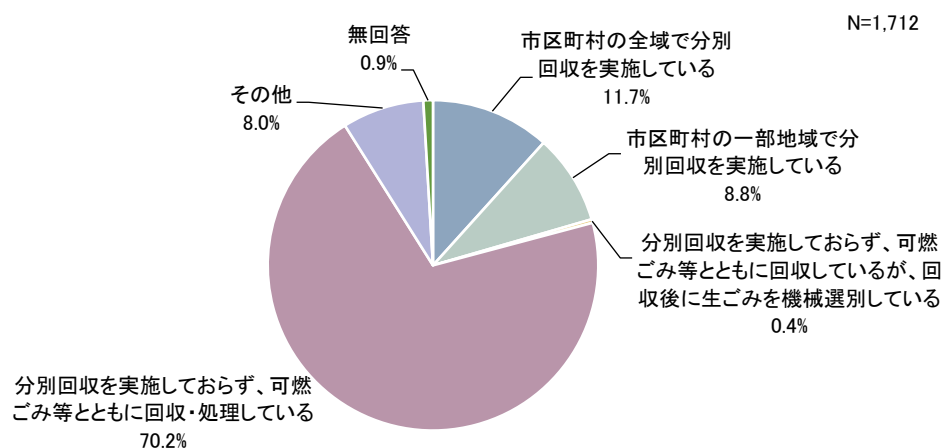
2) 【問 23】 公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の分別回収・再生利用の状況

① 公共施設から排出される食品廃棄物の分別回収の有無

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の分別回収の有無について伺ったところ、「4. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収・処理している」が 1,202 件（70.2%）と最も多く、次いで「1. 市区町村の全域で分別回収を実施している」200 件（11.7%）、「2. 市区町村の一部地域で分別回収を実施している」151 件（8.8%）であった。

「その他」の内容は、「調理くず、貝殻、廃食用油のみ分別収集している」「破砕機で処理できる一部の食品のみ、共同給食場から排出される食品廃棄物を処理している」「中央卸売市場では、廃棄する野菜くずを再生利用施設に運搬し、バイオマス発電に利用している」等であった。

図表 116 公共施設から排出される食品廃棄物の分別回収の有無



図表 117 公共施設から排出される食品廃棄物の分別回収の有無

	件数	割合
1. 市区町村の全域で分別回収を実施している	200	11.7%
2. 市区町村の一部地域で分別回収を実施している	151	8.8%
3. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収しているが、回収後に生ごみを機械選別している	6	0.4%
4. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収・処理している	1,202	70.2%
5. その他	137	8.0%
無回答	16	0.9%
合計	1,712	100.0%

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の分別回収の有無について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど分別回収を実施している割合が高い傾向にある。

図表 118 人口規模別、公共施設から排出される食品廃棄物の分別回収の有無

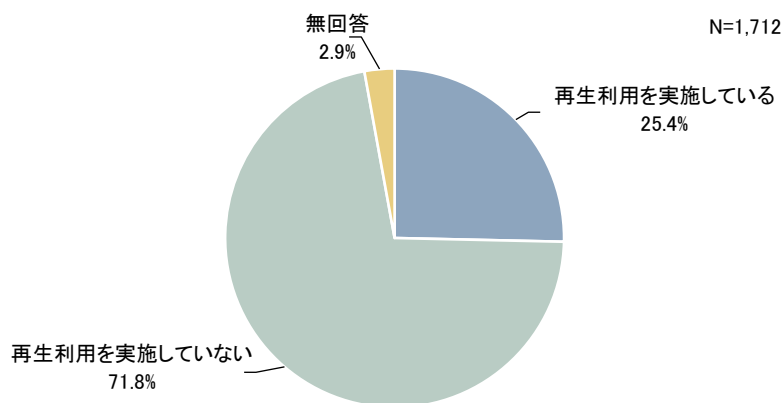
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 市区町村の全域で分別回収を実施している	6 (17)	27 (11)	28 (12)	139 (12)	200
2. 市区町村の一部地域で分別回収を実施している	6 (17)	39 (16)	21 (9)	85 (7)	151
3. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収しているが、回収後に生ごみを機械選別している	0 (0)	1 (0)	2 (1)	3 (0)	6
4. 分別回収を実施しておらず、可燃ごみ等とともに回収・処理している	16 (46)	128 (52)	160 (68)	898 (75)	1,202
5. その他	7 (20)	48 (20)	23 (10)	59 (5)	137
無回答	0 (0)	2 (1)	3 (1)	11 (1)	16

（注）四捨五入の関係で、3)5万人以上の割合の合計が100%と一致しない。

② 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無について

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無について伺ったところ、「2. 再生利用を実施していない」が1,229件（71.8%）、「1. 再生利用を実施している」が434件（25.4%）であった。

図表 119 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無



図表 120 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無

	件数	割合
1. 再生利用を実施している	434	25.4%
2. 再生利用を実施していない	1,229	71.8%
無回答	49	2.9%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が100%と一致しない。

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど再生利用を実施している割合が高い傾向にある。

図表 121 人口規模別、公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の実施有無

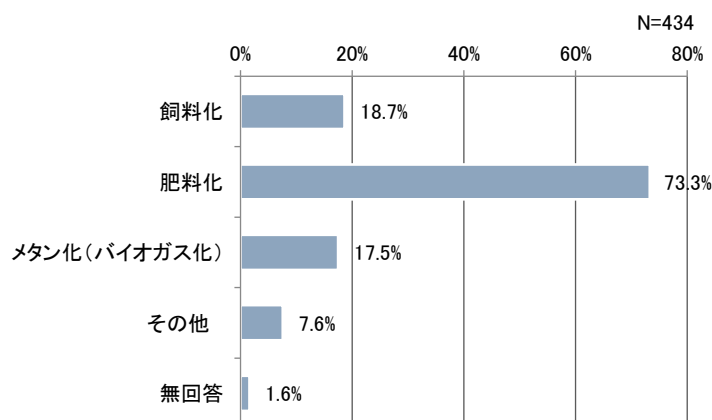
	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 再生利用を実施している	21 (60)	104 (42)	68 (29)	241 (20)	434
2. 再生利用を実施していない	14 (40)	136 (56)	162 (68)	917 (77)	1,229
無回答	0 (0)	5 (2)	7 (3)	37 (3)	49

③ 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用方法

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 23-②で 1.と回答（n=434））に対し、再生利用方法について伺ったところ、「2. 肥料化」が 318 件（73.3%）、「1. 飼料化」81 件（18.7%）、「3. メタン化（バイオガス化）」76 件（17.5%）であった。

「その他」の内容は、「学校給食センターから排出される廃食用油を再生利用業者に売却している」「バイオディーゼル燃料へリサイクルしている」「し尿汚泥と合わせての肥料化をしている」等であった。

図表 122 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用方法（複数回答）



図表 123 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 飼料化	81	18.7%
2. 肥料化	318	73.3%
3. メタン化（バイオガス化）	76	17.5%
4. その他	33	7.6%
無回答	7	1.6%
合計	434	—

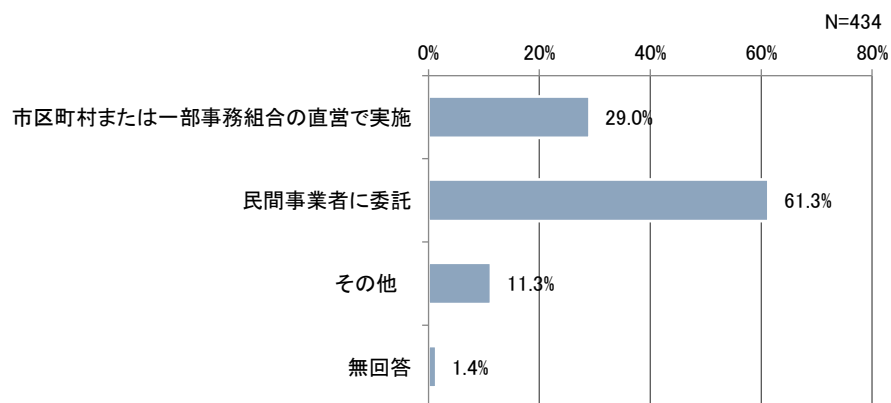
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用（処理）の運営主体

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 23-②で 1.と回答（n=434））に対し、再生利用（処理）の運営主体について伺ったところ、「2. 民間事業者へ委託」が 266 件（61.3%）、「1. 市区町村または一部事務組合の直営で実施」126 件（29.0%）であった。

「その他」の内容は、「他市区町村が主体となって実施している」「官民共同で運営している」「給食調理の委託事業者が自主的に実施している」「シルバー人材センターが独自で回収し液肥にしている」等であった。

図表 124 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用（処理）の運営主体（複数回答）



図表 125 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用（処理）の運営主体（複数回答）

	件数	割合
1. 市区町村または一部事務組合の直営で実施	126	29.0%
2. 民間事業者へ委託	266	61.3%
3. その他	49	11.3%
無回答	6	1.4%
合計	434	—

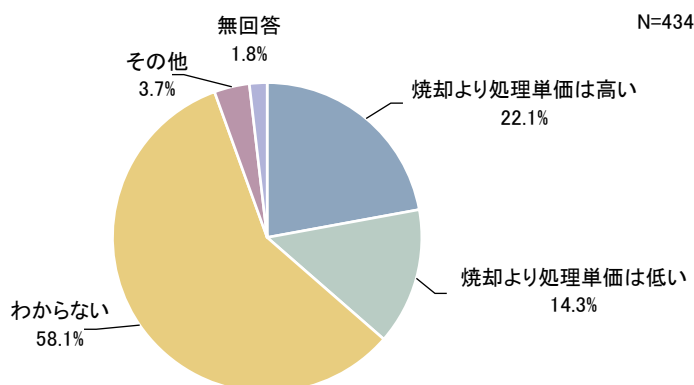
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

⑤ 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の処理単価（処理単価には収集工程を含む）

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 23-②で 1.と回答（n=434））に対し、再生利用の処理単価（処理単価には収集工程を含む）について伺ったところ、「3. わからない」が 252 件（58.1%）、「1. 焼却より処理単価は高い」96 件（22.1%）、「2. 焼却より処理単価は低い」62 件（14.3%）であった。

「その他」の内容は、「焼却と同じ単価である」「施設修繕の関係によって費用が変動する」等であった。

図表 126 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の処理単価（収集工程を含む）



図表 127 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用の処理単価（収集工程を含む）

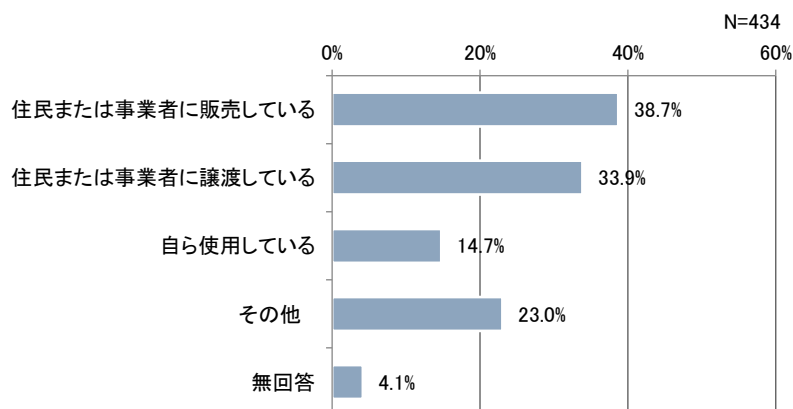
	件数	割合
1. 焼却より処理単価は高い	96	22.1%
2. 焼却より処理単価は低い	62	14.3%
3. わからない	252	58.1%
4. その他	16	3.7%
無回答	8	1.8%
合計	434	100.0%

⑥ 公共施設から排出される食品廃棄物の再生品の活用方法

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 23-②で 1.と回答（n=434））に対し、再生品の活用方法について伺ったところ、「1. 住民または事業者に販売している」が 168 件（38.7%）、「2. 住民または事業者に譲渡している」が 147 件（33.9%）、「3. 自ら使用している」が 64 件（14.7%）であった。

「その他」の内容は、「処理を行う民間事業者が食品廃棄物を原料として製造した堆肥を市が購入し、学校の教材園で使用。また、堆肥を J A が購入し、給食用の一部作物の栽培に使用」「一部事務組合で販売、譲渡、自ら使用」「委託事業者から提供を受け市立小・中学校で園芸用肥料として使用している」「市民希望者へ無料で譲渡し、市外在住者には有料で販売している」等であった。

図表 128 公共施設から排出される食品廃棄物の再生品の活用方法（複数回答）



図表 129 公共施設から排出される食品廃棄物の再生品の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 住民または事業者販売している	168	38.7%
2. 住民または事業者譲渡している	147	33.9%
3. 自ら使用している	64	14.7%
4. その他	100	23.0%
無回答	18	4.1%
合計	434	—

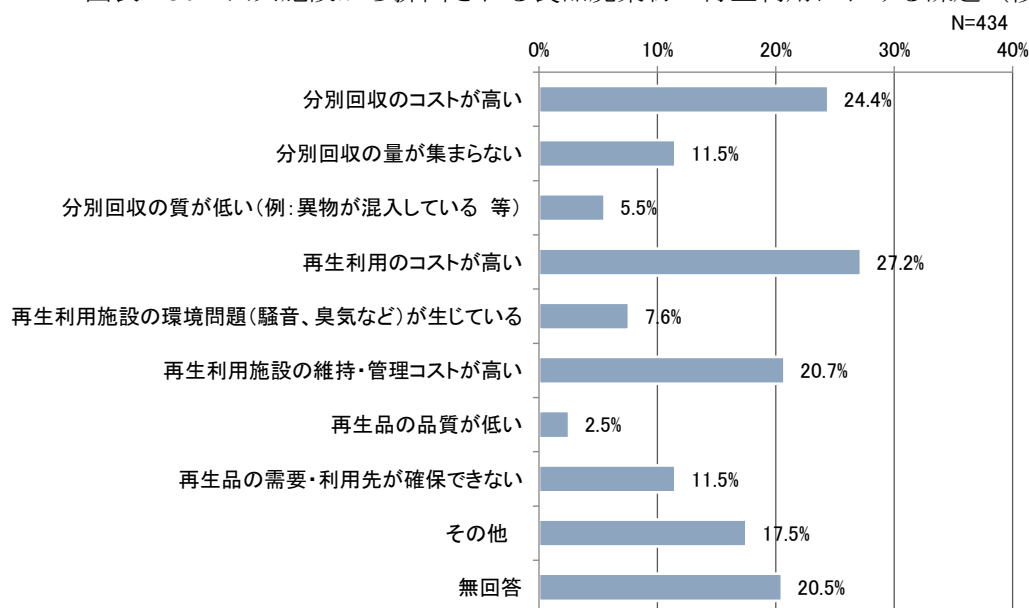
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

⑦ 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用における課題

公共施設（公立学校・公共福祉施設等）から排出される食品廃棄物の再生利用を実施している市区町村（問 23-②で 1.と回答（n=434））に対し、再生利用における課題について伺ったところ、「4. 再生利用のコストが高い」が最も多く 118 件（27.2%）、次いで「1. 分別回収のコストが高い」106 件（24.4%）、「6. 再生利用施設の維持・管理コストが高い」が 90 件（20.7%）であった。

「その他」の内容は、「今後廃油の回収量が減少する可能性がある」「市内に再生事業者がいない」「再生利用施設が遠方にあるため収集運搬費が高額となる」「再生利用施設の老朽化が進んでいる」「人材確保が難しい」等であった。

図表 130 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用における課題（複数回答）



図表 131 公共施設から排出される食品廃棄物の再生利用における課題（複数回答）

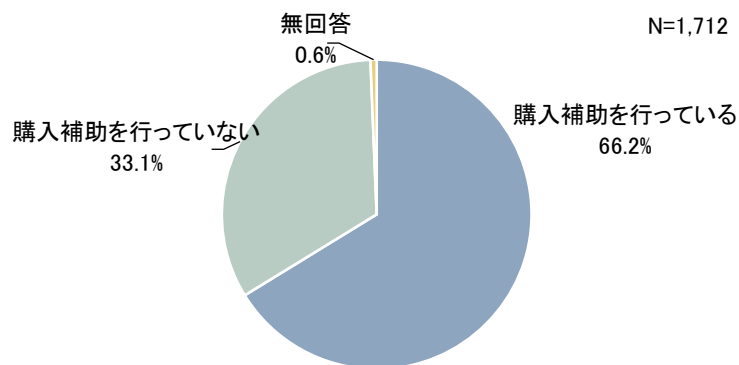
	件数	割合
1. 分別回収のコストが高い	106	24.4%
2. 分別回収の量が集まらない	50	11.5%
3. 分別回収の質が低い（例：異物が混入している 等）	24	5.5%
4. 再生利用のコストが高い	118	27.2%
5. 再生利用施設の環境問題（騒音、臭気など）が生じている	33	7.6%
6. 再生利用施設の維持・管理コストが高い	90	20.7%
7. 再生品の品質が低い	11	2.5%
8. 再生品の需要・利用先が確保できない	50	11.5%
9. その他	76	17.5%
無回答	89	20.5%
合計	434	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

3) 【問 24-1】生ごみ処理機・生ごみ処理容器への購入補助について（家庭用・業務用）

家庭・事業者から出る食品廃棄物の生ごみ処理機・生ごみ処理容器に対する購入補助について伺ったところ、「1. 購入補助を行っている」1,134 件（66.2%）、「2. 購入補助を行っていない」が 567 件（33.1%）であった。

図表 132 生ごみ処理機・生ごみ処理容器への購入補助について（家庭用・業務用）



図表 133 生ごみ処理機・生ごみ処理容器への購入補助について（家庭用・業務用）

	件数	割合
1. 購入補助を行っている	1,134	66.2%
2. 購入補助を行っていない	567	33.1%
無回答	11	0.6%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

生ごみ処理機・生ごみ処理容器への購入補助について人口規模別にみると、人口規模別による大きな差異はない。

図表 134 人口規模別、生ごみ処理機・生ごみ処理容器への購入補助について（家庭用・業務用）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 購入補助を行っている	20 (57)	181 (74)	162 (68)	771 (65)	1,134
2. 購入補助を行っていない	15 (43)	63 (26)	72 (30)	417 (35)	567
無回答	0 (0)	1 (0)	3 (1)	7 (1)	11

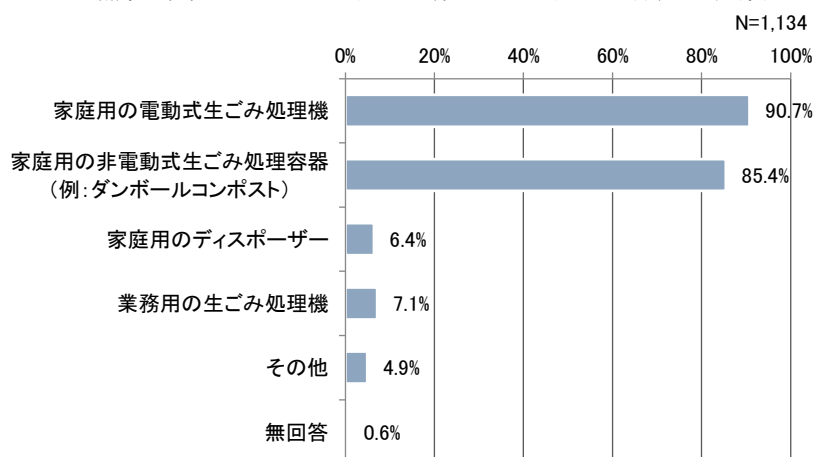
（注）四捨五入の関係で、3) 5 万人以上、4) 5 万人未満の割合の合計が 100%と一致しない。

4) 【問 24-2】補助対象となる生ごみ処理機・生ごみ処理容器の種類について

家庭・事業者から出る食品廃棄物の生ごみ処理機・生ごみ処理容器に対する購入補助を実施している市区町村（問 24-1 で 1.と回答（n=1,134））に対し、補助対象となる生ごみ処理機・生ごみ処理容器の種類について伺ったところ、「1. 家庭用の電動式生ごみ処理機」が最も多く 1,029 件（90.7%）、次いで「2. 家庭用の非電動式生ごみ処理容器（例：ダンボールコンポスト）」969 件（85.4%）、「4. 業務用の生ごみ処理機」81 件（7.1%）、「3. 家庭用のディスポーザー」73 件（6.4%）であった。

「その他」の内容は、「発酵促進剤等の消耗品」「水切バケツ」等であった。

図表 135 補助対象となる生ごみ処理機・生ごみ処理容器の種類について（複数回答）



図表 136 補助対象となる生ごみ処理機・生ごみ処理容器の種類について（複数回答）

	件数	割合
1. 家庭用の電動式生ごみ処理機	1,029	90.7%
2. 家庭用の非電動式生ごみ処理容器 (例：ダンボールコンポスト)	969	85.4%
3. 家庭用のディスポーザー	73	6.4%
4. 業務用の生ごみ処理機	81	7.1%
5. その他	56	4.9%
無回答	7	0.6%
合計	1,134	—

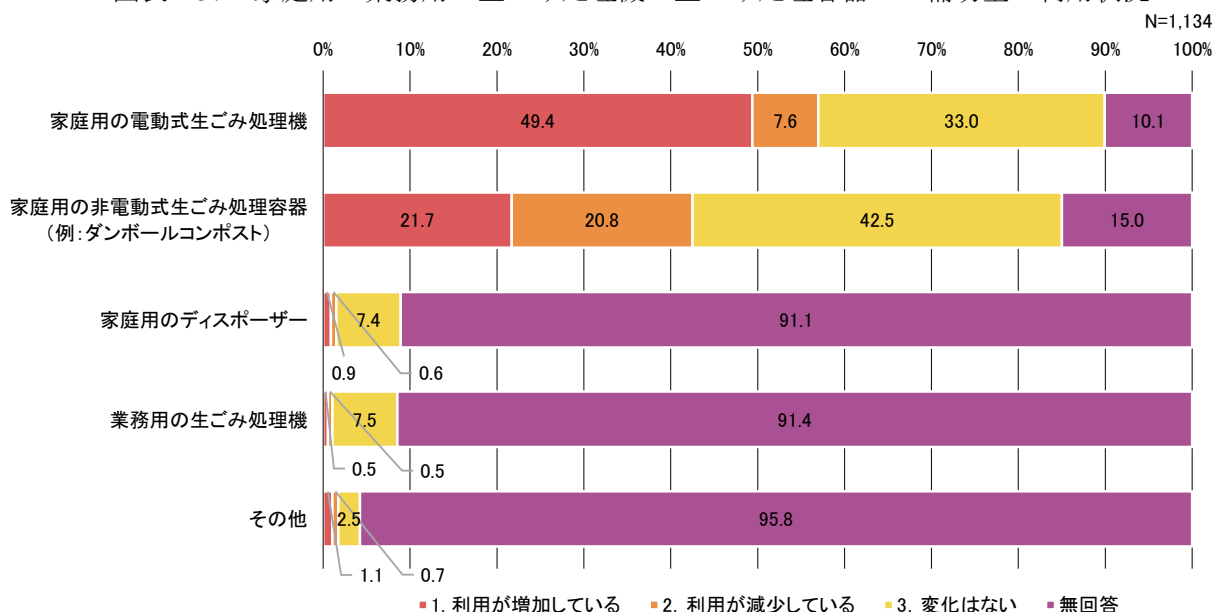
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

5) 【問 24-3】家庭用・業務用の生ごみ処理機・生ごみ処理容器への補助金の利用状況

家庭・事業者から出る食品廃棄物の生ごみ処理機・生ごみ処理容器に対する購入補助を実施している市区町村（問 24-1 で 1. と回答（n=1,134））に対し、それぞれの種類について補助金の利用状況を伺った。「家庭用の電動式生ごみ処理機」については「1. 利用が増加している」が最も多く 560 件（49.4%）であった。「家庭用の非電動式生ごみ処理容器（例：ダンボールコンポスト）」については、「1. 利用が増加している」246 件（21.7%）と「2. 利用が減少している」236 件（20.8%）が同程度であった。

「その他」の内容は、「補助金利用希望者は増えているが予算が対応できていない」「水切バケツ」「令和 6 年度に補助制度を創設した」等であった。

図表 137 家庭用・業務用の生ごみ処理機・生ごみ処理容器への補助金の利用状況



図表 138 家庭用・業務用の生ごみ処理機・生ごみ処理容器への補助金の利用状況

	1. 利用が増加している	2. 利用が減少している	3. 変化はない	無回答	合計
1. 家庭用の電動式生ごみ処理機	560 (49)	86 (8)	374 (33)	114 (10)	1,134
2. 家庭用の非電動式生ごみ処理容器 (例:ダンボールコンポスト)	246 (22)	236 (21)	482 (43)	170 (15)	1,134
3. 家庭用のディスポーザー	10 (1)	7 (1)	84 (7)	1,033 (91)	1,134
4. 業務用の生ごみ処理機	6 (1)	6 (1)	85 (7)	1,037 (91)	1,134
5. その他	12 (1)	8 (1)	28 (2)	1,086 (96)	1,134

（注）四捨五入の関係で、2) 家庭用の非電動式生ごみ処理容器の割合の合計が 100%と一致しない。

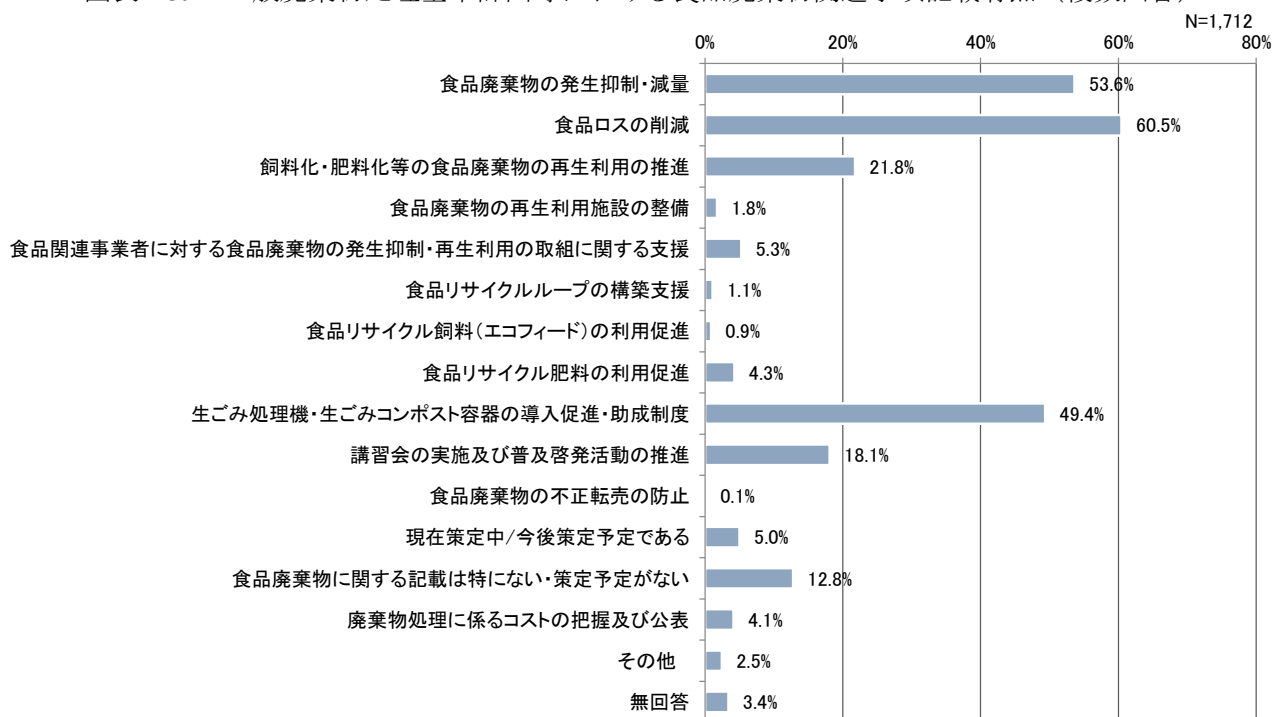
(8) 一般廃棄物処理基本計画等における食品廃棄物関連事項の記載について

1) 【問 25】一般廃棄物処理基本計画等における食品廃棄物関連事項記載有無

市区町村の計画（例：環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画、一般廃棄物処理実施計画等）における食品廃棄物等の記載状況としては、「2. 食品ロスの削減」が 1,035 件（60.5%）と最も多く、次いで「1. 食品廃棄物の発生抑制・減量」が 918 件（53.6%）、「9. 生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の導入促進・助成制度」が 845 件（49.4%）と続いている。

「その他」の内容は、「生ごみを使用するバイオガス化施設について記載している」「3010 運動等の啓発活動の記載」「商工会議所等への情報提供の強化」「食品リサイクルの処理主体や処理見込量等」等であった。

図表 139 一般廃棄物処理基本計画等における食品廃棄物関連事項記載有無（複数回答）



図表 140 一般廃棄物処理基本計画等における食品廃棄物関連事項記載有無（複数回答）

	件数	割合
1. 食品廃棄物の発生抑制・減量	918	53.6%
2. 食品ロスの削減	1,035	60.5%
3. 飼料化・肥料化等の食品廃棄物の再生利用の推進	373	21.8%
4. 食品廃棄物の再生利用施設の整備	30	1.8%
5. 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組に関する支援	90	5.3%
6. 食品リサイクルループの構築支援	19	1.1%
7. 食品リサイクル飼料（エコフィード）の利用促進	15	0.9%
8. 食品リサイクル肥料の利用促進	73	4.3%
9. 生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の導入促進・助成制度	845	49.4%
10. 講習会の実施及び普及啓発活動の推進	310	18.1%
11. 食品廃棄物の不正転売の防止	2	0.1%
12. 現在策定中/今後策定予定である	86	5.0%
13. 食品廃棄物に関する記載は特にない・策定予定がない	219	12.8%
14. 廃棄物処理に係るコストの把握及び公表	71	4.1%
15. その他	42	2.5%
無回答	58	3.4%
合計	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

記載状況について人口規模別にみると、「1. 食品廃棄物の発生抑制・減量」、「2. 食品ロスの削減」については、50 万人以上ではそれぞれ 83%、97%であったが、人口規模が小さくなるにつれて減少し、5 万人未満ではそれぞれ 47%、50%であった。

その他、人口規模による差が特にみられたのは、「3. 飼料化・肥料化等の食品廃棄物の再生利用の推進」、「5. 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組に関する支援」、「10. 講習会の実施及び普及啓発活動の推進」であり、人口規模が大きい市区町村で割合が多い。

「13. 食品廃棄物に関する記載は特にない・策定予定がない」と回答した市区町村は、50 万人以上では 0 件であったが、人口規模が小さくなるにつれ割合が増加する傾向がみられ、5 万人未満では 210 件（18%）であった。

図表 141 人口規模別、一般廃棄物処理基本計画等における
食品廃棄物関連事項記載有無（複数回答）

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 食品廃棄物の発生抑制・減量	29 (83)	179 (73)	152 (64)	558 (47)	918
2. 食品ロスの削減	34 (97)	220 (90)	187 (79)	594 (50)	1,035
3. 飼料化・肥料化等の食品廃棄物の再生利用の推進	20 (57)	75 (31)	58 (24)	220 (18)	373
4. 食品廃棄物の再生利用施設の整備	4 (11)	3 (1)	6 (3)	17 (1)	30
5. 食品関連事業者に対する食品廃棄物の発生抑制・再生利用の取組に関する支援	14 (40)	40 (16)	10 (4)	26 (2)	90
6. 食品リサイクルループの構築支援	0 (0)	9 (4)	2 (1)	8 (1)	19
7. 食品リサイクル飼料（エコフィード）の利用促進	2 (6)	2 (1)	3 (1)	8 (1)	15
8. 食品リサイクル肥料の利用促進	2 (6)	11 (4)	8 (3)	52 (4)	73
9. 生ごみ処理機・生ごみコンポスト容器の導入促進・助成制度	26 (74)	159 (65)	145 (61)	515 (43)	845
10. 講習会の実施及び普及啓発活動の推進	27 (77)	115 (47)	63 (27)	105 (9)	310
11. 食品廃棄物の不正転売の防止	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	2
12. 現在策定中/今後策定予定である	2 (6)	11 (4)	9 (4)	64 (5)	86
13. 食品廃棄物に関する記載は特にない・策定予定がない	0 (0)	1 (0)	8 (3)	210 (18)	219
14. 廃棄物処理に係るコストの把握及び公表	9 (26)	23 (9)	10 (4)	29 (2)	71
15. その他	3 (9)	8 (3)	8 (3)	23 (2)	42

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

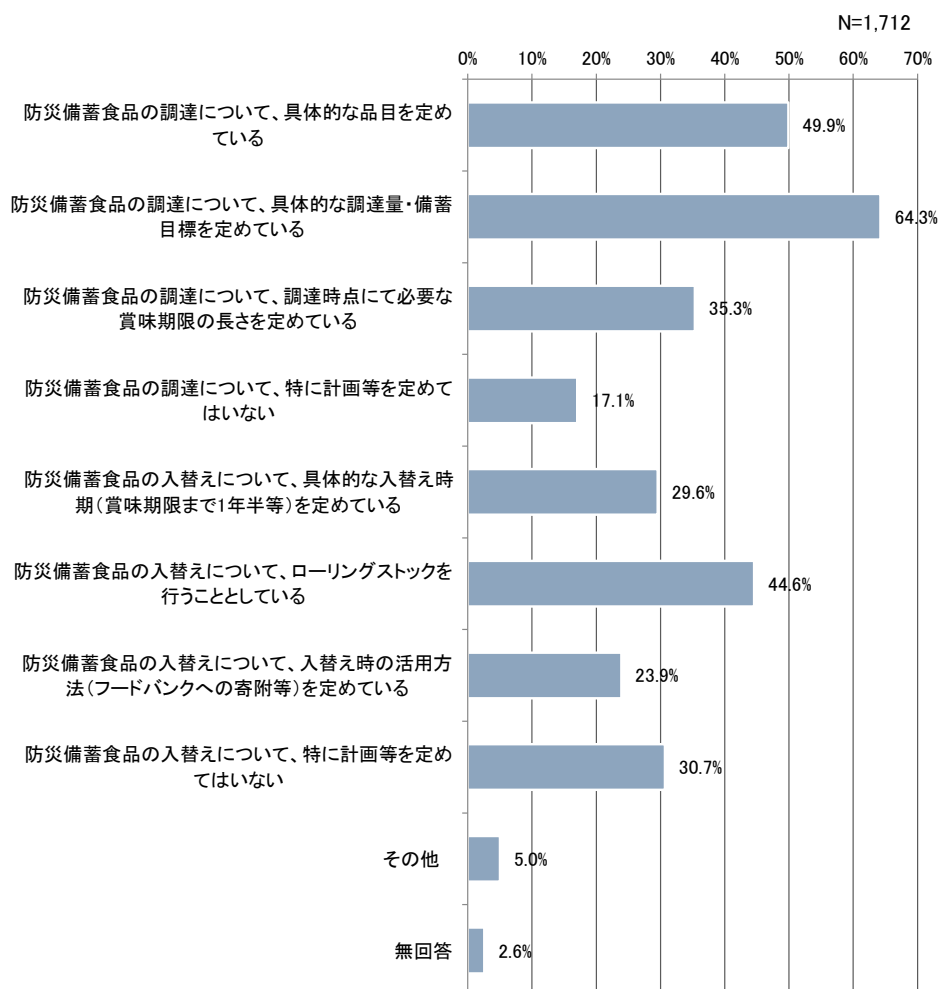
(9) 防災備蓄品の管理・活用・廃棄状況等について

1) 【問 26】防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等について

地域防災計画や防災備蓄品の調達指針等における、市区町村としての防災備蓄食品（食品・飲料水等）の調達・入替えに関する記載状況について伺ったところ、「2. 防災備蓄食品の調達について、具体的な調達量・備蓄目標を定めている」が 1,100 件（64.3%）と最も多く、次いで「1. 防災備蓄食品の調達について、具体的な品目を定めている」が 854 件（49.9%）、「6. 防災備蓄食品の入替えについて、ローリングストックを行うこととしている」763 件（44.6%）、「3. 防災備蓄食品の調達について、調達時点にて必要な賞味期限の長さを定めている」605 件（35.3%）と続いている。

「その他」の内容は、「県にて市町村ごとの目標備蓄量を定めている」「調達、入れ替えについては、担当者間の共有認識として「具体的な入れ替え時期」、「再活用方針」等を持っているが、計画などで目に見える形では定めていない。」「入替時の活用方法についての定めはないが、各関係機関に配布することとしている」等であった。

図表 142 防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等について（複数回答）



図表 143 防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等について（複数回答）

	件数	割合
1. 防災備蓄食品の調達について、具体的な品目を定めている	854	49.9%
2. 防災備蓄食品の調達について、具体的な調達量・備蓄目標を定めている	1,100	64.3%
3. 防災備蓄食品の調達について、調達時点にて必要な賞味期限の長さを定めている	605	35.3%
4. 防災備蓄食品の調達について、特に計画等を定めてはいない	292	17.1%
5. 防災備蓄食品の入替えについて、具体的な入替え時期（賞味期限まで1年半等）を定めている	506	29.6%
6. 防災備蓄食品の入替えについて、ローリングストックを行うこととしている	763	44.6%
7. 防災備蓄食品の入替えについて、入替え時の活用方法（フードバンクへの寄附等）を定めている	409	23.9%
8. 防災備蓄食品の入替えについて、特に計画等を定めてはいない	525	30.7%
9. その他	86	5.0%
無回答	44	2.6%
合計	1,712	—

（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等を定めている割合が高い傾向にある。

図表 144 人口規模別、防災備蓄食品の調達・入替えに関する計画等について（複数回答）

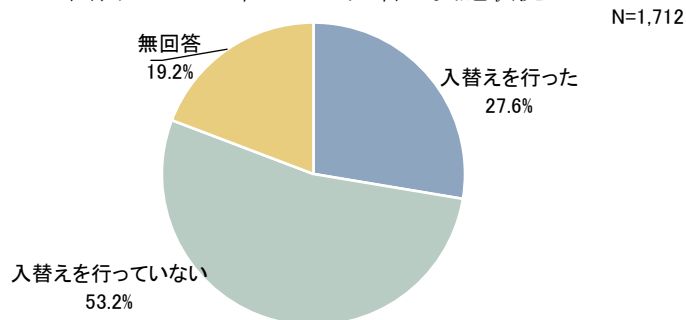
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 防災備蓄食品の調達について、具体的な品目を定めている	32 (91)	187 (76)	154 (65)	481 (40)	854
2. 防災備蓄食品の調達について、具体的な調達量・備蓄目標を定めている	33 (94)	210 (86)	188 (79)	669 (56)	1,100
3. 防災備蓄食品の調達について、調達時点にて必要な賞味期限の長さを定めている	31 (89)	149 (61)	123 (52)	302 (25)	605
4. 防災備蓄食品の調達について、特に計画等を定めてはいない	3 (9)	20 (8)	24 (10)	245 (21)	292
5. 防災備蓄食品の入替えについて、具体的な入替え時期（賞味期限まで1年半等）を定めている	29 (83)	131 (53)	89 (38)	257 (22)	506
6. 防災備蓄食品の入替えについて、ローリングストックを行うこととしている	22 (63)	135 (55)	132 (56)	474 (40)	763
7. 防災備蓄食品の入替えについて、入替え時の活用方法（フードバンクへの寄附等）を定めている	26 (74)	118 (48)	87 (37)	178 (15)	409
8. 防災備蓄食品の入替えについて、特に計画等を定めてはいない	6 (17)	41 (17)	51 (22)	427 (36)	525
9. その他	2 (6)	21 (9)	8 (3)	55 (5)	86

2) 【問 27-1】防災備蓄食品の入替えについて＜乾パン＞

① ＜乾パン＞の入替えの実施状況について

令和5年度における乾パンの入替えの実施状況について伺ったところ、「2. 入替えを行っていない」が910件（53.2%）、「1. 入替えを行った」473件（27.6%）であった。

図表 145 ＜乾パン＞入替の実施状況



図表 146 ＜乾パン＞入替の実施状況

	件数	割合
1. 入替えを行った	473	27.6%
2. 入替えを行っていない	910	53.2%
無回答	329	19.2%
合計	1,712	100.0%

乾パンの入替の実施状況について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど入替えを行っている割合が高い傾向にある。

図表 147 人口規模別、＜乾パン＞入替えの実施状況

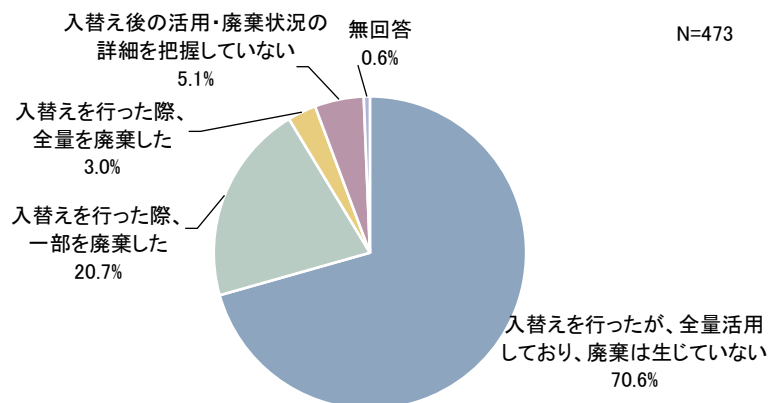
	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替えを行った	14 (40)	81 (33)	58 (24)	320 (27)	473
2. 入替えを行っていない	9 (26)	107 (44)	112 (47)	682 (57)	910
無回答	12 (34)	57 (23)	67 (28)	193 (16)	329

（注）四捨五入の関係で、3)5万人以上の割合の合計が100%と一致しない。

② <乾パン>の入替え時の活用・廃棄状況について

乾パンの入替えを実施した市区町村（問 27-1-①で 1 と回答、n=473）に対し、入替え時の活用・廃棄状況について伺ったところ、「1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない」が 334 件（70.6%）と最も多く、次いで「2. 入替えを行った際、一部を廃棄した」98 件（20.7%）、「4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない」24 件（5.1%）であった。

図表 148 <乾パン>入替え時の活用・廃棄状況



図表 149 <乾パン>入替え時の活用・廃棄状況

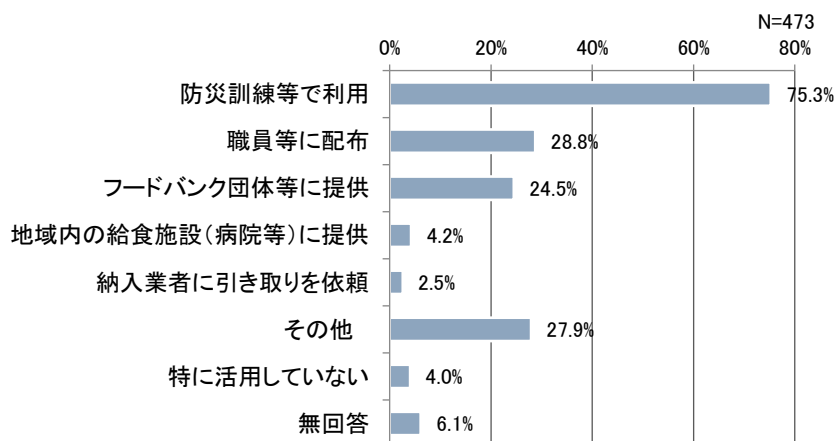
	件数	割合
1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない	334	70.6%
2. 入替えを行った際、一部を廃棄した	98	20.7%
3. 入替えを行った際、全量を廃棄した	14	3.0%
4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない	24	5.1%
無回答	3	0.6%
合計	473	100.0%

③ <乾パン>の入替え時の活用方法について

乾パンの入替えを実施した市区町村（問 27-1-①で 1 と回答、n=473）に対し、入替え時の活用方法について伺ったところ、「1. 防災訓練等で利用」が 356 件（75.3%）と最も多く、次いで「2. 職員等に配布」が 136 件（28.8%）、「3. フードバンク団体等に提供」116 件（24.5%）であった。

その他の内容は「学校等へ防災授業等の啓発物として配布している」「イベント等で配布している」「養豚場で活用している」「能登半島地震の支援物資として提供」等であった。

図表 150 <乾パン>入替え時の活用方法（複数回答）



図表 151 <乾パン>入替え時の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 防災訓練等で利用	356	75.3%
2. 職員等に配布	136	28.8%
3. フードバンク団体等に提供	116	24.5%
4. 地域内の給食施設（病院等）に提供	20	4.2%
5. 納入業者に引き取りを依頼	12	2.5%
6. その他	132	27.9%
7. 特に活用していない	19	4.0%
無回答	29	6.1%
合計	473	—

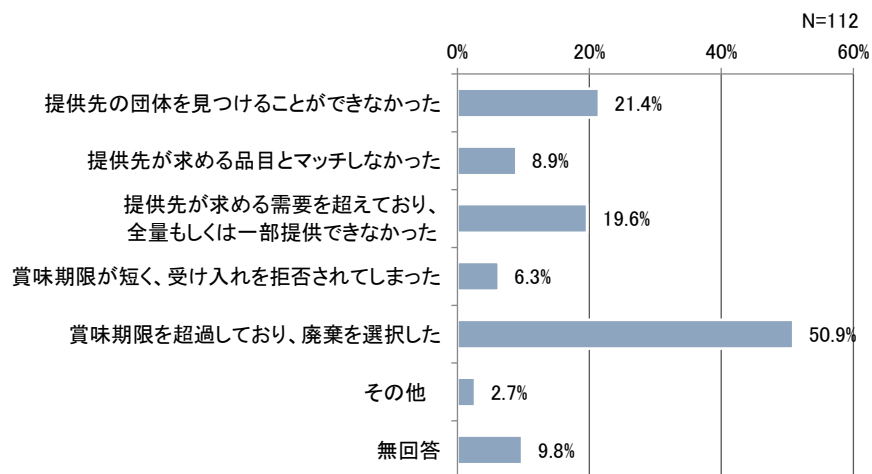
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ <乾パン>の入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について

乾パンの入替え時に一部または全量を廃棄した市区町村（問 27-1-①で 1、かつ、問 27-1-②で 2 または 3 と回答、n=112）に対し、入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について伺った。「5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した」が 57 件（50.9%）と最も多く、次いで「1. 提供先の団体を見つけることができなかった」24 件（21.4%）、「3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった」22 件（19.6%）であった。

その他の内容は「保存状態に問題があったものを一部廃棄した」等であった。

図表 152 <乾パン>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）



図表 153 <乾パン>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）

	件数	割合
1. 提供先の団体を見つけることができなかった	24	21.4%
2. 提供先が求める品目とマッチしなかった	10	8.9%
3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった	22	19.6%
4. 賞味期限が短く、受け入れを拒否されてしまった	7	6.3%
5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した	57	50.9%
6. その他	3	2.7%
無回答	11	9.8%
合計	112	—

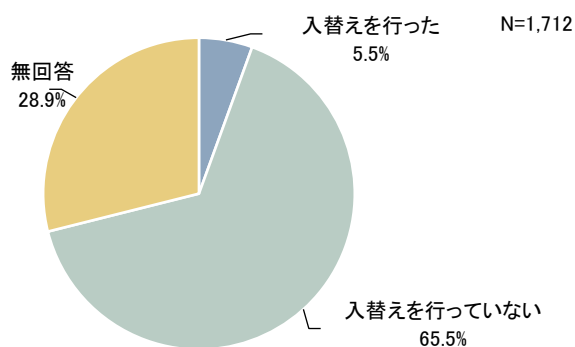
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

3) 【問 27-2】防災備蓄食品の入替えについて＜インスタント麺類＞

① ＜インスタント麺類＞の入替えの実施状況について

令和5年度におけるインスタント麺類の入替えの実施状況について伺ったところ、「2. 入替えを行っていない」が1,122件（65.5%）、「1. 入替えを行った」95件（5.5%）であった。

図表 154 ＜インスタント麺類＞入替えの実施状況



図表 155 ＜インスタント麺類＞入替えの実施状況

	件数	割合
1. 入替えを行った	95	5.5%
2. 入替えを行っていない	1,122	65.5%
無回答	495	28.9%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が100%と一致しない。

インスタント麺類の入替えの実施状況について人口規模別にみると、人口規模による大きな差異はない。

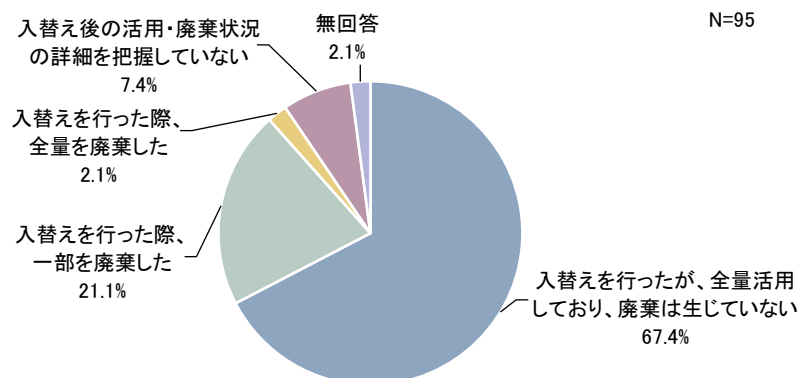
図表 156 人口規模別、＜インスタント麺類＞入替の実施状況

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替えを行った	2 (6)	12 (5)	8 (3)	73 (6)	95
2. 入替えを行っていない	15 (43)	134 (55)	142 (60)	831 (70)	1,122
無回答	18 (51)	99 (40)	87 (37)	291 (24)	495

② <インスタント麺類>の入替え時の活用・廃棄状況について

インスタント麺類の入替えを実施した市区町村（問 27-2-①で 1 と回答、n=95）に対し、入替え時の活用・廃棄状況について伺ったところ、「1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない」が 64 件（67.4%）と最も多く、次いで「2. 入替えを行った際、一部を廃棄した」20 件（21.1%）、「4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない」7 件（7.4%）、「3. 入れ替えを行った際、全量を廃棄した」2 件（2.1%）であった。

図表 157 <インスタント麺類>入替え時の活用・廃棄状況



図表 158 <インスタント麺類>入替え時の活用・廃棄状況

	件数	割合
1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない	64	67.4%
2. 入替えを行った際、一部を廃棄した	20	21.1%
3. 入替えを行った際、全量を廃棄した	2	2.1%
4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない	7	7.4%
無回答	2	2.1%
合計	95	100.0%

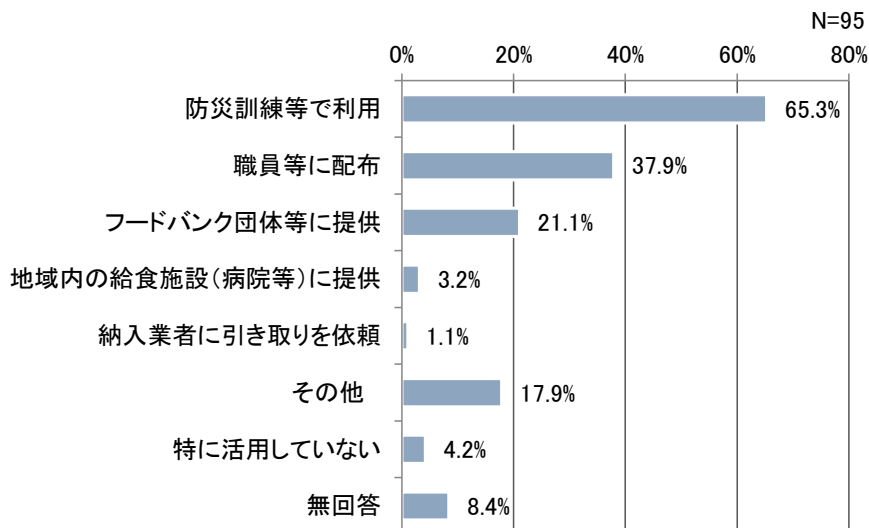
（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

③ <インスタント麺類>の入替え時の活用方法について

インスタント麺類の入替えを実施した市区町村（問 27-2-①で 1 と回答、n=95）に対し、入替え時の活用方法について伺ったところ、「1. 防災訓練等で利用」が 62 件（65.3%）と最も多く、次いで「2. 職員等に配布」が 36 件（37.9%）、「3. フードバンク団体等に提供」20 件（21.1%）であった。

その他の内容は「子ども食堂に提供」「能登半島地震の支援物資として提供」等であった。

図表 159 <インスタント麺類>入替え時の活用方法（複数回答）



図表 160 <インスタント麺類>入替え時の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 防災訓練等で利用	62	65.3%
2. 職員等に配布	36	37.9%
3. フードバンク団体等に提供	20	21.1%
4. 地域内の給食施設（病院等）に提供	3	3.2%
5. 納入業者に引き取りを依頼	1	1.1%
6. その他	17	17.9%
7. 特に活用していない	4	4.2%
無回答	8	8.4%
合計	95	—

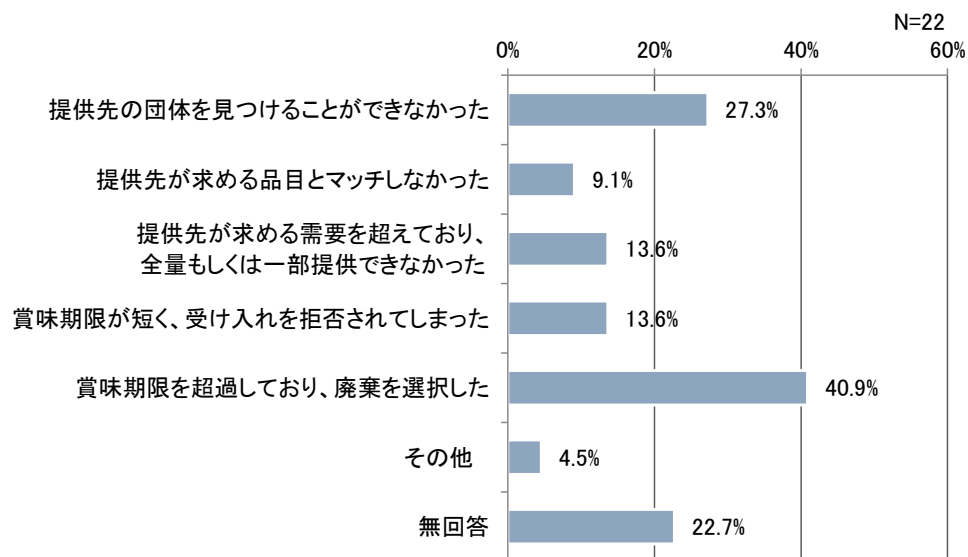
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ <インスタント麺類>の入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について

インスタント麺類の入替え時に一部または全量を廃棄した市区町村（問 27-2-①で 1、かつ、問 27-2-②で 2 または 3 と回答、n=22）に対し、入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について伺った。「5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した」が 9 件（40.9%）と最も多く、次いで「1. 提供先の団体を見つけることができなかった」 6 件（27.3%）であった。

その他の内容は「賞味期限が短く、活用できないため」等であった。

図表 161 <インスタント麺類>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）



図表 162 <インスタント麺類>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）

	件数	割合
1. 提供先の団体を見つけることができなかった	6	27.3%
2. 提供先が求める品目とマッチしなかった	2	9.1%
3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった	3	13.6%
4. 賞味期限が短く、受け入れを拒否されてしまった	3	13.6%
5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した	9	40.9%
6. その他	1	4.5%
無回答	5	22.7%
合計	22	—

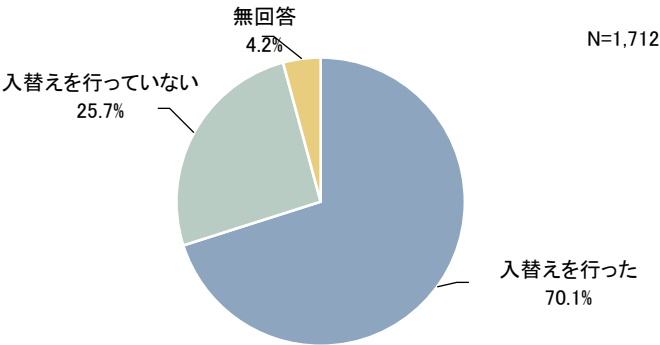
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

4) 【問 27-3】防災備蓄食品の入替えについて＜アルファ化米＞

① ＜アルファ化米＞の入替えの実施状況について

令和5年度におけるアルファ化米の入替えの実施状況について伺ったところ、「1. 入替えを行った」が1,200件（70.1%）、「2. 入替えを行っていない」440件（25.7%）であった。他の食品と比較して、入替えを行っている比率が非常に高くなっている。

図表 163 ＜アルファ化米＞入替えの実施状況



図表 164 ＜アルファ化米＞入替えの実施状況

	件数	割合
1. 入替えを行った	1,200	70.1%
2. 入替えを行っていない	440	25.7%
無回答	72	4.2%
合計	1,712	100.0%

アルファ化米の入替えの実施状況について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど入替えを行っている割合が高い傾向にある。

図表 165 人口規模別、＜アルファ化米＞入替の実施状況

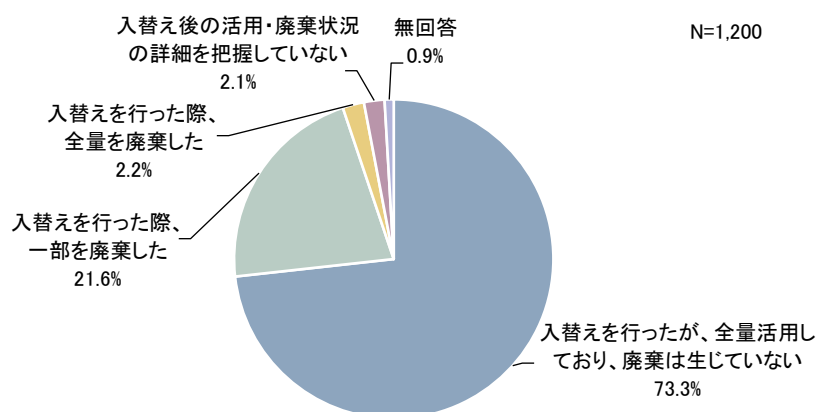
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替えを行った	32 (91)	202 (82)	193 (81)	773 (65)	1,200
2. 入替えを行っていない	2 (6)	34 (14)	34 (14)	370 (31)	440
無回答	1 (3)	9 (4)	10 (4)	52 (4)	72

(注) 四捨五入の関係で、3) 5 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

② <アルファ化米>の入替え時の活用・廃棄状況について

アルファ化米の入替えを実施した市区町村（問 27-3-①で 1 と回答、n=1,200）に対し、入替え時の活用・廃棄状況について伺ったところ、「1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない」が 879 件（73.3%）と最も多く、次いで「2. 入替えを行った際、一部を廃棄した」259 件（21.6%）であった。

図表 166 <アルファ化米>入替え時の活用・廃棄状況



図表 167 <アルファ化米>入替え時の活用・廃棄状況

	件数	割合
1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない	879	73.3%
2. 入替えを行った際、一部を廃棄した	259	21.6%
3. 入替えを行った際、全量を廃棄した	26	2.2%
4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない	25	2.1%
無回答	11	0.9%
合計	1,200	100.0%

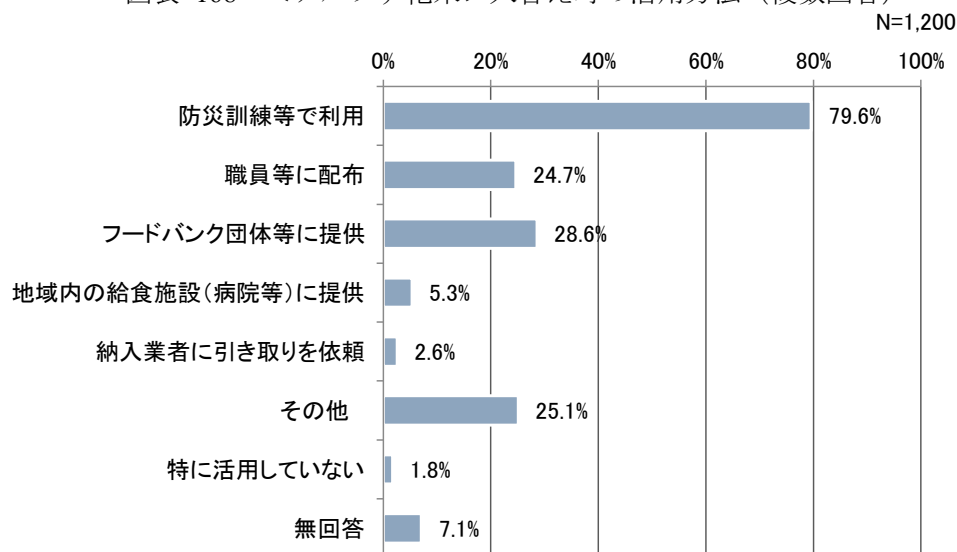
（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

③ <アルファ化米>の入替え時の活用方法について

アルファ化米の入替えを実施した市区町村（問 27-3-①で 1 と回答、n=1,200）に対し、入替え時の活用方法について伺ったところ、「1. 防災訓練等で利用」が 955 件（79.6%）と最も多く、次いで「3. フードバンク団体等に提供」が 343 件（28.6%）、「2. 職員等に配布」296 件（24.7%）であった。

その他の内容は「イベント等で配布している」「家畜飼料への活用のため大学へ寄贈している」「子ども食堂へ提供している」「能登半島地震の支援物資として提供」「畜産農家に提供している」等であった。

図表 168 <アルファ化米>入替え時の活用方法（複数回答）



図表 169 <アルファ化米>入替え時の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 防災訓練等で利用	955	79.6%
2. 職員等に配布	296	24.7%
3. フードバンク団体等に提供	343	28.6%
4. 地域内の給食施設（病院等）に提供	64	5.3%
5. 納入業者に引き取りを依頼	31	2.6%
6. その他	301	25.1%
7. 特に活用していない	21	1.8%
無回答	85	7.1%
合計	1,200	—

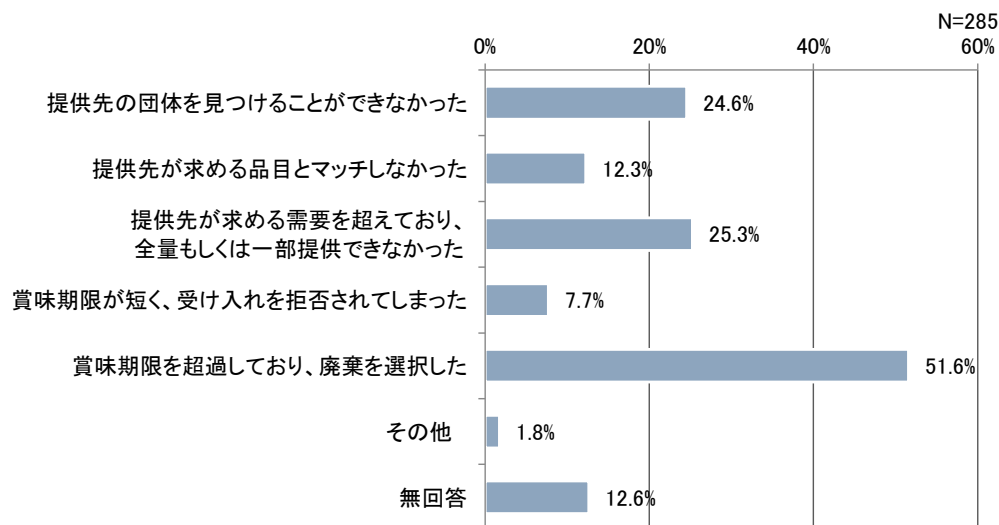
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ <アルファ化米>の入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について

アルファ化米の入替え時に一部または全量を廃棄した市区町村（問 27-3-①で 1、かつ、問 27-3-②で 2 または 3 と回答、n=285）に対し、入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について伺った。「5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した」が 147 件（51.6%）と最も多く、次いで「3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった」72 件（25.3%）、「1. 提供先の団体を見つけることができなかった」70 件（24.6%）であった。

その他の内容は「地域づくり交付金を使用しており、目的外使用ができない」等であった。

図表 170 <アルファ化米>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）



図表 171 <アルファ化米>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）

	件数	割合
1. 提供先の団体を見つけることができなかった	70	24.6%
2. 提供先が求める品目とマッチしなかった	35	12.3%
3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった	72	25.3%
4. 賞味期限が短く、受け入れを拒否されてしまった	22	7.7%
5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した	147	51.6%
6. その他	5	1.8%
無回答	36	12.6%
合計	285	—

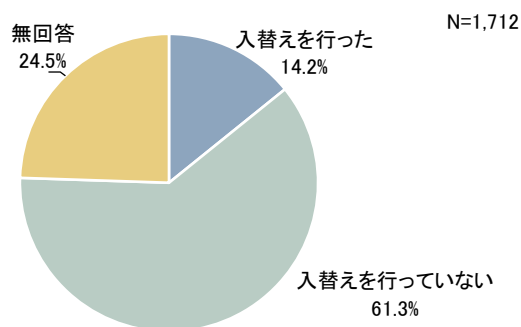
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

5) 【問 27-4】防災備蓄食品の入替えについて＜缶詰（主食）＞

① ＜缶詰（主食）＞の入替えの実施状況について

令和5年度における缶詰（主食）の入替えの実施状況について伺ったところ、「2. 入替えを行っていない」が1,050件（61.3%）、「1. 入替えを行った」が243件（14.2%）であった。

図表 172 ＜缶詰（主食）＞入替えの実施状況



図表 173 ＜缶詰（主食）＞入替えの実施状況

	件数	割合
1. 入替えを行った	243	14.2%
2. 入替えを行っていない	1,050	61.3%
無回答	419	24.5%
合計	1,712	100.0%

缶詰（主食）の入替えの実施状況について人口規模別にみると、人口規模による大きな差異はない。

図表 174 人口規模別、＜缶詰（主食）＞入替の実施状況

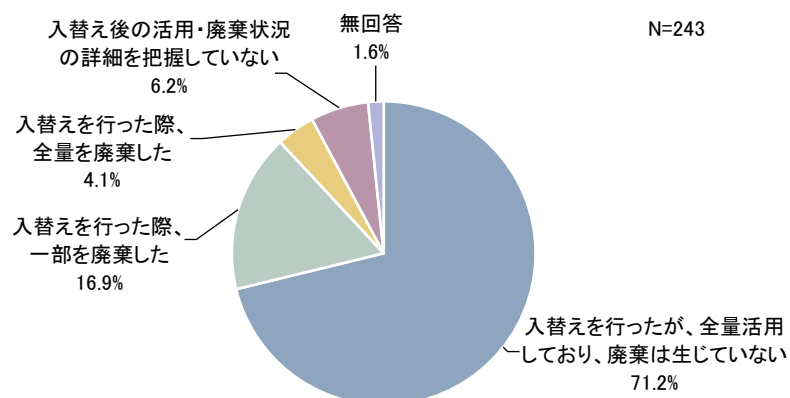
	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替えを行った	2 (6)	31 (13)	41 (17)	169 (14)	243
2. 入替えを行っていない	16 (46)	129 (53)	124 (52)	781 (65)	1,050
無回答	17 (49)	85 (35)	72 (30)	245 (21)	419

（注）四捨五入の関係で、1) 50 万人以上、2) 10 万人以上、3) 5 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

② <缶詰（主食）>の入替え時の活用・廃棄状況について

缶詰（主食）の入替えを実施した市区町村（問 27-4-①で 1 と回答、n=243）に対し、入替え時の活用・廃棄状況について伺ったところ、「1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない」が 173 件（71.2%）と最も多く、次いで「2. 入替えを行った際、一部を廃棄した」が 41 件（16.9%）であった。

図表 175 <缶詰（主食）>入替え時の活用・廃棄状況



図表 176 <缶詰（主食）>入替え時の活用・廃棄状況

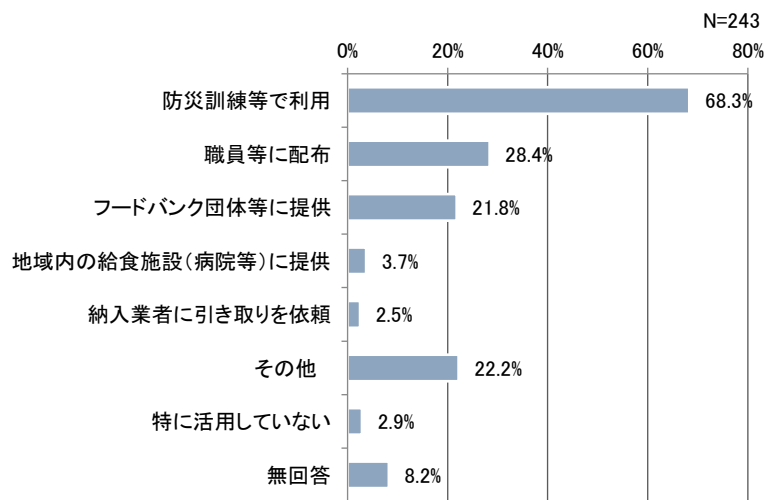
	件数	割合
1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない	173	71.2%
2. 入替えを行った際、一部を廃棄した	41	16.9%
3. 入替えを行った際、全量を廃棄した	10	4.1%
4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない	15	6.2%
無回答	4	1.6%
合計	243	100.0%

③ <缶詰（主食）>の入替え時の活用方法について

缶詰（主食）の入替えを実施した市区町村（問 27-4-①で 1 と回答、n=243）に対し、入替え時の活用方法について伺ったところ、「1. 防災訓練等で利用」が 166 件（68.3%）と最も多く、次いで「2. 職員等に配布」が 69 件（28.4%）、「3. フードバンク団体等に提供」が 53 件（21.8%）であった。

その他の内容は「子ども食堂に提供」「能登半島地震の支援物資として提供」「新型コロナ感染者の食糧支援に活用」等であった。

図表 177 <缶詰（主食）>入替え時の活用方法（複数回答）



図表 178 <缶詰（主食）>入替え時の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 防災訓練等で利用	166	68.3%
2. 職員等に配布	69	28.4%
3. フードバンク団体等に提供	53	21.8%
4. 地域内の給食施設（病院等）に提供	9	3.7%
5. 納入業者に引き取りを依頼	6	2.5%
6. その他	54	22.2%
7. 特に活用していない	7	2.9%
無回答	20	8.2%
合計	243	—

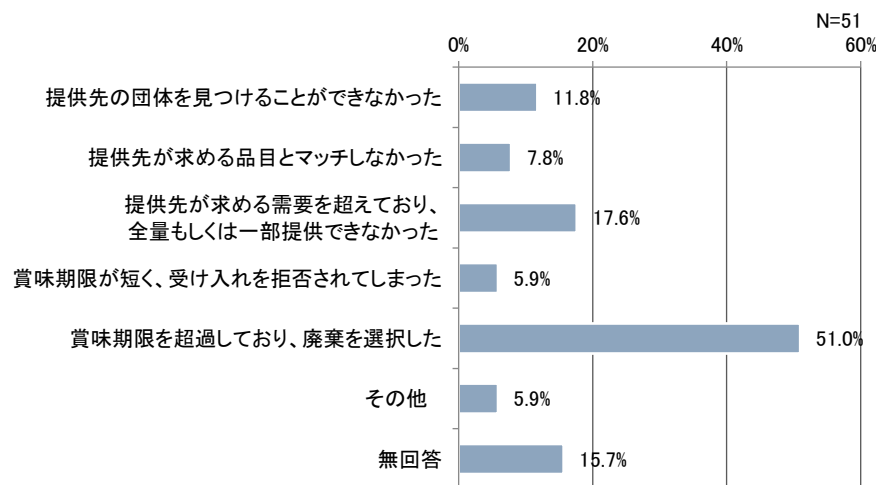
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ <缶詰（主食）>の入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について

缶詰（主食）の入替え時に一部または全量を廃棄した市区町村（問 27-4-①で 1、かつ、問 27-4-②で 2 または 3 と回答、n=51）に対し、入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について伺った。「5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した」が 26 件（51.0%）と最も多く、次いで「3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった」9 件（17.6%）、「1. 提供先の団体を見つけることができなかった」6 件（11.8%）であった。

その他の内容は「備蓄していない」「保管温度が守られていない恐れがあり、全量廃棄した」等であった。

図表 179 <缶詰（主食）>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）



図表 180 <缶詰（主食）>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）

	件数	割合
1. 提供先の団体を見つけることができなかった	6	11.8%
2. 提供先が求める品目とマッチしなかった	4	7.8%
3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった	9	17.6%
4. 賞味期限が短く、受け入れを拒否されてしまった	3	5.9%
5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した	26	51.0%
6. その他	3	5.9%
無回答	8	15.7%
合計	51	—

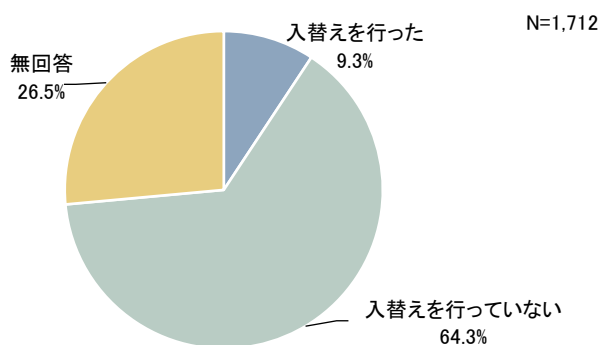
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

6) 【問 27-5】防災備蓄食品の入替えについて＜缶詰（副食）＞

① ＜缶詰（副食）＞の入替えの実施状況について

缶詰（副食）の入替えの実施状況について伺ったところ、「2. 入替えを行っていない」が 1,100 件（64.3%）、「1. 入替えを行った」が 159 件（9.3%）であった。

図表 181 ＜缶詰（副食）＞入替えの実施状況



図表 182 ＜缶詰（副食）＞入替えの実施状況

	件数	割合
1. 入替えを行った	159	9.3%
2. 入替えを行っていない	1,100	64.3%
無回答	453	26.5%
合計	1,712	100.0%

（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

缶詰（副食）の入替えの実施状況について人口規模別にみると、人口規模による大きな差異はない。

図表 183 人口規模別、＜缶詰（副食）＞入替えの実施状況

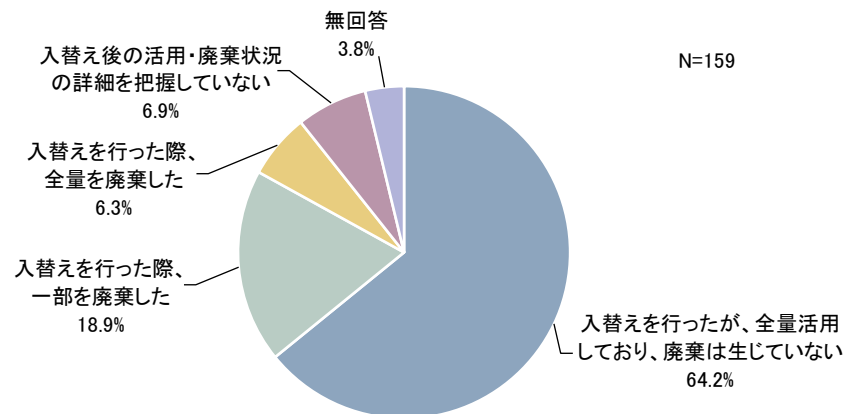
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替えを行った	0 (0)	16 (7)	18 (8)	125 (10)	159
2. 入替えを行っていない	17 (49)	136 (56)	135 (57)	812 (68)	1,100
無回答	18 (51)	93 (38)	84 (35)	258 (22)	453

（注）四捨五入の関係で、2) 10 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

② <缶詰（副食）>の入替え時の活用・廃棄状況について

缶詰（副食）の入替えを実施した市区町村（問 27-5-①で 1 と回答、n=159）に対し、入替え時の活用・廃棄状況について伺ったところ、「1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない」が 102 件（64.2%）と最も多く、次いで「2. 入替えを行った際、一部を廃棄した」が 30 件（18.9%）であった。

図表 184 <缶詰（副食）>入替え時の活用・廃棄状況



図表 185 <缶詰（副食）>入替え時の活用・廃棄状況

	件数	割合
1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない	102	64.2%
2. 入替えを行った際、一部を廃棄した	30	18.9%
3. 入替えを行った際、全量を廃棄した	10	6.3%
4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない	11	6.9%
無回答	6	3.8%
合計	159	100.0%

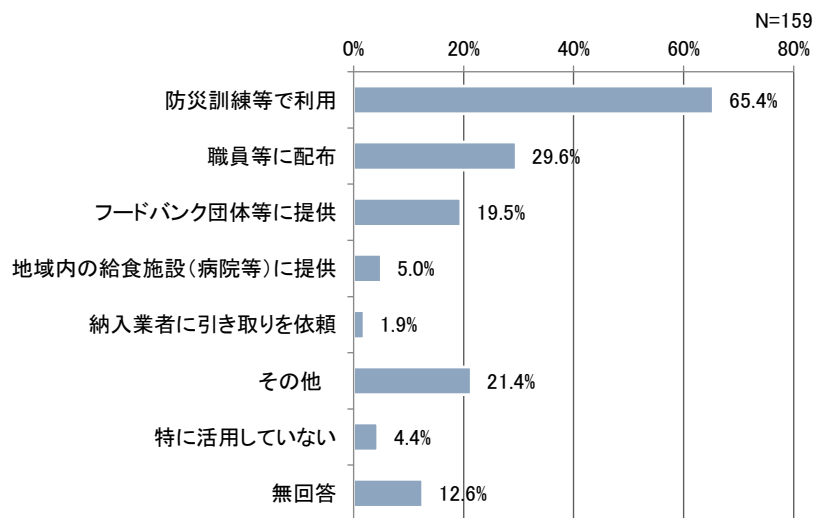
（注）四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

③ <缶詰（副食）>の入替え時の活用方法について

缶詰（副食）の入替えを実施した市区町村（問 27-5-①で 1 と回答、n=159）に対し、入替え時の活用方法について伺ったところ、「1. 防災訓練等で利用」が 104 件（65.4%）と最も多く、次いで「2. 職員等に配布」が 47 件（29.6%）、「3. フードバンク団体等に提供」が 31 件（19.5%）であった。

その他の内容は「イベント等で配布」「選挙時に投票来場者に配布」「能登半島地震の支援物資として提供」等であった。

図表 186 <缶詰（副食）>入替え時の活用方法（複数回答）



図表 187 <缶詰（副食）>入替え時の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 防災訓練等で利用	104	65.4%
2. 職員等に配布	47	29.6%
3. フードバンク団体等に提供	31	19.5%
4. 地域内の給食施設（病院等）に提供	8	5.0%
5. 納入業者に引き取りを依頼	3	1.9%
6. その他	34	21.4%
7. 特に活用していない	7	4.4%
無回答	20	12.6%
合計	159	—

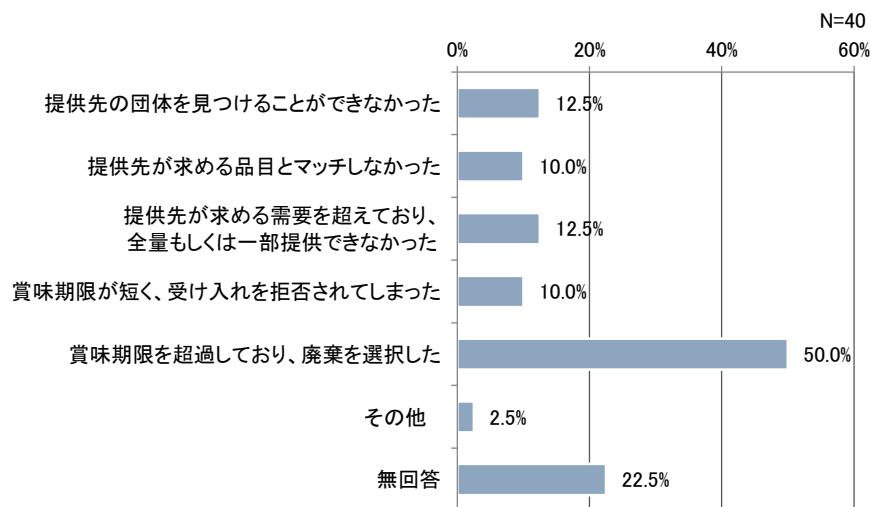
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ <缶詰（副食）>の入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について

缶詰（副食）の入替え時に一部または全量を廃棄した市区町村（問 27-5-①で 1、かつ、問 27-5-②で 2 または 3 と回答、n=40）に対し、入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について伺った。「5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した」が 20 件（50.0%）と最も多く、次いで「1. 提供先の団体を見つけることができなかった」と「3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった」がいずれも 5 件（12.5%）であった。

その他の内容は「賞味期限が短く活用できない」等であった。

図表 188 <缶詰（副食）>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）



図表 189 <缶詰（副食）>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）

	件数	割合
1. 提供先の団体を見つけることができなかった	5	12.5%
2. 提供先が求める品目とマッチしなかった	4	10.0%
3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった	5	12.5%
4. 賞味期限が短く、受け入れを拒否されてしまった	4	10.0%
5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した	20	50.0%
6. その他	1	2.5%
無回答	9	22.5%
合計	40	—

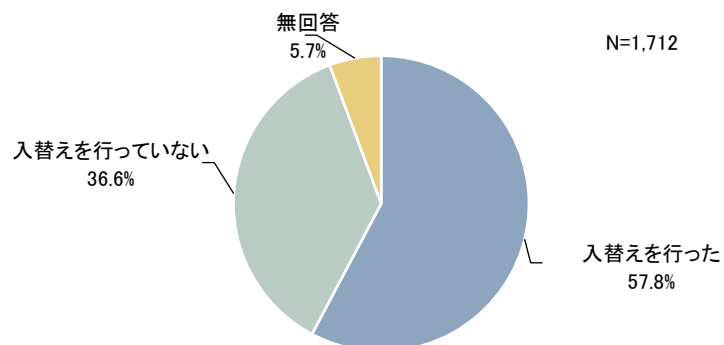
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

7) 【問 27-6】防災備蓄食品の入替えについて＜飲料水＞

① ＜飲料水＞の入替えの実施状況について

飲料水の入替えの実施状況について伺ったところ、「1. 入替えを行った」が 989 件（57.8%）、
「2. 入替えを行っていない」が 626 件（36.6%）であった。他の防災備蓄食品と比較して、入替
えを行っている比率が高くなっている。

図表 190 ＜飲料水＞入替えの実施状況



図表 191 ＜飲料水＞入替えの実施状況

	件数	割合
1. 入替えを行った	989	57.8%
2. 入替えを行っていない	626	36.6%
無回答	97	5.7%
合計	1,712	100.0%

(注) 四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

飲料水の入替えの実施状況について人口規模別にみると、人口規模が大きいほど入替えを行っ
ている割合が高い傾向にある。

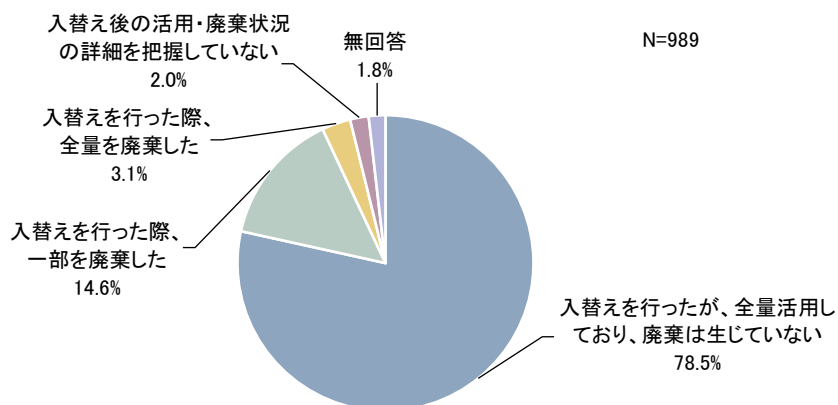
図表 192 人口規模別、＜飲料水＞入替えの実施状況

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替えを行った	25 (71)	155 (63)	153 (65)	656 (55)	989
2. 入替えを行っていない	7 (20)	78 (32)	71 (30)	470 (39)	626
無回答	3 (9)	12 (5)	13 (5)	69 (6)	97

② <飲料水>の入替え時の活用・廃棄状況について

飲料水の入替えを実施した市区町村（問 27-6-①で 1 と回答、n=989）に対し、入替え時の活用・廃棄状況について伺ったところ、「1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない」が 776 件（78.5%）と最も多く、次いで「2. 入替えを行った際、一部を廃棄した」が 144 件（14.6%）であった。

図表 193 <飲料水>入替え時の活用・廃棄状況



図表 194 <飲料水>入替え時の活用・廃棄状況

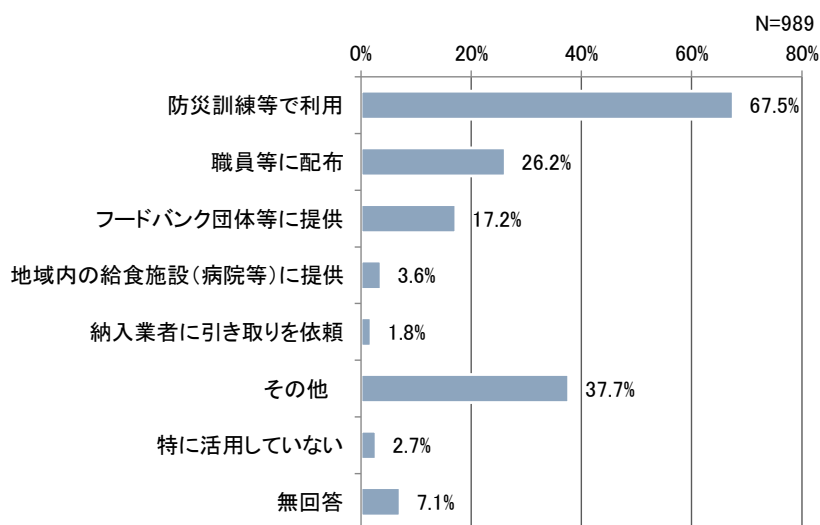
	件数	割合
1. 入替えを行ったが、全量活用しており、廃棄は生じていない	776	78.5%
2. 入替えを行った際、一部を廃棄した	144	14.6%
3. 入替えを行った際、全量を廃棄した	31	3.1%
4. 入替え後の活用・廃棄状況の詳細を把握していない	20	2.0%
無回答	18	1.8%
合計	989	100.0%

③ <飲料水>の入替え時の活用方法について

飲料水の入替えを実施した市区町村（問 27-6-①で 1 と回答、n=989）に対し、入替え時の活用方法について伺ったところ、「1. 防災訓練等で利用」が 668 件（67.5%）と最も多く、次いで「2. 職員等に配布」が 259 件（26.2%）、「3. フードバンク団体等に提供」が 170 件（17.2%）であった。

その他の内容は「災害時の生活用水として継続的に備蓄している」「能登半島地震の支援物資として提供」「新型コロナの感染者の食料支援に活用」「消防局に提供」等であった。

図表 195 <飲料水>入替え時の活用方法（複数回答）



図表 196 <飲料水>入替え時の活用方法（複数回答）

	件数	割合
1. 防災訓練等で利用	668	67.5%
2. 職員等に配布	259	26.2%
3. フードバンク団体等に提供	170	17.2%
4. 地域内の給食施設（病院等）に提供	36	3.6%
5. 納入業者に引き取りを依頼	18	1.8%
6. その他	373	37.7%
7. 特に活用していない	27	2.7%
無回答	70	7.1%
合計	989	—

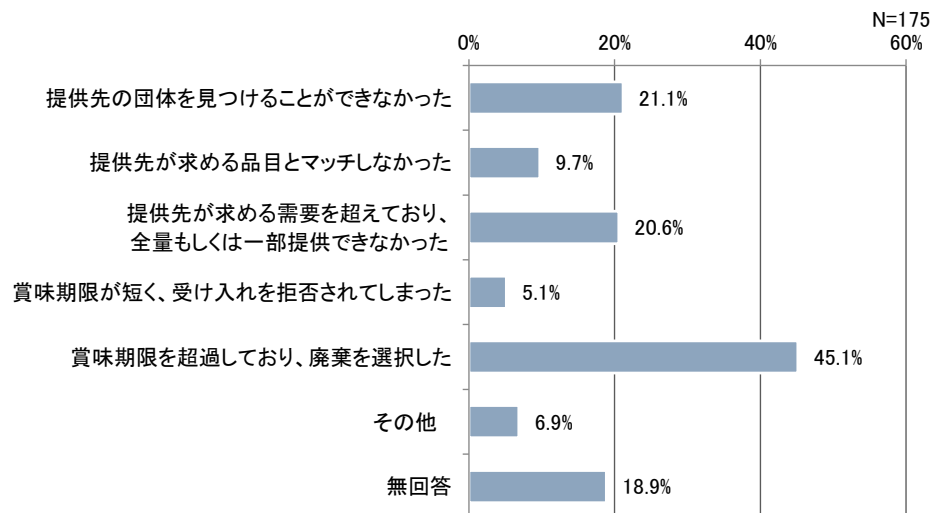
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

④ <飲料水>の入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について

飲料水の入替え時に一部または全量を廃棄した市区町村（問 27-6-①で 1、かつ、問 27-6-②で 2 または 3 と回答、n=175）に対し、入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因について伺った。「5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した」が 79 件（45.1%）と最も多く、次いで「1. 提供先の団体を見つけることができなかった」が 37 件（21.1%）、「3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった」が 36 件（20.6%）であった。

その他の内容は「保存状態に問題があり廃棄した」「保存スペースが確保できずに廃棄した」等であった。

図表 197 <飲料水>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）



図表 198 <飲料水>入替え時に一部、または、全量を廃棄した要因（複数回答）

	件数	割合
1. 提供先の団体を見つけることができなかった	37	21.1%
2. 提供先が求める品目とマッチしなかった	17	9.7%
3. 提供先が求める需要を超えており、全量もしくは一部提供できなかった	36	20.6%
4. 賞味期限が短く、受け入れを拒否されてしまった	9	5.1%
5. 賞味期限を超過しており、廃棄を選択した	79	45.1%
6. その他	12	6.9%
無回答	33	18.9%
合計	175	—

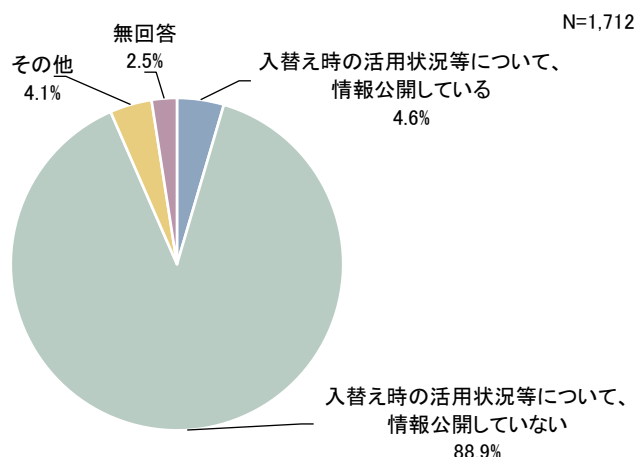
（注）複数回答のため、選択した回答数の合計が回答市区町村数と一致しない。

8) 【問 28】防災備蓄食品の入替え時の活用状況に関する情報公開の実施状況について

防災備蓄食品の入替え時の活用状況に関する情報公開の実施状況について伺ったところ、「2. 入替え時の活用状況等について、情報公開していない」が 1,522 件 (88.9%)、「1. 入替え時の活用状況等について、情報公開している」が 78 件 (4.6%) であった。

その他の内容は、「問合せがあった場合に個別に対応している」「学校や保育園等の防災学習の際に合わせて周知している」等であった。

図表 199 防災備蓄食品の入替え時の活用状況に関する情報公開の実施状況



図表 200 防災備蓄食品の入替え時の活用状況に関する情報公開の実施状況

	件数	割合
1. 入替え時の活用状況等について、情報公開している	78	4.6%
2. 入替え時の活用状況等について、情報公開していない	1,522	88.9%
3. その他	70	4.1%
無回答	42	2.5%
合計	1,712	100.0%

(注) 四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

「1. 入替え時の活用状況等について、情報公開している」の割合を、人口規模別にみると、50 万人以上、10 万人以上が 9%となっており、5 万人以上、5 万人未満よりも高い割合であった。

図表 201 人口規模別、防災備蓄食品の入替え時の活用状況に関する情報公開の実施状況

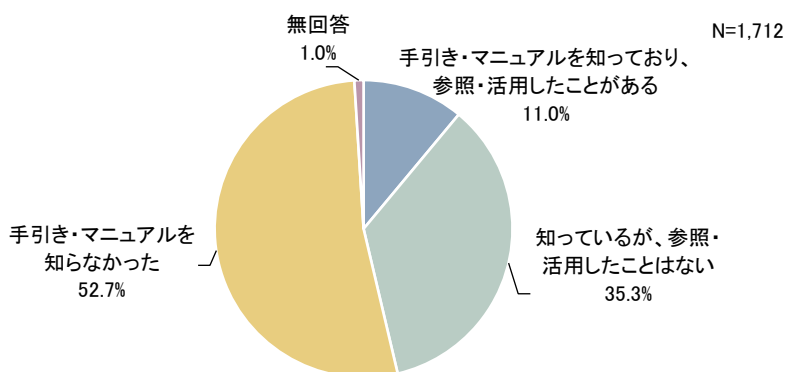
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 入替え時の活用状況等について、 情報公開している	3 (9)	21 (9)	13 (5)	41 (3)	78
2. 入替え時の活用状況等について、 情報公開していない	28 (80)	209 (85)	203 (86)	1,082 (91)	1,522
3. その他	4 (11)	11 (4)	14 (6)	41 (3)	70
無回答	0 (0)	4 (2)	7 (3)	31 (3)	42

(10) 【問 29】自治体職員向けの情報発信（手引き・マニュアル等）の参照状況

1) 「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書⁵」「実施方法の紹介動画⁶」

「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」「実施方法の紹介動画」について、「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」は 189 件 (11.0%)、「2. 知っているが、参照・活用したことはない」が 604 件 (35.3%) であり、半数近くの市区町村において認知されていた。

図表 202 「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」「実施方法の紹介動画」の参照状況



図表 203 「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」「実施方法の紹介動画」の参照状況

	件数	割合
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある	189	11.0%
2. 知っているが、参照・活用したことはない	604	35.3%
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	902	52.7%
無回答	17	1.0%
合計	1,712	100.0%

⁵ 環境省「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書（令和 6 年 10 月版）」
<https://www.env.go.jp/recycle/teiyunnsho.pdf>

⁶ 環境省「食品ロスポータルサイト ～食べ物を捨てない社会へ～」
https://www.env.go.jp/recycle/food/post_5.html ※左記ホームページ中段にて掲載。

参照状況について人口規模別にみると、人口規模が大きい市区町村ほど「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」と回答している割合が高い。

図表 204 人口規模別、「家庭系食品ロスの発生状況の把握のためのごみ袋開袋調査手順書」
「実施方法の紹介動画」の参照状況

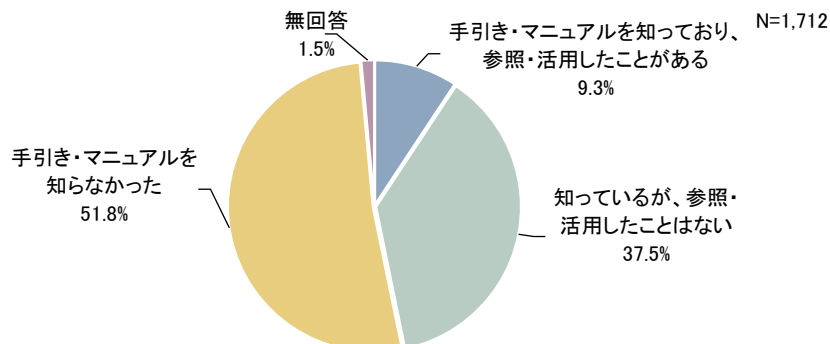
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用 したことがある	23 (66)	90 (37)	33 (14)	43 (4)	189
2. 知っているが、参照・活用したことはない	9 (26)	97 (40)	101 (43)	397 (33)	604
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	3 (9)	55 (22)	100 (42)	744 (62)	902
無回答	0 (0)	3 (1)	3 (1)	11 (1)	17

(注) 四捨五入の関係で、1) 50 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

2) 「自治体職員向け 食品ロス削減のための取組マニュアル⁷⁾」

「自治体職員向け 食品ロス削減のための取組マニュアル」について、「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」は 159 件 (9.3%)、「2. 知っているが、参照・活用したことはない」が 642 件 (37.5%) であり、半数近くの市区町村において認知されていた。

図表 205 「自治体職員向け 食品ロス削減のための取組マニュアル」の参照状況



図表 206 「自治体職員向け 食品ロス削減のための取組マニュアル」の参照状況

	件数	割合
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある	159	9.3%
2. 知っているが、参照・活用したことはない	642	37.5%
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	886	51.8%
無回答	25	1.5%
合計	1,712	100.0%

(注) 四捨五入の関係で、割合の合計が 100%と一致しない。

参照状況について人口規模別にみると、人口規模が大きい市区町村ほど「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」と回答している割合が高い。

図表 207 人口規模別、「自治体職員向け 食品ロス削減のための取組マニュアル」の参照状況

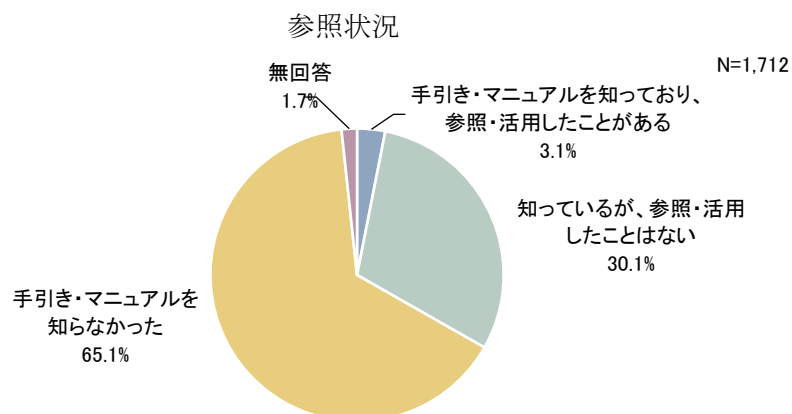
	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある	20 (57)	81 (33)	23 (10)	35 (3)	159
2. 知っているが、参照・活用したことはない	12 (34)	108 (44)	110 (46)	412 (34)	642
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	3 (9)	52 (21)	101 (43)	730 (61)	886
無回答	0 (0)	4 (2)	3 (1)	18 (2)	25

⁷⁾ 環境省「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル（令和5年度更新版）」
(https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/j_fl_m_r2.pdf)

3) 「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル⁸」

「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」について、「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」は 53 件（3.1%）、「2. 知っているが、参照・活用したことはない」が 516 件（30.1%）であり、3 割以上の市区町村において認知されていた。

図表 208 「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」の



図表 209 「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」の

参照状況		
	件数	割合
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある	53	3.1%
2. 知っているが、参照・活用したことはない	516	30.1%
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	1,114	65.1%
無回答	29	1.7%
合計	1,712	100.0%

⁸ 環境省「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」
https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/R1manyuaru_r3_02.pdf

参照状況について人口規模別にみると、人口規模が大きい市区町村ほど「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」「2. 知っているが、参照・活用したことはない」と回答している割合が高い。

図表 210 人口規模別、「自治体職員のための学校給食の食べ残しを減らす事業の始め方マニュアル」の参照状況

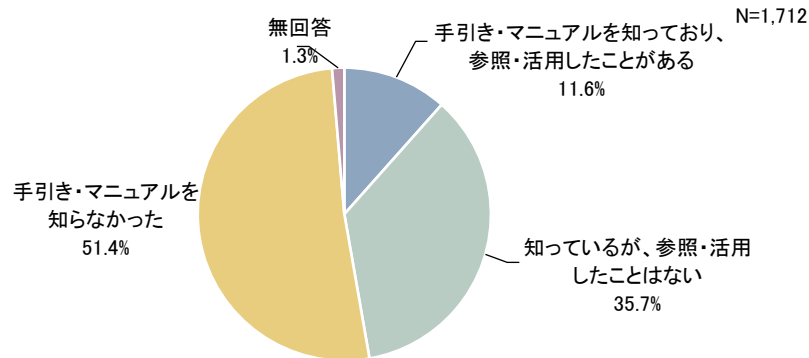
	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用 したことがある	5 (14)	30 (12)	5 (2)	13 (1)	53
2. 知っているが、参照・活用したことはない	12 (34)	112 (46)	88 (37)	304 (25)	516
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	18 (51)	99 (40)	140 (59)	857 (72)	1,114
無回答	0 (0)	4 (2)	4 (2)	21 (2)	29

(注) 四捨五入の関係で、1) 50 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

4) 「フードドライブ実施の手引き」⁹⁾

「フードドライブ実施の手引き」について、「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」は 198 件（11.6%）、「2. 知っているが、参照・活用したことはない」が 611 件（35.7%）であり、半数近くの市区町村において認知されていた。

図表 211 「フードドライブ実施の手引き」の参照状況



図表 212 「フードドライブ実施の手引き」の参照状況

	件数	割合
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある	198	11.6%
2. 知っているが、参照・活用したことはない	611	35.7%
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	880	51.4%
無回答	23	1.3%
合計	1,712	100.0%

参照状況について人口規模別にみると、人口規模が大きい市区町村ほど「1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある」と回答している割合が高い。

図表 213 人口規模別、「フードドライブ実施の手引き」の参照状況

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 手引き・マニュアルを知っており、参照・活用したことがある	22 (63)	85 (35)	39 (16)	52 (4)	198
2. 知っているが、参照・活用したことはない	10 (29)	102 (42)	95 (40)	404 (34)	611
3. 手引き・マニュアルを知らなかった	3 (9)	55 (22)	99 (42)	723 (61)	880
無回答	0 (0)	3 (1)	4 (2)	16 (1)	23

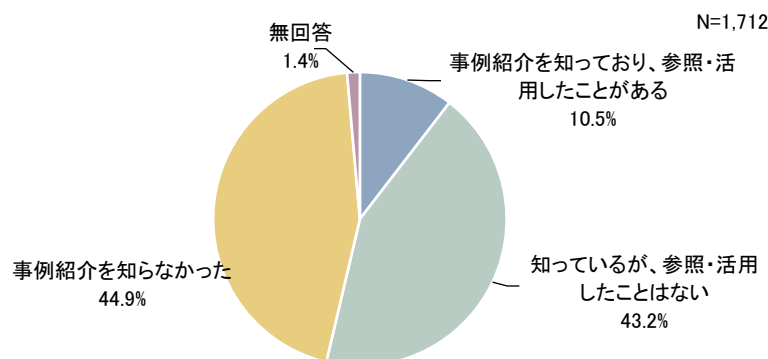
(注) 四捨五入の関係で、1) 50 万人以上の割合の合計が 100%と一致しない。

⁹⁾ 環境省「フードドライブ実施の手引き」 (<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/fooddrive.pdf>)

5) 「環境省事業における自治体の食品ロス削減取組事例¹⁰⁾」

「環境省事業における自治体の食品ロス削減取組事例」について、「1. 事例紹介を知っており、参照・活用したことがある」は 179 件（10.5%）、「2. 知っているが、参照・活用したことはない」が 740 件（43.2%）であり、5 割以上の市区町村において認知されていた。

図表 214 「環境省事業における自治体の食品ロス削減取組事例」の参照状況



図表 215 「環境省事業における自治体の食品ロス削減取組事例」の参照状況

	件数	割合
1. 事例紹介を知っており、参照・活用したことがある	179	10.5%
2. 知っているが、参照・活用したことはない	740	43.2%
3. 事例紹介を知らなかった	769	44.9%
無回答	24	1.4%
合計	1,712	100.0%

参照状況について人口規模別にみると、人口規模が大きい市区町村ほど「1. 事例紹介を知っており、参照・活用したことがある」と回答している割合が高い。

図表 216 人口規模別、「環境省事業における自治体の食品ロス削減取組事例」の参照状況

	1)50万人以上	2)10万人以上	3)5万人以上	4)5万人未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. 事例紹介を知っており、参照・活用したことがある	21 (60)	84 (34)	34 (14)	40 (3)	179
2. 知っているが、参照・活用したことはない	12 (34)	122 (50)	110 (46)	496 (42)	740
3. 事例紹介を知らなかった	2 (6)	35 (14)	89 (38)	643 (54)	769
無回答	0 (0)	4 (2)	4 (2)	16 (1)	24

¹⁰⁾ 環境省「食品ロスポータルサイト ～食べ物を捨てない社会へ～ 自治体向け情報」(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/muni.html>) ※左記ホームページ下段にて掲載。

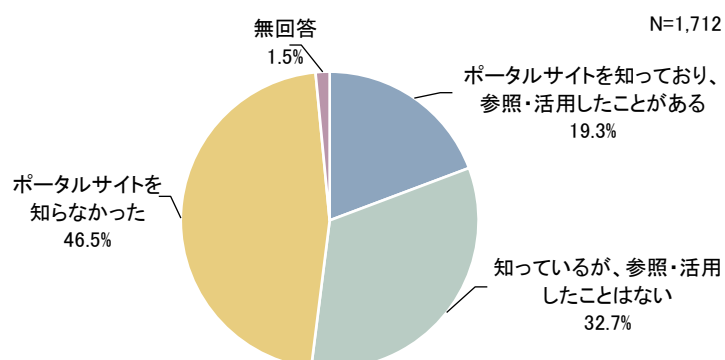
6) 「食品ロスポータルサイト¹¹⁾」

「食品ロスポータルサイト」について、「1. ポータルサイトを知っており、参照・活用したことがある」は330件(19.3%)、「2. 知っているが、参照・活用したことはない」が560件(32.7%)であり、5割以上の市区町村において認知されていた。

「2. 知っているが、参照・活用したことはない」場合、食品ロスに関する情報の収集方法としては「インターネットでの情報検索」「国・都道府県からの情報提供」「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」「ごみ処理場及び事業者からの聞き取り」等が挙げられた。

「3. ポータルサイトを知らなかった」場合、食品ロスに関する情報の収集方法としては「インターネットでの情報検索」「国・都道府県からの情報提供」「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会」等が挙げられた。

図表 217 「食品ロスポータルサイト」の参照状況



図表 218 「食品ロスポータルサイト」の参照状況

	件数	割合
1. ポータルサイトを知っており、参照・活用したことがある	330	19.3%
2. 知っているが、参照・活用したことはない	560	32.7%
3. ポータルサイトを知らなかった	796	46.5%
無回答	26	1.5%
合計	1,712	100.0%

¹¹⁾ 環境省「食品ロスポータルサイト ～食べ物を捨てない社会～」
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/index.html>)

参照状況について人口規模別にみると、人口規模が大きい市区町村ほど「1. ポータルサイトを
 知っており、参照・活用したことがある」と回答している割合が高い。

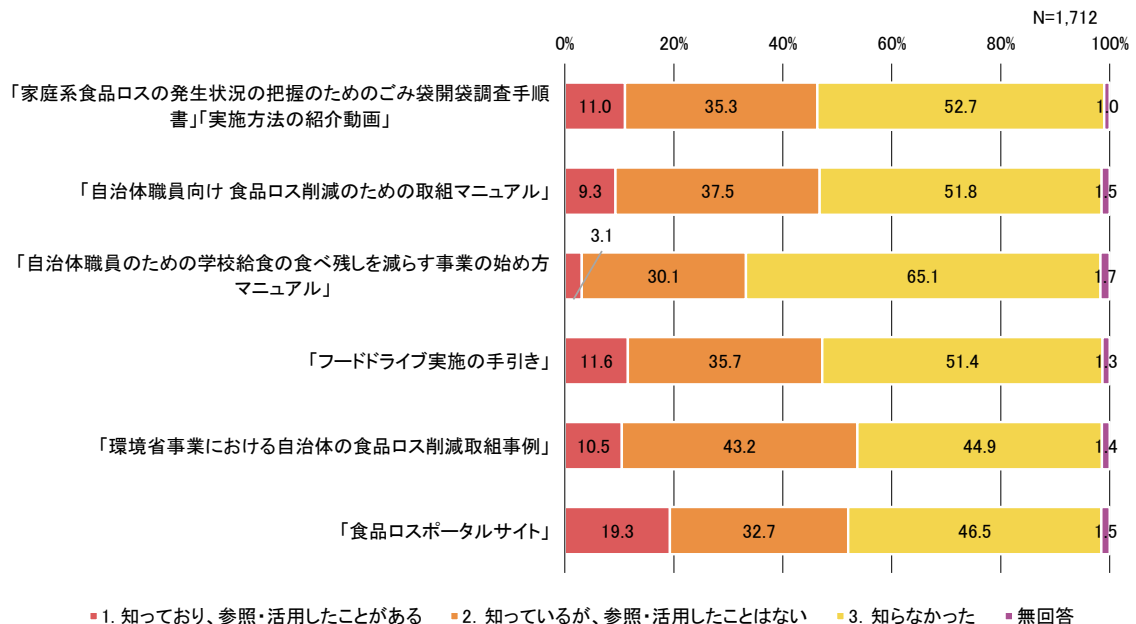
図表 219 人口規模別、「食品ロスポータルサイト」の参照状況

	1)50万人 以上	2)10万人 以上	3)5万人 以上	4)5万人 未満	合計
全体	35 (100)	245 (100)	237 (100)	1,195 (100)	1,712
1. ポータルサイトを知っており、参照・活用した ことがある	28 (80)	125 (51)	61 (26)	116 (10)	330
2. 知っているが、参照・活用したことはない	7 (20)	82 (33)	88 (37)	383 (32)	560
3. ポータルサイトを知らなかった	0 (0)	34 (14)	85 (36)	677 (57)	796
無回答	0 (0)	4 (2)	3 (1)	19 (2)	26

(注) 四捨五入の関係で、4)5万人未満の割合の合計が100%と一致しない。

自治体職員向けの情報発信（手引き・マニュアル等）の参照状況を手引き・マニュアル等別に
 比較すると、「食品ロスポータルサイト」において「1. 知っており、参照・活用したことがある」
 と回答している割合が最も高い。

図表 220 自治体職員向けの情報発信（手引き・マニュアル等）の参照状況の比較



2. 家庭から排出される食品廃棄物・食品ロスの発生量の推計

アンケート調査結果等を基に、令和5年度における家庭から排出される食品廃棄物と食品ロスの発生量について、全国推計を行った。

2.1 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計

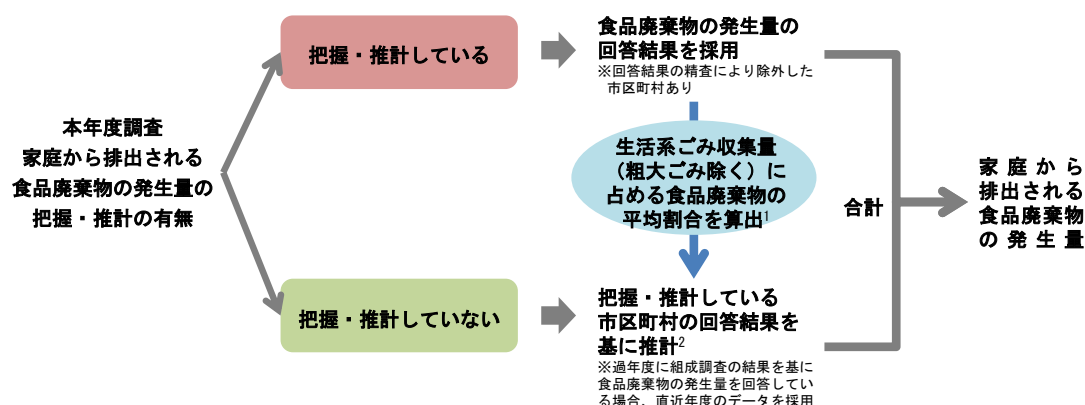
アンケート調査結果等を基に、令和5年度における家庭から排出される食品廃棄物の発生量について、全国推計を行った。食品廃棄物の発生量の全国推計は、「家庭から排出される食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村の回答」、及び「発生量を把握・推計していない市区町村における発生量の拡大推計値」を合計することで実施した。

ただし、食品廃棄物の発生量の把握・推計を行っていると回答した市区町村であっても、一部地域での食品廃棄物の分別収集や試行事業における収集量を基に発生量を回答している場合や、家庭系ごみと事業系ごみを分けずに実施した組成調査を基に回答している場合、他の市区町村の組成結果等を用いて算出している場合がある。以上に該当する場合、実際の食品廃棄物の発生量を過小または過大に評価している可能性、市区町村の実態を反映していない可能性があるため、回答結果を食品廃棄物の発生量として扱うことは適当でないと考えられる。

これらの点を踏まえ、各市区町村の家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計の状況を7区分に分類し（図表222）、食品廃棄物の発生量の推計方法が妥当と考えられる1～3に該当する市区町村については回答結果を使用した。

4～6に該当する市区町村、及び把握・推計を行っていない市区町村（7）については、把握・推計していると回答した市区町村のうち、組成調査の結果をもとに把握・推計している市区町村の回答を基に、生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の平均割合を求め、各市区町村における生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に乗算することで、食品廃棄物の発生量を推計した。

図表 221 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の推計方法



1) 「食品廃棄物の発生量を把握・推計している」と回答した市区町村のうち、組成調査の結果を基に推計しているデータ、及び「食品廃棄物の発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村のうち、過年度調査において組成調査の結果を基に回答されたデータがある場合は直近年度の値を用いて、市区町村ごとに「生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の割合」を算出した。その上で、全体の平均割合を算出した（単純平均）。生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）は、令和5年度一般廃棄物処理実態調査の結果を用いた。

2) 食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村（過年度に組成調査の結果を基に回答している市区町村を除く）について、各市区町村の生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に、1) で算出した「生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の割合」の平均割合（単純平均）を乗算し、食品廃棄物の発生量を推計した。生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）は、令和5年度一般廃棄物処理実態調査の結果を用いた。

図表 222 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の把握・推計状況の区分

推計区分		市区町村数		人口 (千人)
① 回答結果 を使用	1：食品廃棄物を全域で分別収集	117	535	83,067
	2：組成調査（家庭のみ）から推計	395		
	3：一部地域の収集量から拡大推計/一部地域の収集量と組成調査の結果から推計	23		
② ①の2を 基に推計	4：一部地域の収集量のみを記載	9	1,206	42,002
	5：組成調査（家庭系と事業系の区別なし）から推計	68		
	6：その他（他の市区町村の組成結果等から推計/数値が過小・過大）	9		
	7：把握・推計を行っていない、回答なし	1,120		

図表 223 生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合

	令和5年度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	395
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合（単純平均）	30.3%

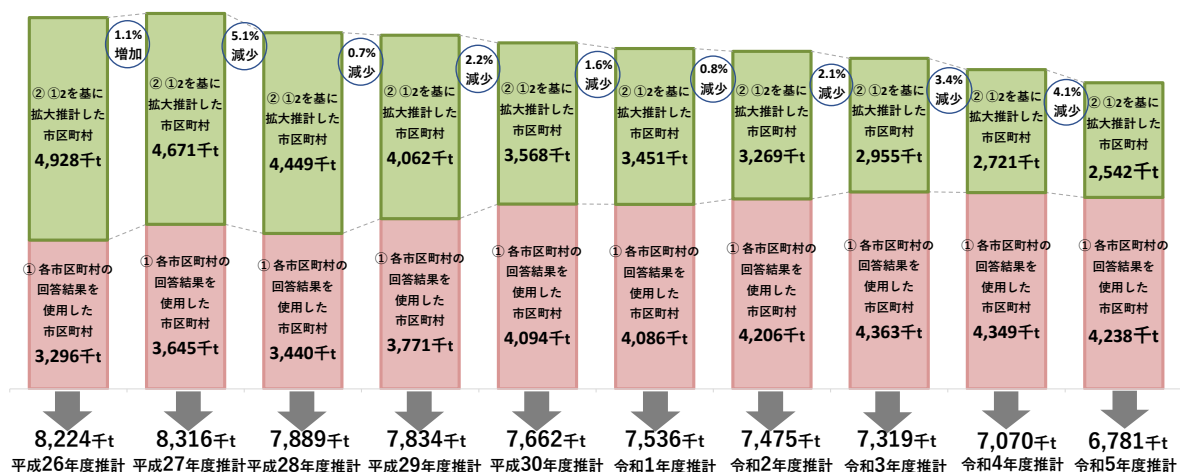
推計の結果、令和5年度においては、①食品廃棄物の発生量を把握・推計している市区町村における食品廃棄物の発生量が「4,238千t」（535市区町村）、②食品廃棄物の発生量を把握・推計していない市区町村における食品廃棄物の発生量が「2,542千t」（1,206市区町村）であり、全国から排出される食品廃棄物の発生量は「6,781千t」と推計された。令和4年度の推計結果（7,070千t）と比較すると、4.1%減少した。

図表 224 生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	129	139	152	186	200	229	274
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合（単純平均）	32.0%	32.0%	30.8%	31.8%	30.7%	31.5%	30.9%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
組成調査（家庭のみ）から推計していた市区町村数	289	315	345	375	395
生活系ごみ収集量（粗大ごみ除く）に占める食品廃棄物の発生量の平均割合（単純平均）	30.8%	29.8%	30.0%	29.7%	30.3%

図表 225 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の推計結果と推移
（平成26年度～令和5年度）

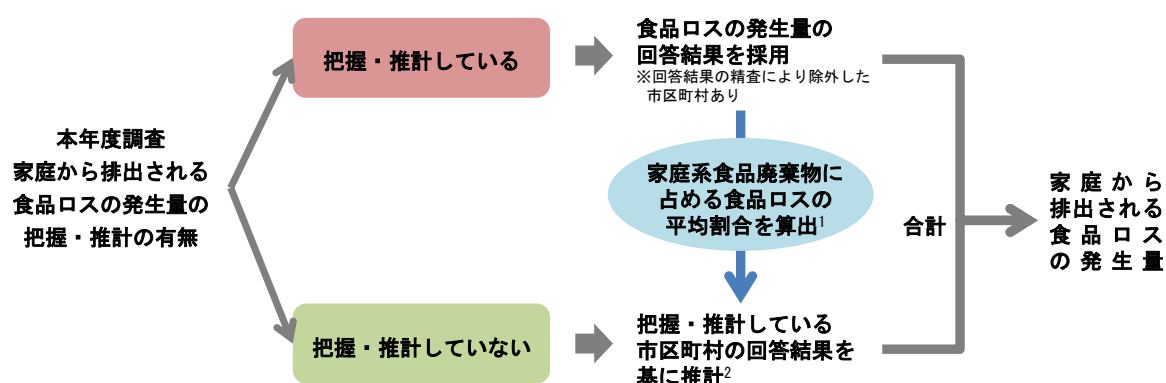


2.2 家庭から排出される食品ロスの発生量の全国推計

食品ロスの発生量の全国推計は、「家庭から排出される食品ロスの発生量を把握・推計している市区町村の回答」、及び「発生量を把握・推計していない市区町村における発生量の拡大推計値」を合計することで実施した。

なお、食品ロスの区分（直接廃棄¹²、過剰除去¹³、食べ残し¹⁴）のうち、一部の発生量のみ推計している場合や、内訳が不明な市区町村が多かったため、本推計では食品ロスの区分それぞれについて発生量を推計することとした。

図表 226 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計方法



1) 「食品ロスの発生量を把握・推計している」と回答した市区町村のうち、組成調査の結果を基に推計しており、推計方法が明確で妥当と考えられるデータ（＝食品ロスの発生量の回答結果として採用したデータ）を用いて、市区町村ごとに、「食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの割合」をそれぞれ算出した。また、「食品ロスの発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村のうち、過年度調査にて食品ロスの発生量の回答結果が推計に用いられた場合は、直近年度のデータを用いて同割合を算出した。その上で、両者を用いて全体の平均割合を算出した（単純平均）。

2) 「食品ロスの発生量を把握・推計していない」と回答した市区町村について、上記で推計した食品廃棄物の発生量に、1) で算出した「食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの割合」の平均割合（単純平均）を乗算し、食品ロスの発生量を推計した。

まず、「食品ロスの発生量の把握・推計を行っている」と回答した市区町村については、把握・推計方法を精査し、国が公表するデータや他の市区町村のデータ（農林水産省「食品ロス統計」、他の市区町村の組成調査結果等）を用いて推計している場合、不可食部である調理残さ等を含めた推計を行っている場合を除いた上で、回答された発生量（＝各市区町村の推計結果）を用いた。除外された市区町村については、「食品ロスの発生量の把握・推計を行っていない」と回答した市区町村と合わせて、拡大推計の対象とした。

¹² 賞味期限切れ等により料理の食材又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずにそのまま廃棄したもの

¹³ 調理時にだいこんの皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分

¹⁴ 料理の食材として使用又はそのまま食べられるものとして提供された食品のうち、食べ残して廃棄したもの

図表 227 推計方法別市区町村数

	①各市区町村による推計 結果を使用	②拡大推計	合計
直接廃棄	144	1,597	1,741
過剰除去	20	1,721	1,741
食べ残し	121	1,620	1,741

拡大推計の対象とした市区町村については、「2.1 家庭から排出される食品廃棄物の発生量の全国推計」で推計した食品廃棄物の発生量に、家庭系食品廃棄物に占める直接廃棄、過剰除去、食べ残しの平均割合を乗算することで求めた。

平均割合は、食品ロスの発生量の回答を使用した市区町村、及びこれらの市区町村以外で、過去調査（平成25年度から令和4年度）において回答を推計に用いた市区町村のデータから算出した（単純平均、図表228）。家庭系食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合の推移は、図表229のとおりである。なお、調査結果は正規分布に従うと仮定し、平均値との差分が標準偏差の2倍以上である回答は、外れ値として除外した。

図表 228 食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合

	市区町村数	食品廃棄物に占める食品ロス 量の割合（単純平均）
直接廃棄	283	15.0%
過剰除去	38	5.3%
食べ残し	221	13.2%
合計		33.5%

図表 229 食品廃棄物に占める食品ロスの平均割合の推移

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
直接廃棄	12.4%	12.1%	10.4%	9.9%	10.8%	12.5%	12.6%
過剰除去	10.1%	10.7%	11.1%	10.7%	11.4%	8.3%	7.4%
食べ残し	12.3%	11.8%	12.4%	13.4%	13.4%	14.1%	15.1%
合計	34.8%	34.6%	34.0%	34.0%	35.6%	34.9%	35.2%

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直接廃棄	14.1%	14.4%	15.0%	14.9%	15.0%
過剰除去	5.0%	4.4%	4.6%	4.6%	5.3%
食べ残し	14.4%	13.6%	13.7%	13.5%	13.2%
合計	33.5%	32.4%	33.2%	33.0%	33.5%

（注）「合計」の値は、拡大推計に用いた「直接廃棄」「過剰除去」「食べ残し」の割合を足しあげたものであり、最終的な全国推計結果における食品廃棄物の発生量に占める食品ロス量の割合とは異なる点に留意。

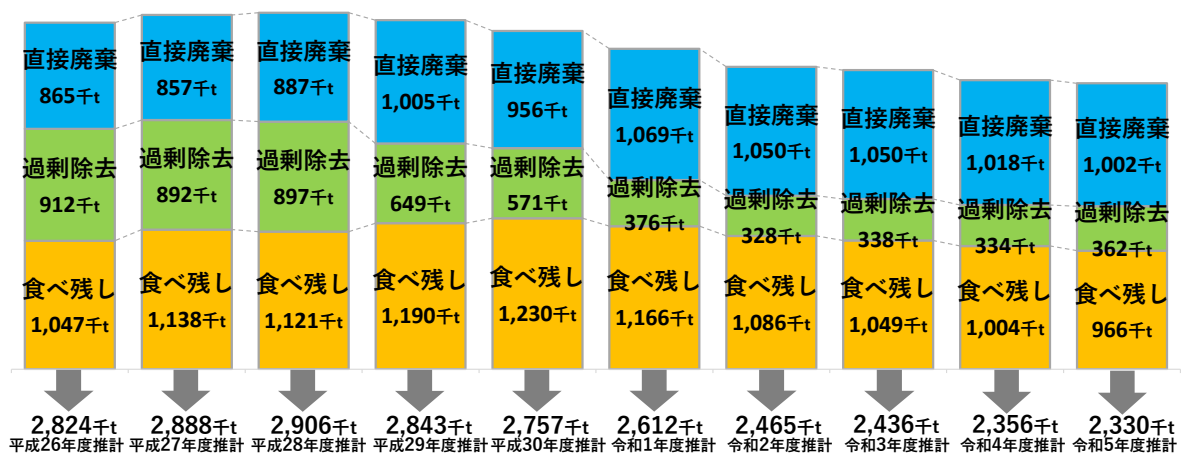
推計の結果、令和5年度においては、直接廃棄が「1,002千t」、過剰除去が「362千t」、食べ残しが「966千t」で、食品ロスの発生量は合計で2,330千tと推計された。令和4年度の食品ロス量(2,356千t)と比較すると、1.1%減少していた。

図表 230 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計結果

	①各市区町村の推計結果を使用		②拡大推計				食品ロスの発生量合計値 (千t/年)
	市区町村の数	食品ロスの発生量 (千t/年)	市区町村の数	食品廃棄物の発生量 (千t/年)	食品ロスの割合 (%)	食品ロスの発生量 (千t/年)	
直接廃棄	144	358	1,597	4,280	15.0%	643	1,002
過剰除去	20	35	1,721	6,221	5.3%	328	362
食べ残し	121	369	1,620	4,531	13.2%	597	966
合計	-	762	-	-	-	1,567	2,330

(注) 小数点以下を四捨五入により端数処理をしているため、合計値が一致しない。

図表 231 家庭から排出される食品ロスの発生量の推計結果と推移
(平成26年度～令和5年度)



II. 地方公共団体の対策支援等

第1章 地方公共団体の食品ロス削減取組マニュアル等の改訂等

環境省は、地方公共団体が食品ロス削減に取り組む際に参考となる資料として、参考となる取組事例を抽出し、取組の概要やポイントを取りまとめ、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」（平成30年度公開、令和5年度時点で25事例を掲載）として公表している。

本年度事業においては、環境省が過年度に実施したモデル事業、消費者庁が調査した「地方公共団体における取組事例」、全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会（以下「食べきりネットワーク」という。）が作成した「食品ロス削減のための自治体施策集」等の中から、取組の働きかけの対象や内容を基に、環境省担当官と協議の上で優良事例を2件選定した。その後、該当の取組を実施した2自治体に対して、施策の概要やねらい、着眼点、効果（施策の効果を示すデータを含む）、実施上の留意点、工夫すべき点等の聞き取りを行い、整理した。その結果を基に、他の地方公共団体の担当者が類似の対策を講じる際の参考事例として、事例紹介記事を作成して上述の事例集に追加した。

なお、昨年度までは「自治体職員向け食品ロス削減のための取組マニュアル」という名称を用いていたが、内容により即したタイトルとすべく、環境省担当官と相談のうえで、「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」に変更した。

1. 実施概要

「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」に追加する2件の取組事例を抽出するにあたっては、食品ロスに関する基本的な情報発信のみならず、一步踏み込んだ具体的な取組事例であり、また市民・事業者等の関係主体との連携が図られている事例を優先的に選定した。

環境省と協議のうえ、下表に示す埼玉県東松山市、長崎県の2事例を選定し、各取組の実施担当者への聞き取り調査及び記事の作成を実施した。

図表 232 「自治体職員向け食品ロス削減のための取組事例集」に追加した事例（2件）

No.	自治体	取組内容
1	埼玉県東松山市	直売所で売れ残った農産物を都市部で再販売する取組 ➤ 令和3年8月より、同市周辺で売れ残った農産物を、連携先の鉄道会社（東武鉄道）で都心の池袋駅へ輸送し、同駅に設置した「TABETE レスキュー直売所」で販売。また、一部の農産物は子ども食堂へ無償提供。 ➤ 下記5者が協定を結び取組を実施； 東松山市、東武鉄道(株)、(株)コークッキング（直売所運営）、JA 埼玉中央、大塚応援カンパニー（子ども食堂）、大東文化大学（役割：直売所の運営に携わる学生の紹介） （消費者庁「地方公共団体における取組事例」掲載事例）
2	長崎県	「災害時用備蓄食料等の寄附に関する事務取扱要領」の制定 ➤ 使用期限が1年を切った災害時用備蓄食料等の有効活用を図るため、同県の備蓄食料等を寄附する場合の手続や、寄附を希望する団体が提出すべき申請書等を公開。 （消費者庁「地方公共団体における取組事例」掲載事例）

第2章 地方公共団体担当者向け研修会の開催

地方公共団体による食品ロス削減等に関する施策の推進に資するため、食べきりネットワーク及び食品ロス削減の推進に関する関係省庁と連携し、地方公共団体の担当者向け研修会（以下、「食べきり塾」）の開催支援を行った。

具体的には、食べきりネットワーク等の関係者と研修会の内容を検討・調整したうえで、資料の作成、発表者の招致、同発表者への謝金の支払い、オンライン会議システムの諸設定、研修会当日の運営支援、開催後のアンケート集計等を実施した。

1. 開催結果

1.1 開催概要

食べきり塾の開催概要は図表 233 のとおりである。なお、開催方法は前年度食べきり塾の参加者アンケートにおいてオンライン開催を望む意見が多かったことを踏まえ、Zoom を使用しオンラインで開催した。参加者数（Zoom アカウント数）は 114 名であった。

図表 233 食べきり塾の開催概要

	概要
日時	令和6年8月9日（金）13:30～16:00
開催方法	オンライン開催（Zoom）
参加者数 ¹⁵	114 名

1.2 プログラム

食べきり塾のプログラムを図表 234 に示す。

まず、福井県が事務局を務める全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会の崎田 裕子会長より、家庭や地域での定量的な食品ロス削減キャンペーン方法に関する講義を実施いただいた。次に、消費者庁、農林水産省、環境省の三省庁から、各省庁における食品ロス削減に関する制度や施策が紹介された。その後、先進的な取組を実施している2自治体（東京都新宿区、埼玉県東松山市）より、同取組において得られた知見等の共有が行われた。

¹⁵ 当日食べきり塾に参加した Zoom のアカウント数を参加者数としている。同一の Zoom アカウントを用いて複数名が食べきり塾に参加している場合も考えられるため、実際にはより多くの人数が食べきり塾に参加していた可能性がある。

図表 234 プログラム（食べきり塾）

時間	実施内容
13:30～13:35	開会
13:35～13:50	【講義】 講 師：全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 崎田裕子会長 テーマ：「食品ロス的大幅削減に向けて～ 家庭や地域での定量的な食品ロス削減キャンペーン方法を考える」
13:50～13:55	質疑応答（崎田会長に対する当日質問）
13:55～14:40	【情報提供】消費者庁、農林水産省、環境省
14:40～14:50	質疑応答（各省庁に対する当日質問）
休憩（10分）	－
15:00～15:40	【自治体事例紹介】 発表自治体： ①東京都新宿区「民間と連携によるフードドライブ事業」 ②埼玉県東松山市「TABETE レスキュー直売所の取組」
15:40～15:50	質疑応答（事例発表自治体に対する当日質問）
15:50～16:00	全国大会案内・閉会

1.3 アンケート集計結果

1.3.1 アンケートの実施概要

オンラインで開催した食べきり塾の終了後、参加者に対してオンラインによるアンケートを実施した。回答件数は 63 件、回答率は 55.3%であった。

図表 235 アンケートの実施概要（食べきり塾）

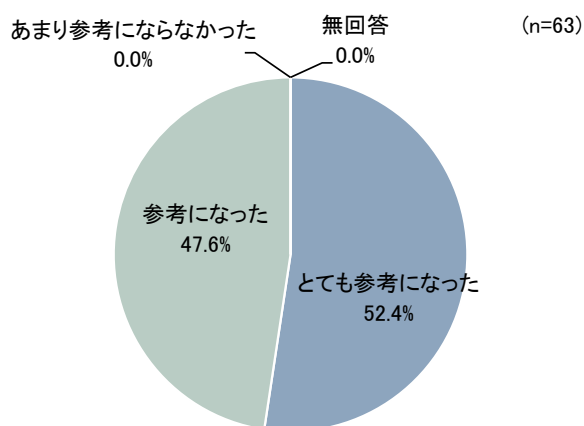
項目	内容
回答件数	63 件（回答率：55.3%）※来場者数 114 名（参加アカウント数）
実施形式	食べきり塾終了後に Zoom のシステム上で表示されるオンラインアンケート調査票を用いて実施

1.3.2 アンケート集計結果

（1）食べきり塾への参加が食品ロス削減のための取組を検討するうえで参考になったか

「とても参考になった」の割合が最も高く 52.4%である。次いで、「参考になった」が 47.6%となっている。「あまり参考にならなかった」との回答はなかった。

図表 236 食べきり塾への参加が食品ロス削減のための取組を検討する上で参考になったか



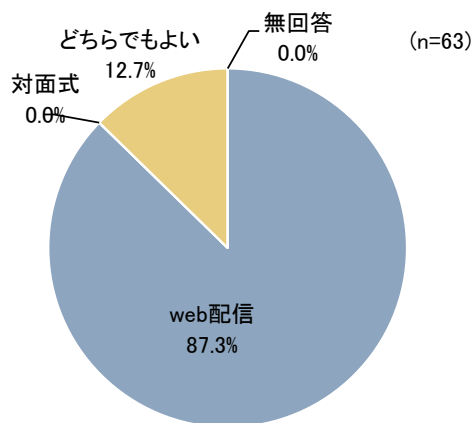
図表 237 食べきり塾への参加が食品ロス削減のための取組を検討する上で参考になったか

単一回答	件数	%
とても参考になった	33	52.4%
参考になった	30	47.6%
あまり参考にならなかった	0	0.0%
無回答	0	0.0%
全体	63	100.0%

(2) 食べきり塾の開催方法

令和3年度から web 配信にて食べきり塾を開催しているが、今後の食べきり塾の開催方法は web 配信か対面式のどちらが良いか尋ねたところ「web 配信」の割合が最も高く 87.3%であった。次いで、「どちらでもよい」が 12.7%、「対面式」を希望する回答はなかった。

図表 238 食べきり塾の開催方法



図表 239 食べきり塾の開催方法

単一回答	件数	%
web 配信	55	87.3%
対面式	0	0.0%
どちらでもよい	8	12.7%
無回答	0	0.0%
全体	63	100.0%

また、その理由を尋ねた結果は以下のとおりであった（自由回答）。「web 配信」を選んだ理由としては、「参加しやすい」（6 件）、「費用面で参加しやすい」（4 件）、「遠方からも参加しやすい」（6 件）、「時間と経費の削減のため」（3 件）、「移動時間がかからない」（4 件）、「人員不足のため」（2 件）等の回答が得られた。

<参加しやすい（6 件）>

- 参加しやすいから。（※同様の回答が合計 3 件）
- 出席がしやすいため。
- 調整がしやすいため。
- 気軽に参加できるため。

<費用面で参加しやすい（4 件）>

- 会場への旅費がでない可能性が高いため。
- 食べきり塾参加のための旅費の確保が難しいため。
- 出張費用が捻出できない。
- 旅費がないため、もし対面開催であっても、WEB 配信と併用ですとありがたいです。

<遠方からも参加しやすいため（6 件）>

- 遠方への参加が難しいため。（※同様の回答が合計 3 件）
- 開催場所により参加できない可能性があるため。
- 地方のため、対面での参加は困難。
- 対面式だと参加が難しいため。

<時間と経費の削減のため（3 件）>

- 移動時間、旅費削減のため。
- 移動時間、費用などが掛からないので、参加しやすい。
- 会場への移動の時間やコストがかからないため。

<移動時間がかからないため（4 件）>

- 仕事の調整が付きやすいため
- 移動時間等がない。質問しやすい。
- 移動時間を節約でき、職場の負担が少ないため。
- 移動の手間が省けるから。

<人員不足のため（2 件）>

- 人力の削減。
- 職場の人員が少ないため、出張を伴う対面式では研修の機会を失う可能性が高い。

また、「どちらでもよい」を選んだ理由としては、web と対面それぞれに良さがある、ハイブリット型がよい、という意見があった。

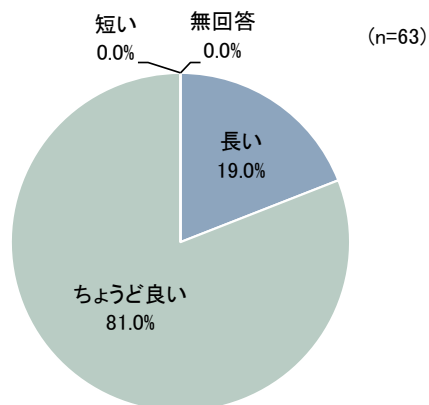
<web と対面それぞれに良さがある（4 件）>

- 開催地によっては対面で参加できないため。
- WEB だと、どこからでも視聴できる良さがあり、対面だと直接意見交換のできる良さがあるので。
- web 配信は参加しやすいが、対面で直接意見交換する意義もあるため。
- どちらにも都度都度の長所があるから。

(3) 食べきり塾の長さ

食べきり塾の開催時間の長さについては、「ちょうど良い」の割合が最も高く 81.0%であった。次いで、「長い」が 19.0%となっており、「短い」との回答はなかった。

図表 240 食べきり塾の長さ



図表 241 食べきり塾の長さ

単一回答	件数	%
長い	12	19.0%
ちょうど良い	51	81.0%
短い	0	0.0%
無回答	0	0.0%
全体	63	100.0%

(4) 食べきり塾の良かった点（自由回答）

食べきり塾の良かった点として、「他自治体の事例を聞くことができて参考になった」という旨の回答が 17 件と最も多かった。また、「国、自治体それぞれの動向・取組みについて聞くことができた」との回答が 12 件あった。

＜他自治体の事例を聞くことができて参考になった（17 件）＞

- 実際に自治体の事例をお聞きすることができ参考になった。
- 具体的に市町村の事例が聞けて良かったです。
- 他自治体の取り組み内容が聞けた。
- 各自自治体の話が聞けて良かった。
- 他市町の良い事例を聞くことができる。
- 東松山市のプレゼンが特に良かった。
- 他自治体の取り組みを伺うことができる。
- 他の自治体の具体的な取り組みを知ることができて良かったです。
- 自治体の先進事例が聞けた。
- 具体的な事例を知ることができた点。
- 他の自治体の取組みが聞けて参考になった。
- 自治体の事例を交えてご説明いただいた点。
- 先進的な取り組みを行なっている自治体の方のお話が聞けたことです。
- 先進的な自治体の取り組みを知ることができた。
- 埼玉県東松山市の取組の詳細が知れて良かった。
- 知らなかった事例を知ることができた。
- 事例紹介で具体的な取り組みを担当者から聞くことができたのは収穫でした。

＜国、自治体それぞれの動向・取組みについて聞くことができた（12 件）＞

- 最新の情報が確認できたところ。
- 色々な情報が知れて良かったです。
- 各省庁の施策に関する状況や、優良事例発表など、自治体職員に特化した内容となっておりとても勉強になりました。
- 関係省庁、事例等をまとめて聞けるので、新任の職員にはありがたい。
- 3 省庁と、身近で成果を得ている自治体の話がうかがえた点が良かった。
- 各省庁の最新の取組と先進自治体の取組の情報が入手できること。
- 各省の資料はホームページに掲載されているものを見たことがあったが、今回解説していただけて良く理解できた。自治体の取り組み事例が大変参考になった。
- 各省庁の最新の取り組み情報を聞けて、方向性の確認ができました。具体的な取り組み状況と方法など聞けて、今後の取り組みの参考になりました。
- 関係省庁の取組み、自治体の取組みを知ることができた点。
- 庁省の施作と自治体の取組事例の両方を聞けたこと。
- 関係各所からの幅広い情報提供が受けられたこと。

＜3 省庁の取組について知ることができた（2 件）＞

- 各省庁の提供している資料を知ることができた。
- 3 省庁の方から直接聞けたこと。

＜フードドライブの仕組みが分かった（2 件）＞

- フードドライブの仕組みがなんとなく分かった。
- 民間との連携したフードドライブなどの事例が伺えたこと。

＜食品ロス削減の取組について理解できた（２件）＞

- 食ロス削減の取組における行政の立ち位置、関わり方が知れて、参考となった。
- 食品ロス削減の取り組み現状を数値に基づいて説明があったため理解ができた。

＜その他（３件）＞

- ウェブ会議の画面切り替え、進行がスムーズでした。
- オンラインだと遠方でも参加しやすく、複数の職員で共有できて有り難い。発表者にその場で質問しやすい。
- いつも参考にさせていただいています。

(5) 食べきり塾の改善点（自由回答）

食べきり塾の改善点として、「音声が乱れることがあった」「早口で聞き取りづらいことがあった」等の意見（４件）が寄せられた。その他、情報の重複の指摘など内容に関する意見（４件）が寄せられた。

＜音声の乱れ、聞き取りづらさに関する意見（４件）＞

- 持ち時間が少ないためか早口でわかりにくい場面もあった。
- 一部の省庁の方の音声が聞きにくい部分があった。
- 音声が乱れる場面もあったため事前のマイクテストがあるとよいのではないかと思います。
- たまに音声が乱れることがあった。字幕表示が可能なら対応してもらえると有り難い。早口で聞き取りづらいこともあった。

＜内容に関する意見（４件）＞

- 各省庁の、データが同じで同じ話になってしまっていたこと。
- ３省庁のスライドで内容が重複している部分があったため、場合によっては省略してもよいかと思いました。
- 今回、２つの自治体の事例だったがもっと多くの自治体の事例も聞いてみたい。
- 交付金については、より分かりやすく説明いただけると大変ありがたいです。

(6) 今後の食べきり塾で取り上げてほしいテーマ（自由回答）

今後の食べきり塾で取り上げてほしいテーマとしては、「自治体の取組、事例紹介」を挙げる回答者が最も多く 8 件であった。その他、「県の取組事例について」「広域的な連携について」「事業者へのアプローチのしかた、協定などの結びかた」「フードシェアリングサービスについて」などのテーマが挙げられている。

<他の自治体の先進的な取組（8 件）>

- 家庭系食品ロス削減の事例紹介など。
- 自治体の取り組み。
- 自治体の事例をもっと知りたい。
- 食品ロス削減に効果のある目新しい取り組み。
- 家庭への普及啓発の好事例、子ども向け啓発の好事例。
- 自治体の好取り組み事例。
- 地方自治体の取組について取り上げて欲しい。首都圏近郊自治体の取組だけではなく、地方ならではの取組があるとよい。
- 事業系食品ロス削減のため行政が行っていること。

<県の取組事例について（2 件）>

- 県（一廃を所管していない）が家庭系食品ロスを削減するために行っている事や、市町村（産廃を所管していない）が事業系食品ロスを削減するために行っている事を取り扱ってほしい。
- 各自自治体で課題解決のために取り組んだ事例の共有。市町村単位のみならず、県単位でも取り組み事例の紹介が欲しい。

<広域的な連携について（2 件）>

- 官民学連携。
- 福祉部局や民間の事業者や支援団体等との広域的な連携事例。

<事業者へのアプローチのしかた、協定などの結びかた（2 件）>

- 協定などの結び方。
- 家庭の食品ロスへの取組、事業者（特に外食産業）へのアプローチ手法。

<フードシェアリングサービスについて（2 件）>

- フードシェアリングサービスについて。
- フードシェアリングサービスの活性化、外食での持ち帰りについて。

<その他（2 件）>

- 食品ロスの定量的な把握方法。
- 食品ロスの削減目標。

(7) 食品ロス削減の取組の課題、食べきり協議会内で共有したい点（自由回答）

食品ロス削減の取組の課題等としては、「市民への啓発、意識の伝え方」及び「食品ロス削減のための取組の内容」が最多で 6 件、「食品ロスの定量的な把握方法、効果測定」が 4 件、「事業者、庁内他部署との連携」が 4 件と続く。

＜市民への啓発、意識の変え方（6件）＞（一部抜粋）

- 「食品ロス」がまだまだ未浸透ワードであるため、啓発が必要と考えている。
- 企業との連携。各家庭へ向けた食品ロス削減啓発方法。
- 無関心層への働きかけ。
- 見える化と共有化。
- 区民一人一人への意識啓発の方法。
- 市民への意識向上への働きかけ。
- 食品ロス削減にかかる効果的な啓発活動があればと思っています。

＜食品ロス削減のための取組の内容（6件）＞

- 食ロス削減に直接つながる事業の検討。
- 現在実施している事業だけでなく、新たな事業を進めていく必要性を感じているが、なかなか効果的な事業を検討できていないことが課題と感じています。
- 食べきり協力店の件数増加後、次に何をすべきかが定まっていない。協力店のメリットになるような取組を全体で考えていきたい。
- 食品ロス削減の取組として、どの工程でどんな対象に取り組むことがよいのか考えあぐねる。
- 地域によって可能な取り組みが異なる。例えば当自治体は公共交通機関が弱いため、東松山市のような取り組みは難しい。それぞれの地域の特性を活かした取り組み例を複数パターン知りたい。
- 新型コロナウイルス感染症の分類が下がったことにより、外食業に活気が戻ってきていると感じます。国内外から観光客が戻ってきていることも感じます。その中で、外食時の食べ残しに対する「持ち帰り」推進にハードルを感じています。隣接する自治体では、大手のホテルや飲食店でも持ち帰りを推進しているようですが、市内の大手宿泊業、老舗飲食店では、衛生面から持ち帰りはお断りしている、という状況です。食品ロスの削減、利用者の視点では、ぜひ持ち帰りを推進していきたいところではありますが、食品の提供側からすると、営業リスクを伴う取組みと捉えられ、思うように浸透できない局面もあり、アプローチの方法が難しいと感じています。

＜食品ロスの定量的な把握方法、効果測定（4件）＞

- 食品ロスの定量的な把握方法。
- 効果測定。
- 食品ロス量の把握が難しい（現在県では国の数値を人口比から推計しており、実態とかけ離れている可能性がある。）。
- 食品ロス削減量の算出が市としては難しい。

＜事業者、庁内他部署との連携（4件）＞

- 企業との連携。各家庭へ向けた食品ロス削減啓発方法。（再掲）
- 民間の巻き込み。
- 自治体内の他部署との連携。
- 福祉部局や民間の事業者や支援団体等との広域的な連携事例。

＜都道府県・市区町村間の連携（1件）＞

- 当自治体では、市町村単位で食品ロス削減推進計画を策定済みの自治体が2つのみ。動き出しをしている自治体は他にもあるが、計画の中身について、なかなか目標値の設定まで至っていない、ざっくりした取り組み等を記載する程度に留まっている計画も多い。市町村としても、計画策定にあたってどの程度の中身にしたら良いか悩んでいるとの声も聞く。県としては食品廃棄物の組成調査や住民アンケート等を行いながら、より具体的な目標や取り組みを盛り込んで欲しいと考えて、計画策定に対する補助金交付も行なっているが、補助金の活用も1自治体のみで、せっかく予算を取った

にも関わらず、活用いただけていない状況で、課題の1つである。市町村単位で食ロス部分の予算が多く取れていなかったり、マンパワー不足もある中で、中々補助金の活用自体も難しいとの意見もあり、市町村の計画策定を進めるにあたって、何か効果的な取り組み等を行なっている県があれば、ぜひ情報共有したいと考えている。

<その他（2件）>（一部抜粋）

- フードドライブ窓口から、物価高騰もあり、当初より食品の寄付が増えないという感想をいただく。ほかの自治体ではいかがか伺いたい。

第3章 地方公共団体における食品ロス削減推進計画策定等支援

食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年度施行）では、都道府県及び市町村は、区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画を定めるよう努めなければならないこととされ、既に一部の自治体では計画が策定されているところである。また、環境省では「令和5年度食品循環資源の再生利用等の普及促進方策等検討業務」において、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画を地方公共団体が策定する際の知見を体系化し、「地方公共団体における食品ロス削減推進計画策定マニュアル（仮称）」骨子案（以下、マニュアル骨子案）として取りまとめを行った。

本年度事業においては、環境省より提供されたマニュアル骨子案を基に、「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」（以下、マニュアル）として、食品ロス削減推進法に基づく食品ロス削減推進計画を地方公共団体が策定する際の知見を体系的に取りまとめた。マニュアルの取りまとめにおいては、地方公共団体の担当者にとって参考となる資料とするため、既に策定・公開されている食品ロス削減推進計画の具体的な策定事例の追記等を行い、マニュアル骨子案の記載を拡充した。加えて、既に食品ロス削減推進計画を策定済の地方公共団体の担当者（2自治体）・有識者（1名）へのヒアリングを行い、マニュアルへの反映を行った。地方公共団体の担当者へのヒアリングにおいては、食品ロス削減推進計画策定に当たって、マニュアルに記載すべき情報の漏れがないか、実務的に有用であるか、有用性を高めるために必要な工夫等についての聞き取りを行った。また、有識者へのヒアリングにおいては、マニュアルのわかりやすさや加筆すべき情報、地方公共団体の担当者に活用いただくために必要な工夫等についての聞き取りを行った。

以下、取組の内容を整理する。

1. 「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル」の取りまとめ

本年度事業では環境省より提供されたマニュアル骨子案を基に、記載が不足している項目等の補記を行い、中間成果物としてのマニュアル案を作成のうえ、地方公共団体担当者・有識者へのヒアリングを実施し、マニュアル案への反映を行うことで、取りまとめを行うこととした。

また、地方公共団体担当者へのヒアリングにて、食品ロス削減推進計画の策定にあたり、マニュアル案の実務的な有用性は認められる一方で、より有用性を高めるためには、マニュアルを活用するための参考資料も必要であるとの指摘を受けた。そのため、マニュアルを補完する資料として、食品ロス削減推進計画の概要やマニュアルの参照方法等を整理した「地方公共団体向け食品ロス削減推進計画策定マニュアル（参照方法について）」（以下、マニュアル参考資料）の作成を行った。

1.1 マニュアル骨子案の記載の拡充（マニュアル案の作成）

マニュアル骨子案のうち、記載が不足・未整理である項目についての加筆・整理を行った。また、本マニュアルは地方公共団体の担当者が食品ロス削減推進計画策定時に参照に値するものであることが肝要であるため、特に各地方公共団体において地域の実情において個別に検討が必要となる点に関して、既に策定されている食品ロス削減推進計画の策定事例等の具体的な情報の加筆を行った。

本年度事業においてマニュアル骨子案にて加筆・整理を行った事項は以下のとおりである。

図表 242 マニュアル骨子案に加筆等を行った内容

加筆・整理を行った項目 ¹⁶	加筆・整理の内容
0. 5 食品ロス削減の推進体制の整備	・食品ロス削減の推進において、庁内等での連携を行っている例として、長野県松本市の事例を加筆。
1. 1. 1 食品ロスをめぐる動向・対策の必要性（地方公共団体が計画を策定する意義）	・近年の食品ロスをはじめとする環境政策の動向を踏まえ、SDGs や食料安全保障、食品ロスに起因する経済損失・環境負荷、デコ活といった情報を加筆。
1. 2. 2 食品ロス発生量の現況推計	・家庭系食品ロス、事業系食品ロスの発生量の現況推計の方法について、図を用いて整理。 ・地域の食品ロス発生量を調査するための調査手法として、「ごみ袋の開袋調査」に関する情報を加筆。 ・食品ロス発生量のわかりやすい取りまとめを行っている例として、群馬県渋川市の事例を加筆。 ・ごみ質分析（環整 95 号（昭和 52 年 11 月 4 日「一般廃棄物処理業に対する指導に伴う留意事項について」）に基づく調査）を活用した現況推計を行っている例として、秋田県北秋田市の事例を加筆。 ・事業者アンケートを用いて事業系食品ロスの発生量を推計している例として、東京都足立区の事例を加筆。 ・現況推計の推計対象年度の検討・選択方法の例として、静岡県藤枝市の事例を加筆。
1. 2. 4 地域の特性や課題の分析	・地域の食品ロスの発生状況を詳細に把握するための調査手法として、「食品ロスダイアリー調査」に関する情報を加筆。
1. 3. 2 食品ロス発生量の削減目標	・食品ロス発生量の削減目標の設定方法について、図を用いて整理。 ・1 人 1 日当たりの食品ロス発生量を削減目標の単位として設定している例として、山梨県都留市の事例を加筆。
1. 4. 2 推進施策の立案・検討	・地域の課題に対応した推進施策を検討・立案している例として、兵庫県神戸市の事例を加筆。 ・庁内で連携して食品ロス削減推進施策の立案・推進を行っている例として、山梨県都留市の事例を加筆。
参考資料（用語集、関連資料・URL）	・食品ロス削減推進計画の策定において頻出する用語について要点を整理した用語集を加筆。 ・関連資料として、環境省等で発出しているマニュアル類を整理した一覧表、また、関連した情報を掲載している HP の URL 等を加筆。

1.2 マニュアル案に関するヒアリングの実施

本マニュアルは、地方公共団体の担当者が計画策定時に参照に値するものであることが肝要である。そこで、既に食品ロス削減推進計画を策定・運用を行っている地方公共団体（2 市区町村）の担当者¹⁷を対象に、マニュアル案を用いて、マニュアルに記載すべき情報の漏れがないか、実務的に有用であるか、有用性を高めるために必要な工夫等についての聞き取りを行った。また、地方公共団体における食品ロス削減についての知見を有する、崎田 裕子氏（全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 会長）に、マニュアル案及びマニュアル参考資料を用いて、マニュアルのわかりやすさや加筆すべき情報、地方公共団体の担当者に活用いただくために必要な工夫等につ

¹⁶ 本表では、本年度事業にて取りまとめたマニュアルの目次に対応する形で整理を行った。

¹⁷ 2024 年 9 月 4 日 北海道室蘭市、2024 年 9 月 24 日 千葉県四街道市へヒアリングを実施した。

いての聞き取りを行った¹⁸。

地方公共団体の担当者から挙げられた意見は以下のとおりである。

図表 243 地方公共団体の担当者から挙げられた意見

項目	内容
マニュアル案全体に対する意見・所感	・全体として見やすく、地方公共団体の担当者として活用できる資料と感じた。 ・一目見た際には文字量が多い印象である。 ・概要版のような資料があるとよいとも考える。計画策定において、第一段階ではこういった調査が必要、また、必要な計画の構成が分かるという。計画策定においては、まずは計画策定の進め方を概要版で把握し、詳細をマニュアル本体で確認する、という進め方が良いかと考えている。
マニュアル案の各項目に対する意見・所感	・「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」の抜粋があるが、基本方針とは何か、食品ロス削減推進法と基本方針を参照すべきといった説明があることが望ましい。 ・P.29 の大阪府茨木市の計算方法（13%減の考え方）がわからなかったため、再確認いただきたい。 ・P.32 の「推進施策の立案・検討」については、巻末のマニュアル類への誘導があっても良いのではないかと。巻末のマニュアル類の整理は、大変有益である。担当者としては似たマニュアルが多い中、何をどのように参照すれば良いかが困ることも多い。
マニュアル案に加筆すべき内容に対する意見・所感	・自治体としては、食品ロスの削減推進だけではなく、他部局が主管する計画との整合性との調和を図る必要があり、例えば、健康増進計画、食育推進計画といった福祉部局との調和を図る必要がある。関連部局としてどういった部局と調和を図るべきかについて、参考事例として記載いただけると有難い。 ・計画を策定している自治体数が各年度で増えている、という情報があると策定が進むかと考えている。 ・マニュアルの中に、国が実施している補助金等の情報が整理されているとありがたい。過去の取組であっても、何かしら情報があれば参考になるため、ありがたい。
食品ロス削減推進計画の策定における課題に対する意見・所感	・どの部局が主として担当するか、という点が自治体としては判断に迷った部分である。食品ロス削減推進計画は様々な部局が多様な観点で関わってくるため、どの部局が主となるか・各部局がどのような取組を推進するか、といった計画の方向性、また、それぞれの取組のスピード感のすり合わせが大きなハードルであった。環境課が主となって策定する場合は、ごみ減量の観点から一般廃棄物処理基本計画とリンクさせるような方法が進めやすく、策定しやすいのではないかと。 ・自治体としては、計画を策定する際には、どうしても実際に実現できる計画となるかどうかを考慮することになる。その際、計画においては自治体だけでは実行できない部分も非常に大きく、どうしてもフードバンク・福祉関係の団体等と協働しながら推進することとなる。
食品ロス削減推進計画の策定の実務的な意義に対する意見・所感	・計画策定することによって食品ロスに関する情報が関連部局に伝わっていくということは有益であったと考えている。また、フードバンク等の意識啓発という意味では、環境課単独で推進するよりも、民間企業・市民への協力体制の広がり方も大きくなったと考えており、結果としてごみ減量につながっていくものかと考えている。

¹⁸ 2025 年 3 月 13 日にヒアリングを実施した。

崎田氏から挙げられた意見は以下のとおりである。

図表 244 有識者（崎田氏）から挙げられた意見

項目	内容
マニュアル案全体に対する意見・所感	・食品ロス削減推進計画の策定は地方公共団体にとって努力義務ではあるものの、計画の策定数も増加してきている。食品ロスが社会的課題として認知が進んでいる中で、本マニュアルが発出されることには意義があるだろう。 ・本マニュアル案は食品ロス削減推進計画の策定に関する資料であり、具体的な施策の立案・検討については別の資料の参照を想定しているものと理解している。各資料の位置付けを明記すると良い。
マニュアルの活用を促進するために必要な工夫	・食品ロス削減推進計画を策定することで、環境への貢献以外に地域にどのような効果があるかについて示すことができると良い。食品ロスの削減だけでなく、地域の事業者や住民とのつながりの形成、フードバンク等を通じた子ども食堂への支援の輪の拡大といった、地域づくりに貢献するものであるという点についてお示しできると、地方公共団体の担当者としては食品ロス削減推進計画を策定するモチベーションにつながるのではないかと感じる。食品ロス削減推進計画の策定が、地方公共団体の担当者にとって負担として捉えられてしまうのではなく、地域づくりにとって有用なものとして前向きに捉えていただくことが重要だろう。 ・地方公共団体担当者はマニュアル参考資料から目を通すものと思われるため、マニュアル参考資料にも食品ロス削減推進計画の策定のメリットについての記載があると良い。
マニュアル案に加筆すべき内容に対する意見・所感	・マニュアル参考資料の p.13 の箇所の記載がやや分かりにくいので、表現等の修正をお願いしたい。 ・マニュアル参考資料で示している国の計画等については、マニュアル案にて詳細に整理されているため、マニュアル案の内容と上手くリンクして整理されると良い。 ・マニュアル案・マニュアル参考資料にて用語集を整理されているが、日本における食品ロスと海外における食品ロスの定義や対象の違い・関係性について簡単に言及があると良いかと感じた。 ・マニュアル案には市区町村での食品ロス削減推進計画の策定状況のグラフが掲載されている。都道府県での策定状況についても同様のグラフを掲載できると良い。 ・食品リサイクルの文脈においては、事業系食品ロスも重要な論点である。事業系食品ロスの推計方法の説明箇所等に事業者での取組の促進や、事業者への情報提供が重要である旨を言及しても良いだろう。
マニュアル案の発信方法に対する意見・所感	・地方公共団体の担当者に周知するには、各都道府県の持つネットワークを活用することも重要であり、そのためには都道府県の担当者に協力いただくことが重要になるだろう。

1.3 マニュアルの参照方法に関する資料の作成

本マニュアルは、地方公共団体の担当者が計画策定時に参照に値するものであることが肝要である。一方、食品ロス削減推進計画の策定においては考慮すべき事項が多岐にわたり、一定の具体的な記載も必要であることから、マニュアル案の分量が多くならざるを得なかった。

そこで、本年度事業では、マニュアルの取りまとめに加えて、食品ロス削減推進計画の概要やマニュアルの活用方法等を簡潔に整理した、マニュアル参考資料の作成を行った。マニュアル参考資料の構成は以下のとおりである。

図表 245 マニュアル参考資料の構成

構成		概要
大項目	小項目	
0. 本資料と”マニュアル”の関係		・マニュアルとマニュアル参考資料の位置付け、活用方法のイメージの概要を整理。
1. 食品ロス削減推進計画の概要	1. 1 食品ロス削減推進計画とは	・食品ロス削減推進計画の策定根拠や構成例等を簡潔に整理。
	1. 2 全国における食品ロス削減推進計画の策定状況	・地方公共団体における食品ロス削減推進計画の策定状況の概況を整理。
2. ”マニュアル”の参照方法	2. 1 “マニュアル”の参照方法（どう読めばよいか）	・マニュアルの目的や、食品ロス削減推進計画の構成例との対応状況等を簡潔に整理。
	2. 2 “マニュアル”の記載内容と体裁	・マニュアルの構成について簡潔に整理。
	2. 3 想定する読者別の”マニュアル”の活用方法	・地方公共団体の現況に応じたマニュアルの活用方法のイメージについて整理。
3. 参考資料	・計画策定における FAQ（よくある質問） ・マニュアルで使用する用語集 ・食品ロス削減の推進に参考となるマニュアル類	・食品ロス削減推進計画の策定及びマニュアルを参照する際に参考となる情報について整理。

III. 食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討

家庭系食品ロス削減目標の達成に向け、その発生要因に応じた効果的な削減策を検討し、地域の関係主体向けの手引きとして、「～自治体・事業者向け～ 消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き」（以下、手引き）の取りまとめを行った。なお、手引きの作成においては、「IV. 食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討会の開催」において、有識者の助言をいただいた。

1. 手引きの作成に向けた論点の整理

令和5年度に作成された手引きの骨子案を基に、食品廃棄物及び食品ロスの定義・範囲、食品ロス削減目標の根拠、食品ロス削減効果、費用対効果、排出に伴う経済損失と環境負荷の低減（温室効果ガス削減効果等）、市民等の行動変容への効果（影響度）、地域への副次的効果等を考慮し、手引きの素案及び案を作成した。

手引き案の作成に当たっては、手引きを通じて伝えたいメッセージを踏まえ、まずは「手引き全体の論点の関係性を明示するフレームワーク」を以下のとおり検討した。

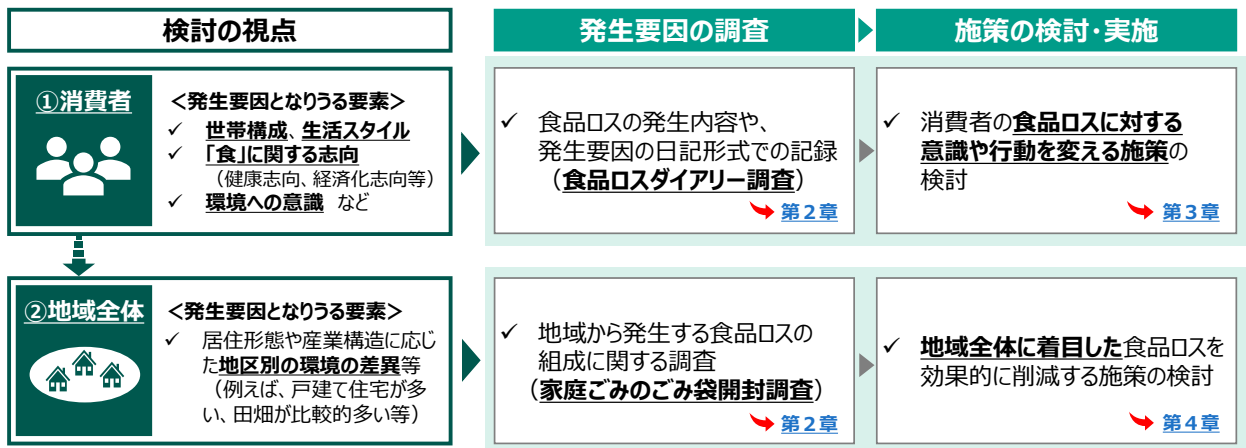
＜手引きを通じて伝えたいメッセージ＞

- ・ 食品ロス全体の約半分は家庭から発生しており、地域の食品ロス削減のためには、消費者が食品ロスを生み出す背景に目を向け、施策の内容を十分に吟味することが必要である。
- ・ 地域の関係主体が発生要因に応じた削減策を検討するためには、まず地域の食品ロスの発生要因を調査し、調査結果を踏まえて施策を検討・実施することが望ましい。

＜手引きのフレームワーク（検討の視点）＞

- ・ 地域の食品ロスの発生要因を考察すると、まずは「①消費者」の視点での要因（世帯構成・生活スタイル等によるもの）が背景に存在しており、結果的に「②地域全体」の食品ロス発生につながっていることから、①②の各視点で手引きを整理する。
- ・ ①②それぞれに対して、「発生要因の調査」「施策の検討・実施」に該当する事項を、手引きの各章において整理する。

図表 246 手引き全体の論点の関係性を明示するフレームワーク



手引きのフレームワークを踏まえ、手引き案の全体構成を以下のとおり取りまとめた。

図表 247 手引き全体の構成

本手引きの構成



	第1章 背景および基本的な方向性 P.6 1.1 食品ロスを削減する意義 P.7 1.2 食品ロス量の推移と削減目標 P.8 1.3 各主体に求められる役割と行動 P.9 1.4 参考：食品ロスの削減施策を検討するための関係省庁のマニュアル類（目的別） P.11
発生要因の調査	第2章 地域における食品ロスの発生要因の調査 P.13 2.1 発生要因の調査のポイント P.14 2.2 食品ロスの発生要因となりうる要素 P.15 2.3 消費者からの食品ロス発生要因の調査（食品ロスダイアリー調査） P.16 2.4 地域全体における食品ロス発生要因の調査（組成調査） P.17 2.5 食品ロスダイアリー調査や組成調査から推定される傾向 P.18 2.6 参考：「発生要因の調査」の更なる活用方法・・・削減効果の把握 P.19
施策推進の観点 ～消費者～	第3章 消費者に着目した施策推進の考え方 P.20 3.1 食品ロスに対する消費者の行動の概要 P.21 3.2 消費者に着目した施策推進のポイント P.22 3.3 効果的な施策例（ターゲットとする行動別） P.38
施策推進の観点 ～地域全体～	第4章 地域全体に着目した施策推進の考え方 P.47 4.1 地域全体に着目した施策推進のポイント P.48 4.2 地域の特性に応じた施策の検討 P.49 4.3 特定の地域における集中的な施策 P.50 4.4 包括的な施策の推進 P.52

2. 食品ロスの発生要因を踏まえた推進すべき施策の整理

2.1 消費者の行動に関するアンケート 調査概要

食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策の基礎資料として、食品ロスの削減に向けた消費者の行動の現時点での取組状況と今後の取り組みやすさを調べることを目的とし、全国の消費者2,000名を対象としたアンケート調査を実施した。（調査実施期間：2024年7月2日～7月9日）

<設問>

- ✓ 現在取り組んでいるか
 - (いつもしている / たびたびしている / あまりしていない / まったくしていない)
- ✓ 行動に取り組むことを想定した場合の取り組みやすさ
 - (とても取り組みやすい / 取り組みやすい / どちらともいえない / 取り組みにくい / とても取り組みにくい)

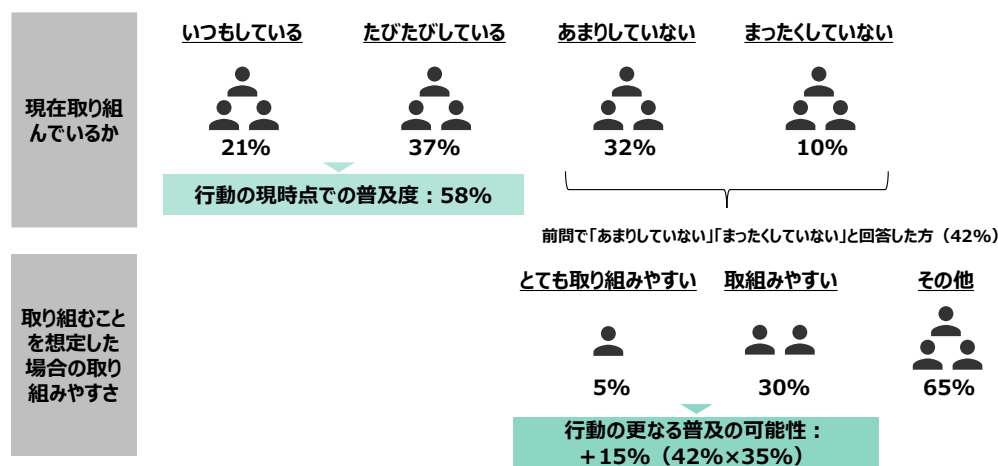
図表 248 調査対象とした消費者行動

場面	行動	場面	行動
食品の 買い物	1 食事のメニューを計画してから、買い物をする	食品の 使用・ 調理	15 早く使う必要がある傷みやすい食品を優先して使う
	2 買い物リストを作ってから、買い物をする		16 賞味期限を過ぎても、食べられるものはできるだけ食べる
	3 買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う		17 料理を作りすぎないように、必要な分量を量る
	4 買い過ぎないように購入する量に気をつける		18 料理を作りすぎないように、家族の食事の予定や体調を確認する
	5 食べきれるように、小分けや少量パックのものを買う		19 残っている食材を使い切る料理を作る
	6 すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る（てまえとり）		20 レシピに足りない材料があるときは、家にある他のもので代用できないか考える
	7 期限間近で値引きされている商品を活用する		21 野菜などの皮やヘタを取り除くときは、取り除く部分をできるだけ少なくする
食品の 保管	8 冷蔵庫を奥まで見えるように整理する	家庭での 食事	22 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う
	9 早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く		23 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する
	10 早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探す		24 残さずに食べる
	11 家にある食品の賞味・消費期限を確認する		25 食べきれる量を確認して配膳する
	12 使い切れない食品には、冷凍保存を活用する		26 リメイクなども活用し、残った料理はあとで食べきる
	13 冷蔵庫内の温度が上がりすぎないように、開ける頻度を最低限にする	外食	27 メニューの量や内容を確認し、食べきれるかどうかわかるよう注文する
	14 野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている		28 注文した料理を食べきる
			29 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る

上記の消費者行動について、調査対象全体である2,000名を分母として、行動に既に取り組んでいる人の割合を「行動の現時点での普及度（○％）」、現在取り組んでいないが取り組みやすいと考える人の割合を「行動の更なる普及の可能性（＋○％）」として、集計・分析した。

図表 249 集計・分析のイメージ

（例）「食事のメニューを計画してから、買い物をする」という行動について



2.2 調査対象者

自分や家族の食事のための買い物や調理をメインで担当している（以下、「食事管理者」）、全国の18歳～79歳の男女2,000名を対象に調査した。

なお、サンプルは国勢調査に基づいた世帯人数の比率を用いて層化した。各層における食事管理者の性別・年代別の比率は、母集団における世帯人数別の性別・年代別比率とした。

図表 250 スクリーニング調査・本調査の割付方法

スクリーニング調査の割付

		性別		合計
		男性	女性	
年代	18～29歳	777	747	1,524
	30～39歳	747	726	1,473
	40～49歳	967	949	1,916
	50～59歳	870	872	1,742
	60～69歳	801	841	1,642
	70～79歳	784	919	1,703
合計		4,946	5,054	10,000

(※) 国勢調査に基づいて性別・年代別に割付

本調査の各層における割付比率

	世帯人数			
	1人	2人	3人	4人以上
男性／18-29歳	10%	1%	3%	3%
男性／30-39歳	8%	2%	5%	4%
男性／40-49歳	9%	2%	3%	4%
男性／50-59歳	9%	2%	3%	2%
男性／60-69歳	8%	2%	1%	1%
男性／70-79歳	5%	3%	1%	0%
女性／18-29歳	8%	4%	8%	6%
女性／30-39歳	7%	6%	11%	18%
女性／40-49歳	9%	11%	17%	29%
女性／50-59歳	8%	16%	19%	16%
女性／60-69歳	9%	22%	16%	10%
女性／70-79歳	10%	30%	12%	6%
合計	100%	100%	100%	100%

(※) 食事管理者の性別・年代別比率

(※) スクリーニング調査を踏まえて設定

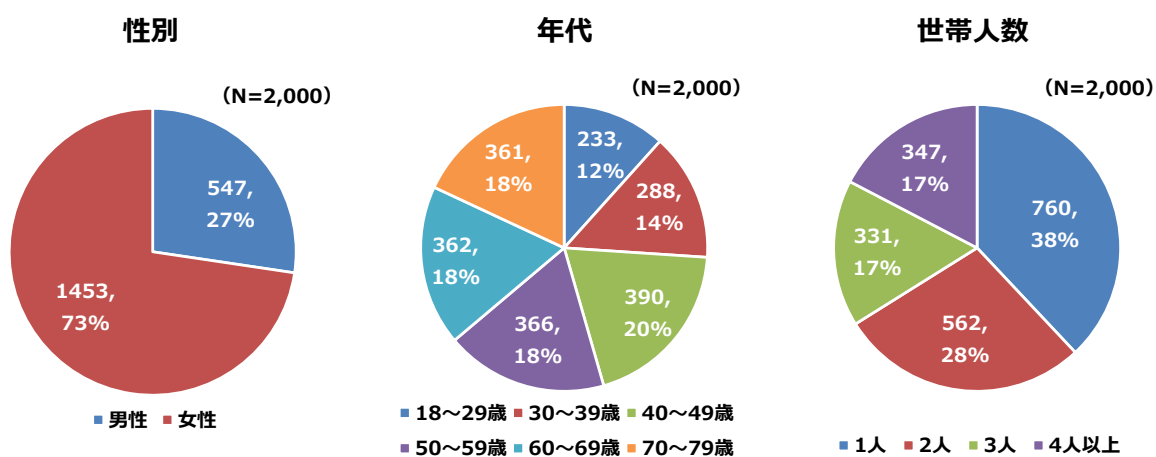
(※) 国勢調査に基づいて性別・年代別に割付

(※) 食事管理者の性別・年代別比率

(※) スクリーニング調査を踏まえて設定

割付の結果、調査対象者2,000名の属性の比率は以下のとおりであった。なお、性別・年代の比率は、母集団における食事管理者の性別・年代別の比率を反映している。

図表 251 属性



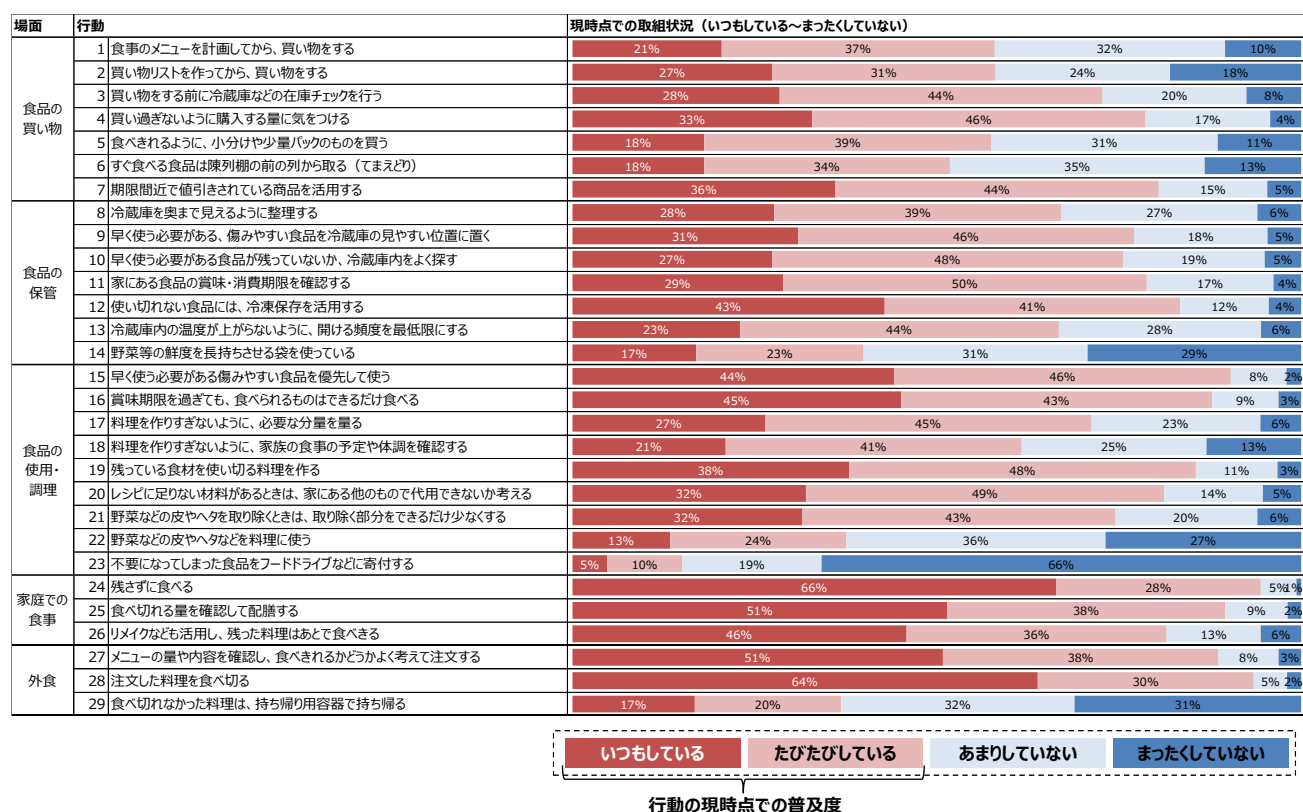
2.3 調査結果

2.3.1 行動の現時点での普及度

行動の現時点での普及度の上位3位は、「24. 残さずに食べる（94%）」、「28. 注文した料理を食べる（94%）」、「15. 早く使う必要がある傷みやすい食品を優先して使う（90%）」であった。

下位3位は、「23. 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する（15%）」「29. 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る（37%）」「22. 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う（38%）」であった。

図表 252 「行動の現時点での普及度」の調査結果



なお、属性別（性別・年代別・世帯人数別）にクロス集計を行い、全体結果と5ポイント以上の差異がある属性・行動を確認した結果、以下のとおりであった。

- ✓ 「男性」は全体結果を5%以上下回る行動が多く、特に「食品の保管」「食品の使用・調理」において、行動の現時点での普及度が低い傾向が見られた。
- ✓ 「18歳～29歳」は、「食品の使用・調理」を中心に全体結果を5%下回る行動が多かったが、「6. すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る（てまえどり）（62%）」「23. 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する（22%）」「29. 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る（48%）」は行動の現時点での普及度が高い傾向にあった。
- ✓ 「1人暮らし」は全体結果を5%下回る行動が多く、特に「食品の保管」において、行動の現時点での普及度が低い傾向が見られた。

図表 253 「行動の現時点での普及度（属性別）」の調査結果

場面	行動	全体 N=	性別		年代別							世帯人数別			
			男性	女性	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	1人	2人	3人	4人以上	
食品の 買い物	1 食事のメニューを計画してから、買い物をする	58%	55%	59%	62%	63%	64%	54%	55%	52%	48%	60%	67%	67%	
	2 買い物リストを作ってから、買い物をする	58%	46%	62%	55%	59%	59%	57%	57%	61%	46%	65%	66%	67%	
	3 買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う	73%	69%	74%	76%	75%	72%	74%	72%	70%	66%	74%	83%	77%	
	4 買い過ぎないように購入する量に気をつける	79%	73%	81%	76%	76%	80%	79%	81%	79%	75%	82%	81%	80%	
	5 食べられるように、小分けや少量パックのものを買う	58%	57%	58%	61%	55%	58%	51%	61%	60%	61%	59%	56%	49%	
	6 すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る（てまえどり）	52%	51%	52%	62%	52%	55%	49%	50%	47%	51%	51%	54%	52%	
	7 期限間近で値引きされている商品を活用する	80%	81%	80%	83%	81%	86%	80%	79%	75%	79%	79%	82%	85%	
	8 冷蔵庫を奥まで見えるように整理する	67%	58%	70%	63%	64%	63%	69%	72%	70%	63%	73%	66%	69%	
食品の 保管	9 早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く	77%	68%	80%	68%	75%	74%	80%	80%	81%	71%	83%	78%	81%	
	10 早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探す	76%	66%	79%	73%	73%	75%	77%	78%	76%	68%	80%	79%	83%	
	11 家にある食品の賞味・消費期限を確認する	79%	72%	81%	76%	78%	79%	81%	81%	76%	73%	82%	82%	82%	
	12 使い切れない食品には、冷凍保存を活用する	83%	71%	88%	78%	83%	82%	83%	85%	88%	76%	88%	88%	89%	
	13 冷蔵庫内の温度が上がらないように、開ける頻度を最低限にする	67%	64%	68%	62%	65%	68%	70%	66%	68%	63%	70%	64%	73%	
	14 野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている	40%	33%	42%	42%	43%	36%	33%	40%	47%	33%	45%	46%	41%	
	15 早く使う必要がある傷みやすい食品を優先して使う	90%	86%	92%	80%	88%	92%	92%	93%	93%	87%	93%	92%	92%	
	16 賞味期限を過ぎても、食べられるものはできるだけ食べる	88%	82%	90%	80%	85%	89%	90%	90%	89%	84%	91%	88%	90%	
食品の 使用・ 調理	17 料理を作りすぎないように、必要な分量を量る	71%	64%	74%	70%	73%	74%	73%	71%	66%	67%	76%	72%	73%	
	18 料理を作りすぎないように、家族の食事の予定や体調を確認する	62%	51%	66%	58%	66%	63%	65%	60%	57%	49%	67%	69%	74%	
	19 残っている食材を使い切る料理を作る	86%	77%	89%	75%	85%	88%	85%	89%	87%	79%	91%	89%	88%	
	20 レシピに足りない材料があるときは、家にある他のもので代用できないか考える	81%	67%	86%	67%	76%	81%	83%	87%	87%	73%	87%	86%	86%	
	21 野菜などの皮やヘタを取り除くときは、取り除く部分をできるだけ少なくする	74%	68%	77%	63%	75%	75%	75%	77%	79%	70%	79%	75%	78%	
	22 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う	38%	37%	38%	34%	43%	38%	39%	36%	36%	33%	39%	40%	42%	
	23 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する	15%	18%	14%	22%	23%	18%	12%	10%	9%	14%	14%	16%	20%	
	24 残さずに食べる	94%	94%	95%	91%	94%	97%	96%	96%	92%	94%	95%	94%	94%	
家庭での 食事	25 食べきれぬ量を確認して配膳する	90%	88%	90%	87%	91%	92%	90%	92%	84%	89%	90%	89%	91%	
	26 リメイクなども活用し、残った料理はあとで食べる	82%	72%	85%	77%	78%	83%	79%	85%	84%	76%	85%	85%	84%	
	外食	27 メニューの量や内容を確認し、食べきれぬかどうかよく考えて注文する	89%	81%	91%	86%	88%	92%	87%	90%	87%	84%	91%	91%	92%
28 注文した料理を食べきる		94%	89%	95%	91%	93%	96%	93%	95%	93%	91%	95%	95%	94%	
29 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る		37%	35%	38%	48%	42%	37%	32%	35%	33%	35%	37%	34%	43%	

全体を5ポイント以上上回る

全体を5ポイント以上下回る

2.3.2 取り組むことを想定した場合の取り組みやすさ

現時点であまり/まったく取り組んでいない人に限定し、取り組みやすさの集計を行ったところ、上位3位は、「3. 買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う（49%）」「9. 早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く（49%）」「4. 買い過ぎないように購入する量に気をつける（47%）」であった。

下位3位は、「23. 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する（16%）」「22. 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う（20%）」「14. 野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている（16%）」であった。

図表 254 「行動の取り組みやすさ」の調査結果

場面	行動	取り組みやすさ（とても取り組みやすい～とても取り組みにくい）				→現時点であまり/まったく取り組んでいない人に限定			
食品の 買い物	1 食事のメニューを計画してから、買い物をする	21%	44%	25%	9%	5%	30%	43%	18%
	2 買い物リストを作ってから、買い物をする	28%	40%	23%	7%	7%	28%	43%	16%
	3 買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う	30%	48%	17%	4%	8%	40%	36%	10%
	4 買い過ぎないように購入する量に気をつける	28%	50%	19%	3%	8%	38%	42%	6%
	5 食べきれるように、小分けや少量パックのものを買う	23%	43%	25%	7%	9%	29%	42%	14%
	6 すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る（てまどり）	24%	39%	26%	9%	9%	29%	39%	16%
	7 期限間近で値引きされている商品を活用する	38%	42%	16%	3%	8%	29%	43%	15%
食品の 保管	8 冷蔵庫を奥まで見えるように整理する	24%	46%	21%	7%	5%	29%	44%	17%
	9 早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く	30%	50%	16%	3%	10%	39%	38%	11%
	10 早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探す	27%	50%	18%	3%	8%	38%	41%	10%
	11 家にある食品の賞味・消費期限を確認する	28%	50%	17%	4%	6%	38%	39%	15%
	12 使い切れない食品には、冷凍保存を活用する	34%	46%	16%	4%	9%	27%	45%	15%
	13 冷蔵庫内の温度が上がらないように、開ける頻度を最低限にする	24%	45%	23%	6%	7%	31%	45%	15%
	14 野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている	19%	33%	30%	13%	7%	22%	42%	20%
食品の 使用・ 調理	15 早く使う必要がある傷みやすい食品を優先して使う	32%	52%	13%	1%	3%	35%	48%	11%
	16 賞味期限を過ぎても、食べられるものはできるだけ食べる	36%	47%	14%	2%	9%	23%	48%	14%
	17 料理を作りすぎないように、必要な分量を量る	25%	49%	21%	4%	11%	35%	41%	11%
	18 料理を作りすぎないように、家族の食事の予定や体調を確認する	22%	47%	25%	5%	9%	31%	45%	10%
	19 残っている食材を使い切る料理を作る	29%	49%	18%	3%	7%	30%	45%	12%
	20 レシピに足りない材料があるときは、家にある他のもので代用できないか考える	27%	46%	21%	4%	5%	25%	51%	14%
	21 野菜などの皮やヘタを取り除くときは、取り除く部分をできるだけ少なくする	25%	45%	22%	6%	5%	27%	45%	17%
	22 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う	15%	27%	32%	18%	4%	15%	40%	27%
	23 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する	7%	17%	28%	23%	4%	12%	29%	26%
	24 残さずに食べる	48%	41%	9%	1%	6%	25%	52%	14%
家庭での 食事	25 食べ切れる量を確認して配膳する	42%	43%	13%	2%	13%	28%	46%	11%
	26 リメイクなども活用し、残った料理はあとで食べる	36%	41%	18%	4%	7%	23%	49%	17%
	27 メニューの量や内容を確認し、食べきれぬかどうかよく考えて注文する	42%	43%	13%	1%	11%	26%	50%	8%
外食	28 注文した料理を食べ切る	44%	43%	12%	1%	8%	25%	49%	11%
	29 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る	21%	28%	28%	15%	10%	19%	36%	22%

とても取り組みやすい

取り組みやすい

どちらともいえない

取り組みにくい

とても取り組みにくい

なお、属性別（性別・年代別・世帯人数別）にクロス集計を行い、全体結果と3ポイント以上の差異がある属性・行動を確認した結果、以下のとおりであった。

- ✓ 「18 歳～29 歳」は、特に「食品の使用・調理」における行動の更なる普及の可能性が高い傾向にあった。「23. 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する」「29. 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る」については、現時点での普及度が比較的高い中、行動の更なる普及の可能性も高かった。
- ✓ 「5. 食べきれるように、小分けや少量パックのものを買う」について、60 歳以上の年代では行動の更なる普及の可能性は低く、世帯人数が3人以上の行動の更なる普及の可能性が高かった。
- ✓ 「29. 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る」について、60 歳以上の年代では行動の更なる普及の可能性は低く、世帯人数が4人以上の行動の更なる普及の可能性が高かった。

図表 255 「行動の取り組みやすさ（属性別）」の調査結果

場面	行動	全体 N=	性別		年代別							世帯人数別			
			男性	女性	18～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	1人	2人	3人	4人以上	
食品の 買い物	1 ★ 食事のメニューを計画してから、買い物をする	15%	15%	15%	15%	13%	13%	17%	15%	15%	18%	13%	12%	13%	
	2 ★ 買い物リストを作ってから、買い物をする	15%	14%	15%	16%	14%	13%	16%	18%	12%	16%	13%	15%	15%	
	3 ★ 買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う	13%	12%	14%	11%	10%	14%	13%	16%	15%	15%	13%	9%	14%	
	4 買い過ぎないように購入する量に気をつける	10%	10%	10%	11%	11%	9%	10%	8%	11%	10%	9%	11%	12%	
	5 ★ 食べられるように、小分けや少量パックのものを買う	16%	15%	17%	18%	19%	18%	19%	12%	12%	13%	14%	20%	23%	
	6 ★ すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る（てまえどり）	18%	16%	19%	15%	19%	19%	23%	17%	16%	18%	18%	20%	20%	
	7 期限間近で値引きされている商品を活用する	7%	6%	8%	4%	6%	7%	9%	8%	8%	6%	9%	6%	7%	
食品の 保管	8 ★ 冷蔵庫を奥まで見えるように整理する	11%	14%	10%	13%	14%	13%	11%	10%	9%	12%	9%	12%	13%	
	9 ★ 早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く	11%	13%	10%	17%	10%	13%	10%	10%	9%	12%	9%	14%	12%	
	10 ★ 早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探す	11%	12%	11%	11%	9%	11%	13%	11%	11%	12%	12%	10%	11%	
	11 家にある食品の賞味・消費期限を確認する	9%	10%	9%	9%	8%	9%	10%	9%	9%	10%	9%	7%	10%	
	12 使い切れない食品には、冷凍保存を活用する	6%	10%	5%	8%	4%	6%	8%	6%	4%	8%	5%	3%	5%	
	13 ★ 冷蔵庫内の温度が上がらないように、開ける頻度を最低限にする	12%	9%	14%	15%	12%	12%	13%	14%	11%	13%	11%	16%	11%	
	14 ★ 野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている	18%	17%	18%	21%	17%	22%	16%	16%	14%	17%	17%	15%	23%	
食品の 使用・ 調理	15 早く使う必要がある傷みやすい食品を優先して使う	4%	5%	3%	6%	4%	3%	4%	2%	3%	4%	4%	3%	3%	
	16 賞味期限を過ぎても、食べられるものはできるだけ食べる	4%	4%	4%	6%	4%	4%	4%	4%	2%	4%	4%	4%	3%	
	17 ★ 料理を作りすぎないように、必要な分量を量る	13%	14%	13%	16%	12%	12%	13%	12%	14%	13%	13%	12%	15%	
	18 ★ 料理を作りすぎないように、家族の食事の予定や体調を確認する	15%	16%	15%	20%	11%	15%	15%	16%	16%	17%	17%	12%	13%	
	19 残っている食材を使い切る料理を作る	5%	7%	5%	10%	6%	4%	6%	3%	5%	6%	5%	4%	5%	
	20 レンビに足りない材料があるときは、家にある他のもので代用できないか考える	6%	7%	5%	11%	7%	5%	6%	3%	4%	7%	5%	4%	6%	
	21 野菜などの皮やヘタを取り除くときは、取り除く部分をできるだけ少なくする	8%	6%	9%	12%	9%	7%	9%	9%	5%	7%	8%	11%	9%	
	22 ★ 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う	12%	11%	13%	18%	11%	15%	12%	10%	10%	11%	12%	13%	15%	
	23 ★ 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する	14%	12%	15%	18%	15%	15%	14%	12%	10%	12%	14%	15%	18%	
	24 残さずに食べる	2%	2%	2%	1%	1%	1%	1%	2%	4%	1%	2%	3%	1%	
家庭での 食事	25 食べられる量を確認して配膳する	4%	3%	5%	3%	2%	5%	5%	3%	7%	4%	5%	5%	3%	
	26 リメイクなども活用し、残った料理はあとで食べきる	6%	7%	5%	6%	4%	6%	6%	5%	6%	7%	6%	3%	5%	
外食	27 メニューの量や内容を確認し、食べられるかどうかよく考えて注文する	4%	7%	3%	2%	3%	2%	6%	5%	6%	6%	4%	3%	3%	
	28 注文した料理を食べきる	2%	4%	1%	2%	3%	2%	2%	1%	3%	3%	1%	1%	3%	
	29 ★ 食べきれなかった料理は、持ち帰り容器で持ち帰る	18%	18%	19%	22%	16%	23%	22%	14%	15%	19%	16%	19%	22%	

全体を3ポイント以上上回る

全体を3ポイント以上下回る

2.3.3 行動の更なる普及の可能性

行動の更なる普及の可能性の上位3位は「29. 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る (+18%)」「6. すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る (てまえどり) (+18%)」「14. 野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている (+18%)」であった。

+10%以上を基準とすると、29の行動のうち15の行動が該当し、今後の施策によって、比較的转变しやすい行動であると考えられた。

なお、「22. 野菜などの皮やヘタなどを料理に使う」「23. 不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する」「29. 食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る」は、普及度+更なる普及の可能性が低く（現在取り組んでいる割合が低く、かつ取り組みにくいと考えられている取組）、今後の取り組みやすさの改善が望まれるといえる。

図表 256 「行動の更なる普及の可能性」の調査結果

場面	行動	行動の現時点での普及度・更なる普及の可能性		
食品の 買い物	1 ★食事のメニューを計画してから、買い物をする	58%	+15%	27%
	2 ★買い物リストを作ってから、買い物をする	58%	+15%	27%
	3 ★買い物をする前に冷蔵庫などの在庫チェックを行う	73%	+13%	14%
	4 買い過ぎないように購入する量に気をつける	79%	+10%	11%
	5 ★食べられるように、小分けや少量パックのものを買う	58%	+16%	26%
	6 ★すぐ食べる食品は陳列棚の前の列から取る (てまえどり)	52%	+18%	30%
	7 期限間近で値引きされている商品を活用する	80%	+7%	12%
食品の 保管	8 ★冷蔵庫を奥まで見えるように整理する	67%	+11%	21%
	9 ★早く使う必要がある、傷みやすい食品を冷蔵庫の見やすい位置に置く	77%	+11%	12%
	10 ★早く使う必要がある食品が残っていないか、冷蔵庫内をよく探す	76%	+11%	13%
	11 家にある食品の賞味・消費期限を確認する	79%	+9%	12%
	12 使い切れない食品には、冷凍保存を活用する	83%	+6%	11%
	13 ★冷蔵庫内の温度が上がらないように、開ける頻度を最低限にする	67%	+12%	21%
	14 ★野菜等の鮮度を長持ちさせる袋を使っている	40%	+18%	43%
食品の 使用・ 調理	15 早く使う必要がある傷みやすい食品を優先して使う	90%	+4%	6%
	16 賞味期限を過ぎても、食べられるものはできるだけ食べる	88%	+4%	8%
	17 ★料理を作りすぎないように、必要な分量を量る	71%	+13%	16%
	18 ★料理を作りすぎないように、家族の食事の予定や体調を確認する	62%	+15%	23%
	19 残っている食材を使い切る料理を作る	86%	+5%	9%
	20 レシピに足りない材料があるときは、家にある他のもので代用できないか考える	81%	+6%	13%
	21 野菜などの皮やヘタを取り除くときは、取り除く部分をできるだけ少なくする	74%	+8%	17%
	22 ★野菜などの皮やヘタなどを料理に使う	38%	+12%	50%
家庭での 食事	23 ★不要になってしまった食品をフードドライブなどに寄付する	15%	+14%	71%
	24 残さずに食べる	94%	+24%	
	25 食べられる量を確認して配膳する	90%	+4%	6%
	26 リメイクなども活用し、残った料理はあとで食べる	82%	+6%	13%
外食	27 メニューの量や内容を確認し、食べられるかどうかよく考えて注文する	89%	+4%	7%
	28 注文した料理を食べきる	94%	+24%	
	29 ★食べきれなかった料理は、持ち帰り用容器で持ち帰る	37%	+18%	45%

行動の更なる普及の可能性：上位3位

行動の現時点での普及度 (○%)

行動の更なる普及の可能性 (+○%)

3. ヒアリングの実施

手引きの取りまとめにあたって、地域における食品ロス削減の実務・課題等に関する専門的知見を有する自治体や有識者4名へのヒアリングを実施した。

図表 257 自治体・有識者ヒアリングの概要

ヒアリング対象者	日時	ヒアリング事項(一部抜粋)
さいたま市 環境局 資源循環推進部 資源循環政策課	令和6年12月20日 14:00～15:00	【手引き案について】 - 食品ロス削減を目的とした「庁内の他部局」や「事業者等」との連携の状況・可能性についての実情を伺った。 - 手引きの発信においては、市民生活を意識した具体的な事例等の発信や、食品ロス発生状況の調査方法等の紹介を行うことが望ましい旨の助言を得た。
神戸市 環境局 資源循環課	令和7年1月8日 10:00～11:00	【手引き案について】 - 食品ロス削減を目的とした「庁内の他部局」や「事業者等」との連携の状況・可能性についての実情を伺った。 - 手引きの発信においては、自治体として活用しやすい啓発資材等が示されていることが望ましい旨の助言を得た。
小林 富雄 (日本女子大学家政学部家政経済学科 教授)	令和7年1月14日 13:00～14:30	【手引き案について】 - 資料の構成・見せ方として、必要な情報へのリンクを設けることで、実務上使いやすい資料とする旨の助言を得た。 - 手引きの今後の見直しの方針として、版を重ねていく方向性、「危機対応版(飲食店での予約キャンセル等)」を作成する案をご提案いただいた。
崎田 裕子 (全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 会長)	令和7年3月13日 10:00～11:00	【手引き案について】 - 資料の活用方法として、想定読者である自治体や事業者が活用に至るような記載ぶりの工夫が必要である旨の助言を得た。 - 手引きの活用が自治体・事業者間のコミュニケーションの契機になるとよいとご助言を得た。

IV. 食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討会の開催

食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策に関する検討に際して、食品ロス削減等に関する専門的知見を有する者から意見を得るため、「食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討会」を2回開催した。

1. 検討背景・目的

2030年までに2000年比で半減させる食品ロスの削減目標に向けて、令和元年には食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）が施行され、取組の強化が進んでいる。また食品ロス削減は、食品資源の循環を通して温室効果ガス等に伴う環境負荷を低減し、食生活を通して消費者の行動変容を促す契機となり、2050年カーボンニュートラル、ひいてはSDGs達成に貢献する。更に、現下の物価高・円安に伴う家計負担の軽減や、フードバンク団体の活動等による孤独・孤立対策等の観点からも、その必要性が高まっている。

以上の状況も踏まえ、2023年12月に示された「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」においては、食品ロス量の半減目標達成に向けて着実に実行すべき施策の一つとして「家庭系食品ロスの発生要因に応じた効果的な削減策を、食品ロス削減効果、費用対効果、温室効果ガス削減効果、行動変容への効果（影響度）、地域への副次的効果等の観点から整理し、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめる」ことが示された。

本検討会では、「食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ」に盛り込まれた施策を踏まえ、地域の関係主体向けの手引きとして取りまとめるための具体的な議論を行うことを目的とする。

また、会議は非公開で開催された。

2. 開催概要

2.1 第1回検討会

<開催概要>

■日時：令和6年8月26日 13:00～15:00

■場所：オンライン会議

■実施内容：食品ロスの削減に向けた消費者の意識・行動を調査したアンケート調査結果、および令和5年度に作成された手引きの骨子案を基に作成した「手引き（素案）」を基に、有識者に議論・検討いただいた。

<議題>

- (1) 食品ロスの削減に向けた消費者の行動に関するアンケートの分析について
- (2) 「地域の食品ロスの効果的な削減に向けた施策推進の手引き（仮称）」の作成について
- (3) その他

<出席者>

(座長) 石川 雅紀	叡啓大学 ソーシャルシステムデザイン学部 特任教授
(委員) 鬼澤 康弘	生活協同組合コープこうべ SDGs推進部 統括部長
鬼沢 良子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
野々村 真希	東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科 准教授
橋本 浩之	京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 事業ごみ担当課長
山川 肇	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科環境科学専攻 教授

<資料一覧>

資料1 委員名簿

資料2 食品ロスの削減に向けた消費者の行動に関するアンケート 調査結果

資料3 「地域の食品ロスの効果的な削減に向けた施策推進の手引き（仮称）」の作成について

資料4 「地域の食品ロスの効果的な削減に向けた施策推進の手引き（仮称）」本編（素案）

資料5 「地域の食品ロスの効果的な削減に向けた施策推進の手引き（仮称）」資料編（素案）

参考資料1 議事概要_令和5年度食品ロス削減目標の深掘り等に関する検討会（第2回）

参考資料2 令和5年度第2回検討会・有識者ヒアリングにおける指摘と対応（案）

参考資料3 食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ

2.2 第2回検討会

<開催概要>

■日時：令和7年1月24日 10:00～12:00

■場所：オンライン会議

■実施内容：第1回検討会での議論を踏まえて作成した「手引き（案）」について、有識者よりご助言を得た。また、手引きの普及方策、今後の施策推進の方向性について、有識者に議論・検討いただいた。

<議題>

- (1) 食品ロスの効果的な削減に向けた手引き（案）について
- (2) 手引きの普及方策、今後の施策推進の方向性について
- (3) その他

<出席者>

(座長)	石川 雅紀	叡啓大学 ソーシャルシステムデザイン学部 特任教授
(委員)	鬼澤 康弘	生活協同組合コープこうべ SDGs推進部 統括部長
	鬼沢 良子	特定非営利活動法人 持続可能な社会をつくる元気ネット 理事長
	野々村 真希	東京農業大学 国際食料情報学部 食料環境経済学科 准教授
	橋本 浩之	京都市環境政策局 循環型社会推進部 資源循環推進課 事業ごみ担当課長
	山川 肇	京都府立大学大学院 生命環境科学研究科環境科学専攻 教授

<資料一覧>

資料1 委員名簿

資料2 ～自治体・事業者向け～

消費者の行動変容等による食品ロスの効果的な削減に向けた手引き（案）

2-1 概要版

2-2 本編

2-3 資料編

資料3 手引きの普及方策、今後の施策推進の方向性について

参考資料1 議事概要 令和6年度「食品ロスの発生要因に応じた削減策に関する検討会」
(第1回)

参考資料2 第1回検討会における指摘と対応（案）

参考資料3 「食品ロスの削減に向けた消費者の行動に関するアンケート」追加分析結果

参考資料4 食品ロス削減目標達成に向けた施策パッケージ

V. 食品循環資源の再生利用等に関する国際的な議論・動向の収集・整理等

1. 国際的な議論・動向に関する最新の情報の収集・整理

文献調査を通して、食品ロス削減を含めた食品循環資源の再生利用等に関する国際的な議論・動向に関する最新の情報を収集・整理した。

具体的には、2023 年以降の海外における食品循環資源に関する①削減目標・戦略に関する動向、②把握方法・報告制度に関する動向、③再生利用等の取組に関する新たな動向について情報を収集した。

図表 258 諸外国における食品循環資源等の再生利用等に関する新たな動向

分類	近年の諸外国の動向
1. 削減目標・戦略	①COP29 における「有機性廃棄物からのメタン削減宣言」 ②EU が食品廃棄物削減目標を設定 ③アメリカが食品廃棄物等削減のための国家戦略を公表
2. 把握方法・報告制度	①UNEP が Food Waste Index Report 2024 年版で食品廃棄物の測定方法のガイダンスを拡充 ②環境保護団体 World Wildlife Fund (WWF) が農場における食品廃棄物の測定ツールを公表 ③イギリスが食品事業者に対する食品廃棄物量の報告義務化案を撤回
3. 再生利用等の取組	①フランスで事業所及び家庭での有機性廃棄物の分別収集が義務化 ②イギリスで事業所及び家庭での食品廃棄物の分別収集が義務化へ ③EU で有機性廃棄物の分別収集義務化を受けたガイドラインが刊行 ④フランスで食品ロス削減に取り組む店舗の認証制度開始 ⑤シンガポールで食品寄付を促進する法案が可決

1.1 削減目標・戦略に関する動向

① COP29 における「有機性廃棄物からのメタン削減宣言」

- 2024 年 11 月にアゼルバイジャンで開催された COP29 (国連気候変動枠組み条約第 29 回締約国会議) において、「有機性廃棄物からのメタン削減宣言」が発表された。この宣言は、米国と EU の主導の下で 2021 年の COP26 で立ち上げられた、世界のメタン排出量を 2030 年までに 2020 年比で少なくとも 30%削減することを目標とする「グローバル・メタン・プレッジ」の達成に資するものと位置付けられている。日本、米国、韓国を含めた 35 ヶ国が賛同しており、各国は今後の NDC (Nationally Determined Contribution) で、有機性廃棄物からのメタン削減量のセクター別目標を設定することが表明されている¹⁹。

② EU が食品廃棄物削減目標を設定

- 2025 年 2 月に、欧州理事会の議長と欧州議会の代表者が、「廃棄物枠組み指令」の改定

¹⁹ JETRO ビジネス短信「COP29 で『有機性廃棄物からのメタン削減宣言』発表」(2024 年 11 月 21 日)
<https://www.jetro.go.jp/biznews/2024/11/4b82fe9f73c3e7e7.html> (参照 2025 年 2 月 20 日)

により、2030 年までの食品廃棄物削減目標を設定することについて暫定合意した。具体的には、食品加工・製造プロセスにおいて生じる食品廃棄物を 10%削減すること、また、食品小売、レストラン等の外食産業、家庭から発生する 1 人あたりの食品廃棄物量を 30%削減することとされている。基準年はいずれも 2021 年から 2023 年である。EU レベルで食品廃棄物の削減目標が設定されたのは、これが初めてである²⁰。

③ アメリカが食品廃棄物等削減のための国家戦略を公表

- 2024 年 6 月に、「National Strategy for Reducing Food Loss and Waste and Recycling Organics（食品廃棄・ロスの削減と有機性廃棄物のリサイクルのための国家戦略（仮訳）」が、米国農務省（the U.S. Department of Agriculture）、米国環境保護局（the U.S. Environmental Protection Agency）、米国食品医薬品局（the U.S. Food and Drug Administration）の連名で公表された。同国家戦略は、2015 年に設定された「2030 年までに食品廃棄・ロスを 50%削減する」という目標の達成の具体策を示したもので、「生産・製造段階の食品廃棄の発生防止^{※注 1}」「小売・消費段階の食品廃棄の発生防止^{※注 2}」「有機性廃棄物のリサイクル率の向上」「（前述 3 つの政策の）インセンティブ・奨励政策」の 4 つの施策が示されている。併せて、消費者への効果的な啓発方法の実証、食品ロスや廃棄物削減のための技術開発への資金援助が発表されている²¹。
- 国家戦略の実現に向けて、EPA は、固形廃棄物のリサイクル施設と、リサイクルに関する教育と啓発活動を対象として、過去 30 年において最大規模となる総額 1 億 1,700 万ドルの助成を発表した（1 ドル 150 円と仮定すると約 175 億円に相当）²²。

※注 1 原文は「Prevent food loss」であり、EPA²³によれば、food loss は収穫されなかった農業廃棄物や、食品の製造における食品廃棄物（食品小売よりも前の段階で、食品小売は含まない）を指すため、このように意識している。

※注 2 原文は「Prevent food waste」であり、EP によれば、小売、外食、消費者から発生する食品廃棄物を指すため、このように意識している。

²⁰ 欧州連合理事会 2025 年 2 月 19 日プレスリリース “Council and Parliament agree to reduce food waste and set new rules on waste textile”

<https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2025/02/19/council-and-parliament-agree-to-reduce-food-waste-and-set-new-rules-on-waste-textile/>（参照 2025 年 2 月 20 日）

²¹ EPA2024 年 6 月 12 日ニュースリリース”Biden-Harris Administration Announces National Strategy to Reduce Food Loss and Waste and Recycle Organics”<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-national-strategy-reduce-food-loss-and-waste-and>（参照 2025 年 2 月 20 日）

²² EPA 2024 年 9 月 16 日ニュースリリース”Biden-Harris Administration Announces \$117 Million in Grants Available to Advance Recycling Infrastructure and Prevent Wasted Food”<https://www.epa.gov/newsreleases/biden-harris-administration-announces-117-million-grants-available-advance-recycling>（参照 2025 年 2 月 25 日）

²³ EPA ホームページ 2025 年 2 月 13 日 “Sustainable Management of Food Basics”<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/sustainable-management-food-basics>（参照 2025 年 2 月 25 日）及び 2025 年 1 月 3 日 “United States 2030 Food Loss and Waste Reduction Goal”<https://www.epa.gov/sustainable-management-food/united-states-2030-food-loss-and-waste-reduction-goal>（参照 2025 年 2 月 25 日）

1.2 把握方法・報告制度に関する動向

① UNEP が Food Waste Index Report 2024 年版で食品廃棄物の測定方法のガイダンスを拡充²⁴

- 国連環境計画（UNEP）が、Food Waste Index Report の 2024 年版を公表した。小売、食品サービス、家庭部門における食品廃棄物の測定方法について、2021 年版のレポートで示された方法論を踏まえ、さらに強化されたガイダンスが示されている。測定範囲、測定手法（計量、組成調査、マスバランス等）、調査におけるサンプル数や拡大推計のための原単位の考え方が詳細に解説されている。

② 環境保護団体 World Wildlife Fund（WWF）が農場における食品廃棄の測定ツールを公表²⁵

- 世界自然保護基金（World Wildlife Fund）は、農場における食品廃棄量を推定するツール「グローバル・ファーム・ロス・ツール（Global Farm Loss Tool）」を公表した。同ツールは、農家や、農協等の農産物の収集・加工・流通を行う組織が、収穫量や、農場で直接収集したデータを入力することで、生産・流通過程で発生した余剰作物（熟した状態で育ったもの）の量を推定することができる。このデータをもとに、買い手に食品廃棄量を報告することで、買い手と協力して余剰食品の新しい流通チャネルや解決策を開発したりするのに役立つことが意図されている。

③ イギリスが食品事業者による食品廃棄物量の報告義務化案を撤回

- 2022 年から 2023 年にかけて、中規模以上の食品事業者に対する、食品廃棄物量の報告の義務付けが、環境・食糧・農村地域省（DEFRA）において検討されていたが、ステークホルダー等への意見照会の結果を踏まえて、導入は撤回された²⁶。イギリスでは、従来より食品廃棄物の削減と持続可能な取組を促進するための任意の協定である「コートールド・コミットメント（Courtauld Commitment 2030）」を中核として、主要大手食品事業者による自主的な取組が進められているが、引き続きそれを拡大していく方針が示された。これに対し、大手小売事業者の約 8 割が義務化に賛同するなど、多くの事業者の支持があったにもかかわらず、政府が導入を撤回したことに対して、環境団体からは批判が上がっている²⁷。
- 「コートールド・コミットメント」で作成された「食品廃棄物削減ロードマップ」において、食品廃棄物の計量と対策を行うことが掲げられており、最新のデータでは、大手

²⁴ UNEP ホームページ 2024 年 3 月“Food Waste Index Report 2024. Think Eat Save: Tracking Progress to Halve Global Food Waste” <https://wedocs.unep.org/handle/20.500.11822/45230>（参照 2025 年 2 月 10 日）

²⁵ 世界自然保護基金（WWF）ウェブサイト “The Global Farm Loss Tool” <https://www.globalfarmlosstool.org/>（参照 2025 年 2 月 10 日）

²⁶ イギリス政府ホームページ 2022 年 6 月 13 日、2023 年 11 月 21 日更新 “Consultation outcome: Improved food waste reporting by large food businesses in England” <https://www.gov.uk/government/consultations/improved-food-waste-reporting-by-large-food-businesses-in-england>（参照 2025 年 2 月 18 日）

²⁷ FEEDBACK ホームページ 2023 年 9 月 14 日 “Defra faces threat of legal action over its u-turn on food waste law” <https://feedbackglobal.org/defra-faces-threat-of-legal-action-over-its-u-turn-on-food-waste-law/>（参照 2025 年 2 月 18 日）

企業 221 社がその実施を公表している²⁸。

1.3 再生利用等の取組に関する動向

① フランスで事業所及び家庭での有機性廃棄物の分別収集が義務化

- フランス政府は、加盟国に対して 2023 年末までに有機性廃棄物の分別収集を義務付けた EU の廃棄物枠組み指令（2018 年改訂²⁹）を受けて、2024 年 1 月から有機性廃棄物の分別収集を全国に拡大することを公表した³⁰。2024 年以前から、自治体が施策を導入するための情報提供や資金サポートを行ってきており、都市部においても、リヨンでは 2021 年から堆肥化ステーションが 150 メートルごとに設置され、マルセイユでは実証的な分別収集実験が既に行われていた³¹。
- 義務化から約 1 年経過した時点で、パリでは、路上に食品廃棄物の回収コンテナ 400 基が設置され、収集後にメタン化が行われている。一方で、導入義務を満たさない自治体に対する罰則は定められていないこともあり、分別回収が実現しているのは人口の 4 割程度にとどまっており、大都市部での導入が困難であるとする調査も報告されている³²。

② イギリスで事業所及び家庭での食品廃棄物の分別収集が義務化へ³³

- イギリスでは、2025 年 3 月から、すべての事業者（食品関連事業者を含む）に対して、食品廃棄物の分別が義務付けられることとなった（小規模事業者には 2027 年 3 月まで猶予期間あり）。ただし、分別収集が環境に負の影響を与える場合は、その評価を行い、免除を求めることができるとされている。同時に、廃棄物収集事業者に対しても、食品廃棄物の分別収集の義務が課されることに加えて、分別収集した物を収集後に混合することが禁止される。
- 家庭系の食品廃棄物についても、2026 年 3 月までに、自治体は分別収集を導入するよう求められている。
- これらの一連の動きは、地域ごとに異なるリサイクルシステムに人々が混乱していることを背景として、家庭や事業所、学校等においてリサイクルする品目を国内で標準化し、一貫したわかりやすいリサイクルを推進することを目的とした「Simpler Recycle」の取組の一環として行われている。具体的には、①リサイクルできない廃棄物②食品廃棄物（庭木ごみ含む）③紙類④その他のリサイクル可能物（プラスチック、金属、ガラス）の 4

²⁸ イギリス環境・食糧・農村地域省（DEFRA）ホームページ 2023 年 8 月 10 日更新 “Policy paper: The waste prevention programme for England: Maximising Resources, Minimising Waste”（参照 2025 年 2 月 18 日）
<https://www.gov.uk/government/publications/waste-prevention-programme-for-england-maximising-resources-minimising-waste/the-waste-prevention-programme-for-england-maximising-resources-minimising-waste#food-and-drink>

²⁹ European Bioplastics ホームページ 2018 年 4 月 26 日 ” New EU waste rules adopted” <https://www.european-bioplastics.org/new-eu-waste-rules-adopted/>（参照 2025 年 2 月 10 日）

³⁰ フランス環境連帯移行省ホームページ 2023 年 12 月 27 日更新 “Tri à la source des biodéchets : une nouvelle obligation, de nombreuses solutions” <https://www.ecologie.gouv.fr/biodechets>（参照 2025 年 2 月 10 日）

³¹ Radio France Internationale ホームページ 2023 年 12 月 27 日更新 ”Tri à la source des biodéchets : une nouvelle obligation, de nombreuses solutions” <https://www.rfi.fr/en/environnement/20240101-france-introduces-compulsory-home-compost-but-infrastructure-lacking-says-ngo>（参照 2025 年 2 月 10 日）

³² エトワホームページ 2024 年 12 月 19 日 <https://www.parisetteoi.fr/news/20241219-001/>（参照 2025 年 2 月 10 日）

³³ イギリス政府ホームページ 2024 年 11 月 29 日 “Guidance - Simpler recycling: workplace recycling in England” <https://www.gov.uk/guidance/simpler-recycling-workplace-recycling-in-england>（参照 2025 年 2 月 10 日）

分類が基本となる。ただし、自治体や収集事業者には、状況に応じて地域に合った収集方法を選択する余地は残されている³⁴。

③ EU で有機性廃棄物の分別収集義務化を受けたガイドラインが刊行³⁵

- 欧州委員会から資金補助を受けて活動するコンソーシアム LIFE BIOBEST は、EU の有機性廃棄物管理の実施と改善に向けたガイドライン集を刊行した。このガイドライン集では、EU の複数地域のベストプラクティスが分析され、有機性廃棄物管理の実施と改善に向けたツールと情報が地方自治体に提供されている。
- LIFE BIOBEST は、2023 年までの有機性廃棄物の分別収集義務化を定めた廃棄物枠組み指令第 22 条を受けて設立されたコンソーシアムで、環境保護団体等から成る。資金の 9 割を欧州委員会が提供している。
- コンソーシアムの一員である環境保護団体 Zero Waste Europe は、EU で発生する台所ごみの 74% が埋立地や焼却炉に送られていると報告している³⁶。

④ フランスで食品ロス削減に取り組む店舗の認証制度開始

- 2023 年から、フランスのエコロジー移行・地域結束省、農業・食料主権省、環境エネルギー管理庁、フランス規格協会（AFNOR）は、食品ロス削減に取り組む流通・小売事業者や卸売事業者を認証する制度を開始した。食材仕入れから販売、フードバンクの寄付等までを含めるプロセスについて、一定の条件を満たした店舗が、三ツ星で評価され、店頭マークを表示することができる³⁷。

⑤ シンガポールで食品寄付を促進する法案が可決³⁸

- 2024 年 7 月、シンガポールでは、食品廃棄物を削減し、食品寄附を促進するための法案「The Good Samaritan Food Donation Bill（善きサマリア人の食品寄付法（仮訳）」が可決された。この法に基づいて、金銭の交換なしに慈善目的で食品を寄付する団体・個人は、適切な管理・提供のもとで寄附された食品によって、受益者に病気が発生した場合等において、民事・刑事責任が免除されることになる。寄付者は、免責の対象となるために、以下の要件を満たす必要がある。
 - ・ 寄付する時点において食品が安全であること

34 イギリス環境・食糧・農村地域省（DEFRA）ホームページ 2024 年 11 月 29 日 “Policy paper - Simpler Recycling in England: policy update” <https://www.gov.uk/government/publications/simpler-recycling-in-england-policy-update/simpler-recycling-in-england-policy-update>（参照 2025 年 2 月 10 日）

35 Zero Waste Europe ホームページ 2024 年 12 月 5 日 “Summary of Guidelines” <https://zerowasteurope.eu/library/summary-of-guidelines/>（参照 2025 年 2 月 10 日）

36 Zero Waste Europe ホームページ 2025 年 1 月 1 日 “One year anniversary of bio-waste collection in Europe is a warning for recycling” <https://zerowasteurope.eu/press-release/one-year-anniversary-of-bio-waste-collection-in-europe-is-a-warning-for-recycling/>（参照 2025 年 2 月 10 日）

37 Sustainable Japan ホームページ 2023 年 3 月 3 日 「【フランス】政府、食品ロス削減アクションで店舗に「3 つ星マーク」制度発表。店を差別化」 <https://sustainablejapan.jp/2023/03/03/france-anti-food-loss/82482> 及び AFNOR ホームページ 2024 年 9 月 13 日更新 “Food: a standard and a label to eliminate waste” <https://www.afnor.org/en/news/food-a-standard-and-a-label-to-eliminate-waste/>（参照 2025 年 2 月 10 日）

38 CAN ホームページ 2024 年 8 月 7 日 “Singapore passes law aiming to reduce food waste and encourage donations” <https://www.channelnewsasia.com/singapore/law-passed-reduce-food-waste-encourage-donations-4529791>（参照 2025 年 2 月 10 日）

- ・ 食品の取り扱い事項と、食品を安全に消費できる期限を食品の受け取り者に通知すること
- ・ 食品を寄付する時点までの食品安全や衛生基準を順守すること

2. 海外に向けた情報発信の支援

環境省担当官の指示の下、同省が実施する「令和6年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等」の採択結果を海外向けに発信するにあたり、以下のプレスリリースの英訳案の確認を実施した。

環境省プレスリリース 2024 年6月 28 日公表 ”MOE Japan Adopts Nine Applications for FY2024 Model Project for Promoting Creation of Zero Food Loss and Waste Areas”

https://www.env.go.jp/en/press/press_02967.html

VI. 登録再生利用事業者の取組に関する調査

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者による食品リサイクルの取組に関する調査を実施した。また、調査結果等を基に、全国における登録再生利用事業者による食品リサイクルの取組状況を取りまとめた。

具体的な調査項目は下記のとおりである。調査項目・調査票の検討・設計においては、一般社団法人全国食品リサイクル連合会に協力をいただいた。

- ・食品循環資源の再生利用の手法の種類、再生利用施設の概要（処理能力等）
- ・食品循環資源の量・種類、排出者（業種等）、再生利用製品の製造・販売量、受入時の条件、異物・残渣等の処理状況、処理単価
- ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に基づく収集運搬の許可の特例等の活用状況 等

郵送で全ての登録再生利用事業者に対して調査票を送付、登録再生利用事業者からの調査票の回収・問合せ対応とともに、結果を取りまとめた。

1. 調査概要

1.1 調査趣旨・目的

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るに当たっては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に基づく取組が進められている。

取組の進捗を業種別にみると、食品廃棄物等の発生量の 8 割以上を占める食品製造業では、再生利用等実施率が 96%に達する一方で、その他の業界においては、食品リサイクル法に基づく基本方針に定められた目標の達成には至っておらず、食品廃棄物等の再生利用等の実施状況に影響を与える要因として、食品廃棄物等の発生状況及び品質・性状（事業所が小規模・分散型、油分・塩分や異物の混入等）、再生利用事業者の立地状況並びに市町村における事業系一般廃棄物処理料金の相場等が挙げられており、これらの実態を把握・確認の上、促進方策を検討する必要がある。

本調査は、食品リサイクル法 第 11 条に基づく登録再生利用事業者を対象に、同法第 24 条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等に関する実態について把握し、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するために実施した。

1.2 調査項目

一般社団法人全国食品リサイクル連合会の協力も得て検討した調査項目を下図表に整理する。

図表 259 登録再生利用事業者の実態調査（調査項目概要）

[1] 再生利用事業登録を受けている事業の概要及び今後の展望について ・実施している再生利用の内容、取引のある排出事業者について ・直近3年程度の状況について、食品循環資源の受入量の変化 ・直近3年程度の状況について、食品循環資源の再生品の販売・需要状況の変化 ・今後、食品循環資源の再生利用事業を拡大していく意向 ・事業を拡大していく方向性、具体的な手段 ・食品循環資源の再生利用事業を進める上での課題・問題 [2] 再生利用事業登録を受けている事業の実績等について ※事業所単位・再生利用手法ごとに回答 ・事業所名、所在地 ・再生利用の内容 ・処理・受入能力、稼働日数 ・処理・受入実績（令和5年度） ・食品循環資源の量、取引のある排出事業者、再生利用事業に係る料金 ・再生利用製品の状況（メタン化以外の場合） （製造量、販売量、在庫量、販売単価、異物・残渣等の発生量、処理実態） ・再生利用製品の状況（メタン化の場合） （バイオガス発生量・発電量、排水処理・発酵残渣の処理方法、液肥・堆肥等の発生量、液肥・堆肥の利活用・処理状況、異物・残渣等の発生量、処理実態） ・食品小売業、外食産業、一般家庭からの食品廃棄物等の受入可能量等 （処理・受入可能量、食品廃棄物等の受入時の条件、受入可能な食品廃棄物等の具体的な内容、受入時の処理単価） [3] 登録再生利用事業者制度、再生利用の促進に向けてのご意見 [4] 回答いただいたご担当者の連絡先等
--

1.3 調査方法・回収率

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者名簿等（登録再生利用事業者一覧表（令和6年3月29日時点））をもとに、153 事業者に郵送にて調査票を送付、回答票は郵送または電子ファイルにて回収した。回答数は80件（回収率52%）であった。

- ◆調査期間：2024年5月～6月
- ◆発送数：153件
- ◆回収数：80件（回収率：52%）

2. 調査結果（概要）

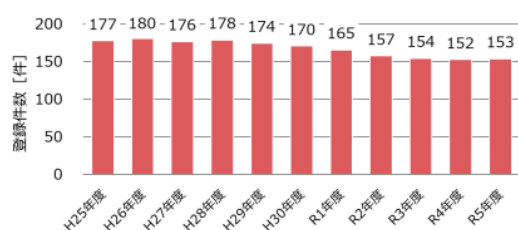
調査結果の概要を以下に示す。本調査で得られた結果は、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 合同会合において、食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しのための基礎資料として活用された。

図表 260 登録再生利用事業者における再生利用の種類と取引のある食品関連事業者等の種類

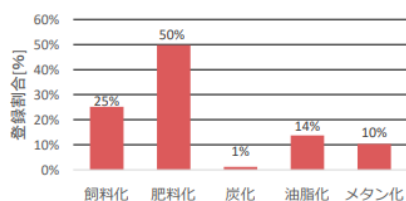
5. 登録再生利用事業者制度の活用促進について

- 登録件数は横ばいで、再生利用のうち優先順位が高い飼料化・肥料化が7割以上を占める。
- 飼料化・肥料化に取り組む登録再生利用事業者は、小売業・外食産業も含めた複数の業種の食品関連事業者等から食品循環資源を受け入れ、再生利用等実施率の向上にも貢献している。

■ 登録再生利用事業者の登録件数



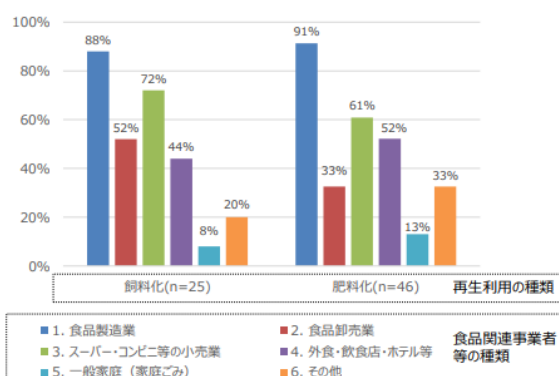
■ 再生利用事業の種類



※再生利用事業の種類は、一つの事業者が複数の事業を実施しているケースがあるため、事業別の件数（計175）と登録再生利用事業者の登録件数（計153）は一致しない。

■ 登録再生利用事業者における再生利用の種類と取引のある食品関連事業者等の種類

（登録再生利用事業者アンケート調査結果（クロス集計））



■ 登録再生利用事業者アンケート調査の概要

- ・調査方法：郵送にて調査票を配布、郵送またはメールで回答
- ・調査期間：令和6年5月～6月
- ・回収状況：80件（調査対象153件のうち52%）（※6月24日時点）

➡ 登録再生利用事業者制度の認知度を高め、再生利用等に着実に取り組む登録事業者の増加につなげる観点から、優良事例の見える化とその横展開等、制度の更なる活用方策についてご審議いただきたい。

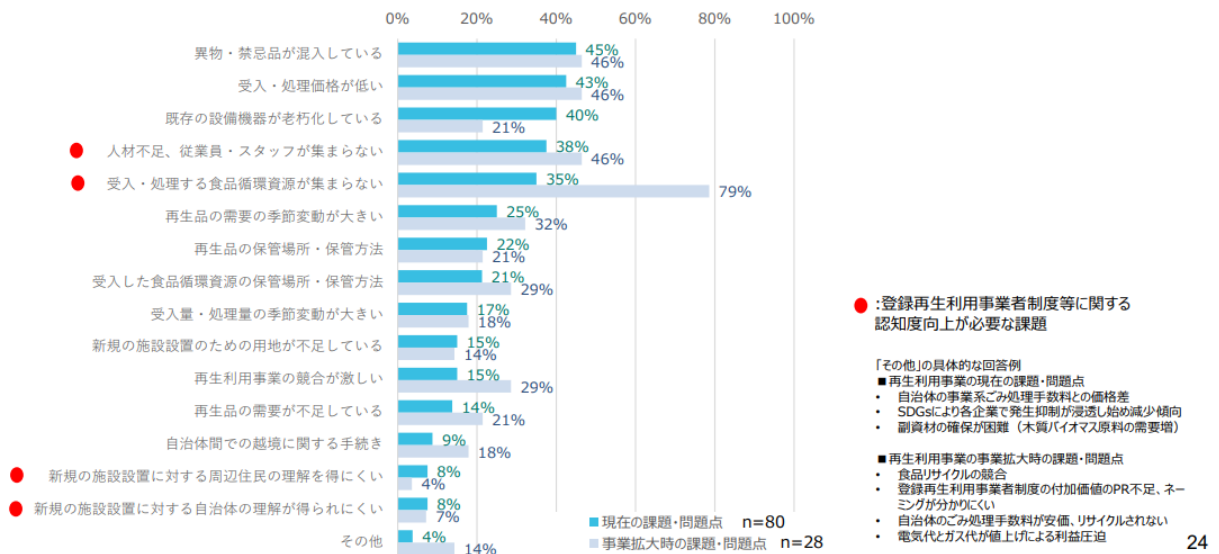
出典）食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第28回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会第26回食品リサイクル専門委員会 第26回合同会合（令和6年6月28日）
「資料 食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて」（p11）
(<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000234923.pdf>)

図表 261 再生利用事業の課題・問題点（現在、事業拡大時）

3-2. アンケート結果：現在及び事業拡大時の再生利用事業の課題・問題点

- ✓ 登録再生利用事業者に対してアンケートを実施。再生利用事業の課題・問題点について、“現在の課題・問題点”は「異物・禁忌品の混入」が最も多く45%、「受入・処理価格が低い」が43%、「既存設備機器の老朽化」が40%、「人材不足」が38%、「食品循環資源が集まらない」が35%と続く。
- ✓ “事業拡大時の課題・問題点”は「食品循環資源が集まらない」が最も多く79%、次いで「異物・禁忌品の混入」「受入・処理価格が低い」「人材不足」がそれぞれ46%と続く。

■再生利用事業の課題・問題点（現在、事業拡大時）（複数回答）



出典) 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第 29 回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会
 第 27 回食品リサイクル専門委員会 第 27 回合同会合（令和 6 年 9 月 17 日）
 「資料 食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて」（p24）
<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000252550.pdf>

3. 調査票等

令和6年5月吉日

各位

環境省環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

環境省「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者における実態調査」 御協力のお願い

日頃より廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るにあたっては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく取組が進められております。

取組の進捗を業種別にみると、食品廃棄物等の発生量の8割以上を占める食品製造業では、再生利用等実施率が96%に達する一方で、その他の業界においては、食品リサイクル法に基づく基本方針に定められた目標の達成には至っておらず、食品廃棄物等の再生利用等の実施状況に影響を与える要因として、食品廃棄物等の発生状況及び品質・性状（事業所が小規模・分散型、油分・塩分や異物の混入等）、再生利用事業者の立地状況並びに市町村における事業系一般廃棄物処理料金の相場等が挙げられており、これらの実態を把握・確認の上、促進方策を検討する必要があります。

本調査は、食品リサイクル法第11条に基づく登録再生利用事業者の方を対象に、同法第24条第二項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等に関する実態についてお伺いし、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するために実施するものです。

食品循環資源の再生利用等の促進のため、調査に御協力いただけますよう、また忌憚ないご意見をいただきますようお願い致します。

※本調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託して行っております。

◆調査実施主体

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
担当：金井、小田戸、齋藤
電話：03-3581-3351（代表）

◆調査委託先（お問い合わせ先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部
担当：伊能、俵藤、加山
電話：03-6733-4955（直通） E-mail：shokuhin3r@murc.jp
（電話受付時間：月～金 9:30～17:00 ※祝祭日、12:00～13:00を除く）

食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者における実態調査

本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって
必要な情報を得るために実施するものです。

食品循環資源の再生利用等の促進のため、ご協力いただきますよう、また忌憚ないご意見をいただきますようお願い致します。

◆ ご記入にあたって

○調査票は、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者名簿等をもとにお送りしております。

※登録再生利用事業者名簿 (https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_7-1.pdf)

○調査結果について、調査目的以外に使用することはございません。また、お預かりした個人情報は、業務請負事業者の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従って適切に取り扱い、本調査以外の目的で使用することはございません。（※詳細は次ページの「個人情報の取り扱いについて」をご参照・ご確認ください）

○本調査のご回答について、メール・電話等で内容の確認をさせていただくことがありますのご了承下さい。

◆ ご返送期限に関するお願い

調査票にご記入いただきましたら、恐縮ですが、**6月7日（金）まで** に同封の返信用封筒（切手不要）に入れてご投函下さい。

（または、電子ファイルでご回答をご希望の方は、調査票をダウンロードの上、「shokuhin3r@murc.jp」までお送りください）

◆ 調査実施主体

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

◆ 調査に関するお問い合わせ先（業務請負事業者）

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社

持続社会部 担当：伊能（いのう）・俵藤（ひょうどう）・加山（かやま）

所在：〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

電話：03-6733-4955

E-mail：shokuhin3r@murc.jp（お問い合わせ先、電子ファイルでご回答時の提出先）

（受付時間：月～金 9:30～17:00 ※祝祭日、12:00～13:00 を除く）

※お電話いただいた際、応答できない場合には伝言メモに切り替わります。

お名前を残していただけますと幸いです。折り返し、ご連絡をさせていただきます。

電子ファイルでご回答を希望される方は、下記の URL（または次ページ QR コード）よりファイルをダウンロードいただき、「shokuhin3r@murc.jp」までご送付ください。

※送付いただきましたメールについては、受領後 3 営業日以内に受領の旨をご返信致します。返信がない場合には、お問い合わせいただけますと幸いです。

<調査票ダウンロードページ> ※詳細は次ページご参照

①Google Drive : <https://x.gd/QdZEv>

②Dropbox : <https://x.gd/PoLD6>

提出先：shokuhin3r@murc.jp

電子ファイルでのご回答を希望される方へ

電子ファイルでのご回答を希望される方は、下記の URL (または QR コード) よりファイル (Microsoft Word 版) をダウンロードいただき、「shokuhin3r@murc.jp」までご送付ください。送付いただきましたメールについては、受領後 3 営業日以内に受領の旨をご返信致します。返信がない場合には、お電話にてお問い合わせいただけますと幸いです。

<調査票ダウンロードページ>

①Google Drive もしくは ②Dropbox のどちらか一方から、調査票をダウンロードしてください。(内容は①・②ともに同じです)

ダウンロードツール	①Google Drive	②Dropbox
URL	https://x.gd/QdZEv	https://x.gd/PoLD6
QR コード		

個人情報の取り扱いについて

本調査は、環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室より「令和 6 年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」の業務を請負い、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社が実施するもので、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の皆様にお送りしております。

ご回答者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご確認の上、アンケートにご回答ください。(同意いただけない場合には該当欄へのご記入はなさらずに結構です)

1. 本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって必要な情報を得るために実施するものです。ご回答いただいた内容は、その他の目的で利用することは一切ございません。
2. お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>) 及び「個人情報の取扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>) に従って適切に取り扱います。
3. お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。
5. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部

担当：伊能 (いのう)・俵藤 (ひょうどう)・加山 (かやま) 電話：03-6733-4955

〔1〕貴法人の再生利用事業登録を受けている事業の概要及び今後の展望についてお伺いします

問1 貴法人の再生利用事業登録を受けている事業の概要についてお伺い致します（再生利用事業登録を受けている事業のみを記載ください）。
貴法人において、実施している再生利用の内容、取引のある排出事業者について、該当するものを選択してください。

（再生利用事業登録を受けて実施している再生利用）※当てはまるもの全てに○

1. 肥料化	2. 飼料化	3. 炭化	4. 油脂化、油脂製品化	5. エタノール化
6. メタン化	7. その他（具体的に			）

（取引のある排出事業者）※当てはまるもの全てに○

1. 食品製造業	2. 食品卸売業	3. スーパー・コンビニ等の小売業	4. 外食・飲食店・ホテル等
5. 一般家庭（家庭ごみ）	6. その他（具体的に		）

問2 直近3年程度の状況について、食品循環資源の受入量に変化はありますか。（もっとも当てはまるもの1つを選択）

1. 増加／増加傾向	2. 現状維持・横ばい	3. 減少／減少傾向
------------	-------------	------------

問3 直近3年程度の状況について、食品循環資源の再生品の販売・需要状況（販売先のニーズ）に変化はありますか。
（もっとも当てはまるもの1つを選択）

食品循環資源の再生品 （再生利用の内容別）	直近3年程度の販売状況・需要状況（販売先のニーズの変化）			
① 肥料化	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし
② 飼料化	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし
③ 炭化	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし
④ 油脂化、油脂製品化	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし
⑤ エタノール化	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし
⑥ メタン化	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし
⑦ その他	1. 増加傾向	2. 横ばい	3. 減少傾向	4. 最近3年間取り扱いなし

※貴法人で実施している再生利用事業（①～⑦）ごとに直近3年程度の販売状況・需要状況（販売先のニーズの変化）をご回答ください

問4 今後の事業計画について、国内での食品循環資源の再生利用事業を拡大していく意向はありますか（再生利用事業登録を受けていない事業も含めて、食品循環資源の再生利用事業全体のことをご回答ください）。

（もっとも当てはまるもの1つを選択）

1. 事業を拡大していく	2. 現状維持	3. 事業を縮小していく	4. 分からない
→ 問5、問6を回答ください		→ 問6を回答ください	→ 問6を回答ください

問5 問4で「1. 事業を拡大していく」と回答した方にお伺い致します。

問5-1 事業を拡大していく方向性についてご回答ください。（当てはまるものすべてに○）

1. 現在おこなっている再生利用事業の受入量や販売量を増やす
2. 新たな再生利用手法を取り入れ事業を実施・展開していく（例えば、現在、肥料化事業を実施しているが、飼料化事業も実施する）
3. 新たな地域で再生利用事業を実施・展開していく（例えば、〇〇県で実施しているが、××県にも再生利用施設をつくる）
4. その他（具体的に_____）

問5-2 具体的にどのように事業を拡大していく予定ですか。（当てはまるものすべてに○）

1. 再生利用のための設備投資を行う（既に実施している再生利用事業、新たに実施する再生利用事業のいずれも対象）
⇒具体的な再生利用手法：ア. 肥料化 イ. 飼料化 ウ. 炭化 エ. 油脂化、油脂製品化 オ. エタノール化
カ. メタン化 キ. その他（具体的に_____）
2. 再生利用のための前処理設備（自動分別機、破袋機など）の投資を行う
3. 食品循環資源の受入エリアを拡大する（これまで受け入れていなかった地域から食品循環資源を受け入れる）
4. 食品循環資源の受入対象物を拡大する（これまで受け入れていなかった食品循環資源を受け入れる）
5. 再生品の販路・販売量を拡大する
6. その他（具体的に_____）
7. 拡大していく意向はあるが具体的な予定はない

※続いて、次ページの問6をご回答ください。

問6 すべての方にお伺い致します。食品循環資源の再生利用事業を進める上での課題・問題点について、どのようなことが想定されますか。

下記の選択肢（１～１６）の各項目について、それぞれ当てはまるものを選んでください。（当てはまるものすべてに○）

また、課題・問題点の具体的な内容について、補足があればご記載ください。

・問4で「1. 事業を拡大していく」と回答した方は、「事業を拡大する際の課題・問題点」についてもご回答ください。

すべての方

問4「1. 事業を拡大する」と回答した方

		現在の再生 利用事業の 課題・問題点	事業拡大する 際の時の 課題・問題点	具体的な内容（補足） ※記載スペースが足りない場合には別紙にご記載ください。
記載例	1. 受入・処理する食品循環資源が集まらない	○	○	市の処理手数料との価格差
	2. 異物・禁忌品が混入している（例えば、骨、爪楊枝、紙ナプキン）	○		周知しているが混入が多い
受入・処理	1. 受入・処理する食品循環資源が集まらない			
	2. 異物・禁忌品が混入している（例えば、骨、爪楊枝、紙ナプキン）			
	3. 受入・処理価格が低い			
	4. 受入量・処理量の季節変動が大きい			
	5. 受入した食品循環資源の保管場所・保管方法（臭気、腐敗等）がない・限られている			
再生品	6. 再生品の需要が不足している			
	7. 再生品の需要の季節変動が大きい			
	8. 再生品の保管場所・保管方法がない・限られている			
その他	9. 新規の施設設置に対する周辺住民の理解を得にくい			
	10. 新規の施設設置に対する自治体（都道府県、市町村）の理解が得られにくい			
	11. 自治体間での越境に関する手続きが進まない・協力が得られにくい			
	12. 既存の設備機器が老朽化している			
	13. 新規の施設設置のための用地が不足している			
	14. 再生利用事業の競合が激しい			
	15. 人材不足、従業員・スタッフが集まらない			
	16. その他			

→ （具体的に）

〔2〕貴法人の再生利用事業登録を受けている事業の実績等についてお伺いします

問7 貴法人の再生利用事業登録を受けている事業の概要・実績等について記載してください。(再生利用事業登録を受けている事業のみを記載ください。同一の事業場で複数の再生利用事業の登録を受けている場合には記入段を分けて記載してください。)

	7-1 事業場名称 所在地 (市町村名まで)	7-2 再生利用事業の内容 ＜選択肢＞ 1. 肥料化 2. 飼料化 3. 炭化 4. 油脂化、 油脂製品化 5. エタノール化 6. メタン化 7. その他	7-3 処理能力・ 稼働日数 施設全体の処理能力 (上段：t/日) うち食品循環資源 の処理能力 (中段：t/日) 稼働日数 (下段：日/年)	7-4 処理・受入実績 (令和5年度) (t/年) ※食品以外のもの (家畜ふん尿、剪 定枝など)も含み ます。	7-5 うち、食品循環資源について		
					うち食品循環資源の量 (令和5年度) (t/年) ※不用となった食品を有価で引き 取っているものも含まます	取引のある排出事業者 (当てはまるもの全て選 択) ＜選択肢＞ 1. 食品製造業 2. 食品卸売業 3. スーパー・コンビニ等 4. 外食・飲食店・ホテル等 5. 一般家庭 6. その他(学校給食など)	再生利用事業に係る料金 (円/kg) ※再生利用事業に係る料金の 届出書(様式第5号)で提出 した料金を記載ください(変 更があった場合には変更後 の料金)
記 載 例	東京飼料化セン ター ----- 東京都八王子市	(いずれか1つ○) 1, ②, 3, 4, 5, 6, 7	施設全体 20 t/日 うち食品 20 t/日 稼働日数 240 日/年	2,200 t/年	一般廃棄物 1,700 t/年 産業廃棄物 300 t/年 有価物(廃食油等) 200 t/年	(当てはまるものすべてに○) 1, ②, 3, ④, 5, 6	一般廃棄物 15 円/kg 産業廃棄物 35 円/kg ※幅がある場合には、例えば「30～100 円/kg」といった記載をください
1	-----	(いずれか1つ○) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	施設全体 t/日 うち食品 t/日 稼働日数 日/年	_____ t/年	一般廃棄物 _____ t/年 産業廃棄物 _____ t/年 有価物(廃食油等) _____ t/年	(当てはまるものすべてに○) 1, 2, 3, 4, 5, 6	一般廃棄物 _____ 円/kg 産業廃棄物 _____ 円/kg
2	-----	(いずれか1つ○) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	施設全体 t/日 うち食品 t/日 稼働日数 日/年	_____ t/年	一般廃棄物 _____ t/年 産業廃棄物 _____ t/年 有価物(廃食油等) _____ t/年	(当てはまるものすべてに○) 1, 2, 3, 4, 5, 6	一般廃棄物 _____ 円/kg 産業廃棄物 _____ 円/kg
3	-----	(いずれか1つ○) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	施設全体 t/日 うち食品 t/日 稼働日数 日/年	_____ t/年	一般廃棄物 _____ t/年 産業廃棄物 _____ t/年 有価物(廃食油等) _____ t/年	(当てはまるものすべてに○) 1, 2, 3, 4, 5, 6	一般廃棄物 _____ 円/kg 産業廃棄物 _____ 円/kg
4	-----	(いずれか1つ○) 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7	施設全体 t/日 うち食品 t/日 稼働日数 日/年	_____ t/年	一般廃棄物 _____ t/年 産業廃棄物 _____ t/年 有価物(廃食油等) _____ t/年	(当てはまるものすべてに○) 1, 2, 3, 4, 5, 6	一般廃棄物 _____ 円/kg 産業廃棄物 _____ 円/kg

(前ページからの続き)

肥料化、飼料化、炭化、油脂化・油脂製品化、エタノール化（メタン化以外）の事業については下記表をご回答ください。

（メタン化については、次ページに記載ください）

<肥料化、飼料化、炭化、油脂化・油脂製品化、エタノール化（メタン化以外）の事業はこちらに回答>

	7-6-1 再生利用製品の状況（令和5年度）					7-7-1 異物・残渣等の発生処理状況（令和5年度）		
	再生利用製品の 製造量 (t/年)	再生利用製品の 販売量 (t/年) ※無償譲渡され たものも含む	再生利用製品の 在庫量 (t) ※集計対象の 期末の在庫量	再生利用製品の販売単価 (円/kg) ※代表的な販売単価をご回答くだ さい。幅がある場合にはおおよ その金額をご回答ください ※販売単価には運搬費用を含まな いでください	※肥料化の場 合に回答 ※肥料の種類に ついて当ては まるものに○	異物・残渣等の 発生量 (t/年)	うち廃棄物処理量 再資源化 (上段：t/年) 焼却処理 (中段：t/年) 直接埋立 (下段：t/年)	うち販売・譲渡 された量 (無償譲渡含む) (t/年)
記載例	800 t/年	660 t/年	140 t	代表的な販売単価：15 円/kg 販売単価の幅：10～20 円/kg	① 特殊肥料 2. 普通肥料	100 t/年	再資源化 90 t/年 焼却処理 10 t/年 直接埋立 t/年	0 t/年 (具体的な内容：)
1	t/年	t/年	t	代表的な販売単価： 円/kg 販売単価の幅： 円/kg	1. 特殊肥料 2. 普通肥料	t/年	再資源化 t/年 焼却処理 t/年 直接埋立 t/年	t/年 (具体的な内容：)
2	t/年	t/年	t	代表的な販売単価： 円/kg 販売単価の幅： 円/kg	1. 特殊肥料 2. 普通肥料	t/年	再資源化 t/年 焼却処理 t/年 直接埋立 t/年	t/年 (具体的な内容：)
3	t/年	t/年	t	代表的な販売単価： 円/kg 販売単価の幅： 円/kg	1. 特殊肥料 2. 普通肥料	t/年	再資源化 t/年 焼却処理 t/年 直接埋立 t/年	t/年 (具体的な内容：)
4	t/年	t/年	t	代表的な販売単価： 円/kg 販売単価の幅： 円/kg	1. 特殊肥料 2. 普通肥料	t/年	再資源化 t/年 焼却処理 t/年 直接埋立 t/年	t/年 (具体的な内容：)

(前ページからの続き)

メタン化の事業については、下記表をご回答ください。

(肥料化、飼料化、炭化、油脂化・油脂製品化、エタノール化(メタン化以外)については、前ページに記載ください)

＜メタン化の事業はこちらに回答＞

	7-6-2 再生利用製品の状況など(令和5年度)				7-7-2 異物等の発生処理状況(令和5年度)		
	バイオガス発生量・ 発電量 バイオガス発生量 (上段: Nm ³ /年) 総発電量 (下段: kWh/年)	排水処理・発酵残渣の 処理・利用方法 ※当てはまるものに○	液肥・堆肥等の 発生量(t/年)	液肥・堆肥の 利活用・処理状況 販売・譲渡された量 (上段: t/年) 処理・廃棄された量 (下段: t/年)	異物等の発生量 (t/年) ※前処理で除去 されるプラス チックなど	うち廃棄物処理量 再資源化 (上段: t/年) 焼却処理 (中段: t/年) 直接埋立 (下段: t/年)	うち販売・譲渡さ れた量 (無償譲渡含む) (t/年)
記載例	バイオガス発生量 <u>1,000</u> Nm ³ /年 総発電量 <u>400万</u> kWh/年	① 液肥利用 ② 脱水固形物の堆肥利用 ③ 脱水固形物の燃料利用 ④ 水処理汚泥の肥料・燃料利用 ⑤ 固液分離後の排水処理	<u>560</u> t/年	販売・譲渡 <u> </u> t/年 処理・廃棄 <u> </u> t/年	<u>100</u> t/年	再資源化 <u>90</u> t/年 焼却処理 <u>10</u> t/年 直接埋立 <u> </u> t/年	<u>0</u> t/年 (具体的な内容: <u> </u>)
1	バイオガス発生量 <u> </u> Nm ³ /年 総発電量 <u> </u> kWh/年	① 液肥利用 ② 脱水固形物の堆肥利用 ③ 脱水固形物の燃料利用 ④ 水処理汚泥の肥料・燃料利用 ⑤ 固液分離後の排水処理	<u> </u> t/年	販売・譲渡 <u> </u> t/年 処理・廃棄 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年	再資源化 <u> </u> t/年 焼却処理 <u> </u> t/年 直接埋立 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年 (具体的な内容: <u> </u>)
2	バイオガス発生量 <u> </u> Nm ³ /年 総発電量 <u> </u> kWh/年	① 液肥利用 ② 脱水固形物の堆肥利用 ③ 脱水固形物の燃料利用 ④ 水処理汚泥の肥料・燃料利用 ⑤ 固液分離後の排水処理	<u> </u> t/年	販売・譲渡 <u> </u> t/年 処理・廃棄 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年	再資源化 <u> </u> t/年 焼却処理 <u> </u> t/年 直接埋立 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年 (具体的な内容: <u> </u>)
3	バイオガス発生量 <u> </u> Nm ³ /年 総発電量 <u> </u> kWh/年	① 液肥利用 ② 脱水固形物の堆肥利用 ③ 脱水固形物の燃料利用 ④ 水処理汚泥の肥料・燃料利用 ⑤ 固液分離後の排水処理	<u> </u> t/年	販売・譲渡 <u> </u> t/年 処理・廃棄 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年	再資源化 <u> </u> t/年 焼却処理 <u> </u> t/年 直接埋立 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年 (具体的な内容: <u> </u>)
4	バイオガス発生量 <u> </u> Nm ³ /年 総発電量 <u> </u> kWh/年	① 液肥利用 ② 脱水固形物の堆肥利用 ③ 脱水固形物の燃料利用 ④ 水処理汚泥の肥料・燃料利用 ⑤ 固液分離後の排水処理	<u> </u> t/年	販売・譲渡 <u> </u> t/年 処理・廃棄 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年	再資源化 <u> </u> t/年 焼却処理 <u> </u> t/年 直接埋立 <u> </u> t/年	<u> </u> t/年 (具体的な内容: <u> </u>)

<一般廃棄物由来の食品循環資源の受け入れ状況について>

※食品関連事業者以外からの一般廃棄物由来の食品循環資源のからの受入について

食品リサイクル法では、食品関連事業者として「食品の製造、加工、卸売又は小売を業として行う者」及び「飲食店業その他食事の提供を伴う事業として政令で定めるものを行う者」とし、「食事の提供を伴う事業」として、沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業が指定されている。食品関連事業者以外（例えば、学校給食用調理施設、社員食堂等、福祉施設（老人ホーム等）で発生する食品循環資源の処理状況を把握するためにお伺いしております。

7-8 一般廃棄物の受け入れ状況について（令和5年度）										
	一般廃棄物 由来の食品 循環資源の 受入の有無	一般廃棄物由来の食品循環資源の排出源別の重量								
		※a～hの重量の合計は、問7-5の食品循環資源のうち一般廃棄物量で回答いただく数量と同数になるように記載ください。 ※また、重量でのご回答が難しい場合には、おおよその割合で回答ください（その場合、a～hの合計が10割となるようにご回答ください）								
		排出源別の重量 または割合 (いずれかで回答)	a 食品 卸売業	b 食品 小売業	c 外食産業	d 一般家庭	e 学校給食 用調理施設	f 社員食堂等	g 福祉施設 (老人ホーム等)	h その他
記載 例	一般廃棄物の受入	排出源別の重量	0 t/年	350 t/年	300 t/年	0 t/年	40 t/年	45 t/年	90 t/年	0 t/年
	①. あり ②. なし	おおよその割合 (a～hの合計10割)	0 割	4.0 割	3.5 割	0 割	0.5 割	0.5 割	1.5 割	0 割
1	一般廃棄物の受入	排出源別の重量	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
	1. あり 2. なし	おおよその割合 (a～hの合計10割)	割	割	割	割	割	割	割	割
2	一般廃棄物の受入	排出源別の重量	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
	1. あり 2. なし	おおよその割合 (a～hの合計10割)	割	割	割	割	割	割	割	割
3	一般廃棄物の受入	排出源別の重量	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
	1. あり 2. なし	おおよその割合 (a～hの合計10割)	割	割	割	割	割	割	割	割
4	一般廃棄物の受入	排出源別の重量	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年	t/年
	1. あり 2. なし	おおよその割合 (a～hの合計10割)	割	割	割	割	割	割	割	割

重量または割合のいずれかで回答

食品小売業、外食産業、一般家庭からの食品廃棄物等（有価物含む）を受け入れ可能な施設・許可を有している方が対象です。

※対象外の方は→問9へ

問8 貴法人における食品小売業、外食産業※、一般家庭からの食品廃棄物等の受入可能量等についてご回答ください。（現在の処理能力をもとに回答）

※食品小売業、外食産業での再生利用の状況

食品リサイクル法の基本方針では、再生利用等を実施すべき量に関する目標を業種別（食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業）で定めています。このうち食品小売業、外食産業においては、小規模事業者も多く、少量・分散で発生すること、成分・性状が一定しないこと、油分・塩分の割合が高いこと・不均質なこと、容器包装の除去が必要なこと、食品以外の異物が混入すること、等の理由もあり、食品製造業・食品卸売業に比べて、再生利用が進んでいないことが報告・指摘されているため、地域ごとの受入可能量を把握するための設問です。

※①を記載いただいた場合、②～④を記載する必要はありません。		8-1 貴法人としての 処理・受入可能量 (最大受入可能量) (t/年)	8-2 食品廃棄物等の受入時の条件 ※受入可能な場合、受入条件について	8-3 受入可能な食品廃棄物等の 具体的な内容	8-4 受入時の処理単価 (円/kg)
①排出先（食品小売業、外食産業、一般家庭）を問わず受入可能である場合		_____ t/年 ※最大でどの程度受入可能か	■受入時の条件 (該当するものすべてに○) 1. 容器包装がない 2. 紙・爪楊枝等の異物がない 3. あら・骨等が含まれていない 4. 一定数量があつまっている 5. 性状が一定である 6. その他 (具体的に_____)	■具体的な内容 (該当するものすべてに○) ア. 調理くず イ. 消費・賞味期限切れ商品 ウ. お弁当・お惣菜 エ. コーヒー殻・茶殻 オ. 廃食用油 カ. その他	■受入時の処理単価 _____ 円/kg ※収集運搬費用は含まない、 処理費用を記載ください ※幅がある場合には「〇～〇 円/kg」という形式で回答ください
排出先を限定して受入可能である場合	②食品小売業 スーパー コンビニ 等	_____ t/年 ※食品小売業から 最大でどの程度受入可能か	■食品小売業からの受入時の条件 (該当するものすべてに○) 1. 容器包装がない 2. 紙・爪楊枝等の異物がない 3. あら・骨等が含まれていない 4. 一定数量があつまっている 5. 性状が一定である 6. その他 (具体的に_____)	■具体的な内容 (該当するものすべてに○) ア. 調理くず イ. 消費・賞味期限切れ商品 ウ. お弁当・お惣菜 エ. コーヒー殻・茶殻 オ. 廃食用油 カ. その他	■受入時の処理単価 _____ 円/kg ※収集運搬費用は含まない、 処理費用を記載ください ※幅がある場合には「〇～〇 円/kg」という形式で回答ください
	③外食産業 飲食店 ホテル 旅館 等	_____ t/年 ※外食産業から 最大でどの程度受入可能か	■外食産業からの受入時の条件 (該当するものすべてに○) 1. 容器包装がない 2. 紙・爪楊枝等の異物がない 3. あら・骨等が含まれていない 4. 一定数量があつまっている 5. 性状が一定である 6. その他 (具体的に_____)	■具体的な内容 (該当するものすべてに○) ア. 調理くず イ. 食べ残し ウ. コーヒー殻・茶殻 エ. 廃食用油 オ. その他	■受入時の処理単価 _____ 円/kg ※収集運搬費用は含まない、 処理費用を記載ください ※幅がある場合には「〇～〇 円/kg」という形式で回答ください
	④一般家庭	_____ t/年 ※一般家庭から 最大でどの程度受入可能か	■一般家庭からの受入時の条件 (該当するものすべてに○) 1. 容器包装がない 2. 紙・爪楊枝等の異物がない 3. あら・骨等が含まれていない 4. 一定数量があつまっている 5. 性状が一定である 6. その他 (具体的に_____)	■具体的な内容 (該当するものすべてに○) ア. 調理くず イ. 食べ残し ウ. コーヒー殻・茶殻 エ. 廃食用油 オ. その他	■受入時の処理単価 _____ 円/kg ※収集運搬費用は含まない、 処理費用を記載ください ※幅がある場合には「〇～〇 円/kg」という形式で回答ください

【3】登録再生利用事業者制度、再生利用の促進に向けてのご意見

問9 食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者制度に登録された場合、廃棄物処理法、肥料取締法・飼料安全法の特例を受けることができます。貴法人で利活用している特例があればご回答ください。

1. (廃棄物処理法の特例) 荷卸し地における一般廃棄物の運搬にかかる業許可不要（荷積み地における市町村からの業許可は必要）
2. (廃棄物処理法の特例) 一般廃棄物処分手数料の上限規制をやめ事前の届出制（市町村の条例で定める手数料の上限を超えて料金設定可能）
3. (肥料取締法・飼料安全法の特例) 製造、販売等の届出を重ねて行うこと不要
4. 活用している特例はない

問10 登録再生利用事業者制度について、食品循環資源の再生利用の促進に向けて、ご意見があればご記入ください。（自由記入）
（貴法人の再生利用事業のうち、再生利用事業登録申請を行っていない事業があれば、申請を行っていない理由についてもご記入ください。）
※記載スペースが足りない場合には、任意様式にて追加でご意見いただいても結構です

【4】貴法人・ご回答いただいたご担当者について伺います

問 1 1 ご回答いただきましたご担当者の連絡先・所属等をご記入ください。(一部、任意回答)

貴法人名	
住所・所在地	
ご担当者名※	
所属部署/役職※	
ご連絡先（電話番号）※	（ ） ー
ご連絡先（E-mail）※	@ 複数のご連絡先、E-mail をご記載いただいても結構です

※印の箇所のご記入は任意です。ご回答いただいた内容について、確認・お問い合わせをさせていただく場合がございます。住所・所在地はご担当者宛の郵送物が届く場所をご回答ください。

※ご回答いただきました貴法人名、住所・所在地、ご担当者名、所属部署／役職、ご連絡先（電話番号、E-mail）は本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。

※お預かりした個人情報の開示、削除等のお申し出、その他お問い合わせにつきましては、調査票にて示しましたお問い合わせ先までご連絡下さい。

～調査票は以上となります。同封致しました返信要封筒（切手不要）にてご返送ください。～
（または、電子ファイルでご回答をご希望の方は、調査票をダウンロードの上、「shokuhin3r@murc.jp」までお送りください）

ご協力・ご回答いただきましてありがとうございました

VII. 食品リサイクル合同会合の開催支援

令和6年度に開催された中央環境審議会循環部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合（計3回）の開催に際して、資料作成の補助及び会議運営補助を実施した。

会議運営補助に当たっては、環境省担当官との協議のもと、第27回及び第29回合同会合において委員向けの事前連絡の補助、会場の確保及び設営、オンライン会議の手配及び当日操作、会合のウェブ配信の手配及び当日操作、議事概要及び議事録の作成等を実施した。また、第26回及び第28回合同会合では議事概要を作成した。実施した運営補助の概要一覧を図表262に示す。

図表 262 会議運営補助の実施概要一覧

会合名および開催日時 ^(注)	開催場所	開催形式	会議運営補助の内容
第26回合同会合 令和6年6月28日（金） 15時03分～17時07分	農林水産省 第3特別会議室	対面及びWEBの ハイブリッド方式	・ 議事概要の作成
第27回合同会合 令和6年9月17日（火） 13時00分～15時36分	AP 虎ノ門 会議室A	対面及びWEBの ハイブリッド方式 ※YouTubeによる ウェブ配信あり	・ 委員向けの事前連絡の補助（主に参加方法に関する連絡文案の一部作成） ・ 会場の確保及び当日設営 ・ オンライン会議の予約及び当日操作（Cisco Webex Meetingsを使用） ・ 会合のウェブ配信の予約及び当日操作（YouTubeを使用） ・ 議事概要の作成
第28回合同会合 令和6年10月11日（金） 15時00分～17時09分	農林水産省 第2特別会議室	対面及びWEBの ハイブリッド方式	・ 議事概要の作成
第29回合同会合 令和6年12月16日（月） 15時00分～16時57分	AP 虎ノ門 会議室A	対面及びWEBの ハイブリッド方式 ※YouTubeによる ウェブ配信あり	・ 委員向けの事前連絡の補助（主に参加方法に関する連絡文案の一部作成） ・ 会場の確保及び当日設営 ・ オンライン会議の予約及び当日操作（Cisco Webex Meetingsを使用） ・ 会合のウェブ配信の予約及び当日操作（YouTubeを使用） ・ 議事概要の作成

（注）会合名中の「合同会合」は、中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会と食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会の合同会合を指す。また、回次は中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会の回次を示す。

VIII. 食品循環資源の再生利用等に係る資料作成

その他、環境省担当官の指示の下、食品ロス削減を含めた食品循環資源の再生利用等に関する情報を収集、取りまとめた。

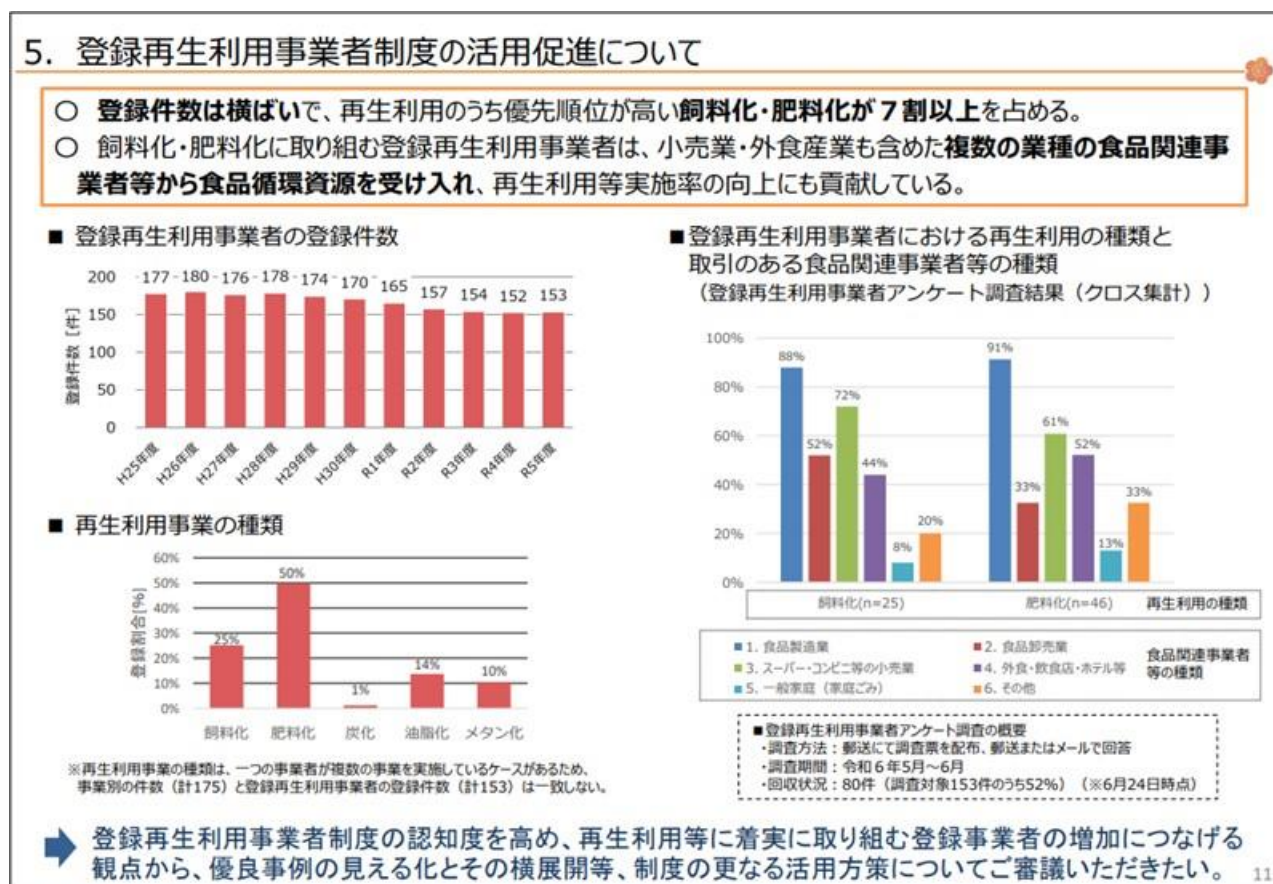
資料作成にあたっては、食品ロス削減推進会議等の会議資料に活用する基礎データ等についても収集・整理、食品ロス削減推進法基本方針及び施策パッケージに基づく施策の取組状況等の資料取りまとめの補助を行った。主な内容を以下に整理する。

1. 登録再生利用事業者及び食品リサイクルループに関する申請内容整理

食品リサイクル法 第 11 条に基づく登録再生利用事業者、同法 第 19 条に基づく再生利用事業計画の認定（食品リサイクルループ）の申請内容について、申請書内容を整理した。

本調査で得られた結果は、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 合同会合において、食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しのための基礎資料として活用された。

図表 263 登録再生利用事業者の登録数・再生利用事業の種類



出典) 食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第 28 回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会第 26 回食品リサイクル専門委員会 第 26 回合同会合 (令和 6 年 6 月 28 日)

「資料 食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて」(p11)

(<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000234923.pdf>)

2. 食品リサイクルループに関する実態調査・分析

2.1 調査概要

2.1.1 調査趣旨・目的

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るにあたっては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成 12 年法律第 116 号）に基づく取組が進められている。

取組の進捗を業種別にみると、食品廃棄物等の発生量の 8 割以上を占める食品製造業では、再生利用等実施率が 96%に達する一方で、その他の業界においては、食品リサイクル法に基づく基本方針に定められた目標の達成には至っておらず、食品廃棄物等の再生利用等の実施状況に影響を与える要因として、食品廃棄物等の発生状況及び品質・性状（事業所が小規模・分散型、油分・塩分や異物の混入等）、再生利用事業者の立地状況並びに市町村における事業系一般廃棄物処理料金の相場等が挙げられており、これらの実態を把握・確認の上、促進方策を検討する必要がある。

本調査は、食品リサイクル法 第 19 条に基づく再生利用事業計画の認定（食品リサイクルループ）を受けている方を対象に、同法第 24 条第三項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等に関する実態についてお伺いし、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するために実施した。

2.1.2 調査方法・回収率

食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定一覧表等（令和 6 年 3 月 31 日時点）をもとに、同表の「食品関連事業者」、「特定肥飼料等製造業者」、「特定肥飼料等の利用者」に郵送にて調査票を送付、回答票は郵送または電子ファイルにて回収した。

※再生利用事業計画認定一覧表等をもとに、インターネット情報等から住所を検索して送付、住所が特定できた事業者・団体のみに送付（個人は住所が特定できず調査対象としていない）。

※再生利用事業計画認定一覧表において「食品関連事業者」、「特定肥飼料等製造業者」、「特定肥飼料等の利用者」の複数に該当する場合には、それぞれの調査票を郵送して、それぞれの立場で回答いただき、返送を依頼した。

※複数の再生利用事業計画（食品リサイクルループ）に参画している場合には、回答者にとって代表的な計画（取組規模の大きな計画等）を念頭に回答いただいた。

◆調査期間：2024 年 5 月～6 月

◆①食品関連事業者向けアンケート調査

- ・ 発送数：96 件
- ・ 回収数：33 件（回収率：34%）

◆②特定肥飼料等製造業者向けアンケート調査

- ・ 発送数：39 件
- ・ 回収数：25 件（回収率：64%）

◆③特定肥飼料等の利用者向けアンケート調査

- ・ 発送数：72 件
- ・ 回収数：28 件（回収率：39%）

2.2 調査票等

(1) 依頼状（共通）

令和6年5月吉日

各 位

環境省環境再生・資源循環局
総務課 リサイクル推進室

環境省「再生利用事業計画認定制度（食品リサイクルループ）に関する実態調査」 御協力をお願い

日頃より廃棄物・リサイクル行政に御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を図るにあたっては、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号。以下「食品リサイクル法」という。）に基づく取組が進められております。

取組の進捗を業種別にみると、食品廃棄物等の発生量の8割以上を占める食品製造業では、再生利用等実施率が96%に達する一方で、その他の業界においては、食品リサイクル法に基づく基本方針に定められた目標の達成には至っておらず、食品廃棄物等の再生利用等の実施状況に影響を与える要因として、食品廃棄物等の発生状況及び品質・性状（事業所が小規模・分散型、油分・塩分や異物の混入等）、再生利用事業者の立地状況並びに市町村における事業系一般廃棄物処理料金の相場等が挙げられており、これらの実態を把握・確認の上、促進方策を検討する必要があります。

本調査は、食品リサイクル法 第19条に基づく再生利用事業計画の認定（食品リサイクルループ）を受けている方を対象に、同法第24条第三項の規定に基づき、食品循環資源の再生利用等に関する実態についてお伺いし、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するために実施するものです。

食品循環資源の再生利用等の促進のため、調査に御協力いただけますよう、また忌憚ないご意見をいただきますようお願い致します。

※本調査は、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社に委託して行っております。

※ご回答に際しての留意事項を裏面に記載しております。ご参照の上、ご回答ください。

◆調査実施主体

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室
担当：金井、小田戸、齋藤
電話：03-3581-3351（代表）

◆調査委託先（お問い合わせ先）

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部
担当：兼澤、伊能、加山
電話：03-6733-4955（直通） E-mail：shokuhin3r@murc.jp
（電話受付時間：月～金 9:30～17:00 ※祝祭日、12:00～13:00を除く）

ご回答いただく際の留意事項

○本調査票は、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定一覧表等をもとに、同表の「食品関連事業者」、「特定肥飼料等製造業者」、「特定肥飼料等の利用者」の方にお送りしています。

※再生利用事業計画認定一覧表（令和6年3月31日時点）

(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_7-2.pdf)

○再生利用事業計画認定一覧表において「食品関連事業者」、「特定肥飼料等製造業者」、「特定肥飼料等の利用者」の複数の該当する場合には、それぞれの調査票をお送りしております。それぞれのお立場でご回答いただき、ご返送ください。

○再生利用事業計画認定一覧表の団体名をもとに、インターネット情報等から住所を検索してお送りしております。同名等の理由により、ご回答の必要のない方のお手元に届いてしまった場合、大変恐れ入りますが、その旨を調査委託先にご一報いただき、本状破棄いただければ幸いです。

○複数の再生利用事業計画（食品リサイクルループ）に参画されている場合は、貴団体にとって代表的な計画（取組規模の大きな計画等）を念頭にご回答いただくようお願い致します。

○なお、食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の方には、別途「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者における実態調査」の調査票もお送りしております。本調査票とあわせて、いずれもご回答いただけますようお願い致します。

個人情報の取り扱いについて

本調査は、環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室より「令和6年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」の業務を請負い、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施するものです。ご回答者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご確認の上、アンケートにご回答ください。（同意いただけない場合には該当欄へのご記入はなさらずに結構です。）

1. 本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって必要な情報を得るために実施するものです。ご回答いただいた内容は、その他の目的で利用することは一切ございません。
2. お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。
3. お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。
5. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部

担当：兼澤（かねざわ）・伊能（いのう）・加山（かやま） 電話：03-6733-4955

（以上）

(2) 食品関連事業者向け

| (食品関連事業者向け)

再生利用事業計画認定制度(食品リサイクルループ)に関する実態調査

本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって、必要な情報を得るために実施するものです。食品循環資源の再生利用等の促進のため、ご協力いただきますよう、また忌憚ないご意見をいただきますようお願い致します。

◆ ご記入にあたってのお願い

○本調査票は、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定一覧表等をもとに、同表の「食品関連事業者」として位置づけられた方へお送りしています。

※再生利用事業計画認定一覧表(令和6年3月31日時点)

(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_7-2.pdf)

○調査結果について、調査目的以外に使用することはございません。また、お預かりした個人情報は、業務請負事業者の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従って適切に取り扱い、本調査以外の目的で使用することはございません。

(※詳細は「個人情報の取り扱いについて」をご参照・ご確認ください)

○ご回答について、メール・電話等で内容の確認をさせていただくことがありますが、ご了承下さい。

◆ ご返送期限に関するお願い

○調査票にご記入いただきましたら、恐縮ですが、**6月10日(月)まで**に、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函下さい。

◆ 調査実施主体

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

◆ 調査に関するお問い合わせ先(業務請負事業者)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

持続社会部 担当: 兼澤(かねざわ)・伊能(いのう)・加山(かやま)

所在: 〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

電話: 03-6733-4955

E-mail: shokuhin3r@murc.jp (お問い合わせ先)

(受付時間: 月～金 9:30～17:00 ※祝祭日、12:00～13:00を除く)

※お電話いただいた際、応答できない場合には伝言メモに切り替わります。

お名前を残していただけますと幸いです。折り返し、ご連絡をさせていただきます。

個人情報の取り扱いについて

本調査は、環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室より「令和6年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」の業務を請負い、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施するものです。ご回答者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご確認の上、アンケートにご回答ください。(同意いただけない場合には該当欄へのご記入はなさらずに結構です。)

1. 本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって必要な情報を得るために実施するものです。ご回答いただいた内容は、その他の目的で利用することは一切ございません。
2. お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。
3. お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。
5. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部

担当: 兼澤(かねざわ)・伊能(いのう)・加山(かやま) 電話: 03-6733-4955

1. 貴法人の基本情報について

- 1 貴法人の業種として、最もよく当てはまるものを選択してください。(当てはまるもの1つに○)
※複数の業種に当てはまる場合、再生利用事業計画での事業内容を選択してください。

1. 食品製造業	2. 食品卸売業	3. 食品小売業（スーパー・コンビニ等）
4. 外食産業（飲食店等。ただし、給食事業を除く）		
5. 外食産業（給食事業。学校給食、社員食堂、福祉施設での配食等）		
6. その他食事の提供を伴う事業（沿海旅客海運業、内陸水運業、結婚式場業、旅館業）		

2. 再生利用事業計画に基づく事業の現況について

※令和6年3月31日時点において認定を受けている再生利用事業計画について、ご質問させていただきます。

変更認定申請書を提出されている場合は、変更後の内容を基にご回答ください。

※複数の再生利用事業計画に参画されている場合は、貴法人にとって代表的な計画（取組規模の大きな計画等）を念頭にご回答いただくようお願い致します。以下、同様。

- 2.1 認定を受けている再生利用事業計画（変更認定申請書を提出している場合は、変更後の内容）の計画値と比べて、実際に特定肥飼料等製造業者（食品リサイクル業者）に提供する「食品循環資源」（工場や店舗等で排出された食品残さ等）の規模感について、当てはまるものを選択してください。（当てはまるもの1つに○）

1. 概ね計画通りにある・・・設問 2.2 へ	2. 計画よりも拡大傾向にある・・・設問 2.2 へ
3. 計画よりも縮小傾向にある・・・設問 2.2 へ	4. 休止している・・・設問 3.1 へ
5. その他（具体的に_____）・・・設問 3.1 へ	

- 2.2 設問 2.1 について、再生利用事業計画の計画値を 100 とした場合、現時点での「食品循環資源」の数量をご回答ください。（目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。）

[_____]（計画値を 100 とする）

回答例：計画値の 2 倍である場合は、「200」と回答。計画値の 80%である場合は、「80」と回答。

- 3.1 認定を受けている再生利用事業計画（変更認定申請書を提出している場合は、変更後の内容）の計画値と比べて、実際に特定肥飼料等の利用者（農畜水産業者等）から受け取る「特定農畜水産物等」（計画に位置付けた飼料・肥料を使って生産された農畜水産物）の規模感について、当てはまるものを選択してください。（当てはまるもの1つに○）

1. 概ね計画通りにある・・・設問 3.2 へ	2. 計画よりも拡大傾向にある・・・設問 3.2 へ
3. 計画よりも縮小傾向にある・・・設問 3.2 へ	4. 休止している・・・設問 4 へ
5. その他（具体的に_____）・・・設問 4 へ	

- 3.2 設問 3.1 について、再生利用事業計画の計画値を 100 とした場合、現時点での「特定農畜水産物等」の数量をご回答ください。（目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。）

[_____]（計画値を 100 とする）

回答例：計画値の 2 倍である場合は、「200」と回答。計画値の 80%である場合は、「80」と回答。

3. 再生利用事業計画の認定制度に対する満足度について

- 4 再生利用事業計画の認定制度全般に対する満足度について、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるもの1つに○)

1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
-------	---------	-------	---------	-------

4. 再生利用事業計画の認定制度を活用するメリットについて

- 5 食品関連事業者として、再生利用事業計画の認定制度を活用するメリットと思われる点について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 食品循環資源の再生利用等実施率の向上	2. 食品廃棄物の処理費用の削減
3. 農畜水産物の安定調達の確保	4. 品質の良い農畜水産物の確保
5. 安価な農畜水産物の確保	6. 収集運搬の許可が不要
7. 自社事業に対する認知度・評価の向上	
8. その他(具体的に_____)	

5. 再生利用事業計画の認定制度を活用した取組の普及・拡大に向けた課題について

- 6 食品関連事業者として、再生利用事業計画の認定制度を活用した取組の普及・拡大に向けた課題と思われる点について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 初回申請時に、提出書類が多い
2. 初回申請時に、連携する事業者を見つけることが難しい
3. 初回申請時に、地方自治体との協議・調整等に手間がかかる (具体的に_____)
4. 申請から認定までに時間がかかる
5. 変更申請時に、提出書類が多い
6. 事業実施期間が満了した際に、変更申請書の提出が必要である(計画が自動更新されない)
7. 再生利用事業計画の認定制度について、消費者からの認知度が低い
8. 再生利用事業計画の認定制度について、事業者からの認知度が低い
9. 再生利用事業計画の認定制度を活用した取組に対して、周囲からの評価が低い
10. 廃棄処分する場合よりも、処理費用がかかる
11. 廃棄処分する場合よりも、分別排出に手間がかかる
12. 他から農畜水産物を購入する場合よりも、購入費用がかかる
13. 他から農畜水産物を購入する場合よりも、人員の手間がかかる
14. 農畜水産物が安定して供給されない
15. その他(具体的に_____)

6. 今後の取組方針について

- 7 再生利用事業計画における事業実施期間を終えた後も、同計画を更新・継続する意向はありますか。
 当てはまるものを選択してください。(当てはまるもの1つに○)
 併せて、その理由についても差し支えない範囲でご回答ください。

1. 事業規模を拡大して継続していく	2. 事業規模は現状のまま継続していく
3. 事業規模を縮小して継続していく	4. 更新・継続しない
5. わからない	

(上記回答の理由)

- 8 食品リサイクル全般に対する意見・要望などがございましたら、自由にご記入ください。

7. 貴法人・ご回答いただいたご担当者についてお伺いします

- 9 ご回答いただきましたご担当者の連絡先・所属等をご記入ください。(一部、任意回答)

貴法人名	
住所・所在地	
ご担当者名※	
所属部署/役職※	
ご連絡先(電話番号)※	() —
ご連絡先(E-mail)※	@

複数のご連絡先、E-mailをご記載いただいても結構です

※印の箇所のご記入は任意です。ご回答いただいた内容について、確認・お問い合わせをさせていただく場合がございます。住所・所在地はご担当者宛の郵送物が届く場所をご回答ください。

※ご回答いただきました貴法人名、住所・所在地、ご担当者名、所属部署/役職、ご連絡先(電話番号、E-mail)は本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。

※お預かりした個人情報の開示、削除等のお申し出、その他お問い合わせにつきましては、調査票にて示しましたお問い合わせ先までご連絡下さい。

～ 調査票は以上となります。同封致しました返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。 ～

ご協力・ご回答いただきましてありがとうございました。

(3) 特定肥飼料等製造業者向け

| (特定肥飼料等製造業者向け)

再生利用事業計画認定制度(食品リサイクルループ)に関する実態調査

本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって、必要な情報を得るために実施するものです。食品循環資源の再生利用等の促進のため、ご協力いただきますよう、また忌憚ないご意見をいただきますようお願い致します。

※食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者の方には、別途「食品リサイクル法に基づく登録再生利用事業者における実態調査」の調査票もお送りしております。本調査票とあわせて、いずれもご回答いただけますようお願い致します。

◆ ご記入にあたってのお願い

○本調査票は、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定一覧表等をもとに、同表の「特定肥飼料等製造業者」として位置づけられた方へお送りしています。

※再生利用事業計画認定一覧表（令和6年3月31日時点）

(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_7-2.pdf)

○調査結果について、調査目的以外に使用することはありません。また、お預かりした個人情報は、業務請負事業者の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従って適切に取り扱い、本調査以外の目的で使用することはありません。

(※詳細は「個人情報の取り扱いについて」をご参照・ご確認ください)

○ご回答について、メール・電話等で内容の確認をさせていただくことがありますが、ご了承下さい。

◆ ご返送期限に関するお願い

○調査票にご記入いただきましたら、恐縮ですが、**6月10日(月)まで**に、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函下さい。

◆ 調査実施主体

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

◆ 調査に関するお問い合わせ先(業務請負事業者)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

持続社会部 担当：兼澤(かねざわ)・伊能(いのう)・加山(かやま)

所在：〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2

電話：03-6733-4955

E-mail：shokuhin3r@mure.jp(お問い合わせ先)

(受付時間：月～金 9:30～17:00 ※祝祭日、12:00～13:00を除く)

※お電話いただいた際、応答できない場合には伝言メモに切り替わります。

お名前を残していただけると幸いです。折り返し、ご連絡をさせていただきます。

個人情報の取り扱いについて

本調査は、環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室より「令和6年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」の業務を請負い、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施するものです。ご回答者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご確認の上、アンケートにご回答ください。(同意いただけない場合には該当欄へのご記入はなさらずに結構です。)

1. 本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって必要な情報を得るために実施するものです。ご回答いただいた内容は、その他の目的で利用することは一切ございません。
2. お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.mure.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取扱いについて」(<https://www.mure.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。
3. お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございました。
5. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部

担当：兼澤(かねざわ)・伊能(いのう)・加山(かやま) 電話：03-6733-4955

1. 貴法人の基本情報について

- 1.1 2024年6月現在、貴法人において実施している再生利用事業の内容について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 飼料化	2. 肥料化	3. きのご菌床化	4. 炭化
5. 油脂化・油脂製品化	6. エタノール化	7. メタン化	
8. その他（具体的に_____）			

- 1.2 設問1.1で選択された再生利用事業のうち、再生利用事業計画での事業内容について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 飼料化	2. 肥料化	3. メタン化（残渣の肥料活用）
--------	--------	------------------

2. 再生利用事業計画に基づく事業の現況について

※令和6年3月31日時点において認定を受けている再生利用事業計画について、ご質問させていただきます。
変更認定申請書を提出されている場合は、変更後の内容を基にご回答ください。
 ※複数の再生利用事業計画に参画されている場合は、貴法人にとって代表的な計画（取組規模の大きな計画等）を念頭にご回答いただくようお願い致します。以下、同様。

- 2.1 認定を受けている再生利用事業計画（変更認定申請書を提出している場合は、変更後の内容）の計画値と比べて、実際に食品関連事業者から受け取る「食品循環資源」（工場や店舗等で排出された食品残さ等）の規模感について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるもの1つに○)

1. 概ね計画通りにある・・・設問2.2へ	2. 計画よりも拡大傾向にある・・・設問2.2へ
3. 計画よりも縮小傾向にある・・・設問2.2へ	4. 休止している・・・設問3.1へ
5. その他（具体的に_____）・・・設問3.1へ	

- 2.2 設問2.1について、再生利用事業計画の計画値を100とした場合、現時点での「食品循環資源」の数量をご回答ください。(目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。)

[] (計画値を100とする)

回答例：計画値の2倍である場合は、「200」と回答。計画値の80%である場合は、「80」と回答。

- 2.3 実際に食品関連事業者から受け取る「食品循環資源」について、その構成比をご回答ください。(目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。)

産業廃棄物 [] 割 + 一般廃棄物 [] 割 + 有価物 [] 割 = 10割

- 3.1 認定を受けている再生利用事業計画（変更認定申請書を提出している場合は、変更後の内容）の計画値と比べて、実際に特定肥飼料等の利用者（農畜水産業者等）に提供する「特定肥飼料等」（計画に位置付けた食品循環資源を使って再生利用された飼料・肥料）の規模感について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるもの1つに○)

1. 概ね計画通りにある・・・設問3.2へ	2. 計画よりも拡大傾向にある・・・設問3.2へ
3. 計画よりも縮小傾向にある・・・設問3.2へ	4. 休止している・・・設問4へ
5. その他（具体的に_____）・・・設問4へ	

(特定肥飼料等製造業者向け)

- 3.2 設問 3.1について、再生利用事業計画の計画値を 100 とした場合、現時点での「特定肥飼料等」の数量をご回答ください。(目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。)

[] (計画値を 100 とする)

回答例：計画値の 2 倍である場合は、「200」と回答。計画値の 80%である場合は、「80」と回答。

3. 再生利用事業計画の認定制度に対する満足度について

- 4 再生利用事業計画の認定制度全般に対する満足度について、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるもの 1 つに○)

1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
-------	---------	-------	---------	-------

4. 再生利用事業計画の認定制度を活用するメリットについて

- 5 特定肥飼料等製造業者として、再生利用事業計画の認定制度を活用するメリットと思われる点について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 食品循環資源の安定的な受入量の確保	2. 再生利用製品の販売先の確保
3. 再生利用製品の付加価値（ブランド力）の強化	4. 収集運搬の許可が不要
5. 自社事業に対する認知度・評価の向上	6. 他の資源物・廃棄物収集等に関する契約獲得
7. その他（具体的に_____）	

5. 再生利用事業計画の認定制度を活用した取組の普及・拡大に向けた課題について

- 6 特定肥飼料等製造業者として、再生利用事業計画の認定制度を活用した取組の普及・拡大に向けた課題と思われる点について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 初回申請時に、提出書類等が多い
2. 初回申請時に、連携する事業者を見つけることが難しい
3. 初回申請時に、地方自治体との協議・調整等に手間がかかる (具体的に_____)
4. 申請から認定までに時間がかかる
5. 変更申請時に、提出書類等が多い
6. 事業実施期間が満了した際に、変更申請書の提出が必要である（計画が自動更新されない）
7. 再生利用事業計画の認定制度について、消費者からの認知度が低い
8. 再生利用事業計画の認定制度について、事業者からの認知度が低い
9. 再生利用事業計画の認定制度を活用した取組に対して、周囲からの評価が低い
10. 食品循環資源が安定して供給されない
11. 再生利用に向かない食品循環資源が供給される
12. 再生利用製品の販売先の確保が難しい
13. 再生利用製品の付加価値（ブランド力）の構築が難しい
14. その他（具体的に_____）

6. 今後の取組方針について

- 7 再生利用事業計画における事業実施期間を終えた後も、同計画を更新・継続する意向はありますか。
 当てはまるものを選択してください。(当てはまるもの1つに○)
 併せて、その理由についても差し支えない範囲でご回答ください。

1. 事業規模を拡大して継続していく	2. 事業規模は現状のまま継続していく
3. 事業規模を縮小して継続していく	4. 更新・継続しない
5. わからない	

(上記回答の理由)

- 8 食品リサイクル全般に対する意見・要望などがございましたら、自由にご記入ください。

7. 貴法人・ご回答いただいたご担当者についてお伺いします

- 9 ご回答いただきましたご担当者の連絡先・所属等をご記入ください。(一部、任意回答)

貴法人名	
住所・所在地	
ご担当者名※	
所属部署/役職※	
ご連絡先(電話番号)※	() —
ご連絡先(E-mail)※	@

複数のご連絡先、E-mailをご記載いただいても結構です

※印の箇所のご記入は任意です。ご回答いただいた内容について、確認・お問い合わせをさせていただく場合がございます。住所・所在地はご担当者宛の郵送物が届く場所をご回答ください。

※ご回答いただきました貴法人名、住所・所在地、ご担当者名、所属部署/役職、ご連絡先(電話番号、E-mail)は本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。

※お預かりした個人情報の開示、削除等のお申し出、その他お問い合わせにつきましては、調査票にて示しましたお問い合わせ先までご連絡下さい。

～ 調査票は以上となります。同封致しました返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。～

ご協力・ご回答いただきましてありがとうございました。

(4) 特定肥飼料等の利用者向け

| (特定肥飼料等の利用者向け)

再生利用事業計画認定制度(食品リサイクルループ)に関する実態調査

本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって、必要な情報を得るために実施するものです。食品循環資源の再生利用等の促進のため、ご協力いただきますよう、また忌憚ないご意見をいただきますようお願い致します。

◆ ご記入にあたってのお願い

○本調査票は、食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画認定一覧表等をもとに、同表の「特定肥飼料等の利用者」として位置づけられた方へお送りしています。

※再生利用事業計画認定一覧表(令和6年3月31日時点)

(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/recycle/syoku_loss/attach/pdf/161227_7-2.pdf)

※再生利用事業計画認定一覧表の団体名をもとに、インターネット情報等から住所を検索してお送りしております。同名等の理由により、ご回答の必要のない方のお手元に届いてしまった場合、大変恐れ入りますが、その旨をご一報いただき、本状破棄いただければ幸いです。

○調査結果について、調査目的以外に使用することはございません。また、お預かりした個人情報は、業務請負事業者の「個人情報保護方針」および「個人情報の取り扱いについて」に従って適切に取り扱い、本調査以外の目的で使用することはありません。

(※詳細は「個人情報の取り扱いについて」をご参照・ご確認ください)

○ご回答について、メール・電話等で内容の確認をさせていただくことがありますが、ご了承下さい。

◆ ご返送期限に関するお願い

○調査票にご記入いただきましたら、恐縮ですが、**6月10日(月)まで**に、同封の返信用封筒(切手不要)に入れてご投函下さい。

◆ 調査実施主体

環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室

◆ 調査に関するお問い合わせ先(業務請負事業者)

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

持続社会部 担当: 兼澤(かねざわ)・伊能(いのう)・加山(かやま)

所在: 〒105-8501 東京都港区虎ノ門 5-11-2

電話: 03-6733-4955

E-mail: shokuhin3r@murc.jp (お問い合わせ先)

(受付時間: 月～金 9:30～17:00 ※祝祭日、12:00～13:00を除く)

※お電話いただいた際、応答できない場合には伝言メモに切り替わります。

お名前を残していただけますと幸いです。折り返し、ご連絡をさせていただきます。

個人情報の取り扱いについて

本調査は、環境省 環境再生・資源循環局 総務課リサイクル推進室より「令和6年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」の業務を請負い、三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社が実施するものです。ご回答者の個人情報のお取り扱いについては、下記のとおり適切に管理いたしますので、ご確認の上、アンケートにご回答ください。(同意いただけない場合には該当欄へのご記入はなさらずに結構です。)

1. 本調査は、食品循環資源の再生利用等を促進するために必要な方策等を検討するにあたって必要な情報を得るために実施するものです。ご回答いただいた内容は、その他の目的で利用することは一切ございません。
2. お預かりする個人情報は、当社の「個人情報保護方針」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy/>)及び「個人情報の取り扱いについて」(<https://www.murc.jp/corporate/privacy02/>)に従って適切に取り扱います。
3. お預かりする個人情報は、法令等に基づく場合を除き、ご本人の同意なく第三者には提供いたしません。
4. お預かりした個人情報は、本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございします。
5. お預かりした個人情報の開示、訂正、利用停止等若しくは利用目的の通知のご請求、または個人情報に関する苦情のお申し出、その他の問い合わせにつきましては、下記までご連絡ください。

<お問い合わせ>

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 持続社会部

担当: 兼澤(かねざわ)・伊能(いのう)・加山(かやま) 電話: 03-6733-4955

1. 貴団体の基本情報について

- 1 再生利用事業計画において、特定肥飼料等製造業者（食品リサイクル業者）から購入する特定肥飼料等を選択してください。（当てはまるもの1つに○）

1. 飼料	2. 肥料
3. その他（具体的に_____）	

2. 再生利用事業計画に基づく事業の現況について

※令和6年3月31日時点において認定を受けている再生利用事業計画について、ご質問させていただきます。
変更認定申請書を提出されている場合は、変更後の内容を基にご回答ください。

※複数の再生利用事業計画に参画されている場合は、貴団体にとって代表的な計画（取組規模の大きな計画等）を念頭にご回答いただくようお願い致します。以下、同様。

- 2.1 認定を受けている再生利用事業計画（変更認定申請書を提出している場合は、変更後の内容）の計画値と比べて、実際に特定肥飼料等製造業者（食品リサイクル業者）から受け取る「特定肥飼料等」（計画に位置付けた食品循環資源を使って再生利用された飼料・肥料）の規模感について、当てはまるものを選択してください。（当てはまるもの1つに○）

1. 概ね計画通りにある・・・設問2.2へ	2. 計画よりも拡大傾向にある・・・設問2.2へ
3. 計画よりも縮小傾向にある・・・設問2.2へ	4. 休止している・・・設問3.1へ
5. その他（具体的に_____）・・・設問3.1へ	

- 2.2 設問2.1について、再生利用事業計画の計画値を100とした場合、現時点での「特定肥飼料等」の数量をご回答ください。（目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。）

[_____]（計画値を100とする）

回答例：計画値の2倍である場合は、「200」と回答。計画値の80%である場合は、「80」と回答。

- 3.1 認定を受けている再生利用事業計画（変更認定申請書を提出している場合は、変更後の内容）の計画値と比べて、実際に食品関連事業者に提供する「特定農畜水産物等」（計画に位置付けた飼料・肥料を使って生産された農畜水産物）の規模感について、当てはまるものを選択してください。（当てはまるもの1つに○）

1. 概ね計画通りにある・・・設問3.2へ	2. 計画よりも拡大傾向にある・・・設問3.2へ
3. 計画よりも縮小傾向にある・・・設問3.2へ	4. 休止している・・・設問4へ
5. その他（具体的に_____）・・・設問4へ	

- 3.2 設問3.1について、再生利用事業計画の計画値を100とした場合、現時点での「特定農畜水産物等」の数量をご回答ください。（目安で結構です。変動がある場合には平均的な数値でご回答ください。）

[_____]（計画値を100とする）

回答例：計画値の2倍である場合は、「200」と回答。計画値の80%である場合は、「80」と回答。

(特定肥飼料等の利用者向け)

3. 再生利用事業計画の認定制度に対する満足度について

- 4 再生利用事業計画の認定制度全般に対する満足度について、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるもの1つに○)

1. 満足	2. やや満足	3. 普通	4. やや不満	5. 不満
-------	---------	-------	---------	-------

4. 再生利用事業計画の認定制度を活用するメリットについて

- 5 特定肥飼料等の利用者として、再生利用事業計画の認定制度を活用するメリットと思われる点について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 再生利用製品（飼料・肥料）の安定調達の確保	2. 品質の良い再生利用製品（飼料・肥料）の確保
3. 安価な再生利用製品（飼料・肥料）の確保	4. 農畜水産物の販売先の確保
5. 農畜水産物の付加価値（ブランド力）の強化	6. 自社事業に対する認知度・評価の向上
7. その他（具体的に_____）	

5. 再生利用事業計画の認定制度を活用した取組の普及・拡大に向けた課題について

- 6 特定肥飼料等の利用者として、再生利用事業計画の認定制度を活用した取組の普及・拡大に向けた課題と思われる点について、当てはまるものを選択してください。(当てはまるものすべてに○)

1. 初回申請時に、提出書類等が多い
2. 初回申請時に、連携する事業者を見つけることが難しい
3. 初回申請時に、地方自治体との協議・調整等に手間がかかる (具体的に_____)
4. 申請から認定までに時間がかかる
5. 変更申請時に、提出書類等が多い
6. 事業実施期間が満了した際に、変更申請書の提出が必要である（計画が自動更新されない）
7. 再生利用事業計画の認定制度について、消費者からの認知度が低い
8. 再生利用事業計画の認定制度について、事業者からの認知度が低い
9. 再生利用事業計画の認定制度を活用した取組に対して、周囲からの評価が低い
10. 再生利用製品が安定して供給されない
11. 再生利用製品の品質に不満がある
12. 農畜水産物の販売先の確保が難しい
13. 農畜水産物の付加価値（ブランド力）の構築が難しい
14. その他（具体的に_____）

6. 今後の取組方針について

- 7 再生利用事業計画における事業実施期間を終えた後も、同計画を更新・継続する意向はありますか。
当てはまるものを選択してください。(当てはまるもの1つに○)
併せて、その理由についても差し支えない範囲でご回答ください。

1. 事業規模を拡大して継続していく	2. 事業規模は現状のまま継続していく
3. 事業規模を縮小して継続していく	4. 更新・継続しない
5. わからない	

(上記回答の理由)

- 8 食品リサイクル全般に対する意見・要望などがございましたら、自由にご記入ください。

7. 貴団体・ご回答いただいたご担当者についてお伺いします

- 9 ご回答いただきましたご担当者の連絡先・所属等をご記入ください。(一部、任意回答)

貴団体名	
住所・所在地	
ご担当者名※	
所属部署/役職※	
ご連絡先(電話番号)※	() -
ご連絡先(E-mail)※	@

複数のご連絡先、E-mail をご記載いただいても結構です

※印の箇所のご記入は任意です。ご回答いただいた内容について、確認・お問い合わせをさせていただく場合がございます。住所・所在地はご担当者宛の郵送物が届く場所をご回答ください。

※ご回答いただきました貴団体名、住所・所在地、ご担当者名、所属部署/役職、ご連絡先(電話番号、E-mail)は本調査の実施主体である環境省に対して提供する場合がございます。

※お預かりした個人情報の開示、削除等のお申し出、その他お問い合わせにつきましては、調査票にて示しましたお問い合わせ先までご連絡下さい。

～ 調査票は以上となります。同封致しました返信用封筒(切手不要)にてご返送ください。～

ご協力・ご回答いただきましてありがとうございました。

3. 登録再生利用事業者の事例整理（5事例）

再生利用手法ごとの具体的な事例・特徴を把握するために、5事業者（飼料化、肥料化、炭化、油脂化・油脂製品化、メタン化）の取組内容を事例として整理した。

本調査で得られた結果は、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 合同会合において、食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しのための基礎資料として活用された。



肥料化の事例：株式会社アイル・クリーンテック（埼玉県大里郡寄居町）



- スーパー・コンビニ等の小売業を中心に、食品製造業、卸・外食等も含めた食品循環資源を受け入れ、1日30トン进行处理し、肥料を製造。
- 食品循環資源の属性や処理状況に係る自動管理システムを導入し、生産者の要望に応じた5種類の堆肥を提供。
- 令和6年3月末現在、再生利用事業計画（食品リサイクルループ）の認定を1件受けている。

取組の概要



■ ユニー(株)ほかによる再生利用事業計画

- ・ユニー(株)の小売店舗より食品循環資源（140トン/年）を受け入れ、肥料を製造（20.6トン/年）。



（出所）1 株式会社アイル・クリーンテックHP「パレット式自動管理システム」、2 農林水産省「食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画の認定事例（肥料化を行う事業計画）」（p.6）、3 株式会社アイル・クリーンテック「食品リサイクル事業で排出事業者と農業生産者から信頼を得るポイント」
※左図は出所1、右図は出所3より転載。その他は、事業者ヒアリングより作成。

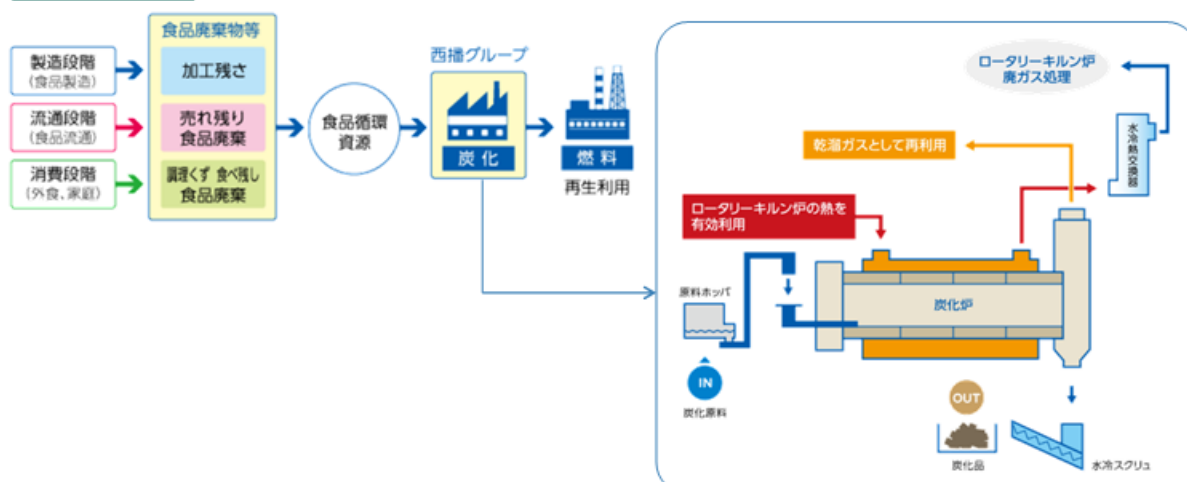
2

炭化の事例：西播商事株式会社（兵庫県姫路市）



- 食品製造業やスーパー・コンビニ等より、加工残さや売れ残り食品廃棄等を受け入れ、1日最大5トンを炭化。受け入れ規模は、食品製造業、スーパー・コンビニ等で半数ずつ。
- 炭化炉にて400～500℃程度の低酸素雰囲気中で熱分解し、燃料炭を製造。自社の焼却炉にて発生する廃熱を有効利用し、さらに、炭化炉で使用した余剰エネルギーは再び焼却炉へ循環させるなど、自社の焼却炉と連携している。

取組の概要



（出所）1 西播商事株式会社HP「炭化炉」
※取組の概要図は出所1より転載（一部、加筆）。その他は、事業者ヒアリングより作成。

3

油脂化・油脂製品化の事例：吉岡製油有限会社（埼玉県入間市）



- 埼玉県及びその周辺地域の食品製造業やスーパー・コンビニ・飲食店等より、使用済み食用油を受け入れ、自社工場にて1日最大45トン进行处理し、飼料用油脂、燃料用油脂、工業加工用油脂を製造。
- 製造時の絞り残さについても、肥料原料等に活用されている。

取組の概要



※登録再生利用事業者としては、廃食油を回収し、再生利用する取組について申請。
食品製造業からは産業廃棄物、スーパー・コンビニ・飲食店等からは有価物として廃食油を回収。

(出所) 1 吉岡製油有限会社HP「事業紹介」
※取組の概要図は出所1より転載。その他は、事業者ヒアリングより作成。

4

メタン化の事例：株式会社ナチュラルエナジージャパン（秋田県秋田市）



- 卸・小売・外食等から期限切れ食品や調理残さ、食品製造業から動植物性残さを受け入れ、1日最大50トン进行处理。高速メタン発酵にてバイオガスに再生利用した後、電気エネルギーとして活用。
- 発電電力は、再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用し、電力会社へ売電している。年間発電量は、最大523万kWh（標準世帯の約1,750世帯分）。

取組の概要



■受け入れ可能な食品循環資源の種類

- ・秋田市内の卸・小売・外食等から排出される食品循環資源（調理くずや食べ残し、消費期限切れ商品など）
- ・全国の食品製造業から排出される食品循環資源（動植物性残さ、食品由来の廃酸・廃アルカリ）
- ・秋田県外からの受け入れ時は、県との事前協議の対象となる。

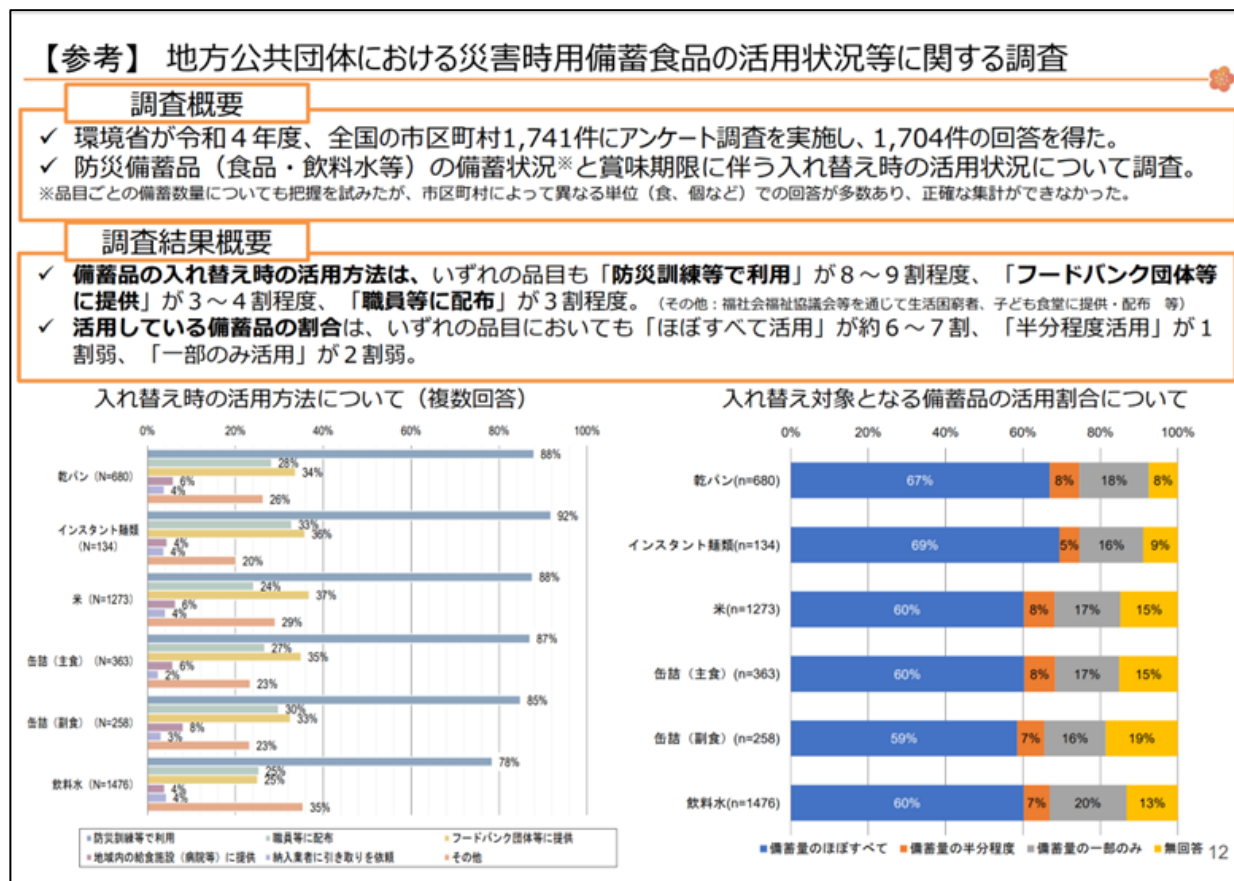
(出所) 1 株式会社ナチュラルエナジージャパンHP「事業内容」
※取組の概要図は出所1より転載。その他は、事業者ヒアリングより作成。

5

4. 防災時用備蓄食品の活用状況等について

地方公共団体における防災時用備蓄品の活用状況等について、「令和4年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」の結果を踏まえて、現況を再整理した。

本調査で得られた結果は、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会食品リサイクル専門委員会 合同会合において、食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しのための基礎資料として活用された。



出典）食料・農業・農村政策審議会食料産業部会第29回食品リサイクル小委員会 中央環境審議会循環型社会部会第27回食品リサイクル専門委員会 第27回合同会合（令和6年6月28日）

「資料 食品リサイクル法に基づく基本方針等の見直しについて」（p12）

<https://www.env.go.jp/council/content/03recycle03/000252550.pdf>

防災備蓄品の備蓄及び活用状況の調査概要

✓ 市区町村における災害時用の防災備蓄品（食品・飲料水等）の備蓄状況と賞味期限に伴う入れ替え時の活用状況について4年度に調査を実施し把握。

調査概要

- 調査方法
- 調査対象は全国の市区町村(1,741件)。環境省から都道府県を通じて市区町村に対し、メール発送及び電子調査票により実施。調査期間は2022年10月3日から11月30日。
※「令和4年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」において把握。
- 回答数：
1,704件（回収率97.9%）
- 防災備蓄品の備蓄及び活用状況に関する設問
- 対象品目：
乾パン、インスタント麺類、米（アルファ化米）、缶詰（主食）、缶詰（副食）、飲料水
- 設問内容（対象品目ごとに回答）
- ①備蓄数量（※）
 - ②入れ替え時の活用方法
 - ③活用している割合

※品目ごとの備蓄数量についても把握を試みたが、市区町村によって異なる単位（食、個など）での回答が多数あり、正確な集計ができなかった。
（備蓄数量については内閣府「物資調達・輸送調整等支援システム」のデータの活用可能性を検討）

防災備蓄品の備蓄及び活用状況の調査概要（調査票イメージ）

調査票（抜粋）

問18. 防災備蓄品の備蓄及び活用状況について（令和4年4月時点）

貴市区町村において、災害時用の防災備蓄食品（食品・飲料水等）の備蓄状況と賞味期限に伴う入れ替え時の活用状況についてお伺いします。
以下の備蓄食品のうち、令和4年4月時点で備蓄しているものの数量、入れ替え期間の目安、入れ替え時の活用方法、活用している割合を記入・選択してください。

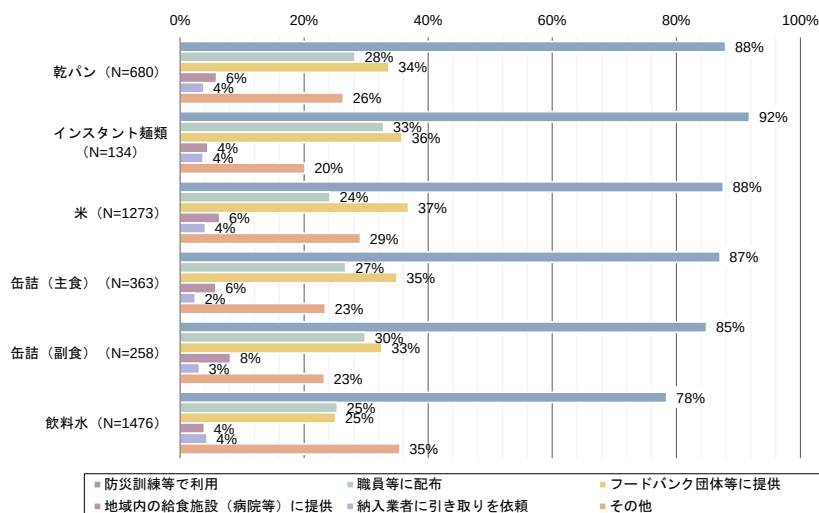
※備蓄物資の備蓄量は、内閣府の「物資調達・輸送調整等支援システム」を利用している場合、システムへの入力データを転記ください。
※廃棄物担当部署での回答が難しい場合、防災部局にご確認いただけると幸いです。

乾パン	①備蓄量（※数値を入力） 「物資調達・輸送調整等支援システム」を利用している場合、入力データを転記		食
	②入れ替え時の活用方法 （実施している/予定しているものを複数選択可）	☐	1. 防災訓練等で利用
		☐	2. 職員等に配布
		☐	3. フードバンク団体等に提供
		☐	4. 地域内の給食施設（病院等）に提供
		☐	5. 納入業者に引き取りを依頼
		☐	6. その他 （具体的に： ）
	③活用している割合 （※入れ替え対象となる備蓄品に対する、活用している備蓄品の割合）	☐	1. 備蓄量のほぼすべて
		☐	2. 備蓄量の半分程度
		☐	3. 備蓄量の一部のみ
インスタント麺類	①備蓄量（※数値を入力） 「物資調達・輸送調整等支援システム」を利用している場合、入力データを転記		個

入れ替え時の活用方法について

- ✓ 備蓄品の入れ替え時の活用方法について、実施している／予定している内容について回答（複数回答）。
- ✓ いずれの品目も「防災訓練等で利用」との回答が多く（8～9割程度）、次いで「フードバンク団体等に提供」との回答（3～4割程度）、「職員等に配布」（3割程度）と続く。
- ✓ 「その他」の具体的な内容としては、福祉部局・社会福祉協議会等を通じて生活困窮者、子ども食堂等に提供・配布、保育園・小学校・中学校に提供（防災授業、給食利用等）、イベント時に来場者に配布など。

入れ替え時の活用方法について（複数回答）



- 「その他」の具体的な内容例
- ・福祉部局・社会福祉協議会等を通じて生活困窮者、子ども食堂に提供・配布
 - ・保育園・小学校・中学校に提供（防災授業、給食利用等）
 - ・啓発のためイベント時に来場者に配布
 - ・希望する住民、企業等に提供・配布
 - ・各地区の自主防災組織・自治会等に提供
 - ・害獣駆除用まき餌として利用、飼料利用

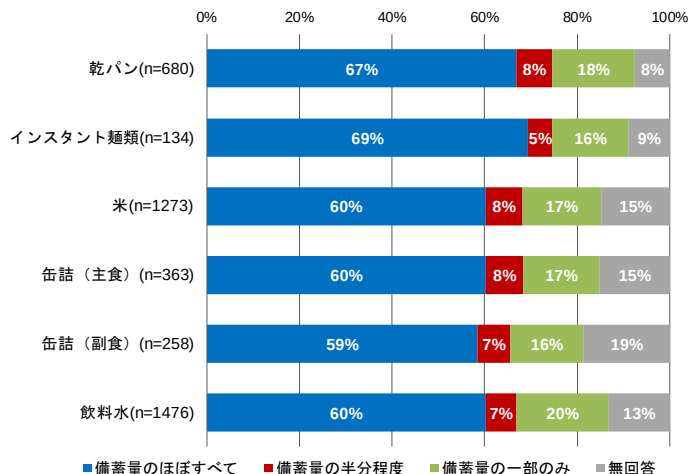
※当該品目の備蓄数量の回答があったものを集計

3

入れ替え対象となる備蓄品の活用している割合について

- ✓ 「入れ替え対象となる備蓄品に対する、活用している備蓄品の割合」について、品目別に「備蓄量のほぼすべて」「備蓄量の半分程度」「備蓄量の一部のみ」との選択肢で回答を得た。
- ✓ いずれの品目においても「ほぼすべて」が約6～7割、「半分程度」が1割弱、「一部のみ」が2割弱。
 - ✓ 品目ごとの差異よりも、市区町村ごとの差異が大きく、いずれの品目も「ほぼすべて」活用していると回答する市区町村が多くを占める一方、いずれの品目も「一部のみ」と回答する市区町村が存在する。
 - ✓ 1割弱の市区町村では「半分程度は活用していない」、2割弱の市区町村では「一部を除き活用していない」ということが示唆される。

入れ替え対象となる備蓄品の活用割合について



※当該品目の備蓄数量の回答があったものを集計。無回答の中には「入れ替え対象となる備蓄品が発生していない」（期限を迎えてない）ケースが含まれる。

4

5. 事業系食品ロスのうち削減が困難なものに関する検討

事業系食品ロスのうちエッセンシャルユース（削減努力をどれだけ実施しても、理論上、どうしても削減できないもの）について、仮定を置いて、概況の整理を行った。

事業系食品ロスのうち削減が困難なもの（エッセンシャルユースについて）

未定稿

✓ 事業系食品ロスのうちエッセンシャルユース（削減努力をどれだけ実施しても、理論上、どうしても削減できないもの）について、仮定を置いて、概況を整理する。

✓ 事業系食品ロスは、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の4業種から発生する食品廃棄物等の可食部を対象としており、エッセンシャルユースを「①消費者に対する安心・安全な食品提供のために発生が避けられないもの」と「②食品提供のために発生せざるを得ないもの（特に削減対策が困難なもの、ヒューマンエラーを含む）」と仮定する。

✓ ①の例：食品製造業における異物混入時に発生する可食部、食品卸売業・食品小売業で発生する不良品・事故品など

✓ ②の例：食品製造業におけるラインの製品切替時に発生するもの、試作品、原材料端材、発酵残渣・抽出残渣、食品小売業・外食産業における調理ミスなど

事業系食品ロスのうち削減が困難なもの（エッセンシャルユース）（仮定）

	①消費者に対する安心・安全な食品提供のために発生が避けられないもの	②食品提供のために発生せざるを得ないもの（特に削減対策が困難なもの、ヒューマンエラーを含む）
食品製造業	設備操作に係るロス（異物混入）	設備関連（設備の動作不調、ラインの製品切替等）、試作品（新製品開発等）、製造工程における原材料端材、発酵残渣・抽出残渣
食品卸売業	不良品、事故品	—
食品小売業	事故品	調理ミスによる失敗品等
外食産業	—	試作品（新メニュー開発等）、調理ミス

※1）農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書」（令和6年2月）で事業者へのアンケート調査結果等を踏まえて整理された工程別の食品ロス発生量の区分を参照して整理（詳細は次ページ）

※2）「①消費者に対する安心・安全な食品提供のために発生が避けられないもの」について、異物混入、不良品、事故品は、食品製造・販売の過程において、一定程度発生し得るものであり、安心・安全な食品提供のためには廃棄せざるを得ないものとして整理を行った。（ただし、その全量がエッセンシャルとは言い切れず、例えば、不良品の中にはパッケージの印字不良等も含まれると考えられる）

※3）「②食品提供のために発生せざるを得ないもの」について、食品製造業におけるラインの製品切替等（製造工程上避けられないもの）と整理し、原材料端材及び発酵残渣・抽出残渣（目的とする食品製造に不要となるため発生せざるを得ないと整理）を対象とした。また、調理ミス等についてもヒューマンエラーに起因するものもあつと考えられ対象とした。

※4）①、②のいずれも、食品ロスとして発生せざるを得ないとしても、適切に再生利用（飼料化、肥料化等）されることが望ましい。

事業系食品ロスのうち削減が困難なもの（エッセンシャルユースについて）

未定稿

✓ 食品の製造から小売・飲食店までの流通の工程別に可食部の内訳を整理し、内訳別の可食部量について集計を行った調査結果（※1）を踏まえて、事業系食品ロスのうちエッセンシャルユースと考えられるものを集計した。

✓ 「①消費者に対する安心・安全な食品提供のために発生が避けられないもの（黄色セル）」は合計で16.5万トン（7%）、「②食品提供のために発生せざるを得ないもの（特に削減対策が困難なもの、ヒューマンエラーを含む）（水色セル）」は59.4万トン（24.7%）と推計され、①と②の合計は74.9万トン（31.7%）となった。

4業種別・工程別の事業系食品ロスの発生量（推計）とエッセンシャルユース

（単位：万トン）

	食品製造業		食品卸売業		食品小売業		外食産業		事業系食品ロス合計	
	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量	構成比	食ロス量
原材料	33.8%	39.5	26.3%	2.6	5.1%	2.5	6.4%	3.8	20.6%	48.5
製造工程	62.4%	73.0	13.1%	1.3	0.8%	0.4	1.6%	1.0	32.1%	75.7
設備操作に係るロス（異物混入・製造・加工ミス）	8.9%	10.4	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	4.4%	10.4
設備関連ロス（設備の動作不調、ラインの製品切替等）	4.8%	5.6	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	2.4%	5.6
試作品（新製品開発等）	0.3%	0.4	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.1%	0.4
製造工程における原材料端材	33.3%	39.0	7.7%	0.8	0.7%	0.3	0.3%	0.2	17.1%	40.3
発酵残渣、抽出残渣等のうち食用にできるもの	9.0%	10.5	5.3%	0.5	0.0%	0.0	0.0%	0.0	4.7%	11.1
その他	6.1%	7.1	0.1%	0.0	0.0%	0.0	1.3%	0.8	3.4%	7.9
輸配送・卸売工程	3.7%	4.3	60.5%	6.1	0.2%	0.1	1.2%	0.7	4.7%	11.2
返品、不良品	2.0%	2.3	30.1%	3.0	0.1%	0.0	0.0%	0.0	2.3%	5.4
事故品	0.2%	0.2	2.6%	0.3	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.5
納品期限の切れた商品	1.3%	1.5	16.9%	1.7	0.0%	0.0	1.1%	0.7	1.6%	3.9
その他	0.2%	0.2	10.9%	1.1	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.6%	1.3
小売店舗	0.1%	0.1	0.1%	0.0	93.2%	45.7	20.7%	12.4	24.7%	58.2
売れ残り商品	0.0%	0.0	0.0%	0.0	7.8%	3.8	20.7%	12.4	6.9%	16.2
販売期限切れの商品（弁当・日配品、加工食品等）	0.0%	0.0	0.0%	0.0	48.9%	24.0	0.0%	0.0	10.2%	24.0
事故品	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.4%	0.2	0.0%	0.0	0.1%	0.2
調理ミスによる失敗品等	0.0%	0.0	0.1%	0.0	0.9%	0.4	0.0%	0.0	0.2%	0.5
その他	0.1%	0.1	0.0%	0.0	35.2%	17.2	0.0%	0.0	7.4%	17.4
飲食店舗	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.8%	0.4	70.1%	42.1	18.0%	42.5
仕入材料の使い残し	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.1%	0.0	6.6%	4.0	1.7%	4.0
試作品（新メニュー開発等）	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.2%	0.1	0.1%	0.1
作り置き品・惣発注で廃棄されたもの	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	12.9%	7.7	3.3%	7.7
お客様の食べ残し	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.7%	0.3	48.1%	28.9	12.4%	29.2
調理ミス	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.9%	0.5	0.2%	0.5
その他	0.0%	0.0	0.0%	0.0	0.0%	0.0	1.5%	0.9	0.4%	0.9
合計	100.0%	117.0	100.0%	10.0	100.0%	49.0	100.0%	60.0	100.0%	236.0
①消費者への安心・安全な食品提供のために発生が避けられないもの	11.1%	13.0	32.7%	3.3	0.5%	0.2	0.0%	0.0	7.0%	16.5
②食品提供のために発生せざるを得ないもの	47.4%	55.5	13.1%	1.3	1.6%	0.8	1.4%	0.8	24.7%	58.4

※1）農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書」（令和6年2月）の表2-12をもとに作成。

※2）①（黄色セル）、②（水色セル）の集計において、その全量がエッセンシャルユースとは言い切れず、過大な推計となっている。（例えば、不良品の中にはパッケージの軽微な印字不良等も含まれると考えられ、必ずしも安心・安全のために発生せざるを得ないとは言えない）

- 203 -

作業用（参照した資料）

- ✓ 農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書」（令和6年2月）[161227_8-93.pdf \(maff.go.jp\)](#)

【報告書20ページ】

（2）可食部の内訳（発生要因）

令和2年度の「可食部の発生要因」の調査結果及び第1章の2で行った検討会の結果を参考とし、製造から小売・飲食店までの流通の工程別に可食部の内訳を整理し、内訳別の可食部量について調査・集計を行った。集計結果を表2-12、表2-13に示す。

表 2-13 可食部の内訳の「その他」の具体的記述内容

	その他の具体的記述
製造工程	・選別アウト品（病害・変色・腐れ等）以外は加工用原料として使用（他に分類されない食料品製造業） ・2022年1月22日の地震により出荷不可となった味噌（同年5月廃棄）（味噌製造業）
輸配送・卸売工程	・ロシア産水産物取引禁止に伴う廃棄（生鮮魚介卸売業）
小売店舗	・店頭陳列後に発生した生鮮品（主に青果物）のかじなどの廃棄品（各種食料品小売業） ・生鮮食品（農水畜産及びお惣菜）でのインスタ商品製造も実施しており、その製造時に発生する調理ミスや端材等（各種食料品小売業）
飲食店舗	アンケートに特筆すべき記載無し

【報告書14ページを要約】事業系食品ロス量の推計方法

- ✓ 事業系食品ロスは、食品製造業、食品卸売業、食品小売業、外食産業の4業種から発生する食品廃棄物等の可食部を対象としている。農林水産省が実施したアンケート調査（※1）から得られた各事業者の可食部と不可食部の発生量を細区分した75業種ごとに集計し、可食部と不可食部の比率を算出、その結果を4業種区分で積算し、可食部と不可食部の比率を算出して推計している。

表 2-12 可食部の内訳（4業種区分）（複数回答あり）

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業
原材料	33.8%	26.3%	5.1%	6.4%
製造工程	62.4%	13.1%	0.8%	1.6%
輸配送・卸売工程	3.7%	60.5%	0.2%	1.2%
小売店舗	0.1%	0.1%	93.2%	20.7%
飲食店舗	0.0%	0.0%	0.8%	70.1%
計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

作業用（参照した資料）

- ✓ 農林水産省「令和5年度食品産業リサイクル状況等調査委託事業（食品関連事業者における食品廃棄物等の可食部・不可食部の量の把握等調査）報告書」（令和6年2月）[161227_8-93.pdf \(maff.go.jp\)](#)

【報告書23ページ】

（4）食品廃棄物等の可食部の削減が困難なもの（増加要因）

食品廃棄物等の可食部の削減が困難なものについて、令和2年度の調査における「食品廃棄物等の可食部の削減が困難なもの」を参照し作成した選択肢による選択方式（複数回答可）で回答を求め、表2-16のとおり集計を行った。また、「その他」の回答についても、表2-17に業種別にとりまとめた。分析結果は次のとおり。

表 2-16 食品廃棄物等の可食部の削減が困難なもの（増加要因）（複数回答あり）

	食品製造業	食品卸売業	食品小売業	外食産業	食品産業計
原材料	1,287 100.0%	75 100.0%	172 100.0%	118 100.0%	1,652 100.0%
製造工程	476 37.0%	9 12.0%	29 16.9%	13 11.0%	527 31.9%
輸配送・卸売工程	41 6.3%	14 18.7%	9 5.2%	6 5.1%	110 6.7%
小売店舗	165 12.8%	17 22.7%	3 1.7%	2 1.7%	187 11.3%
飲食店舗	148 11.5%	15 20.0%	9 5.2%	3 2.5%	175 10.6%
全工程	280 21.8%	26 34.7%	29 16.9%	9 7.6%	344 20.8%
2.保管時のロス	173 13.4%	13 17.3%	13 7.6%	7 5.9%	206 12.5%
3.加工・調理時のロス	476 37.0%	9 12.0%	29 16.9%	13 11.0%	527 31.9%
4.検査・保管サンプルのロス	470 36.5%	8 10.7%	21 12.2%	10 8.5%	509 30.8%
5.仕入時のロス	81 6.3%	14 18.7%	9 5.2%	6 5.1%	110 6.7%
6.返品によるロス	165 12.8%	17 22.7%	3 1.7%	2 1.7%	187 11.3%
7.輸送時のロス	148 11.5%	15 20.0%	9 5.2%	3 2.5%	175 10.6%
8.仕入時のロス	22 1.7%	3 4.0%	68 39.5%	1 0.8%	94 5.7%
9.商品陳列時のロス	31 2.4%	3 4.0%	30 17.4%	2 1.7%	66 4.0%
10.保管・販売時のロス	55 4.3%	4 5.3%	81 47.1%	6 5.1%	146 8.8%
11.加工・調理時のロス	25 1.9%	1 1.3%	65 37.8%	9 7.6%	100 6.1%
12.仕入時のロス	21 1.6%	0 0.0%	4 2.3%	21 17.8%	46 2.8%
13.保管・販売時のロス	30 2.3%	0 0.0%	6 3.5%	29 24.6%	65 3.9%
14.加工・調理時のロス	27 2.1%	1 1.3%	5 2.9%	32 27.1%	65 3.9%
15.検査・保管サンプルのロス	23 1.8%	0 0.0%	6 3.5%	29 24.6%	58 3.5%
16.返品によるロス	19 1.5%	1 1.3%	0 0.0%	8 6.8%	28 1.7%
17.食べ残しによるロス	37 2.9%	1 1.3%	9 5.2%	74 62.7%	121 7.3%
18.当てはまるものはない	105 8.2%	1 1.3%	7 4.1%	3 2.5%	116 7.0%
19.その他	19 1.5%	0 0.0%	2 1.2%	0 0.0%	21 1.3%
20.無回答	360 28.0%	24 32.0%	16 9.3%	15 12.7%	415 25.1%

※上表のパーセンテージ（%）は、4業種区分毎の総回答数に対する割合である。

【報告書49ページ】該当部分の調査票

問1-⑥ 食品廃棄物等の可食部の削減が困難なものについて、あてはまるものを全てに○をつけてください。	選択肢	備考
原材料	1. 仕入時のロス	規格外品、仕入時の傷み・腐れ、誤・過剰発注
	2. 保管時のロス	保管中に発生した傷み・腐れ
製造工程	3. 加工・調理時のロス	加工・調理ロス、端材、抽出残渣、設備ロス、加工トラブル・調理ミス、不用品、試作ロス
	4. 検査・保管サンプルのロス	検査（保存用サンプル）、欠品対策用製品、検査不用品
輸配送・卸売工程	5. 仕入時のロス	営業注の傷
	6. 返品によるロス	納入期限切れ返品
	7. 輸送時のロス	破損
小売店舗	8. 仕入時のロス	破損
	9. 商品陳列時のロス	商品のフェイス替え
	10. 保管・販売時のロス	売れ残り商品
	11. 加工・調理時のロス	店内での食品残渣
飲食店舗	12. 仕入時のロス	規格外品、仕入時の傷み・腐れ、誤・過剰発注
	13. 保管・販売時のロス	保管中に発生した傷み・腐れ、賞味・消費・保管期限切れ、作り置き不使用
	14. 加工・調理時のロス	加工・調理ロス、端材、抽出残渣、設備ロス、加工トラブル・調理ミス、不用品、試作ロス
	15. 検査・保管サンプルのロス	検査（保存用サンプル）
	16. 返品によるロス	返品商品
	17. 食べ残しによるロス	食べ残し・キャンセル品、注文ミス
全工程	18. その他（	

6. 登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

食品リサイクルの推進に向けた課題として、食品関連事業者からは「近隣に食品リサイクル事業者が居ないため、リサイクルしたくてもできない状況にある」といった指摘がある。

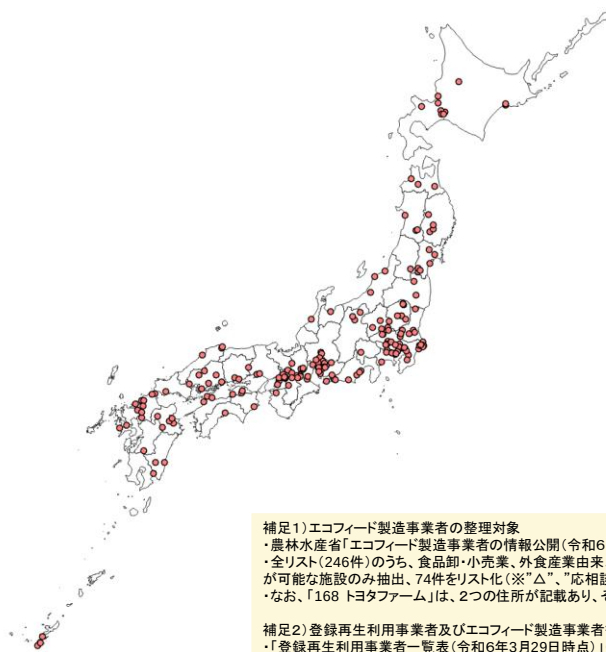
現状分析のため、登録再生利用事業者、エコフィード製造事業者等について、白地図上にプロットすることで、食品リサイクル事業者の地域的な立地状況を視覚的に整理した。

なお、整理においては、登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の立地状況に加えて、事業所から半径 75km、半径 50km、半径 25km の円を表示することで整理を行った。

<登録再生利用事業者＋エコフィード製造事業者：198 件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

登録再生利用事業者＋エコフィード製造事業者：198件



補足1)エコフィード製造事業者の整理対象

- ・農林水産省「エコフィード製造事業者の情報公開(令和6年5月現在)」のリストを活用。
- ・全リスト(246件)のうち、食品卸・小売業、外食産業由来、食品製造業由来の食品製造副産物等、いずれかの受入が可能な施設のみ抽出、74件をリスト化(※"△"、"応相談"といった事業所も含む。「-」との回答は含まない)
- ・なお、「168 トヨタファーム」は、2つの住所が記載あり、それぞれをリスト化。

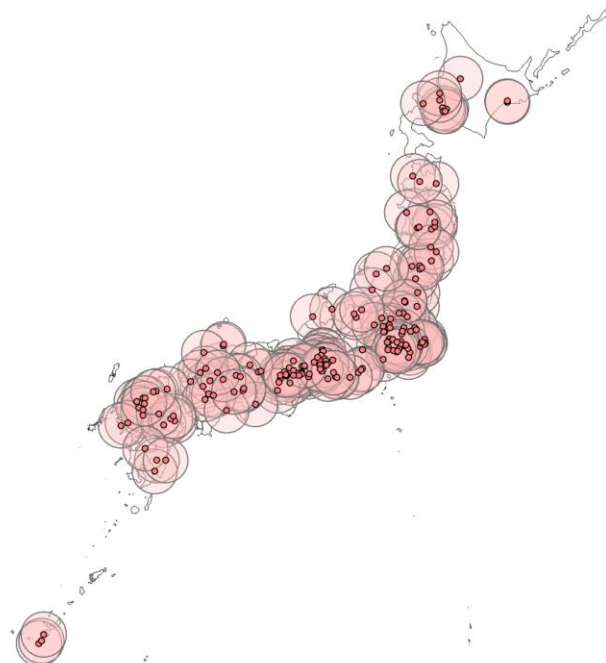
補足2)登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の重複

- ・「登録再生利用事業者一覧表(令和6年3月29日時点)」(153件)、「エコフィード製造事業者の情報公開(令和6年5月現在)」(246件のうち74件を抽出)について重複事業者が29件あり、重複を除いた198件を地図上に整理。

<登録再生利用事業者＋エコフィールド製造事業者：198件（半径75kmを円表示）>

登録再生利用事業者及びエコフィールド製造事業者等の全国マッピング

登録再生利用事業者＋エコフィールド製造事業者：198件（半径75kmを円表示）



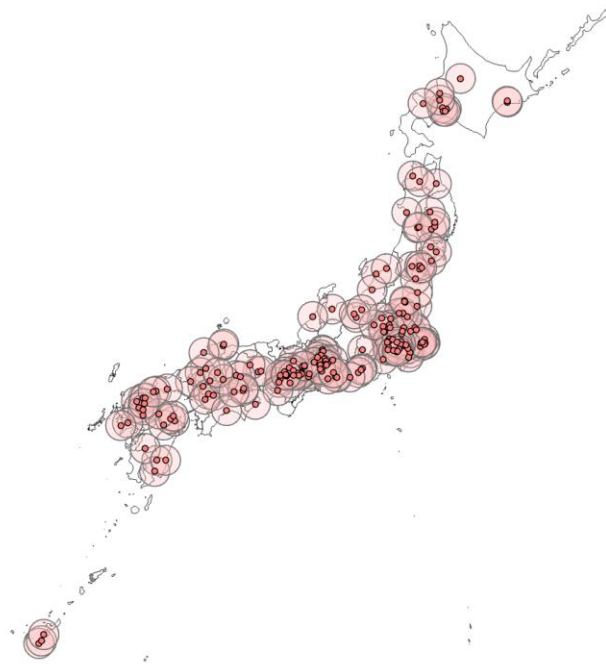
1 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<登録再生利用事業者＋エコフィールド製造事業者：198件（半径50kmを円表示）>

登録再生利用事業者及びエコフィールド製造事業者等の全国マッピング

登録再生利用事業者＋エコフィールド製造事業者：198件（半径50kmを円表示）



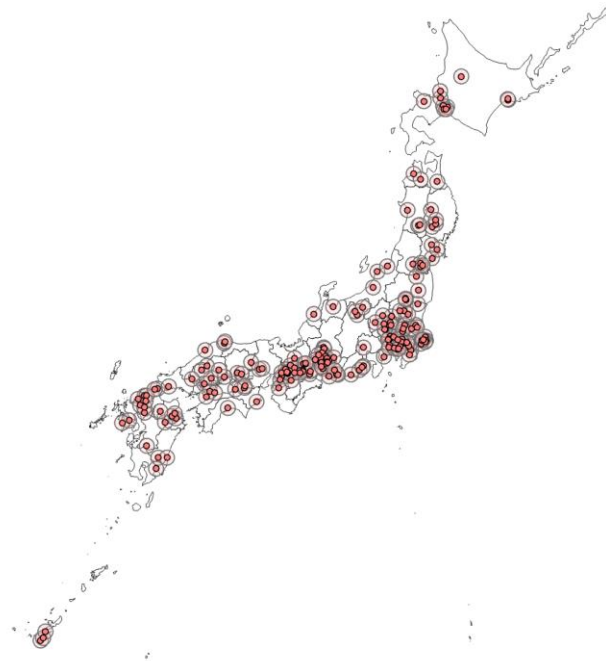
2 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<登録再生利用事業者＋エコフィード製造事業者：198件（半径25kmを円表示）>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

登録再生利用事業者＋エコフィード製造事業者：198件（半径25kmを円表示）



3 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<飼料化：44件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

飼料化：44件



4 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<肥料化 : 88 件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

肥料化: 88件



5 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<メタン化 : 18 件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

メタン化: 18件



6 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<油脂化 : 21 件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

油脂化:21件



7 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<油脂製品化 : 3 件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

油脂製品化:3件



8 Mitsubishi UFJ Research and Consulting



<炭化：2件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

炭化:2件



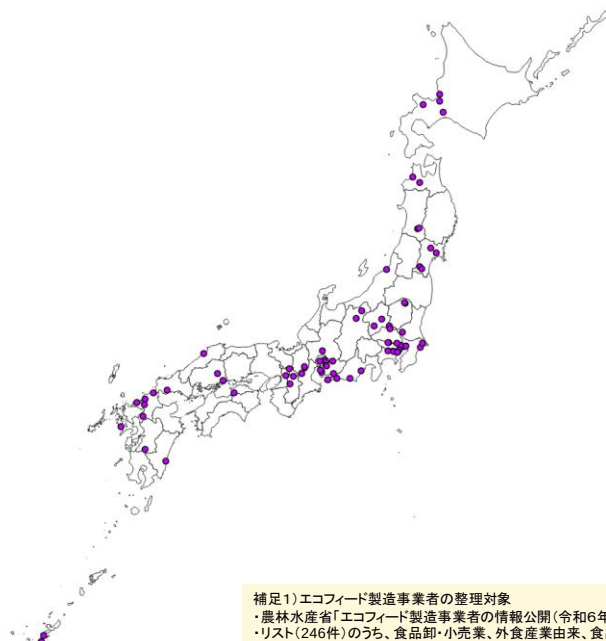
9 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MUFG

<エコフィード製造事業者：74件>

登録再生利用事業者及びエコフィード製造事業者等の全国マッピング

エコフィード製造事業者:74件



補足1) エコフィード製造事業者の整理対象
 ・農林水産省「エコフィード製造事業者の情報公開(令和6年5月現在)」のリストを活用。
 ・リスト(246件)のうち、食品卸・小売業、外食産業由来、食品製造業由来の食品製造副産物等、いずれかの受入が可能な施設のみ抽出、74件をリスト化(※"△"、"応相談"といった事業所も含む。"-"との回答は含まない)
 ・なお、「168 トヨタファーム」は、2つの住所が記載あり、それぞれをリスト化。

10 Mitsubishi UFJ Research and Consulting

MUFG

7. その他

(1) 市区町村における事業系一般廃棄物搬入手数料の現況整理

「令和5年度食品廃棄物等の発生抑制及び再生利用の促進の取組に係る実態調査」の結果を踏まえて、人口5万人以上の都市における事業系一般廃棄物搬入手数料の状況について整理を行った。

(2) 登録再生利用事業者の候補事業者リストの整理

食品循環資源の再生利用の事業は行っているが、登録再生利用事業者制度を活用していない事業者について整理・リスト化を行った。「食品リサイクルループ認定を受けているが、登録再生利用を受けていないリサイクル事業者」などをリストとして整理した。

(3) 家庭ごみ中の食品廃棄物・食品ロスの内訳の整理

家庭系食品ロス削減方策の検討の一助とするため、家庭ごみ中の食品廃棄物・食品ロスの内訳について図とともに整理を行った。

(4) 100トン未満の食品関連事業者における再生利用等実施率の推移

年間の食品廃棄物等の量が100トン未満の事業者における再生利用等実施率の状況を整理した。
農林水産省「食品循環資源の再生利用等実態調査」の各年の調査結果をもとに、業種別に再生利用等実施率の推移を整理した。

(5) 食品関連事業者の生産額等の推移

事業系食品ロス量の削減要因等を検討するための一助として、食品関連事業者の生産額等の推移を整理した。

食品製造業は生産額指数(年)、食品卸売業・食品小売業は販売額(年度)、外食産業は売上(年)で整理し、食品製造業：農林水産省「食品産業動態調査」、食品卸売業、食品小売業：経済産業省「商業動態統計調査」、外食産業：(一社)日本フードサービス協会「外食産業市場動向調査」より把握した。

(以上)

令和6年度環境省請負業務

「令和6年度食品循環資源の再生利用等の促進に関する実施状況調査等業務」報告書

令和7年3月21日

発注者 環境省環境再生・資源循環局総務課リサイクル推進室

請負者 東京都港区虎ノ門 5-11-2

三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。